明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十九年五月二十六日

○第百九十三回国会 参議院会議録第二十六号（その一）

平成二十九年五月二十六日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十七号
平成二十九年五月二十六日
午前十時開議
第一　独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　民法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付）
第九　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十九回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付）
第一〇　農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、特別委員会設置の件
以下　議事日程のとおり

○議長（伊達忠一君）　これより会議を開きます。
この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案を審査するため、委員二十五名から成る天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会を設置いたしたいと存じます。御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊達忠一君）　御異議ないと認めます。
よって、本特別委員会を設置することに決しました。
本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり

○天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員

愛知　治郎君	有村　治子君
尾辻　秀久君	鴻池　祥肇君
山東　昭子君	中曽根弘文君
中山　恭子君	橋本　聖子君
溝手　顕正君	山崎　正昭君
山谷えり子君	小川　勝也君
小川　敏夫君	榛葉賀津也君
長浜　博行君	藤末　健三君
魚住裕一郎君	西田　実仁君
山本　香苗君	井上　哲士君
小池　晃君	片山虎之助君
森　ゆうこ君	松沢　成文君
伊波　洋一君	

○議長（伊達忠一君）　日程第一　独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長石井みどり君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔石井みどり君登壇、拍手〕

○石井みどり君　ただいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センターの業務として、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律における特定適格消費者団体のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、国民生活センターが担保を立てる際の要件、担保が実行された場合の特定適格消費者団体に対する求償の在り方、適格消費者団体及び特定適格消費者団体への支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十四
賛成	二百三十四
反対	○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　日程第二　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長宇都隆史君。

―――――

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

―――――

○宇都隆史君　ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編、豪州及び英国との物品役務相互提供協定の実施に係る規定の整備等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、自衛官定数の充足率向上に向けた取組の必要性、サイバー防衛隊の主要装備品の現状と人員拡充の必要性、陸上総隊新編後の統合運用体制の強化、陸上自衛隊教育訓練研究本部を設置する目的と教育訓練及び研究の内容、予備自衛官等の使用者への情報提供に関する規定を整備する背景と提供情報の内容、不用となった装備品等の開発途上地域への譲与等と憲法の平和主義との関係、本法律案と南西地域の防衛態勢の強化との関係等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より反対、沖縄の風の伊波委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○宇都隆史君登壇、拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　百六十一
反対　七十三

よって、本案は可決されました。（拍手）

―――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

―――――

○議長（伊達忠一君）　日程第三　通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

―――――

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

―――――

○増子輝彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、外国人観光客の急増等に対応した受入れ環境の整備を図るため、通訳案内士ではない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し等を行うとともに、旅行業務に関する取引の公正及び旅行の安全の一層の確保を図るため、旅行サービス手配業の登録制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、通訳案内士の質及び量の向上と活用の促進、業務独占規制の廃止、無資格ガイドによる悪質行為等の実態と政府による対応方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山添拓委員、希望の会（自由・社民）を代表して青木愛委員より、本法律案にそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○増子輝彦君登壇、拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百十二
反対　二十二

よって、本案は可決されました。（拍手）

―――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

―――――

○議長（伊達忠一君）　日程第四　銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長藤川政人君。

―――――

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

―――――

○藤川政人君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、情報通信技術の進展等、我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連ＩＴ企業等との適切な連携、協働を推進するとともに、利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、オープンＡＰＩの導入に向けた課題、電子決済等代行業者制度における利用者保護の在り方、フィンテックの推進に向けた体制整備の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○藤川政人君登壇、拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百三十五
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　日程第五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長森まさこ君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

○森まさこ君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るため、国内希少野生動植物種に関する新たな類型の創設、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等の認定制度の創設、国際希少野生動植物種に係る登録制度の強化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定第二種国内希少野生動植物種制度の具体的な内容、認定希少種保全動植物園等の認定の在り方、国内象牙市場における厳格な管理の必要性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百三十五
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　日程第六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長小林正夫君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

○小林正夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、附則に、政府は、土地利用調整の状況について検討を加え、優良農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずる旨の規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、地域経済の中核となっている埼玉県の事業者を視察するとともに、現行法の評価及び改正により地域経済牽引事業を支援する制度を設ける意義、多様な事業分野の支援に向けた関連施策との連携の在り方、地域の支援機関による連携支援に期待される役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　二百四
反対　三十二

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　日程第七　地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長羽生田俊君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

○羽生田俊君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項に被保険者の地域における自立支援等施策などを追加し、この実施に関する都道府県及び国による支援を強化するとともに、介護医療院の創設、利用者負担の見直し、被用者保険等保険者に係る介護納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、市町村等による自立支援等施策に関する財政的インセンティブの在り方、地域共生社会の実現に向けた取組、利用者負担の見直しの目的とその影響、介護医療院の創設に至った経緯、総報酬割導入の必要性等について

質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、希望の会（自由・社民）を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。牧山ひろえ君。

〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕

○牧山ひろえ君　民進党・新緑風会の牧山ひろえです。

私は、会派を代表して、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に関して、反対の立場から討論をさせていただきます。

本法律案は、地域包括ケアシステムの強化のためという名目の下、介護保険法を中心に、社会福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法など、本来は別々に提出されて審議されるべき三十一本もの法案が一括されて国会に提出されました。また、この法案は、政令への委任事項が三十三か所、省令への委任事項が百八十九か所に上るなど、重要事項の決定の多くが先送りされております。これでは責任ある審議は不可能です。最近の政府提出法案に共通する国会軽視の悪弊でありますが、国民誰もが無関係ではない老後の生活に直結する重要法案であるだけに、国民軽視の極みであると言えます。

また、法案の立案過程においても、当事者の参画が極めて形式的にして不十分なものにとどまったとの批判があります。内容的にも当事者が喜ばない法案となっており、多くの当事者団体が廃案を主張しています。この悲痛な叫びに耳を塞ぐことは、国民の代弁者として許されません。

ちなみに、安倍総理の友人が理事長を務める学校法人加計学園の獣医学部新設計画をめぐる疑惑についても、真相の究明が国民の願いです。総理の御意向などと書かれた一連の文書についての存在を認める旨の前川喜平前文部科学事務次官による証言は、怪文書などとして、該当する文書の存在は確認できなかったとする今までの政府の説明とは根本的に食い違います。政府・与党が前次官の国会招致をかたくなに拒否するのは、国民の願いである真相の究明どころか真相の隠蔽を図っているとしか思えません。政府・与党の猛省を求めます。

それでは、本法案に反対する主な理由を具体的に申し述べます。

まず第一に、介護保険サービスの利用者負担割合について、前回の二割への引上げ影響について十分な検証、分析を行うことなく、拙速に三割負担を導入しようとしていることです。

前回、一定以上の所得の人への負担を二割に引き上げたのは平成二十七年八月のことであり、まだ二年も経過しておりません。厚生労働省は、国全体の調査で、一割負担及び二割負担について、受給者の対前月比の伸び率、一割負担者と二割負担者のサービスの利用回数に顕著な差は見られなかった、複数の自治体で二割負担の導入前後におけるサービス利用回数などの比較を行ったが、これも顕著な差が見られなかったことなどを導入の理由付けとして挙げています。

ですが、複数の自治体で調査を行ったとしながら、実は三つの自治体のみでの調査であったなど、十分な調査を行わず、利用者負担を引き上げることに都合のいいデータのみを用いておりました。三割への引上げのエビデンスが乏しいと言わざるを得ません。少なくとも、負担が二割に上がった方のうち、約十六万七千人がサービスの利用回数を前月より減らし、千六百三十四人が介護保険施設を退所していたことが明らかになっています。これをもって顕著な差ではないとすれば、どれだけの方が負担増に苦しめば顕著な差として認められるというのでしょうか。

三割負担とする理由につきましても、医療保険で既に現役並み所得を有する方については三割負担が求められているとの答弁がありました。ですが、疾患が治癒すれば負担はなくなる医療と異なり、介護サービスの利用期間は長期にわたるという特性が考慮されておりません。

また、利用者負担三割の対象者について、その具体的な基準は政令事項とされており、今後、国会審議を経ることなく、その対象者を拡大することが可能となっております。今回、極めて短期間での拙速な負担増加が繰り返されました。それによって、今後も財政的な問題が生じるたびに場当たり的に利用者負担割合が引き上げられるのではないかなど、国民の不安は募るばかりです。いつ社会保障負担が上がるか分からないという状況の中では、将来不安が根強いために国民の消費活動を鈍らせる結果となり、経済状況にも悪影響を及ぼします。政府は、介護制度における給付と負担について長期的視野に立ったビジョンを提示すべきです。

さらに、度重なる負担増により介護サービスの利用抑制が進むことは、介護保険制度の本来の目的である高齢者の自立支援や重度化防止をかえって阻害する要因となります。その結果、利用者の要介護度が上がれば、介護保険財政にも悪影響を与えかねず、制度の持続可能性を大きく揺るがすことになります。加えて、介護サービスの利用抑制は、介護を行う家族への負担が増加することにもつながるため、安倍内閣がうたう一億総活躍社会や介護離職ゼロに逆行することは明らかです。

第二に、本法案が、市町村における自立支援などの取組について全国一律の指標で実績評価を実施し、要介護状態の改善などの結果を出した自治体に財政的インセンティブを交付するなどとしている保険者機能の強化について、懸念される課題が払拭されていないことです。

まず、法案の説明資料にあるとおり、認定率の低下が財政的インセンティブの指標となった場合、保険者である市区町村が被保険者の認定を受け付けない状況や、実情に合わない介護度認定の引下げが生じないかという懸念が指摘されています。

また、要介護度を改善する取組といっても、特別養護老人ホームには要介護度三以上でしか入所できないため、要介護度が改善されないように要介護認定の調査を受ける利用者もおられるのが現状です。本法案による財政的インセンティブの導入では、利用者目線ではなく、単に自治体間の要介護認定率の引下げなどの数字の競争といった本人不在の事態に陥ることを危惧しています。

そもそも、自治体の中でも人的、物的、地理的条件が大きく異なり、それぞれの地域事情や自治体のキャパシティーにも差があります。にもかかわらず、データ分析や自治体の自立支援の取組などを実施するための財政措置も含めた基盤整備はいまだ不十分です。そのような現状の下、全国一律の評価基準で自立支援に向けた取組等について判定することは困難と言わざるを得ません。

このほか、委員会での審議では、この法案について数多くの問題、懸念が指摘されております。

本法案の説明に際し、厚生労働省は好んで地域共生社会や我が事・丸ごとといった聞き心地の良いキャッチコピーを羅列しました。ですが、その実態は、十分な検証、調査を行わない、拙速な利用者負担割合の引上げを始めとした場当たり的な改正となっています。

また、三十一本の法案を改正するにもかかわらず、肝腎の介護人材の確保や処遇改善に係る対策

については法案に盛り込まれておりません。利用者や介護職員の立場から懸け離れた、我が事ではなく、まるで他人事、よそ事の法改正ではないでしょうか。

本法案の本質は、拙速な財政抑制政策です。そのために、介護保険サービスをなるべく利用しないことを自立とみなしています。この流れの延長線上には、要支援切りに引き続く軽度者向けサービス切り、そして来年度の介護報酬改定における引下げが想定されます。

ちなみに、我が党は、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定について配慮しなければならない項目を盛り込み、次回の報酬改定での引上げを想定した対案を提出しました。ですが、政府・与党は、これに対する議論を深めることなく、衆議院において否決しています。

このままでは、介護保険制度のみが持続可能となっても、介護サービスを利用する要介護者やその家族が必要なサービスを利用できなくなる、保険あって介護なしの状態が深刻化します。

介護崩壊がすぐ間近に迫っているという警鐘を鳴らさせていただき、私の反対討論とさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　倉林明子君。

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君　日本共産党の倉林明子です。

私は、日本共産党を代表し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に断固反対の立場で討論を行います。

本法案は、介護保険の三割負担にとどまらず、介護保険の負担と給付、地域福祉の在り方を大きく変え、高齢者、障害者、障害児、その家族など、国民の生活と権利に多大な影響を与えるものとなっています。

こうした重大法案を、衆議院では二十二時間の審議で地方公聴会も開かないまま強行採決されたのです。本院での審議時間はこれを下回る僅か十六時間足らずであり、参考人質疑も一回のみとなっており、徹底した審議が尽くされたとは到底言えないことを厳しく指摘するものです。

反対理由の第一は、介護サービスの利用者に重い負担増を押し付けるものだからです。

一昨年八月の利用料二割負担の導入に続き、三割負担を導入する本法案の改正には、広範な国民から不安と懸念の声が上がっています。

衆議院の議論を通じて、二割負担の影響調査の必要性を政府自身も認めていながら、その結果が出る前に三割負担に踏み切るなど、論外だと言わなければなりません。要介護一から三の平均的な居宅サービスの利用者で、一割負担から三割負担への負担増額は年間二十から三十万円となるもので、僅か三年間の間に三倍化という負担増が要介護者や家族の生活を圧迫し、サービスの利用抑制を引き起こすことは明らかです。

しかも、委員会での審議を通じ、今回の三割負担の対象には、前年まで働いて給与収入があった人が、今は要介護となって仕事を辞め、所得も激減しているケースなど、高所得とは到底言えない人が少なくなく含まれること、その一方で、株式配当で多額の収入を得ている人が、税の優遇措置を活用することで負担増とならないケースも出てくることなどが明らかとなりました。負担増となるのは一部の高所得者、収入に応じた負担などという政府の論拠は破綻しているのではないでしょうか。要介護者や家族の苦しみに追い打ちを掛けるだけの根拠なき三割負担は、断じて容認できません。

反対理由の第二は、喫緊の課題となっている介護職員の人材不足解消策が全く不十分だからです。

介護現場では職員の離職が後を絶たず、事業所では人材確保に困難を極めています。このまま放置すれば、事業所存続の危機にあると言っても過言ではありません。人材確保を困難にしている最大の要因は、介護現場の低い職員配置基準を見直すことなく、介護報酬の評価も効果的にされてこなかったことにあり、政府の責任は重大です。

この間、政府は、一連の処遇改善策による職員の賃上げは月額四万二千円だと説明してきました。しかし、基本給で見れば、その効果は僅か一万三千円にすぎず、この十年間、他産業との賃金格差は月額十万円、その格差を埋めるには至っていないのです。

本気で賃上げというのであれば、事業所が安心して賃上げに踏み切れるよう配置基準を見直し、それを保証するために思い切った国庫負担の引上げを行うこと、介護報酬全体を引き上げる方向への転換が求められています。人材不足の悪循環を断ち切る改革こそ喫緊の課題ではないでしょうか。

第三は、本法案が導入する財政的インセンティブが自治体による強引な介護サービスの取上げを更に拡大する危険は極めて高く、介護保険の本質をゆがめかねない重大な問題があるからです。

自治体の給付適正化の取組を国が評価し、認定率の低下や給付費抑制で成果を上げる自治体に予算を加算するこの制度を既存の調整交付金の枠組みで実施した場合、適正化が遅れている自治体に対するペナルティーの仕組みとなることは政府も認めています。

この間、厚労省が自立支援の先行事例として推奨する自治体では、自立支援と卒業の名による介護サービスの打切り、基本チェックリストを使った水際作戦、地域ケア会議を門番とする申請、更新のはねのけなどが横行していることが明らかになりました。参考人質疑では、自治体に公的サービスを止められた要介護者が状態悪化や重度化に至るケースや、自費サービスの購入を余儀なくされている実態が生々しく紹介されました。要介護度の低下と給付費の抑制を自治体に競わせるインセンティブとペナルティーの導入がこうした介護切りの拡大と過熱化をもたらすことは、火を見るよりも明らかではありませんか。

年金天引きと過酷な滞納制裁で保険料を取り立てる一方、制度を改正するたびに給付が後退していく介護保険の現状には、有識者からも、このままでは介護保険は国家的詐欺になるという批判の声が上がっているんです。本法案による負担増と給付の切捨ては、介護が必要な人に対するサービス利用を阻害するものにほかならず、公的介護制度に対する国民の信頼を土台から突き崩すことにつながることは明らかです。

第四は、我が事・丸ごと地域共生社会の名の下に、高齢、障害、子供などの福祉に対する公的責任が大幅に後退しかねないことです。

法案は、改革の一環として、障害児者と高齢者への支援を同一事業所で行う共生型サービスを創設するとしています。この新サービスの施設・人員基準が低い方に合わせられ、サービスの質が低下するのではないかという現場の懸念に対し、政府からは、今後審議会で検討するというのみで、具体的な答弁はありませんでした。

また、このサービスの導入が介護保険と障害福祉の統合への突破口となるのではないかという多くの当事者、関係団体の危惧についても、統合しようとするものではないというだけで、不安を払拭するまともな説明はありませんでした。

政府は介護離職ゼロを掲げながら、本法案の中身は更に介護離職を拡大し、介護難民を拡大する危険を増大するものとなっています。

今求められるのは、社会保障費の自然増削減という方針を転換し、国民の生存権と社会保障増進に対する国の責務を定めた憲法二十五条に基づき、公的制度を抜本的に拡充することであります。日本共産党は、介護、福祉の際限なき改悪路線と断固闘う決意を申し上げ、反対討論といたします。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百三十六
賛成　百六十三
反対　七十三
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　日程第八　民法の一部を改正する法律案
日程第九　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
（いずれも第百八十九回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付）
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長秋野公造君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔秋野公造君登壇、拍手〕
○秋野公造君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、民法の一部を改正する法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものであります。
次に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか二百十五の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。
なお、衆議院において、これらの法律の法律番号中の年号を平成二十九年に改める等の修正が行われております。
委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、民法制定後初めて債権法が大改正される理由、暴利行為に関する規定を設けなかった理由、短期消滅時効を廃止した趣旨、法定利率を三％に引き下げる理由及び法定利率の変動制の仕組み、配偶者を保証意思宣明公正証書作成の例外とした理由、公証人の任命基準及び選考基準、定型約款に関する規定を創設した理由、消費貸借を繰上げ返済する場合における弁済期までの利息相当額の請求の可否等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して小川委員より両法律案に反対、日本維新の会を代表して東委員より両法律案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。
討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、民法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより両案を一括して採決いたします。
両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百三十二
賛成　百八十一
反対　五十一
よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　日程第一〇　農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長渡辺猛之君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔渡辺猛之君登壇、拍手〕
○渡辺猛之君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、最近における農業、農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、導入対象業種を拡大する趣旨、就業機会を提供する対象者、優良農地を確保する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して舟山委員より反対、日本共産党を代表して紙理事より反対、希望の会（自由・社民）を代表して森委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。
討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（伊達忠一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（伊達忠一君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百三十六
賛成　百六十三
反対　七十三
よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君）　本日はこれにて散会いたします。
午前十時四十八分散会

出席者は左のとおり。

議長　伊達　忠一君
副議長　郡司　彰君

議員

高木かおり君　杉　久武君
矢倉　克夫君　井原　巧君
片山　大介君　三浦　信祐君
里見　隆治君　小川　克巳君
石井　苗子君　伊藤　孝江君
高瀬　弘美君　熊野　正士君
今井絵理子君　藤巻　健史君
清水　貴之君　宮崎　勝君
佐々木さやか君　河野　義博君
平木　大作君　大沼みずほ君
浅田　均君　儀間　光男君
秋野　公造君　竹谷とし子君
若松　謙維君　新妻　秀規君
石井　正弘君　中西　健治君
東　徹君　石井　章君
山本　博司君　長沢　広明君
石川　博崇君　横山　信一君
末松　信介君　野上浩太郎君
片山虎之助君　室井　邦彦君
渡辺　喜美君　浜田　昌良君
山本　香苗君　谷合　正明君
西田　実仁君　山口那津男君
魚住裕一郎君　丸川　珠代君
大野　泰正君　島田　三郎君
豊田　俊郎君　馬場　成志君
小野田紀美君　こやり隆史君
佐藤　啓君　進藤金日子君
徳茂　雅之君　自見はなこ君
朝日健太郎君　青山　繁晴君
足立　敏之君　和田　政宗君
渡辺美知太郎君　石田　昌宏君
太田　房江君　北村　経夫君
古賀友一郎君　上月　良祐君

酒井　庸行君　島村　大君
高野光二郎君　塚田　一郎君
赤池　誠章君　渡辺　猛之君
三原じゅん子君　藤川　政人君
長谷川　岳君　中西　祐介君
牧野たかお君　松村　祥史君
水落　敏栄君　礒崎　陽輔君
片山さつき君　有村　治子君
二之湯　智君　岡田　直樹君
山本　順三君　世耕　弘成君
鶴保　庸介君　衛藤　晟一君
平野　達男君　藤井　基之君
山谷えり子君　愛知　治郎君
関口　昌一君　吉田　博美君
三木　亨君　元榮太一郎君
宮島　喜文君　山口　和之君
伊波　洋一君　松川　るい君
中西　哲君　藤木　眞也君
糸数　慶子君　山田　宏君
そのだ修光君　井上　義行君
阿達　雅志君　渡邉　美樹君
吉川ゆうみ君　高橋　克法君
滝波　宏文君　堂故　茂君
中泉　松司君　長峯　誠君
二之湯武史君　羽生田　俊君
高階恵美子君　大家　敏志君
宇都　隆史君　上野　通子君
岩井　茂樹君　磯﨑　仁彦君
石井　浩郎君　青木　一彦君
松山　政司君　石井　準一君
西田　昌司君　野村　哲郎君
猪口　邦子君　松下　新平君
福岡　資麿君　石井みどり君
橋本　聖子君　中川　雅治君
岡田　広君　金子原二郎君
武見　敬三君　山本　一太君
林　芳正君　柳本　卓治君

木村　義雄君　溝手　顕正君
薬師寺みちよ君　行田　邦子君
木戸口英司君　山本　太郎君
青木　愛君　アントニオ猪木君
松沢　成文君　福島みずほ君
森　ゆうこ君　又市　征治君
山田　修路君　山下　雄平君
森屋　宏君　杉尾　秀哉君
森本　真治君　礒崎　哲史君
堀井　巌君　舞立　昇治君
三宅　伸吾君　宮本　周司君
石橋　通宏君　川合　孝典君
大野　元裕君　斎藤　嘉隆君
森　まさこ君　山田　俊男君
丸山　和也君　中野　正志君
川田　龍平君　野田　国義君
風間　直樹君　牧山ひろえ君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
古川　俊治君　中山　恭子君
足立　信也君　小林　正夫君
藤田　幸久君　浜野　喜史君
山崎　正昭君　鴻池　祥肇君
尾辻　秀久君　中曽根弘文君
山東　昭子君　蓮　舫君
芝　博一君　羽田雄一郎君
伊藤　孝恵君　平山佐知子君
矢田わか子君　山添　拓君
宮沢　由佳君　浜口　誠君
古賀　之士君　武田　良介君
石上　俊雄君　真山　勇一君
小西　洋之君　舟山　康江君
岩渕　友君　徳永　エリ君
難波　奨二君　江崎　孝君
有田　芳生君　田名部匡代君
吉良よし子君　倉林　明子君
相原久美子君　大島九州男君
藤末　健三君　白　眞勲君

国務大臣

那谷屋正義君　紙　智子君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（金融））　辰巳孝太郎君　大門実紀史君
麻生　太郎君　吉川　沙織君　神本美恵子君
法務大臣　金田　勝年君　大塚　耕平君　増子　輝彦君
厚生労働大臣　塩崎　恭久君　福山　哲郎君　田村　智子君
農林水産大臣　山本　有二君　井上　哲士君　仁比　聡平君
経済産業大臣　世耕　弘成君　榛葉賀津也君　小川　敏夫君
国土交通大臣　石井　啓一君　小川　勝也君　長浜　博行君
環境大臣　山本　公一君　櫻井　充君　鉢呂　吉雄君
防衛大臣　稲田　朋美君　柳田　稔君　山下　芳生君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））　松本　純君　市田　忠義君　小池　晃君

議長の報告事項

一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
渡辺美知太郎君　和田　政宗君
里見　隆治君　長沢　広明君
清水　貴之君　室井　邦彦君

法務委員

辞任　補欠
有田　芳生君　野田　国義君

財政金融委員
辞任　補欠
鶴保　庸介君　高野光二郎君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

文教科学委員
辞任　補欠
野田　国義君　蓮　舫君

厚生労働委員
辞任　補欠
和田　政宗君　馬場　成志君
浜野　喜史君　川合　孝典君
石井　苗子君　片山　大介君

国土交通委員
辞任　補欠
蓮　舫君　有田　芳生君
室井　邦彦君　清水　貴之君

環境委員
辞任　補欠
馬場　成志君　渡辺美知太郎君
川合　孝典君　浜野　喜史君
長沢　広明君　里見　隆治君
片山　大介君　石井　苗子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員
辞任　補欠
高瀬　弘美君　秋野　公造君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

地方自治法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

学校教育法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（閣法第三九号）審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

子宮頸がんワクチンに関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一一五号）

同日本院は、人事官に一宮なほみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に小島吉晴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、預金保険機構理事に貴志浩平君及び手塚明良君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に山名学君、市川玲子君及び常岡孝好君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害等調整委員会委員長に荒井勉君を、同委員に吉村英子君及び加藤一実君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員長に倉吉敬君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に片岡剛士君及び鈴木人司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に金岡京子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に荒井耕君及び野口晴子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、土地鑑定委員会委員に加藤瑞貴君、清常智之君、小津稚加子君、亀島祝子君、河合芳樹君、森田修君及び若崎周君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸安全委員会委員に佐藤雄二君、田村兼吉君及び安田満喜子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、原子力規制委員会委員長に更田豊志君を、同委員に山中伸介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

学校教育法の一部を改正する法律

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
長沢　広明君　里見　隆治君
室井　邦彦君　清水　貴之君

総務委員
辞任　補欠
こやり隆史君　滝沢　求君

法務委員
辞任　補欠
牧野たかお君　宮本　周司君
野田　国義君　有田　芳生君

外交防衛委員
辞任　補欠
滝沢　求君　こやり隆史君
中西　哲君　丸川　珠代君

財政金融委員
辞任　補欠
高野光二郎君　鶴保　庸介君
小池　晃君　吉良よし子君

文教科学委員
辞任　補欠
今井絵理子君　世耕　弘成君
小野田紀美君　馬場　成志君
吉良よし子君　小池　晃君

厚生労働委員
辞任　補欠
馬場　成志君　小野田紀美君

農林水産委員
辞任　補欠
平野　達男君　渡辺美知太郎君

経済産業委員
辞任　補欠
丸川　珠代君　中西　哲君
宮本　周司君　牧野たかお君

国土交通委員
辞任　補欠
有田　芳生君　野田　国義君
清水　貴之君　室井　邦彦君

環境委員
辞任　補欠
世耕　弘成君　今井絵理子君
渡辺美知太郎君　平野　達男君
里見　隆治君　長沢　広明君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会
理事　石井　苗子君　（石井苗子君の補欠）

同日委員長から次の報告書が提出された。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第五九号）審査報告書

銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三三号）審査報告書

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）審査報告書
民法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会閣法第六三号）審査報告書
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十九回国会閣法第六四号）審査報告書
農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
いわゆる昭和四十七年政府見解と武力行使の新三要件との関係等に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一一六号）
河野克俊統合幕僚長の自衛隊の根拠規定を憲法に明記することについての発言に関する質問主意書（小西洋之君提出）（第一一七号）
同日議長は、英国マンチェスターにおいて二十二日発生したテロ事件による被害に対し、ピーター・ファウラー同国上院議長宛見舞状を発送した。

投票者氏名

日程第一　独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三四名

足立　敏之君　　阿達　雅志君
愛知　治郎君　　青木　一彦君
青山　繁晴君　　赤池　誠章君
朝日健太郎君　　有村　治子君
井上　義行君　　井原　巧君
石井　準一君　　石井　浩郎君
石井　正弘君　　石井みどり君
石田　昌宏君　　礒崎　陽輔君
今井絵理子君　　宇都　隆史君
衛藤　晟一君　　小野田紀美君
大家　敏志君　　大野　泰正君
岡田　直樹君　　片山さつき君
木村　義雄君　　こやり隆史君
上月　良祐君　　佐藤　啓君
佐藤　正久君　　自見はなこ君
島村　大君　　末松　信介君
そのだ修光君　　高野光二郎君
滝波　宏文君　　塚田　一郎君
堂故　茂君　　豊田　俊郎君
中川　雅治君　　中西　健治君
中西　祐介君　　中山　恭子君
二之湯　智君　　西田　昌司君
野村　哲郎君　　長谷川　岳君
橋本　聖子君　　平野　達男君
藤井　基之君　　藤木　眞也君
舞立　昇治君　　松川　るい君
磯﨑　仁彦君　　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　　上野　通子君
小川　克巳君　　尾辻　秀久君
大沼みずほ君　　太田　房江君
岡田　広君　　金子原二郎君
北村　経夫君　　古賀友一郎君
鴻池　祥肇君　　佐藤　信秋君
酒井　庸行君　　島田　三郎君
進藤金日子君　　関口　昌一君
髙階恵美子君　　高橋　克法君
武見　敬三君　　鶴保　庸介君
徳茂　雅之君　　中泉　松司君
中曽根弘文君　　中西　哲君
中野　正志君　　長峯　誠君
二之湯武史君　　野上浩太郎君
羽生田　俊君　　馬場　成志君
林　芳正君　　福岡　資麿君
藤川　政人君　　堀井　巌君
牧野たかお君　　松下　新平君
松村　祥史君　　丸川　珠代君
三木　亨君　　三宅　伸吾君
溝手　顕正君　　宮本　周司君
森　まさこ君　　柳本　卓治君
山下　雄平君　　山田　俊男君
山谷えり子君　　山本　順三君
吉田　博美君　　渡辺　猛之君
渡邉　美樹君　　相原久美子君
伊藤　孝恵君　　石橋　通宏君
江崎　孝君　　小川　敏夫君
大塚　耕平君　　風間　直樹君
川合　孝典君　　小西　洋之君
古賀　之士君　　櫻井　充君
榛葉賀津也君　　田名部匡代君
那谷屋正義君　　難波　奨二君
羽田雄一郎君　　鉢呂　吉雄君
浜野　喜史君　　福山　哲郎君
藤田　幸久君　　真山　勇一君
増子　輝彦君　　森本　真治君
松山　政司君　　丸山　和也君
三原じゅん子君　　水落　敏栄君
宮島　喜文君　　元榮太一郎君
森屋　宏君　　山崎　正昭君
山田　修路君　　山田　宏君
山本　一太君　　吉川ゆうみ君
和田　政宗君　　渡辺美知太郎君
足立　信也君　　有田　芳生君
石上　俊雄君　　礒﨑　哲史君
小川　勝也君　　大島九州男君
大野　元裕君　　神本美恵子君
川田　龍平君　　小林　正夫君
斎藤　嘉隆君　　芝　博一君
杉尾　秀哉君　　徳永　エリ君
長浜　博行君　　野田　国義君
白　眞勲君　　浜口　誠君
平山佐知子君　　藤末　健三君
舟山　康江君　　牧山ひろえ君
宮沢　由佳君　　矢田わか子君
柳田　稔君　　蓮　舫君
伊藤　孝江君　　魚住裕一郎君
熊野　正士君　　里見　隆治君
高瀬　弘美君　　谷合　正明君
新妻　秀規君　　浜田　昌良君
三浦　信祐君　　矢倉　克夫君
山本　香苗君　　横山　信一君
井上　哲士君　　岩渕　友君
吉良よし子君　　小池　晃君
大門実紀史君　　武田　良介君
辰巳孝太郎君　　山下　芳生君
浅田　均君　　石井　章君
片山　大介君　　儀間　光男君
高木かおり君　　室井　邦彦君
青木　愛君　　福島みずほ君
森　ゆうこ君　　アントニオ猪木君
松沢　成文君　　伊波　洋一君
郡司　彰君　　吉川　沙織君
秋野　公造君　　石川　博崇君
河野　義博君　　佐々木さやか君
杉　久武君　　竹谷とし子君
長沢　広明君　　西田　実仁君
平木　大作君　　宮崎　勝君
山口那津男君　　山本　博司君
若松　謙維君　　市田　忠義君
紙　智子君　　倉林　明子君
田村　智子君　　武田　良介君
仁比　聡平君　　山添　拓君
東　徹君　　石井　苗子君
片山虎之助君　　清水　貴之君
藤巻　健史君　　渡辺　喜美君
木戸口英司君　　又市　征治君
山本　太郎君　　行田　邦子君
薬師寺みちよ君　　糸数　慶子君
山口　和之君

反対者氏名　〇名

日程第一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一六一名

足立　敏之君　阿達　雅志君　二之湯武史君　石井　章君　石井　苗子君
愛知　治郎君　青木　一彦君　野上浩太郎君　片山　大介君　武田　良介君
青山　繁晴君　赤池　誠章君　羽生田　俊君　儀間　光男君　仁比　聡平君
朝日健太郎君　有村　治子君　馬場　成志君　片山虎之助君　辰巳孝太郎君
井上　義行君　井原　巧君　林　芳正君　清水　貴之君　山下　芳生君
石井　準一君　石井　浩郎君　福岡　資麿君　高木かおり君　山添　拓君
石井　正弘君　石田　昌宏君　藤川　政人君　藤巻　健史君　青木　愛君
磯﨑　仁彦君　磯﨑　陽輔君　古川　俊治君　室井　邦彦君　木戸口英司君
猪口　邦子君　今井絵理子君　舞立　昇治君　渡辺　喜美君　又市　征治君
岩井　茂樹君　宇都　隆史君　松川　るい君　アントニオ猪木君　福島みずほ君
上野　通子君　衛藤　晟一君　松村　祥史君　行田　邦子君　山本　太郎君
小川　克巳君　小野田紀美君　丸川　珠代君　松沢　成文君　糸数　慶子君
尾辻　秀久君　大家　敏志君　三木　亨君　薬師寺みちよ君　郡司　彰君
大沼みずほ君　大野　泰正君　三宅　伸吾君　山口　和之君
太田　房江君　岡田　直樹君　水落　敏栄君
岡田　広君　片山さつき君　宮島　喜文君
金子原二郎君　木村　義雄君　元榮太一郎君
北村　経夫君　こやり隆史君　森屋　宏君
古賀友一郎君　上月　良祐君　山崎　正昭君
佐藤　信秋君　佐藤　啓君　山田　修路君
鴻池　祥肇君　佐藤　正久君　山田　宏君
酒井　庸行君　自見はなこ君　山本　一太君
島田　三郎君　島村　大君　吉川ゆうみ君
進藤金日子君　末松　信介君　和田　政宗君
関口　昌一君　そのだ修光君　渡辺美知太郎君
高階恵美子君　高野光二郎君　秋野　公造君
高橋　克法君　滝波　宏文君　石川　博崇君
武見　敬三君　塚田　一郎君　河野　義博君
鶴保　庸介君　堂故　茂君　佐々木さやか君
徳茂　雅之君　豊田　俊郎君　杉　久武君
中泉　松司君　中川　雅治君　竹谷とし子君
中曽根弘文君　中西　健治君　長沢　広明君
中西　哲君　中西　祐介君　西田　実仁君
中野　正志君　中山　恭子君　平木　大作君
長峯　誠君　二之湯　智君　宮崎　勝君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君
東　徹君

反対者氏名　七三名

足立　信也君　相原久美子君　石井　苗子君
有田　芳生君　伊藤　孝恵君　片山虎之助君
石上　俊雄君　石橋　通宏君　清水　貴之君
礒﨑　哲史君　江崎　孝君　藤巻　健史君
小川　勝也君　小川　敏夫君　室井　邦彦君
大島九州男君　大塚　耕平君　渡辺　喜美君
大野　元裕君　風間　直樹君　アントニオ猪木君
神本美恵子君　川合　孝典君　行田　邦子君
川田　龍平君　小西　洋之君　薬師寺みちよ君
小林　正夫君　古賀　之士君　山口　和之君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　榛葉賀津也君
杉尾　秀哉君　田名部匡代君
徳永　エリ君　那谷屋正義君
長浜　博行君　難波　奨二君
野田　国義君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　鉢呂　吉雄君
浜口　誠君　浜野　喜史君
平山佐知子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
舟山　康江君　真山　勇一君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
宮沢　由佳君　森本　真治君
矢田わか子君　柳田　稔君
吉川　沙織君　蓮　舫君
井上　哲士君　市田　忠義君
岩渕　友君　紙　智子君
吉良よし子君　倉林　明子君

日程第二　通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一二名

足立　敏之君　阿達　雅志君　小池　晃君　田村　智子君
愛知　治郎君　青木　一彦君　大門実紀史君　武田　良介君
青山　繁晴君　赤池　誠章君　辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
朝日健太郎君　有村　治子君　山下　芳生君　山添　拓君
井上　義行君　井原　巧君　青木　愛君　木戸口英司君
石井　準一君　石井　浩郎君　福島みずほ君　又市　征治君
石井　正弘君　石田　昌宏君　森　ゆうこ君　山本　太郎君
磯﨑　仁彦君　磯﨑　陽輔君　伊波　洋一君　糸数　慶子君
猪口　邦子君　今井絵理子君　郡司　彰君
岩井　茂樹君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君
小川　克巳君　小野田紀美君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大沼みずほ君　大野　泰正君
太田　房江君　岡田　直樹君
岡田　広君　片山さつき君
金子原二郎君　木村　義雄君
北村　経夫君　こやり隆史君
古賀友一郎君　上月　良祐君
鴻池　祥肇君　佐藤　啓君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
酒井　庸行君　自見はなこ君
島田　三郎君　島村　大君
進藤金日子君　末松　信介君
関口　昌一君

そのだ修光君　高階恵美子君
高野光二郎君　高橋　克法君
滝波　宏文君　武見　敬三君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
堂故　茂君　徳茂　雅之君
豊田　俊郎君　中泉　松司君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　健治君　中西　哲君
中西　祐介君　中野　正志君
中山　恭子君　長峯　誠君
二之湯　智君　二之湯武史君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　羽生田　俊君
長谷川　岳君　馬場　成志君
橋本　聖子君　林　芳正君
平野　達男君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
藤木　眞也君　古川　俊治君
堀井　巌君　舞立　昇治君
牧野たかお君　松川　るい君
松下　新平君　松村　祥史君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　三木　亨君
三原じゅん子君　三宅　伸吾君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮島　喜文君　宮本　周司君
元榮太一郎君　森　まさこ君
森屋　宏君　柳本　卓治君
山崎　正昭君　山下　雄平君
山田　修路君　山田　俊男君
山田　宏君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉川ゆうみ君　吉田　博美君
和田　政宗君　渡辺　猛之君
渡辺美知太郎君　渡邉　美樹君
足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　伊藤　孝恵君
石上　俊雄君　石橋　通宏君

礒崎　哲史君　江崎　孝君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　神本美恵子君
川合　孝典君　川田　龍平君
小西　洋之君　小林　正夫君
古賀　之士君　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　芝　博一君
榛葉賀津也君　杉尾　秀哉君
田名部匡代君　徳永　エリ君
那谷屋正義君　長浜　博行君
難波　奨二君　野田　国義君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
鉢呂　吉雄君　浜口　誠君
浜野　喜史君　平山佐知子君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　舟山　康江君
真山　勇一君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　宮沢　由佳君
森本　真治君　矢田わか子君
柳田　稔君　吉川　沙織君
蓮　舫君　秋野　公造君
伊藤　孝江君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　河野　義博君
熊野　正士君　佐々木さやか君
里見　隆治君　杉　久武君
高瀬　弘美君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
新妻　秀規君　西田　実仁君
浜田　昌良君　平木　大作君
三浦　信祐君　宮崎　勝君
矢倉　克夫君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　若松　謙維君
浅田　均君　東　徹君
石井　章君　石井　苗子君
片山　大介君　片山虎之助君
儀間　光男君　清水　貴之君

高木かおり君　藤巻　健史君
室井　邦彦君　渡辺　喜美君
アントニオ猪木君　行田　邦子君
松沢　成文君　薬師寺みちよ君
郡司　彰君　山口　和之君

反対者氏名　二二名

井上　哲士君　市田　忠義君
岩渕　友君　紙　智子君
吉良よし子君　倉林　明子君
小池　晃君　田村　智子君
大門実紀史君　武田　良介君
辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
山下　芳生君　山添　拓君
青木　愛君　木戸口英司君
福島みずほ君　又市　征治君
森　ゆうこ君　山本　太郎君
伊波　洋一君　糸数　慶子君

日程第四　銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三五名

足立　敏之君　阿達　雅志君
愛知　治郎君　青木　一彦君
青山　繁晴君　赤池　誠章君
朝日健太郎君　有村　治子君
井上　義行君　井原　巧君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井　正弘君　石井みどり君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
今井絵理子君　岩井　茂樹君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　小川　克巳君
小野田紀美君　尾辻　秀久君
大家　敏志君　大沼みずほ君
大野　泰正君　太田　房江君
岡田　直樹君　岡田　広君

片山さつき君　金子原二郎君
木村　義雄君　北村　経夫君
こやり隆史君　古賀友一郎君
上月　良祐君　鴻池　祥肇君
佐藤　啓君　佐藤　正久君
佐藤　信秋君　酒井　庸行君
自見はなこ君　島田　三郎君
島村　大君　進藤金日子君
末松　信介君　関口　昌一君
そのだ修光君　高階恵美子君
高野光二郎君　高橋　克法君
滝波　宏文君　武見　敬三君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
徳茂　雅之君　豊田　俊郎君
中泉　松司君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　健治君
中西　祐介君　中野　正志君
中山　恭子君　長峯　誠君
二之湯　智君　二之湯武史君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　羽生田　俊君
長谷川　岳君　馬場　成志君
橋本　聖子君　林　芳正君
平野　達男君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
藤木　眞也君　古川　俊治君
堀井　巌君　舞立　昇治君
牧野たかお君　松川　るい君
松下　新平君　松村　祥史君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　三木　亨君
三原じゅん子君　三宅　伸吾君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
宮島　喜文君　宮本　周司君
元榮太一郎君　森　まさこ君
森屋　宏君　柳本　卓治君
山崎　正昭君　山下　雄平君

山田　修路君　山田　俊男君
山田　宏君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉川ゆうみ君　吉田　博美君
和田　政宗君　渡辺　猛之君
渡辺美知太郎君　渡邉　美樹君
足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　伊藤　孝恵君
石上　俊雄君　石橋　通宏君
礒﨑　哲史君　江崎　孝君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　風間　直樹君
神本美恵子君　川合　孝典君
川田　龍平君　小西　洋之君
小林　正夫君　古賀　之士君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　榛葉賀津也君
杉尾　秀哉君　田名部匡代君
徳永　エリ君　那谷屋正義君
長浜　博行君　難波　奨二君
野田　国義君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　鉢呂　吉雄君
浜口　誠君　浜野　喜史君
平山佐知子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
舟山　康江君　真山　勇一君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
宮沢　由佳君　森本　真治君
矢田わか子君　柳田　稔君
吉川　沙織君　蓮　舫君
秋野　公造君　伊藤　孝江君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
河野　義博君　熊野　正士君
佐々木さやか君　里見　隆治君
杉　久武君　高瀬　弘美君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　新妻　秀規君

西田　実仁君　浜田　昌良君
平木　大作君　三浦　信祐君
宮崎　勝君　矢倉　克夫君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
若松　謙維君　井上　哲士君
市田　忠義君　岩渕　友君
紙　智子君　吉良よし子君
倉林　明子君　小池　晃君
田村　智子君　大門実紀史君
武田　良介君　辰巳孝太郎君
仁比　聡平君　山下　芳生君
山添　拓君　浅田　均君
東　徹君　石井　章君
石井　苗子君　片山　大介君
片山虎之助君　儀間　光男君
清水　貴之君　高木かおり君
藤巻　健史君　室井　邦彦君
渡辺　喜美君　青木　愛君
木戸口英司君　福島みずほ君
又市　征治君　森　ゆうこ君
山本　太郎君　アントニオ猪木君
行田　邦子君　松沢　成文君
薬師寺みちよ君　伊波　洋一君
糸数　慶子君　郡司　彰君
山口　和之君

反対者氏名　〇名

日程第五　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三五名

足立　敏之君　阿達　雅志君
愛知　治郎君　青木　一彦君
青山　繁晴君　赤池　誠章君
朝日健太郎君　有村　治子君
井上　義行君　井原　巧君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井　正弘君　石井みどり君
石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君
礒﨑　陽輔君　猪口　邦子君
今井絵理子君　岩井　茂樹君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　小川　克巳君
小野田紀美君　尾辻　秀久君
大家　敏志君　大沼みずほ君
大野　泰正君　太田　房江君
岡田　直樹君　岡田　広君
片山さつき君　金子原二郎君
木村　義雄君　北村　経夫君
こやり隆史君　古賀友一郎君
上月　良祐君　鴻池　祥肇君
佐藤　啓君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　酒井　庸行君
自見はなこ君　島田　三郎君
進藤金日子君　島村　大君
末松　信介君　そのだ修光君
高階恵美子君　高野光二郎君
高橋　克法君　滝波　宏文君
武見　敬三君　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　堂故　茂君
徳茂　雅之君　豊田　俊郎君
中泉　松司君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　健治君
中西　哲君　中西　祐介君
中野　正志君　中山　恭子君
長峯　誠君　二之湯　智君
二之湯武史君　西田　昌司君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
羽生田　俊君　長谷川　岳君
馬場　成志君　橋本　聖子君
林　芳正君　平野　達男君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　藤木　眞也君
古川　俊治君　堀井　巌君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三木　亨君　三原じゅん子君
三宅　伸吾君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮島　喜文君
宮本　周司君　元榮太一郎君
森　まさこ君　森屋　宏君
柳本　卓治君　山崎　正昭君
山下　雄平君　山田　修路君
山田　宏君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉川ゆうみ君
吉田　博美君　渡辺　猛之君
渡邉　美樹君　相原久美子君
伊藤　孝恵君　石橋　通宏君
江崎　孝君　小川　敏夫君
小西　洋之君　古賀　之士君
櫻井　充君　榛葉賀津也君
杉尾　秀哉君　那谷屋正義君
有田　芳生君　石上　俊雄君
礒﨑　哲史君　小川　勝也君
大島九州男君　大野　元裕君
風間　直樹君　神本美恵子君
川合　孝典君　川田　龍平君
小林　正夫君　斎藤　嘉隆君
芝　博一君　白　眞勲君
鉢呂　吉雄君　浜野　喜史君
浜口　誠君　平山佐知子君
福山　哲郎君　藤井　基之君
藤木　眞也君　堀井　巌君
牧野たかお君　松下　新平君
松山　政司君　丸山　和也君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
宮島　喜文君　元榮太一郎君
森屋　宏君　山崎　正昭君
山田　修路君　山田　宏君
山谷えり子君　山本　一太君
吉川ゆうみ君　吉田　博美君
渡辺　猛之君　渡邉　美樹君
和田　政宗君　渡辺美知太郎君
足立　信也君　有田　芳生君
石上　俊雄君　礒﨑　哲史君
小川　勝也君　小川　敏夫君
小西　洋之君　小林　正夫君
斎藤　嘉隆君　芝　博一君
杉尾　秀哉君　那谷屋正義君
難波　奨二君　羽田雄一郎君
浜口　誠君　浜野　喜史君

平山佐知子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
舟山　康江君　真山　勇一君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
宮沢　由佳君　森本　真治君
矢田わか子君　柳田　稔君
吉川　沙織君　蓮　　舫君
秋野　公造君　伊藤　孝江君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
河野　義博君　熊野　正士君
佐々木さやか君　里見　隆治君
杉　　久武君　高瀬　弘美君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　新妻　秀規君
西田　実仁君　浜田　昌良君
平木　大作君　三浦　信祐君
宮崎　　勝君　矢倉　克夫君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
若松　謙維君　井上　哲士君
市田　忠義君　岩渕　　友君
紙　　智子君　吉良よし子君
倉林　明子君　小池　　晃君
田村　智子君　大門実紀史君
武田　良介君　辰巳孝太郎君
仁比　聡平君　山下　芳生君
山添　　拓君　浅田　　均君
東　　徹君　石井　　章君
石井　苗子君　片山　大介君
片山虎之助君　儀間　光男君
清水　貴之君　高木かおり君
藤巻　健史君　室井　邦彦君
渡辺　喜美君　青木　　愛君
木戸口英司君　福島みずほ君
又市　征治君　森　ゆうこ君
山本　太郎君　アントニオ猪木君
行田　邦子君　松沢　成文君

薬師寺みちよ君　伊波　洋一君
糸数　慶子君　郡司　　彰君
山口　和之君

反対者氏名　〇名

日程第六　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇四名

足立　敏之君　阿達　雅志君
愛知　治郎君　青木　一彦君
青山　繁晴君　赤池　誠章君
朝日健太郎君　有村　治子君
井上　義行君　井原　　巧君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井　正弘君　石井みどり君
石田　昌宏君　磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
今井絵理子君　岩井　茂樹君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　小川　克巳君
小野田紀美君　尾辻　秀久君
大家　敏志君　大沼みずほ君
大野　泰正君　太田　房江君
岡田　直樹君　岡田　　広君
片山さつき君　金子原二郎君
木村　義雄君　北村　経夫君
こやり隆史君　古賀友一郎君
上月　良祐君　鴻池　祥肇君
佐藤　　啓君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　酒井　庸行君
山東　昭子君　自見はなこ君
島田　三郎君　島村　　大君
進藤金日子君　末松　信介君
関口　昌一君　そのだ修光君
高階恵美子君　高野光二郎君
高橋　克法君　滝波　宏文君
武見　敬三君　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　堂故　　茂君
徳茂　雅之君　豊田　俊郎君
中泉　松司君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　健治君
中西　哲君　中西　祐介君
中野　正志君　中山　恭子君
長峯　　誠君　二之湯　智君
二之湯武史君　西田　昌司君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
羽生田　俊君　長谷川　岳君
馬場　成志君　橋本　聖子君
林　　芳正君　平野　達男君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　藤木　眞也君
古川　俊治君　堀井　　巌君
舞立　昇治君　牧野たかお君
松川　るい君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三木　　亨君　三原じゅん子君
三宅　伸吾君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮島　喜文君
宮本　周司君　元榮太一郎君
森　まさこ君　森屋　　宏君
柳本　卓治君　山崎　正昭君
山下　雄平君　山田　修路君
山田　俊男君　山田　　宏君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉川ゆうみ君
吉田　博美君　和田　政宗君
渡辺　猛之君　渡邊　美樹君
相原久美子君　足立　信也君
伊藤　孝恵君　有田　芳生君
石橋　通宏君　石上　俊雄君
江崎　　孝君　礒﨑　哲史君
小川　勝也君　小川　敏夫君
大塚　耕平君　大野　元裕君
風間　直樹君　神本美恵子君
川合　孝典君　川田　龍平君
小西　洋之君　小林　正夫君
古賀　之士君　斎藤　嘉隆君
櫻井　　充君　芝　　博一君
榛葉賀津也君　杉尾　秀哉君
田名部匡代君　徳永　エリ君
那谷屋正義君　長浜　博行君
難波　奨二君　野田　国義君
白　　眞勲君　浜口　　誠君
平山佐知子君　藤末　健三君
舟山　康江君　牧山ひろえ君
宮沢　由佳君　矢田わか子君
吉川　沙織君　秋野　公造君
石川　博崇君　河野　義博君
佐々木さやか君　杉　　久武君
竹谷とし子君　長沢　広明君
西田　実仁君　平木　大作君
宮崎　　勝君　山口那津男君
山本　博司君　若松　謙維君
又市　征治君　行田　邦子君
薬師寺みちよ君　山口　和之君
大島九州男君　大野　元裕君
神本美恵子君　川田　龍平君
小林　正夫君　斎藤　嘉隆君
芝　　博一君　杉尾　秀哉君
徳永　エリ君　長浜　博行君
野田　国義君　白　　眞勲君
浜口　　誠君　平山佐知子君
藤末　健三君　舟山　康江君
牧山ひろえ君　宮沢　由佳君
矢田わか子君　吉川　沙織君
秋野　公造君　石川　博崇君
河野　義博君　佐々木さやか君
杉　　久武君　竹谷とし子君
長沢　広明君　西田　実仁君
平木　大作君　宮崎　　勝君
山口那津男君　山本　博司君
若松　謙維君　又市　征治君
行田　邦子君　薬師寺みちよ君
山口　和之君

反対者氏名　三二名

井上　哲士君　市田　忠義君　大野　泰正君　太田　房江君　溝手　顕正君　宮島　喜文君　石上　俊雄君　石橋　通宏君
岩渕　友君　紙　智子君　岡田　直樹君　岡田　広君　礒﨑　哲史君　江崎　孝君
吉良よし子君　倉林　明子君　片山さつき君　金子原二郎君　宮本　周司君　元榮太一郎君　小川　勝也君　小川　敏夫君
小池　晃君　田村　智子君　木村　義雄君　北村　経夫君　森　まさこ君　森屋　宏君　大島九州男君　大塚　耕平君
大門実紀史君　武田　良介君　こやり隆史君　古賀友一郎君　柳本　卓治君　山崎　正昭君　風間　直樹君
辰巳孝太郎君　仁比　聡平君　上月　良祐君　鴻池　祥肇君　山下　雄平君　山田　修路君　川合　孝典君
山下　芳生君　山添　拓君　佐藤　啓君　佐藤　信秋君　山田　俊男君　山田　宏君　小西　洋之君
浅田　均君　東　徹君　佐藤　正久君　酒井　庸行君　山本　一太君　古賀　之士君
石井　章君　石井　苗子君　山東　昭子君　自見はなこ君　山本　順三君　吉川ゆうみ君　櫻井　充君
片山　大介君　片山虎之助君　島田　三郎君　島村　大君　吉田　博美君　和田　政宗君　榛葉賀津也君
儀間　光男君　清水　貴之君　進藤金日子君　末松　信介君　渡辺　猛之君　渡辺美知太郎君　芝　博一君
高木かおり君　藤巻　健史君　関口　昌一君　そのだ修光君　渡邉　美樹君　秋野　公造君　杉尾　秀哉君
室井　邦彦君　渡辺　喜美君　髙階恵美子君　高野光二郎君　伊藤　孝江君　石川　博崇君　田名部匡代君
青木　愛君　木戸口英司君　高橋　克法君　滝波　宏文君　魚住裕一郎君　河野　義博君　徳永　エリ君
森　ゆうこ君　山本　太郎君　武見　敬三君　塚田　一郎君　佐々木さやか君　熊野　正士君　長浜　博行君
伊波　洋一君　糸数　慶子君　鶴保　庸介君　堂故　茂君　杉　久武君　里見　隆治君　野田　国義君　難波　奨二君
日程第七　地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　徳茂　雅之君　豊田　俊郎君　高瀬　弘美君　竹谷とし子君　白　眞勲君　羽田雄一郎君
中泉　松司君　中川　雅治君　谷合　正明君　長沢　広明君　浜口　誠君　鉢呂　吉雄君
中曽根弘文君　中西　健治君　浜田　昌良君　西田　実仁君　浜野　喜史君
中西　哲君　中西　祐介君　新妻　秀規君　平木　大作君　片山虎之助君　福山　哲郎君
中野　正志君　中山　恭子君　矢倉　克夫君　宮崎　勝君　清水　貴之君　藤末　健三君
長峯　誠君　二之湯　智君　三浦　信祐君　山口那津男君　藤巻　健史君　舟山　康江君
二之湯武史君　西田　昌司君　横山　信一君　若松　謙維君　行田　邦子君　真山　勇一君
野上浩太郎君　野村　哲郎君　浅田　均君　東　徹君　薬師寺みちよ君　牧山ひろえ君
羽生田　俊君　長谷川　岳君　石井　章君　石井　苗子君　増子　輝彦君
馬場　成志君　橋本　聖子君　片山　大介君　片山虎之助君　森本　真治君
朝日健太郎君　平野　達男君　儀間　光男君　清水　貴之君　矢田わか子君
有村　治子君　藤井　基之君　高木かおり君　藤巻　健史君　吉川　沙織君
井上　義行君　藤木　眞也君　室井　邦彦君　渡辺　喜美君　市田　忠義君
井原　巧君　堀井　巌君　アントニオ猪木君　行田　邦子君　蓮　舫君
石井　準一君　牧野たかお君　松沢　成文君　薬師寺みちよ君　岩渕　友君
石井　浩郎君　松下　新平君　山口　和之君　井上　哲士君
石井　正弘君　松山　政司君　岩渕　友君
石井みどり君　丸山　和也君　反対者氏名　七三名　紙　智子君
石田　昌宏君　三原じゅん子君　足立　信也君　相原久美子君　倉林　明子君
磯﨑　仁彦君　水落　敏栄君　有田　芳生君　伊藤　孝恵君　小池　晃君
礒﨑　陽輔君　大門実紀史君
猪口　邦子君　賛成者氏名　一六三名　辰巳孝太郎君
今井絵理子君　阿達　雅志君　仁比　聡平君
岩井　茂樹君　足立　敏之君　石井みどり君
上野　通子君　愛知　治郎君　磯﨑　仁彦君
宇都　隆史君　青木　一彦君　猪口　邦子君
衛藤　晟一君　青山　繁晴君　今井絵理子君
小野田紀美君　赤池　誠章君　岩井　茂樹君
大家　敏志君　有村　治子君　上野　通子君
大沼みずほ君　井原　巧君　宇都　隆史君
石井　浩郎君　衛藤　晟一君
石井　正弘君　小野田紀美君
石井みどり君　大家　敏志君
石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
今井絵理子君
岩井　茂樹君
上野　通子君
宇都　隆史君
衛藤　晟一君
小野田紀美君
大家　敏志君
大沼みずほ君
大野　泰正君
岡田　直樹君
片山さつき君
木村　義雄君
こやり隆史君
古賀友一郎君
上月　良祐君
佐藤　啓君
佐藤　正久君
山東　昭子君
島田　三郎君
進藤金日子君
関口　昌一君
髙階恵美子君
高橋　克法君
武見　敬三君
鶴保　庸介君
徳茂　雅之君
豊田　俊郎君
中泉　松司君
中川　雅治君
中曽根弘文君
中西　健治君
中西　祐介君
中山　恭子君
二之湯　智君
西田　昌司君
野上浩太郎君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
平野　達男君
藤井　基之君
藤木　眞也君
堀井　巌君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
溝手　顕正君
宮本　周司君
森　まさこ君
山崎　正昭君
山下　雄平君
山田　修路君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
和田　政宗君
渡辺美知太郎君
渡邉　美樹君
伊藤　孝江君
石川　博崇君
河野　義博君
熊野　正士君
里見　隆治君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君
東　徹君
石井　苗子君
片山虎之助君
清水　貴之君
藤巻　健史君
室井　邦彦君
渡辺　喜美君
アントニオ猪木君
行田　邦子君
薬師寺みちよ君
松沢　成文君
山口　和之君
相原久美子君
伊藤　孝恵君
石上　俊雄君
礒﨑　哲史君
小川　勝也君
大島九州男君
大野　元裕君
神本美恵子君
川田　龍平君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
杉尾　秀哉君
徳永　エリ君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
鉢呂　吉雄君
浜口　誠君
浜野　喜史君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
真山　勇一君
増子　輝彦君
森本　真治君
矢田わか子君
吉川　沙織君
市田　忠義君
蓮　舫君
岩渕　友君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
青木　愛君
福島みずほ君
森　ゆうこ君
伊波　洋一君
郡司　彰君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　敏夫君
大塚　耕平君
風間　直樹君
川合　孝典君
小西　洋之君
古賀　之士君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田名部匡代君
那谷屋正義君
長浜　博行君
野田　国義君
白　眞勲君
浜野　喜史君
福山　哲郎君
藤末　健三君
舟山　康江君
牧山ひろえ君
宮沢　由佳君
柳田　稔君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
武田　良介君
仁比　聡平君
山添　拓君
木戸口英司君
又市　征治君
山本　太郎君
糸数　慶子君

日程第八　民法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付）
日程第九　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十九回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付）

賛成者氏名　一八一名

足立　敏之君　阿達　雅志君　愛知　治郎君　青木　一彦君　青山　繁晴君　赤池　誠章君　朝日健太郎君　有村　治子君　井上　義行君　井原　巧君　石井　準一君　石井　浩郎君　石井　正弘君　石井みどり君　石田　昌宏君　磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩井　茂樹君　宇都　隆史君　上野　通子君　衛藤　晟一君　小川　克巳君　小野田紀美君　尾辻　秀久君　大家　敏志君　大沼みずほ君　大野　泰正君　太田　房江君　岡田　直樹君　岡田　広君　片山さつき君　金子原二郎君　北村　経夫君　木村　義雄君　こやり隆史君　古賀友一郎君　上月　良祐君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　佐藤　啓君　酒井　庸行君　佐藤　正久君　自見はなこ君　山東　昭子君　島田　三郎君　島村　大君　進藤金日子君　末松　信介君　関口　昌一君　そのだ修光君　高階恵美子君　高野光二郎君　高橋　克法君　滝波　宏文君　武見　敬三君　塚田　一郎君　鶴保　庸介君　堂故　茂君　徳茂　雅之君　豊田　俊郎君　中泉　松司君　中曽根弘文君　中西　哲君　中野　正志君　長峯　誠君　二之湯武史君　野上浩太郎君　羽生田　俊君　馬場　成志君　林　芳正君　福岡　資麿君　藤川　政人君　古川　俊治君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　丸川　珠代君　三木　亨君　三宅　伸吾君　溝手　顕正君　宮本　周司君　森　まさこ君　柳本　卓治君　山下　雄平君　山田　俊男君　山谷えり子君　山本　順三君　吉田　博美君　渡辺　猛之君　渡邉　美樹君　伊藤　孝江君　魚住裕一郎君　熊野　正士君　里見　隆治君　高瀬　弘美君　谷合　正明君　新妻　秀規君　浜田　昌良君　中川　雅治君　中西　健治君　中山　恭子君　西田　昌司君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　平野　達男君　藤井　基之君　藤木　眞也君　堀井　巌君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　丸山　和也君　三原じゅん子君　水落　敏栄君　宮島　喜文君　元榮太一郎君　森屋　宏君　山崎　正昭君　山田　修路君　山田　宏君　山本　一太君　吉川ゆうみ君　和田　政宗君　渡辺美知太郎君　秋野　公造君　石川　博崇君　河野　義博君　佐々木さやか君　杉　久武君　竹谷とし子君　長沢　広明君　西田　実仁君　平木　大作君　三浦　信祐君　矢倉　克夫君　山本　香苗君　横山　信一君　井上　哲士君　岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　大門実紀史君　辰巳孝太郎君　山下　芳生君　浅田　均君　石井　章君　片山　大介君　儀間　光男君　高木かおり君　室井　邦彦君　福島みずほ君　アントニオ猪木君　松沢　成文君　伊波　洋一君　山口　和之君　宮崎　勝君　山口那津男君　山本　博司君　若松　謙維君　市田　忠義君　紙　智子君　倉林　明子君　田村　智子君　武田　良介君　仁比　聡平君　山添　拓君　東　徹君　石井　苗子君　片山虎之助君　清水　貴之君　藤巻　健史君　渡辺　喜美君　又市　征治君　行田　邦子君　薬師寺みちよ君　糸数　慶子君

反対者氏名　五一名

足立　信也君　有田　芳生君　伊藤　孝恵君　石上　俊雄君　礒崎　哲史君　小川　勝也君　大島九州男君　大野　元裕君　神本美恵子君　川田　龍平君　小林　正夫君　斎藤　嘉隆君　芝　博一君　杉尾　秀哉君　徳永　エリ君　相原久美子君　石橋　通宏君　江崎　孝君　小川　敏夫君　大塚　耕平君　風間　直樹君　川合　孝典君　小西　洋之君　古賀　之士君　櫻井　充君　榛葉賀津也君　田名部匡代君　那谷屋正義君　長浜　博行君　野田　国義君　白　眞勲君　浜口　誠君　平山佐知子君　藤末　健三君　舟山　康江君　牧山ひろえ君　宮沢　由佳君　矢田わか子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　郡司　彰君　難波　奨二君　羽田雄一郎君　鉢呂　吉雄君　浜野　喜史君　福山　哲郎君　藤田　幸久君　真山　勇一君　増子　輝彦君　森本　真治君　柳田　稔君

日程第一〇　農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一六三名

足立　敏之君　阿達　雅志君　愛知　治郎君　青木　一彦君　青山　繁晴君　赤池　誠章君　朝日健太郎君　有村　治子君　井上　義行君　井原　巧君　石井　準一君　石井　浩郎君　石井　正弘君　石井みどり君　石田　昌宏君　磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩井　茂樹君　宇都　隆史君　上野　通子君　衛藤　晟一君　小川　克巳君　小野田紀美君　尾辻　秀久君　大家　敏志君　大沼みずほ君　大野　泰正君　太田　房江君　岡田　直樹君　岡田　広君　片山さつき君　金子原二郎君　北村　経夫君　木村　義雄君　こやり隆史君　古賀友一郎君　上月　良祐君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　佐藤　啓君　酒井　庸行君　佐藤　正久君

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

山東　昭子君
島田　三郎君
進藤金日子君
関口　昌一君
高階恵美子君
高橋　克法君
武見　敬三君
鶴保　庸介君
徳茂　雅之君
中泉　松司君
中曽根弘文君
中西　哲君
中野　正志君
長峯　誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田　俊君
馬場　成志君
林　芳正君
福岡　資麿君
藤川　政人君
古川　俊治君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
宮本　周司君
森　まさこ君
柳本　卓治君
山下　雄平君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　順三君
吉田　博美君
渡辺　猛之君

自見はなこ君
島村　大君
末松　信介君
そのだ修光君
高野光二郎君
滝波　宏文君
塚田　一郎君
堂故　茂君
豊田　俊郎君
中川　雅治君
中西　健治君
中西　祐介君
中山　恭子君
二之湯　智君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
平野　達男君
藤井　基之君
藤木　眞也君
堀井　巌君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
丸山　和也君
三原じゅん子君
水落　敏栄君
宮島　喜文君
元榮太一郎君
森屋　宏君
山崎　正昭君
山田　修路君
山田　宏君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
和田　政宗君
渡辺美知太郎君

渡邉　美樹君
伊藤　孝江君
魚住裕一郎君
熊野　正士君
里見　隆治君
高瀬　弘美君
谷合　正明君
新妻　秀規君
浜田　昌良君
三浦　信祐君
矢倉　克夫君
山本　香苗君
横山　信一君
浅田　均君
石井　章君
片山　大介君
儀間　光男君
高木かおり君
室井　邦彦君
アントニオ猪木君
松沢　成文君
山口　和之君

秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
佐々木さやか君
杉　久武君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
山口那津男君
山本　博司君
若松　謙維君
東　徹君
石井　苗子君
片山虎之助君
清水　貴之君
藤巻　健史君
渡辺　喜美君
行田　邦子君
薬師寺みちよ君

長浜　博行君
野田　国義君
白　眞勲君
浜口　誠君
平山佐知子君
藤末　健三君
舟山　康江君
牧山ひろえ君
宮沢　由佳君
矢田わか子君
吉川　沙織君
井上　哲士君
岩渕　友君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君
青木　愛君
福島みずほ君
森　ゆうこ君
伊波　洋一君
郡司　彰君

難波　奨二君
羽田雄一郎君
鉢呂　吉雄君
浜野　喜史君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
真山　勇一君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳田　稔君
蓮　舫君
市田　忠義君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
武田　良介君
仁比　聡平君
山添　拓君
木戸口英司君
又市　征治君
山本　太郎君
糸数　慶子君

反対者氏名

七三名

足立　信也君
有田　芳生君
石上　俊雄君
礒﨑　哲史君
小川　勝也君
大島九州男君
大野　元裕君
神本美恵子君
川田　龍平君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
杉尾　秀哉君
徳永　エリ君

相原久美子君
伊藤　孝恵君
石橋　通宏君
江崎　孝君
小川　敏夫君
大塚　耕平君
風間　直樹君
川合　孝典君
小西　洋之君
古賀　之士君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田名部匡代君
那谷屋正義君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十九年五月二十六日

○第百九十三回国会 参議院会議録第二十六号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十四日

消費者問題に関する特別委員長　石井みどり

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センターの業務として消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律における特定適格消費者団体のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加する等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一　悪質な事業者から消費者の被害を回復するため、特定適格消費者団体から立担保の要請があった場合に、国民生活センターが直ちに担保を立てられるよう、国民生活センター、特定適格消費者団体、地方公共団体等関係者間での連携を強化し、また、国民生活センターにおける立担保の審査・手続体制を整備すること。

二　特定適格消費者団体が国民生活センターによる立担保を利用する場合の要件については、裁判所において仮差押命令の要件が審理されていることを踏まえるとともに、立担保可能額についても、一律に上限を設けることなく個別の事案に応じて柔軟に対応し、特定適格消費者団体による消費者被害回復のための裁判手続が有効かつ円滑に機能するよう配慮すること。

三　裁判所に違法とされた仮差押命令により事業者が損害を被り担保が実行された場合に、国民生活センターが特定適格消費者団体に対して行う求償については、公益のために特定適格消費者団体に仮差押命令の申立権限を付与した意義に鑑み、一定の要件を満たす場合には、分割による返還、返還の猶予又は減額・免除をすること。

四　特定適格消費者団体の更新手続の事務負担を軽減し、被害回復関係業務に注力できるよう、特定認定の有効期間については、特定適格消費者団体の今後の活動状況を踏まえ、その延長を検討すること。

五　適格消費者団体が行う差止請求のための活動は利益を生まないため、精力的に取り組むほど財政状況が厳しくなること、また、特定適格消費者団体が行う被害回復のための活動も、費用を回収できない場合があることから、両団体が経理的基礎を強化することは困難であることに鑑み、両団体に対して、既存の支援策を拡充するとともに、その公益的な活動に必要な資金の確保等の財政面の支援を行うこと。

六　適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する寄附に関する規定の見直しも含め、クラウドファンディングなどを活用した寄附を増進する方策を検討すること。

七　消費者から寄せられた情報を差止請求及び被害回復のための活動により有効活用できるよう、適格消費者団体相互間、特定適格消費者団体相互間のみならず、適格消費者団体と特定適格消費者団体との間のそれぞれの連携協力を促進する方策を検討すること。

八　適格消費者団体及び特定適格消費者団体が差止請求や被害回復のための活動を迅速かつ適切に行うため、事業者の対応状況等が把握できるよう、個人情報保護及び情報セキュリティ等に配慮しつつ、両団体に対する全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO―NET）に係る情報の開示の範囲の拡大、PIO―NET端末の配備及びその他の必要な情報の提供について検討すること。

右決議する。

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月二十一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第一条　独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「利益及び損失の処理の特例等（第四十三条）」を「財務及び会計（第四十三条・第四十三条の二）」に改める。

第三条中「実施する」を「実施し、及びその利用を容易にする」に改める。

第十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。）が行う同法第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　財務及び会計

第四十三条に見出しとして「（利益及び損失の処理の特例等）」を付する。

第四章中第四十三条の次に次の一条を加える。

（長期借入金）

第四十三条の二　センターは、第十条第七号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2　センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四十九条に次の一号を加える。

三　第四十三条の二第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

（消費者契約法の一部改正）

第二条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「三年」を「六年」に改める。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第三条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項ただし書中「が特定認定の有効期間」を「（以下この項において単に「残存期間」という。）が三年」に、「場合には、同項の認定の有効期間の」を「ときは」に改め、「同一」の下に「の期間とし、残存期間が三年より長いときは残存期間から三年を控除した期間」を加える。

第七十五条の見出しを「（特定適格消費者団体等の責務）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第十条第七号に掲げる業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

附則第六条中「（平成十四年法律第百二十三号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の消費者契約法第十三条第一項の認定を受けている者（次条において「既存適格消費者団体」という。）に係る当該認定の有効期間については、その満了の日までの間は、第二条の規定による改正後の消費者契約法第十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第六十五条第一項に規定する特定認定を受けている者に係る当該特定認定及び既存適格消費者団体が前条の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の満了の日までの間に第三条の規定による改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下この条において「新消費者裁判手続特例法」という。）第六十五条第一項に規定する特定認定を受けた場合における当該特定認定の有効期間については、新消費者裁判手続特例法第六十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

外交防衛委員長　宇都　隆史

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編並びに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月二十八日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

防衛省設置法等の一部を改正する法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万八百六十三人」を「十五万八百五十六人」に、「四万五千三百六十四人」を「四万五千三百六十三人」に、「四万六千九百四十二人」を「四万六千九百四十一人」に、「千二百五十三人」を「千二百五十九人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「方面隊、中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊」に改め、同条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　陸上総隊は、陸上総隊司令部及び団、連隊その他の直轄部隊から成る。

第十条の次に次の一条を加える。

（陸上総隊司令官）

第十条の二　陸上総隊の長は、陸上総隊司令官とする。

2　陸上総隊司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、陸上総隊の隊務を統括する。

3　防衛大臣は、第六章に規定する行動その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用を図る必要がある場合には、方面隊の全部又は一部を陸上総隊司令官の指揮下に置くことができる。

第十二条の三を削る。

第十三条中「方面隊、師団、旅団及び中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊、師団及び旅団」に改める。

第二十条第二項中「、航空混成団」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六

項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条の七を削る。

第二十条の八第二項中「、航空混成団に属する航空団の航空団司令は航空混成団司令の」を削り、同条を第二十条の七とする。

第二十条の九中「、航空混成団」を削り、同条を第二十条の八とする。

第二十一条第一項中「、航空混成団及び航空団」を「及び航空団」に改め、「、航空混成団司令部」を削る。

第二十一条の二第一項中「方面隊、中央即応集団」を「陸上総隊、方面隊」に改める。

第二十四条第二項中「研究本部」を「教育訓練研究本部」に改める。

第二十五条第一項中「もの」の下に「及び第二十七条の二第一項第二号に掲げるもの」を、「ともに、」の下に「陸上自衛隊若しくは」を、「調査研究」の下に「（第二十七条の二第一項第三号に掲げるものを除く。）」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　陸上自衛隊の学校の校長がその校務を掌理するに当たつては、教育訓練研究本部長の統制に従わなければならない。

第二十七条の二を次のように改める。

（教育訓練研究本部）

第二十七条の二　教育訓練研究本部においては、次に掲げる事務を行う。

一　陸上自衛隊における第二十五条第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務

二　陸上自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練

三　陸上自衛隊における大部隊の運用等に関する調査研究

2　前項第二号に掲げるもののほか、教育訓練研究本部は、第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人及び技術者の教育訓練で同号の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

3　教育訓練研究本部に、教育訓練研究本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

4　教育訓練研究本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。

第二十八条中「研究本部長」を「教育訓練研究本部長」に改め、「ついて」の下に「陸上総隊司令官、」を加える。

第七十三条の次に次の一条を加える。

（予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供）

第七十三条の二　防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。）である者の使用者から求められた場合であつて、当該予備自衛官の同意があるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該使用者に対し、当該予備自衛官の訓練招集の予定期間その他予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める情報の提供を行うものとする。

第七十五条の八中「第七十五条の五」と」の下に「、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と」を加える。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はオーストラリア」を「、オーストラリア又は英国」に改める。

第百条の二第一項中「の学校」の下に「若しくは教育訓練研究本部」を加える。

第百条の八第一項第一号中「第三号から第六号まで」を「次号及び第四号から第九号まで」に改め、同項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

第百条の八第一項第三号中「としての輸送」を削り、「これらの」を「当該保護措置又は当該」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

第百条の八第一項第一号の次に次の一号を加える。

二　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

第百条の八第三項第二号中「第六号」を「第九号」に改め、同条第四項中「（弾薬を含む。）」を削る。

第百条の九の次に次の二条を加える。

（英国軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十　防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる英国軍隊（英国の軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該英国軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一　自衛隊及び英国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する英国軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する英国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当する英国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する英国軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う英国軍隊

三　天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行う英国軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四　自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英国軍隊

五　部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行う英国軍隊

六　部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の

輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う英国軍隊

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う英国軍隊

八　連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在する英国軍隊

九　連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により英国内にある英国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行う英国軍隊

2　防衛大臣は、前項各号に掲げる英国軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該英国軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3　前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げる英国軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一項第一号に掲げる英国軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二　第一項第二号から第九号までに掲げる英国軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4　第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（英国軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十一　この法律又は他の法律の規定により、英国軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の定めるところによる。

第百九条第二項中「海上自衛隊の使用する船舶」を「陸上自衛隊の使用する船舶又は海上自衛隊の使用する船舶」に改め、「その他のものにあつては」の下に「陸上自衛隊又は」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（昭和八年法律第十一号）」及び「（平成十三年法律第百二号）」を削り、「本章中」を「この章において」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下単に「陸上自衛隊の使用する船舶」という。）については、適用しない。

第百十条中「（昭和二十六年法律第百四十九号）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定は、陸上自衛隊の使用する船舶及びこれに乗船して小型船舶操縦者の業務に従事する隊員については、適用しない。

第百十一条（見出しを含む。）中「海上自衛隊」を「陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊」に改める。

第百十六条の三を第百十六条の四とし、第百十六条の二の次に次の一条を加える。

（開発途上地域の政府に対する不用装備品等の譲渡に係る財政法の特例）

第百十六条の三　防衛大臣は、開発途上にある海外の地域の政府から当該地域の軍隊が行う災害応急対策のための活動、情報の収集のための活動、教育訓練その他の活動（国際連合憲章の目的と両立しないものを除く。）の用に供するために装備品等（装備品、船舶、航空機又は需品をいい、武器（弾薬を含む。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡を求める旨の申出があつた場合において、当該軍隊の当該活動に係る能力の向上を支援するため必要と認めるときは、当該政府との間の装備品等の譲渡に関する国際約束（我が国から譲渡された装備品等が、我が国の同意を得ないで、我が国との間で合意をした用途以外の用途に使用され、又は第三者に移転されることがないようにするための規定を有するものに限る。）に基づいて、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、自衛隊の用に供されていた装備品等であつて行政財産の用途を廃止したもの又は物品の不用の決定をしたものを、当該政府に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

別表第三中「南西航空混成団」を「南西航空混成団司令部」に、「南西航空方面隊」を「南西航空方面隊司令部」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第三条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「又はオーストラリア」を「、オーストラリア又は英国」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中自衛隊法第百十六条の三を第百十六条の四とし、第百十六条の二の次に一条を加える改正規定　公布の日

二　第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七を削る改正規定、同法第二十条の八第二項の改正規定、同条を同法第二十条の七とする改正規定、同法第二十条の九の改正規定、同条を同法第二十条の八とする改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定、同法第七十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十五条の八及び別表第三の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中自衛隊法第百九条から第百十一条までの改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の九の次に二条を加える改正規定並びに第三条の規定　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生の日

五　第二条中自衛隊法第百条の八の改正規定　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

（罰則に関する経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第三条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「船舶及び」を「船舶内並びに陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第四条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「若しくは航空混成団司令」を削る。

審査報告書

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

国土交通委員長　増子　輝彦

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国人観光旅客の急増等に対応した受入環境の整備を図るため、通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し等を行うとともに、旅行業務に関する取引の公正及び旅行の安全の一層の確保を図るため、旅行サービス手配業の登録制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一　全国通訳案内士及び地域通訳案内士が本法により位置づけられた資格であることの意義を踏まえ、その信頼を保つために、新制度の周知に最善を尽くすこと。

二　全国通訳案内士等の有資格者の内外での認知度を高めるための措置を講じるとともに、就業機会を確保する環境を整備すること。また、全国通訳案内士等の団体を通じて就業状況の実態把握に努めて定期的に公表し、必要に応じ、より効果的な取り組みを行うよう努めること。

三　全国通訳案内士に対して義務付けされる定期研修について、有資格者にとって受講しやすいものとなるよう制度設計を行うとともに、無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼び掛け、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。

四　悪質ガイドを防止するために、諸外国と連携しそれぞれの国内法に基づく取締りを要請するとともに、国内観光地において定期的に啓発活動を実施することを通じて、旅行者の安心と安全を確保し、訪日外国人観光客のニーズに応え、質の高い旅行を提供するための環境整備に努めること。

右決議する。

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年五月十六日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

（小字は衆議院修正）

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律

（通訳案内士法の一部改正）

第一条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　全国通訳案内士

第一節　全国通訳案内士の資格（第三条・第四条）

第二節　全国通訳案内士試験（第五条―第十七条）

第三節　全国通訳案内士の登録（第十八条―第二十八条）

第四節　全国通訳案内士の業務（第二十九条―第三十四条）

第五節　登録研修機関（第三十五条―第五十一条）

第六節　雑則（第五十二条）

第三章　地域通訳案内士

第一節　地域通訳案内士育成等基本指針等（第五十三条・第五十四条）

第二節　地域通訳案内士の資格（第五十五条・第五十六条）

第三節　地域通訳案内士の登録（第五十七条）

第四節　地域通訳案内士の業務（第五十八条・第五十九条）

第五節　雑則（第六十条）

第四章　雑則（第六十一条）

第五章　罰則（第六十二条―第六十七条）

附則

第一条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士」に改める。

第二条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地域通訳案内士は、その資格を得た第五十四条第二項第一号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

第二章の章名を削る。

第二条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　全国通訳案内士

第一節　全国通訳案内士の資格

第三条中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に、「通訳案内士となる」を「全国通訳案内士となる」に改める。

第四条中「通訳案内士となる」を「全国通訳案内士となる」に改め、同条第二号中「第三十三条第一項」を「第二十五条（第五十七条において準用する場合を含む。）」に、「業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分」を「登録を取り消され、その取消し」に、「もの」を「者」に改め、同条第三号から第九号までを削り、同条の次に次の節名を付する。

第二節　全国通訳案内士試験

第五条中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に、「通訳案内士として」を「全国通訳案内士として」に改める。

第六条第一項中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

五　通訳案内の実務

第七条中「掲げる試験」を「定める試験」に改め、同条第一号及び第二号中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第八条から第十条までの規定及び第十一条第一項中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第十三条第一項中「通訳案内士として」を「全国通訳案内士として」に、「通訳案内士試験委員」を「全国通訳案内士試験委員」に改める。

第十五条第一項及び第十七条中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

第三章の章名を削る。

第十七条の次に次の節名を付する。

第三節　全国通訳案内士の登録

第十八条中「通訳案内士となる」を「全国通訳案内士となる」に、「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第二十条第二項及び第二十一条第一項中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第二十二条の見出しを「（全国通訳案内士登録証）」に改め、同条中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録証」を「全国通訳案内士登録証」に改める。

第二十三条及び第二十四条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第二十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（登録の取消し等）」を付し、同条第一項中「通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事は」を「都道府県知事は、全国通訳案内士が次の各号のいずれかに該当する場合には」に、「抹消しなければ」を「取り消さなければ」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2　都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十一条第一項に規定する国土交通省令で定める者に該当するに至つた場合には、その登録を取り消すことができる。

第二十五条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、全国通訳案内士が第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合には、その登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずることができる。

第二十六条を次のように改める。

（登録の消除）

第二十六条　都道府県知事は、全国通訳案内士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」を「全国通訳案内士登録簿」に改める。

第二十八条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第四章の章名を削る。

第二十八条の次に次の節名を付する。

第四節　全国通訳案内士の業務

第二十九条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第三十三条を削る。

第三十二条第一項中「通訳案内士は、第三十五条第一項の規定により届出をした団体が同条第二項の規定に基づき実施する研修を受けることにより、通訳案内士」を「全国通訳案内士は、第三十条第一項に定めるもののほか、外国語に関する講習を受講することその他の全国通訳案内士」に改め、同条第二項中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十一条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条の前の見出しを削り、同条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第三十一条とし、同条の前に見出しとして「（禁止行為）」を付する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（研修）

第三十条　全国通訳案内士は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、第三十五条から第三十七条までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受けなければならない。

2　前項の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十四条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

第五章の章名を削る。

第四十三条中「第二項」の下に「（これらの規定を第五十九条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第六十七条とする。

第四十二条を削る。

第四十一条第三号中「第三十七条」を「第五十二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第三十四条」の下に「（第五十九条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第三十条」を「第三十一条（第五十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、全国通訳案内士の名称を使用したもの

第四十一条に次の三号を加える。

五　第五十七条において準用する第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域通訳案内士の名称を使用したもの

六　第五十八条の規定に違反した者

七　第六十条の規定に違反した者

第四十一条を第六十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十二条の規定による届出をしないで研修業務の全部を廃止したとき。

二　第四十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三　第四十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第四十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十六条　第四十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

第四十条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「偽りその他不正の手段により全国通訳案内士又は地域通訳案内士の登録を受けた者」に改め、同条各号を削り、同条を第六十三条とする。

第三十九条中「第十四条第一項の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第十四条第一項の規定に違反した者

二　第四十六条の規定による研修業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした登録研修機関の役員又は職員

第三十九条を第六十二条とする。

第六章を第五章とする。

第三十八条を削る。

第三十七条中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同条を第五十二条とし、同条の次に次の二章を加える。

第三章　地域通訳案内士

第一節　地域通訳案内士育成等基本指針等

（地域通訳案内士育成等基本指針）

第五十三条　国土交通大臣は、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用（以下「地域通訳案内士の育成等」という。）を図ることにより、地域通訳案内士が全国通訳案内士と連携して地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応することができるよう、地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針（以下「地域通訳案内士育成等基本指針」という。）を定めなければならない。

2　地域通訳案内士育成等基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項

二　次条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画の作成について指針となるべき事項

三　その他地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

3　国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、地域通訳案内士育成等基本指針を変更するものとする。

4　国土交通大臣は、地域通訳案内士育成等基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（地域通訳案内士育成等計画）

第五十四条　市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、地域通訳案内士の育成等を図るための計画（以下「地域通訳案内士育成等計画」という。）を定めることができる。

2　地域通訳案内士育成等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）

二　地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項

三　二以上の市町村又は都道府県が共同して地域通訳案内士育成等計画を定める場合にあつては、第五十七条において読み替えて準用する第十九条の地域通訳案内士登録簿を備える一の市町村又は都道府県

四　前三号に掲げるもののほか、地域通訳案内士育成等計画の実施に関し当該市町村又は都道府県が必要と認める事項

3　市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。

4　観光庁長官は、地域通訳案内士育成等計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一　地域通訳案内士育成等基本指針に適合するものであること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5　市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

6　市町村又は都道府県は、地域通訳案内士育成等計画を変更しようとするときは、観光庁長官の同意を得なければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第二節　地域通訳案内士の資格

（資格）

第五十五条　前条第三項の同意を得た市町村又は都道府県が行う当該同意に係る地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域通訳案内士業務区域において、地域通訳案内士となる資格を有する。

（欠格事由）

第五十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、地域通訳案内士となる資格を有しない。

一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二　第二十五条（次条において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

第三節　地域通訳案内士の登録

第五十七条　前章第三節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「全国通訳案内士登録簿」とあるのは「地域通訳案内士登録簿」と、第十九条中「都道府県」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県（当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、当該同意を得た同条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定めた同条第二項第三号に規定する一の市町村又は都道府県。以下この節において同じ。）」と、第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と、第二十二条（見出しを含む。）中「全国通訳案内士登録証」とあるのは「地域通訳案内士登録証」と、第二十五条第三項中「第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条」とあるのは「第五十八条又は第五十九条において準用する第二十九条第一項若しくは第二項、第三十一条若しくは第三十二条」と読み替えるものとする。

第四節　地域通訳案内士の業務

（名称表示の場合の義務）

第五十八条　地域通訳案内士は、その業務に関して地域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地域通訳案内士業務区域を明示してするものとし、当該地域通訳案内士業務区域以外の区域を表示してはならない。

（準用）

第五十九条　前章第四節（第三十条を除く。）の

規定は、地域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、第三十三条第二項中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県（当該市町村又は都道府県が二以上である場合にあつては、当該同意を得た同条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定めた同条第二項第三号に規定する一の市町村又は都道府県。次条において同じ。）の長」と、第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長」と読み替えるものとする。

第五節　雑則

（名称の使用制限）

第六十条　地域通訳案内士でない者は、地域通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第四章　雑則

（経過措置）

第六十一条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十五条及び第三十六条を削る。

第三十四条の次に次の一節及び節名を加える。

第五節　登録研修機関

（登録研修機関の登録）

第三十五条　第三十条第一項の登録は、通訳案内研修の実施に関する業務（以下「研修業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第三十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、第三十条第一項の登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、研修業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第三十七条　観光庁長官は、第三十五条の規定により登録を申請した者の行う通訳案内研修が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師によつて行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

2　第三十条第一項の登録は、登録研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録研修機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録研修機関が研修業務を行う事務所の所在地

四　前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第三十八条　第三十条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（研修業務の実施に係る義務）

第三十九条　登録研修機関は、公正に、かつ、第三十七条第一項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により研修業務を行わなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第四十条　登録研修機関は、第三十七条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

（研修業務規程）

第四十一条　登録研修機関は、研修業務に関する規程（次項において「研修業務規程」という。）を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　研修業務規程には、通訳案内研修の実施方法、通訳案内研修に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第四十二条　登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十三条　登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十六条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録研修機関の事務所に備えて置かなければならない。

2　通訳案内研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第四十四条　観光庁長官は、登録研修機関が第三十七条第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十五条　観光庁長官は、登録研修機関が第三十九条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による研修業務を行うべきこと又は通訳案内研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第四十六条　観光庁長官は、登録研修機関が次

の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十六条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第四十条から第四十二条まで、第四十三条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第四十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第三十条第一項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第四十七条　登録研修機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、研修業務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第四十八条　観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第四十九条　観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録研修機関の事務所に立ち入り、研修業務の状況又は設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（観光庁長官による研修業務の実施）

第五十条　観光庁長官は、第三十条第一項の登録を受けた者がいないとき、第四十二条の規定による研修業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、研修業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　観光庁長官が前項の規定により研修業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修業務の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

3　第一項の規定により観光庁長官が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

（公示）

第五十一条　観光庁長官は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　第三十条第一項の登録をしたとき。

二　第四十条又は第四十二条の規定による届出があつたとき。

三　第四十六条の規定により第三十条第一項の登録を取り消し、又は研修業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四　前条の規定により研修業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた研修業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第六節　雑則

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三十七条関係）

科目	講師
一　この法律その他関係法令に関する科目	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において民事法学若しくは行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二　実務に関する科目	一　全国通訳案内士試験に合格した者であつて、全国通訳案内士の業務に五年以上従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（旅行業法の一部改正）

第二条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　旅行業等（第三条―第二十二条）」を「第二章　旅行業協会（第二十二条の二―第二十二条の二十四）」に、「第二章　第一節　旅行業等（第三条―第二十二条）」を「第二章　第一節　旅行業協会（第二十二条の二―第二十二条の二十四）」に、「第三章　旅行業等業務及び旅行業者代理業（第二十三条―第四十条）」を「第三章　旅行業務及び旅行サービス手配業（第二十三条―第四十条）」に改める。

第二十三条―第二十七条」を「第六十四条―第七十三条」に、「第二十八条―第三十四条」を「第七十四条―第八十三条」に改める。

第二条第三項中「企画旅行契約を締結する行為」の下に「及び第三十四条第一項の規定により行う第六項に規定する行為」を加え、同条に次の二項を加える。

6　この法律で「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為（取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を行う事業をいう。

7　この法律で「旅行サービス手配業務」とは、旅行サービス手配業を営む者が取り扱う前項に規定する行為をいう。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節　旅行業及び旅行業者代理業

第四条第一項第一号中「又は」の下に「商号若しくは」を加え、同項第三号を削り、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「の登録を取り消され」の下に「、又は第三十七条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され」を加え、同項第九号を同項第

十一号とし、同項第八号中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第一項第五号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号又は第六号」を「前各号又は第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者をいう。第八号において同じ。）

第六条の四第一項中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条第二項中「の一」を「のいずれか」に、「第七号又は第八号」を「第九号又は第十号」に改め、同条第三項中「から第三号まで又は第五号」を「、第二号又は第四号」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に改める。

第八条第一項中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第十一条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「第五号」を「第六号」に、「関し旅行者と」を「関する」に改め、同条第六項中「第二十二条の二第二項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせること等により、」を「三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理その他の」に、「よう努めなければ」を「ため、第四十一条第二項に規定する旅行業協会が実施する研修を受けさせなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「営業所」の下に「（前号の営業所を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　本邦内の旅行のうち営業所の所在する市町村の区域その他の国土交通省令で定める地域内のもののみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業務取扱管理者試験（当該営業所の所在する地域に係るものに限る。）に合格した者

第十一条の二第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定により旅行業務取扱管理者を選任しなければならない営業所が複数ある場合において、当該複数の営業所が近接しているときとして国土交通省令で定めるときは、旅行業務取扱管理者は、前項の規定にかかわらず、その複数の営業所を通じて一人で足りる。ただし、当該旅行業務取扱管理者の事務負担が過重なものとなる場合その他の当該複数の営業所における旅行業務の適切な運営が確保されないおそれがある場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第十一条の二に次の三項を加える。

8　観光庁長官は、旅行業者等が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

9　観光庁長官は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

10　旅行業者等は、第七項に定めるもののほか、旅行業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受講させることその他の旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十一条の三第二項中「及び国内旅行業務取扱管理者試験の二種類」を「、国内旅行業務取扱管理者試験及び地域限定旅行業務取扱管理者試験の三種類」に改め、同条第三項中「第二十二条の二第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第十二条の四第二項中「氏名」の下に「、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条第一項に規定する全国通訳案内士（以下単に「全国通訳案内士」という。）又は同条第二項に規定する地域通訳案内士（以下単に「地域通訳案内士」という。）の同行の有無」を加える。

第十二条の五第一項中「氏名」の下に「、全国通訳案内士若しくは地域通訳案内士の同行の有無」を加え、同条に次の二項を加える。

3　旅行業者等は、旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。以下この条において同じ。）と旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

4　旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行業務に関し取引をする者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

第十二条の九第一項中「第十一条の二第五項各号」を「第十一条の二第六項各号」に改める。

第十二条の十一第一項中「第五号」を「第六号」に改め、「者（以下」の下に「この節において」を加える。

第十二条の十二及び第十二条の十三第三号中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の十四第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項第三号中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の十六（見出しを含む。）中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の十八の見出しを「（旅程管理研修業務規程）」に改め、同条第一項中「、研修業務」を「、旅程管理研修業務」に、「研修業務規程」を「旅程管理研修業務規程」に改め、同条第二項中「研修業務規程」を「旅程管理研修業務規程」に改める。

第十二条の十九中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十二条の二十第一項中「第三十四条第一号」を「第八十三条第一号」に改める。

第十二条の二十二から第十二条の二十五までの規定、第十二条の二十六第一項、第十二条の二十七（見出しを含む。）並びに第十二条の二十八第四項及び第五号中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改める。

第十八条の三第四項中「第二十四条」を「第六十七条」に改める。

第十九条第一項中「一に該当する」を「いずれかに該当する」に、「六箇月」を「六月」に改め、同項第二号中「若しくは第四号から第六号まで」を「、第三号若しくは第五号から第八号まで」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十条第一項中「第二十二条の十五第四項又は第二十二条の二十二第二項」を「第五十四条第四項又は第六十一条第二項」に改める。

第二十二条の見出しを「（手数料）」に改め、同条第一項を次のように改める。

第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録の申請をする者（第六十七条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係る申請をする者を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第三十四条第一号中「第十二条の二十第一項」の下に「（第二十九条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項各号」を「第十二条の二十第二項各号（第二十九条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「まで」の下に「又は第三十五条各項」を加え、同条を第八十三条とする。

第三十三条中「第二十九条から第三十一条まで」を「第七十四条又は第七十六条から第七十九条まで」に改め、同条を第八十二条とする。

第三十二条中「違反行為をした」の下に「第十二条の十一第一項に規定する」を加え、同条第一号中「研修業務」を「旅程管理研修業務」に改め、同条第三号中「報告を求められて、」を削り、同条を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第八十一条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした第二十八条第五項に規定する登録研修機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十九条において読み替えて準用する第十二条の十九の規定による届出をしないで旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の全部を廃止したとき。

二　第二十九条において準用する第十二条の二十四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第二十九条において準用する第十二条の二十五の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第二十九条において準用する第十二条の二十六第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十一条第一号中「第六条の四第三項」の下に「又は第二十七条第一項」を加え、同条第四号中「関し旅行者と」を「関する」に改め、同条第十八号中「第二十六条第三項」を「第七十条第三項」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十七号中「第二十六条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同号の前に次の四号を加える。

十七　第二十八条第一項の規定に違反して旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなかった者

十八　第二十八条第二項の規定に違反して旅行サービス手配業務に関する契約を締結した者

十九　第三十条の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

二十　第三十一条第一項の規定に違反して同項に規定する行為をした者

第三十一条中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第五号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第十一条の二第九項、第十八条の三第一項、第二十八条第八項又は第三十六条の規定による命令に違反した者

第三十一条を第七十九条とする。

第三十条中「第十九条第一項の規定による業務の停止の命令」を「第三十三条の規定」に改め、同条を第七十八条とする。

第二十九条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第七条第三項（第九条第六項において準用する場合を含む。）又は第十一条の規定に違反してその事業を開始した者」に改め、同条各号を削り、同条を第七十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

第七十六条　第十九条第一項又は第三十七条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条第一号を次のように改める。

一　第十二条の二十三の規定による旅程管理研修業務の停止の命令に違反した第十二条の十一第一項に規定する登録研修機関の役員又は職員

第二十八条第二号中「第二十五条の二第七項」を「第六十九条第七項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十九条において読み替えて準用する第十二条の二十三の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の停止の命令に違反した第二十八条第五項に規定する登録研修機関の役員又は職員

第二十八条を第七十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条の規定に違反して旅行業を営んだ者

二　不正の手段により第三条の登録、第六条の三第一項の有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の変更登録を受けた者

三　第六条の四第一項の規定に違反して第四条第一項第三号の業務の範囲について変更をした者

四　第十四条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行業若しくは旅行業者代理業を他人に経営させた者

五　第十四条の三第一項の規定に違反して所属旅行業者以外の旅行業者のために旅行業務を取り扱った者

六　第二十三条の規定に違反して旅行サービス手配業を営んだ者

七　不正の手段により第二十三条の登録を受けた者

八　第三十二条の規定に違反してその名義を他人に利用させ、又は旅行業若しくは旅行業者代理業を他人に経営させた者

第四章中第二十七条を第七十三条とし、第二十六条の二を第七十二条とする。

第二十六条第一項中「受けた者」の下に「、旅行サービス手配業者、第二十八条第五項の登録を受けた者」を加え、「第二十五条の」を「第六十八条各号に掲げる」に改め、同条第三項中「旅行業者等」の下に「若しくは旅行サービス手配業者」を、「第十二条の十一第一項」の下に「若しくは第二十八条第五項」を加え、同条を第七十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法令違反行為を行った者の氏名等の公表）

第七十一条　観光庁長官は、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため必要かつ適当であると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為（以下この条において「法令違反行為」という。）を行った者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

第二十五条の二第十項中「第二十二条の十七第二項」を「第五十六条第二項」に、「第二十二条の二十」を「第五十九条」に改め、同条を第六十九条とする。

第二十五条中「旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業若しくは旅行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業若しくは旅行業者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体

二　旅行サービス手配業務に関する取引の公正の維持又は旅行サービス手配業の健全な発達を図ることを目的として旅行サービス手配業者又は旅行サービス手配業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体

第二十五条を第六十八条とし、第二十四条を第六十七条とし、第二十三条の三を第六十六条とする。

第二十三条の二第一項中「除く。」」の下に「若しくは第三十七条第一項」を加え、同条第二項中「又は第十九条第一項若しくは第二項」を「、第十九条第一項若しくは第二項、第三十六条又は第三十七条第一項若しくは第二項」に改め、同条を第六十五条とする。

第二十三条第一項中「同じ。」」の下に「又は第二十六条第一項」を、「旅行業者等」の下に「若しくは旅行サービス手配業者」を加え、同条第二項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条第三項中「旅行業者等の」を「旅行業者等若しくは旅行サービス手配業者の」に改め、「又は当該旅行業者等」の下に「若しくは旅行サービス手配業者」を、「第六条第一項」の下に「又は第二十六条第一項」を加え、同条を第六十四条とする。

第二十二条の二十四中「取りもどした」を「取り戻した」に、「第二十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に、「第二十二条の十一第二項」を「第五十条第二項」に、「第二十二条の十三第四項」を「第五十二条第四項」に改め、第三章中同条を第六十三条とする。

第二十二条の二十三第一項中「第二十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二項ただし書中「第二十二条の九第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条第三項中「第二十二条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「第二十二条の九第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条を第六十二条とする。

第二十二条の二十二第一項中「第二十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条の二十二第一項」を「第六十一条第一項」に、「第二十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第二十二条の二十一第一項中「一に」を「いずれかに」に、「第二十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同項第一号中「第二十二条の三各号」を「第四十二条各号」に改め、同項第二号中「第二十二条の十七第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同項第三号中「第二十二条の十七第二項、第二十二条の十九第二項」を「第五十六条第二項、第五十八条第二項」に改め、同条第二項中「第二十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第六十条とする。

第二十二条の二十を第五十九条とする。

第二十二条の十九第二項中「第二十二条の十七第一項」を「第五十六条第一項」に、「第二十二条の二第一項第五号」を「第四十一条第一項第五号」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十二条の十八第一項中「第二十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第五十七条とする。

第二十二条の十七第一項第四号中「取りもどし及び取りもどし金」を「取戻し及び取戻金」に改め、同条を第五十六条とする。

第二十二条の十六を第五十五条とする。

第二十二条の十五第一項中「取りもどす」を「取り戻す」に改め、同条第四項中「第二十二条の十五第三項」を「第五十四条第三項」に改め、同条を第五十四条とする。

第二十二条の十四中「第二十二条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条を第五十三条とする。

第二十二条の十三第一項中「第二十二条の九第三項」を「第四十八条第三項」に改め、同条第二項中「第二十二条の八第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第三項中「第二十二条の九第三項」を「第四十八条第三項」に、「第二十二条の十一第三項」を「第五十条第三項」に改め、同条第六項中「第二十二条の九第三項」を「第四十八条第三項」に、「第二十二条の十一第二項」を「第五十条第二項」に改め、同条第七項中「第二十二条の三各号」を「第四十二条各号」に改め、同条を第五十二条とする。

第二十二条の十二第一項中「第二十二条の十」を「第四十九条」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第二十二条の九第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条第五項中「第二十二条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第六項中「第二十二条の九第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条を第五十一条とする。

第二十二条の十一第一項中「第二十二条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条を第五十条とする。

第二十二条の十第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第二号中「第二十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に、「一箇月」を「一月」に改め、同条を第四十九条とする。

第二十二条の九第一項中「第二十二条の十一第二項」を「第五十条第二項」に改め、同条第五項中「第二十二条の十四」を「第五十三条」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十二条の八第一項中「第二十二条の十第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「もより」を「最寄り」に改め、同条を第四十七条とする。

第二十二条の七の見出しを「（旅行業務及び旅行サービス手配業務の研修）」に改め、同条第一項を次のように改める。

旅行業協会は、一定の課程を定め、次に掲げる研修を実施しなければならない。

一　旅行業者等が社員として加入しているものにあつては、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修

二　旅行サービス手配業者が社員として加入しているものにあつては、旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力についての研修

その他旅行業者等の従業者に対する旅行業務の取扱いについての研修

その他旅行業者等の従業者に対する旅行サービス手配業務の取扱いについての研修

第二十二条の六第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を、「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同条を第四十六条とする。

第二十二条の五第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十五条とする。

第二十二条の四第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十四条とする。

第二十二条の三第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十三条とする。

第二十二条の二第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十二条とする。

第二十二条の第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十一条とする。

第二十一条の二第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十条とする。

第二十一条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十九条とする。

第二十条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十八条とする。

第十九条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十七条とする。

第十八条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十六条とする。

第十七条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十五条とする。

第十六条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十四条とする。

第十五条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十三条とする。

第十四条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十二条とする。

第十三条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十一条とする。

第十二条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第三十条とする。

第十一条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十九条とする。

第十条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十八条とする。

第九条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十七条とする。

第八条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十六条とする。

第七条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十五条とする。

第六条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十四条とする。

第五条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十三条とする。

第四条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十二条とする。

第三条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十一条とする。

第二条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第二十条とする。

第一条第一項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第十九条とする。

第二項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十五条とする。

第二十二条の五を第四十四条とする。

第二十二条の四第一項中「と旅行業者代理業者との」を「、旅行業者代理業者又は旅行サービス手配業者の」に改め、同条第二項中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条を第四十三条とする。

第二十二条の三第一号中「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を、「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同条第二号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を加え、同条第四号中「旅行業務」の下に「又は旅行サービス手配業務」を、「旅行業者等」の下に「又は旅行サービス手配業者」を加え、同条第五号中「旅行業務」の下に「及び旅行サービス手配業務」を加え、「及び旅行業者代理業」を「、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業」に改め、同条を第四十二条とする。

第二十二条の二第一項第二号中「旅行業者等」の下に「及び旅行サービス手配業者」を加え、同項第三号中「第二十二条の四」を「第四十三条」に改め、同項第四号中「第二十二条の二十一第一項」を「第六十条第一項」に改め、同項第五号中「第三号まで又は第五号の一」を「第四号まで又は第六号のいずれか」に改め、同条第二項中「第二十二条の九第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二章に次の一節を加える。

第二節　旅行サービス手配業

（登録）

第二十三条　旅行サービス手配業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第二十四条　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地

2　申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二十五条　観光庁長官は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　観光庁長官は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第二十六条　観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一　第六条第一項第一号から第八号までのいずれかに該当する場合

二　営業所ごとに第二十八条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者

2　観光庁長官は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（変更届出等）

第二十七条　旅行サービス手配業の登録を受けた者（以下「旅行サービス手配業者」という。）は、第二十四条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2　観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第三十七条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項を旅行サービス手配業者登録簿に登録しなければならない。

（旅行サービス手配業務取扱管理者の選任）

第二十八条　旅行サービス手配業者は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行サービス手配業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2　旅行サービス手配業者は、その営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者として選任した者の全てが第六条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当し、又は選任した者の全てが欠けるに至つたときは、新たに旅行サービス手配業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行サービス手配業務に関する契約を締結してはならない。

3　第一項の規定は、旅行サービス手配業務を取り扱う者が一人である営業所についても適用があるものとする。

4　旅行サービス手配業務取扱管理者は、他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者となることができない。

5　旅行サービス手配業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しない者で、次条において準用する第十二条の十二から第十二条の十四までの規定により観光庁長官の登録を受けた者（以下この節において「登録研修機関」という。）が実施する旅行サービス手配業務に関する研修（以下「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。）の課程を修了したもの又は次に掲げるものでなければならない。

一　本邦内の旅行のみについて旅行サービス手配業務を取り扱う営業所にあつては、第十一条の三の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者

二　前号の営業所以外の営業所にあつては、第十一条の三の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者

6　旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行サービス手配業務に関する法令、旅程管理その他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならない。

7　観光庁長官は、旅行サービス手配業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8　観光庁長官は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

9　旅行サービス手配業者は、第六項に定めるもののほか、旅行サービス手配業務取扱管理者について、苦情の解決に関する講習を受講

させることその他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

（準用）

第二十九条　第十二条の十二から第十二条の二十八までの規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十二条の十二中「前条第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、「旅程管理研修の」とあるのは「同項に規定する旅行サービス手配業務取扱管理者研修（以下この節において「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」という。）の」と、同条、第十二条の十三第三号、第十二条の十四第二項第三号、第十二条の十六（見出しを含む。）、第十二条の十九、第十二条の二十二から第十二条の二十五まで、第十二条の二十六第一項、第十二条の二十七（見出しを含む。）並びに第十二条の二十八第四号及び第五号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、第十二条の十三、第十二条の十五第一項、第十二条の二十三第五号、第十二条の二十七第一項並びに第十二条の二十八第一号及び第四号中「第十二条の十一第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、第十二条の十四第一項及び第十二条の二十第二項中「旅程管理研修」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と、第十二条の十四第一項中「別表第二」とあるのは「別表第二」と、第十二条の十八（見出しを含む。）中「旅程管理研修業務規程」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務規程」と、同条第一項中「旅程管理研修業務に」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務に」と、「旅程管理研修業務の」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務の」と、同条第二項及び第十二条の二十二中「旅程管理研修の」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修の」と、第十二条の十八第二項中「旅程管理研修に」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修に」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（書面の交付）

第三十条　旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者と旅行サービス手配業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、当該取引をする者に対し、旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

2　旅行サービス手配業者は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行サービス手配業務に関し取引をする者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行サービス手配業者は、当該書面を交付したものとみなす。

（禁止行為）

第三十一条　旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

2　旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務に関し取引をした者に対し、その取引によつて生じた債務の履行を不当に遅延する行為をしてはならない。

3　旅行サービス手配業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行サービス手配業務に関連して、旅行サービス手配業の信用を失墜させるものとして国土交通省令で定める行為を行つてはならない。

（名義利用等の禁止）

第三十二条　旅行サービス手配業者は、その名義を他人に旅行サービス手配業のため利用させてはならない。

2　旅行サービス手配業者は、営業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、旅行サービス手配業を他人にその名において経営させてはならない。

（旅行サービス手配業務等の委託）

第三十三条　旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合においては、他の旅行サービス手配業者又は旅行業者に委託しなければならない。

2　次条第一項の規定により第二条第六項に規定する行為を行う旅行業者は、当該行為を他人に委託する場合においては、旅行サービス手配業者又は他の旅行業者に委託しなければならない。

（旅行業者等による旅行サービスの手配の代理等）

第三十四条　旅行業者は、第二十三条の規定にかかわらず、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、第二条第六項に規定する行為を行うことができる。

2　旅行業者代理業者が行う旅行業務については、第二十三条の規定は、適用しない。

（事業の廃止等）

第三十五条　旅行サービス手配業者は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

2　旅行サービス手配業者たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3　旅行サービス手配業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。

（業務改善命令）

第三十六条　観光庁長官は、旅行サービス手配業者の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行サービス手配業者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一　旅行サービス手配業務取扱管理者を解任すること。

二　前号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

（登録の取消し等）

第三十七条　観光庁長官は、旅行サービス手配業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二　第六条第一項第二号、第三号若しくは第五号から第八号までのいずれかに掲げる者に該当することとなつたとき、又は登録当時同項各号のいずれかに掲げる者に該当していたことが判明したとき。

三　不正の手段により第二十三条の登録を受けたとき。

2　観光庁長官は、旅行サービス手配業者が登録を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を行つていないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

3　第二十六条第二項の規定は、前二項の規定による処分について準用する。

（登録の抹消）

第三十八条　観光庁長官は、前条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、又は第三十五条の規定による届出があつたときは、当該旅行サービス手配業の登録を抹消しなければならない。

2　観光庁長官は、第三十五条第二項又は第三項の規定による届出をすべき事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出がないときは、当該届出がなくても旅行サービス手配業の登録を抹消することができる。

（旅行サービス手配業者登録簿の閲覧）

第三十九条　観光庁長官は、旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

（手数料）

第四十条　第二十九条において準用する第十二条の二十七第一項の規定により観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

別表の二の項中「旅行業務取扱管理者試験」の下に「（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二十九条関係）

科目	講師
一　この法律に関する科目	一　旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス手配業に従事した経験を有する者 二　旅行業務取扱管理者試験に合格した者 三　前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
二　旅行サービス手配業務に関する科目	一　旅行サービス手配業務取扱管理者として旅行サービス手配業に五年以上従事した経験を有する者 二　旅行業務取扱管理者試験（地域限定旅行業務取扱管理者試験を除く。）に合格した者であつて、旅行業に五年以上従事した経験を有するもの 三　前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（通訳案内士法の一部改正に伴う準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の通訳案内士法（以下「新通訳案内士法」という。）第五十三条第一項及び第二項の規定による通訳案内士育成等基本指針を定めることができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により地域通訳案内士育成等基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた地域通訳案内士育成等基本指針は、施行日において新通訳案内士法第五十三条第一項及び第二項の規定により定められた地域通訳案内士育成等基本指針とみなす。

（通訳案内士法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に第一条の規定による改正前の通訳案内士法（以下「旧通訳案内士法」という。）第四条第二号から第九号までに規定する処分を受けた者については、当該処分を新通訳案内士法第四条第二号に規定する処分とみなす。

2　施行日前に旧通訳案内士法第五条の規定による通訳案内士試験（以下この条において単に「通訳案内士試験」という。）に合格した者は、新通訳案内士法第五条の規定による全国通訳案内士試験（以下この条において単に「全国通訳案内士試験」という。）に合格した者とみなす。

3　次に掲げる者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官が実施する新通訳案内士法第六条第二項第五号に掲げる科目に関する研修を受けなければならない。

一　前項の規定により全国通訳案内士試験に合格したとみなされた者であつて、新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けたもの

二　第六項の規定により新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者

4　平成二十九年四月一日以後施行日前に行われた通訳案内士試験の一の外国語による筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、施行日以後最初に行われる全国通訳案内士試験の当該外国語による筆記試験を免除する。

5　一の外国語による通訳案内士試験に合格した者に対しては、その申請により、他の外国語による全国通訳案内士試験の外国語以外の科目についての筆記試験を免除する。

6　この法律の施行の際現に旧通訳案内士法第十八条の規定による通訳案内士の登録を受けている者については、新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

7　旧通訳案内士法第十九条の規定による通訳案内士登録簿は、新通訳案内士法第十九条の規定による全国通訳案内士登録簿とみなす。

8　この法律の施行の際現に旧通訳案内士法第二十二条の規定により交付されている通訳案内士登録証は、新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された全国通訳案内士登録証とみなす。

9　第六項の規定により新通訳案内士法第十八条の規定による全国通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の

規定による懲戒の処分の理由とされている事実があったときは、新通訳案内士法第二十五条第三項の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされている事実があったものとみなして、同項の規定を適用する。

10　旧通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受けた日において新通訳案内士法第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。

11　第一項、第二項及び第六項から前項までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧通訳案内士法の規定によりされた処分その他の行為又はこの法律の施行の際現に旧通訳案内士法の規定によりされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。

（旅行業法の一部改正に伴う準備行為）

第四条　第二条の規定による改正後の旅行業法（以下「新旅行業法」という。）第二十三条又は第二十八条第五項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、新旅行業法第二十四条又は新旅行業法第二十九条において準用する新旅行業法第十二条の十二の規定の例により、その申請を行うことができる。

（旅行業法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　新旅行業法第十二条の五第三項及び第四項の規定は、施行日前に締結された旅行業務に関する契約については、適用しない。

2　新旅行業法第二十八条第五項の規定は、施行日から六月間は、適用しない。

3　前項の期間内における新旅行業法第二十六条第一項第二号の規定の適用については、同号中「第二十八条の規定による旅行サービス手配業務取扱管理者」とあるのは、「当該事業を遂行するに必要な旅行サービス手配業務に関する知識及び経験を有する者」とする。

4　この法律の施行の際現に旧法第二十二条の二第一項の規定による指定を受けている者は、施行日に新法第四十一条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第六条　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第六十七条」に改める。

第十一条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第八項第四号中「第七号及び第八号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十八条第四項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第十一条第四項第二号」を「第十一条第四項第一号」に改める。

第六十五条を削る。

第六十六条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、同条を第六十五条とする。

第六十七条中「前条第四号から第六号まで」を「前条第一号から第三号まで」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十八条を削り、第六十九条を第六十七条とする。

第七十条を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百四十一号の次に次のように加える。

百四十一の二　全国通訳案内士に係る登録研修機関の登録（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第三十条第一項	登録件数　一件につき九万円

別表第一第百四十二号中「若しくは旅行業者代理業」を「、旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業」に、「旅程管理業務」を「旅程管理業務等」に改め、同号㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　旅行業法第二十三条（登録）の旅行サービス手配業の登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第百四十二号に次のように加える。

㈤　旅行業法第二十八条第五項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百五の項中「第二十二条の二第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

別表第二の七の項を次のように改める。

七　市町村長	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二の七の二の項、九の二の項及び九の三の項を削る。

別表第三の二十一の項中「第二十四条」を「第六十七条」に改め、同表の二十一の二の項を次のように改める。

二十一の二　都道府県知事	通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十一の三の項及び二十六の二の項を削る。

別表第四の六の項を次のように改める。

六　市町村長	通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	通訳案内士法による同法第五十七条において準用する同法第十八条の登録、同法第五十七条において準用する同法第二十三条第一項の届出又は同法第五十七条において準用する同法第二十四条の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四の六の二の項、八の二の項及び八の三の項を削る。

別表第五第二十五号中「第二十四条」を「第六十七条」に改め、同表第二十六号を次のように改める。

二十六	通訳案内士法による同法第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号の二、第二十六号の三及び第三十一号の二を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第九条　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第五十六条」を「・第五十三条」に改める。

第十一条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第八項第四号中「第七号及び第八号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十八条第四項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第十一条第四項第二号」を「第十一条第四項第一号」に改める。

第五十二条を削る。

第五十三条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条を第五十二条とする。

第五十四条中「前条第三号から第五号まで」を「前条各号」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十五条及び第五十六条を削る。

（外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十条　外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　地域限定通訳案内士（第十一条―第二十四条）」を「第二節　独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第二十五条）」を「第二節　独立行政法人国際観光振興機構が講ずべき措置（第十一条）」に、「第二十六条―第三十一条」を「第十二条―第十七条」に改め、「第六章　罰則（第三十二条―第三十七条）」を削る。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「通訳案内その他の」を削る。

第三条第二項第四号中「通訳案内その他の」を削る。

第四条第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第三項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第四章第二節を削る。

第四章第三節中第二十五条を第十一条とし、同節を同章第二節とする。

第五章中第二十六条を第十二条とし、第二十七条を第十三条とする。

第二十八条中「通訳案内その他の」を削り、同条を第十四条とする。

第二十九条を第十五条とし、第三十条を第十六条とし、第三十一条を第十七条とする。

第六章を削る。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第十一条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条」を「第八十三条」に改める。

第七条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、同条第十三項中「第十一項第一号」を「第十項第一号」に改め、同項を同条第十二項とする。

第八条第二項第七号及び第九条第二項第五号中「、中心市街地特例通訳案内士育成等事業」を削る。

第二十五条第一項中「第八十二条」を「第八十一条」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第四十八条第一項中「同条第十一項各号」を「同条第十項各号」に改める。

第五十条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「同条第十一項第一号」を「同条第十項第一号」に改める。

第五十六条中「第七条第十一項第三号」を「第七条第十項第三号」に改める。

第五十七条第五項中「第七条第十一項第四号ロ」を「第七条第十項第四号ロ」に改める。

第八十一条を削る。

第八十二条第三号から第五号までを削り、同条を第八十一条とする。

第八十三条を第八十二条とする。

第八十四条中「第八十二条第一号」を「第八十一条第一号」に改め、同条を第八十三条とする。

第八十五条及び第八十六条を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十二条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十七条―第百二十一条」を「第百十七条」に改める。

第十二条から第十四条までを次のように改める。

第十二条から第十四条まで　削除

第六十四条第一項及び第五項中「第百十九条」を「第百十七条」に改める。

第百十七条及び第百十八条を削り、第百十九条を第百十七条とし、第百二十条及び第百二十一条を削る。

（独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「通訳案内士試験」を「全国通訳案内士試験」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十四条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二を削る。

別表第九号の二を削る。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「第七号及び第八号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十二条第四項第一号中「第五号」を「第六号」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第十六条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項第三号中「、第六十三条」を「、第六十四条」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、ハからトまでを口からへまでとし、同項第四号及び同条第三項中「第六十三条」を「第六十四条」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条　削除

第六十四条第一項中「第六十一条第二項第三

号ロ」を「第六十一条第二項第三号イ」に改め、「内閣総理大臣の認定」の下に「（第六十一条第九項の認定をいい、第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この節において同じ。）」を加える。

第六十五条第一項中「第六十一条第二項第三号ハ」を「第六十一条第二項第三号ロ」に改める。

第六十六条中「第六十一条第二項第三号ニ」を「第六十一条第二項第三号ホ」に改める。

第七十一条第一項中「第六十一条第二項第三号ホ」を「第六十一条第二項第三号ニ」に改める。

第七十二条中「同号ヘ」を「同号ホ」に改める。

第七十三条中「同号ト」を「同号ヘ」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十七条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「、第十三条」を「及び第十三条」に改め、「及び第十九条の二第八項から第十項まで」及び「、第十九条の二第四項」を削り、同項の表第十九条の二第八項から第十項までの項を削る。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第十八条　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち、沖縄振興特別措置法目次の改正規定中「「第百二十一条」を「第百二十条」に改める」を「「第十一章　罰則（第百十七条）」を削る」に改め、同法第十四条第一項の改正規定を削り、同法第百十九条を削り、同法第百二十条を同法第百十九条とし、同法第百二十一条を同法第百二十条とする改正規定中「第百十九条を削り、第百二十条を第百十九条とし、第百二十一条を第百二十条とする」を「第十一章を削る」に改める。

（旅館業法の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一号及び第二号中「第十一条第四項第二号」を「第十一条第四項第一号」に改める。

（旅館業法の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第二十条　旅館業法の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

（奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定を受けている当該各号に定める計画については、新通訳案内士法第五十四条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画であって同条第三項の同意を得たものとみなす。

一　附則第六条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法（以下この条において「旧奄美群島振興開発特別措置法」という。）第十一条第八項の認定（旧奄美群島振興開発特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。）　旧奄美群島振興開発特別措置法第十一条第一項に規定する産業振興促進計画（同条第二項第三号に掲げる事項として同条第一項に規定する奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を定めたものに限る。）

二　附則第九条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下この条において「旧小笠原諸島振興開発特別措置法」という。）第十一条第八項の認定（旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。）　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第一項に規定する産業振興促進計画（同条第二項第二号に掲げる事項として同条第一項に規定する小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を定めたものに限る。）

三　附則第十一条の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律（以下この条において「旧中心市街地活性化法」という。）第九条第十項の認定（旧中心市街地活性化法第十一条第一項の変更の認定を含む。）　旧中心市街地活性化法第九条第一項に規定する基本計画（旧中心市街地活性化法第七条第十項に規定する中心市街地特例通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）

四　附則第十二条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この条において「旧沖縄振興特別措置法」という。）第十二条第二項の認定（旧沖縄振興特別措置法第十三条第一項の変更の認定を含む。）　旧沖縄振興特別措置法第十二条第一項に規定する沖縄特例通訳案内士育成等事業計画

五　附則第十四条の規定による改正前の構造改革特別区域法（以下この条において「旧構造改革特別区域法」という。）第四条第九項の認定（旧構造改革特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）　旧構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（旧構造改革特別区域法第十九条の二第一項に規定する地域限定特例通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）

六　附則第十六条の規定による改正前の福島復興再生特別措置法（以下この条において「旧福島復興再生特別措置法」という。）第六十一条第九項の認定（旧福島復興再生特別措置法第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項の変更の認定を含む。）　旧福島復興再生特別措置法第六十一条第一項に規定する産業復興再生計画（同条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）

2　この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第十八条の規定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項　奄美群島特例通訳案内士の登録

二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項　小笠原諸島特例通訳案内士の登録

三　附則第十条の規定による改正前の外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下この条において「旧外客旅行容易化法」という。）第二十四条第二項　地域限定通訳案内士の登録

四　旧中心市街地活性化法第三十六条第八項　中心市街地特例通訳案内士の登録

五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項　沖縄特例通訳案内士の登録

六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項　地域限定特例通訳案内士の登録

七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項　福島特例通訳案内士の登録

3　次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定による当該各号に定める登録簿は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第十九条の規定による地域通訳案内士登録簿とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項　奄美群島特例通訳案内士登録簿

二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項　小笠原諸島特例通訳案内士登録簿
三　旧外客旅行容易化法第二十四条第二項　地域限定通訳案内士登録簿
四　旧中心市街地活性化法第三十六条第八項　中心市街地特例通訳案内士登録簿
五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項　沖縄特例通訳案内士登録簿
六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項　地域限定特例通訳案内士登録簿
七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項　福島特例通訳案内士登録簿

4　この法律の施行の際現に次の各号に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第二十二条の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域通訳案内士登録証とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項　奄美群島特例通訳案内士登録証
二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項　小笠原諸島特例通訳案内士登録証
三　旧外客旅行容易化法第二十四条第二項　地域限定通訳案内士登録証
四　旧中心市街地活性化法第三十六条第八項　中心市街地特例通訳案内士登録証
五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第七項　沖縄特例通訳案内士登録証
六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項　地域限定特例通訳案内士登録証
七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第七項　福島特例通訳案内士登録証

5　第二項の規定により新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の規定による懲戒の処分の理由とされている事実があったときは、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされている事実があったものとみなして、同項の規定を適用する。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第九項
二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項
三　旧外客旅行容易化法第二十四条第三項
四　旧中心市街地活性化法第三十六条第九項
五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第八項
六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第九項
七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第八項

6　次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受けた日において新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第九項
二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項
三　旧外客旅行容易化法第二十四条第三項
四　旧中心市街地活性化法第三十六条第九項
五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第八項
六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第九項
七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第八項

7　前各項に規定するもののほか、この法律の施行前にされた次に掲げる処分その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧奄美群島振興開発特別措置法の規定によりされた処分その他の行為
二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧小笠原諸島振興開発特別措置法の規定によりされた処分その他の行為
三　旧外客旅行容易化法第二十四条第二項又は第三項の規定の適用を受けて旧外客旅行容易化法の規定によりされた処分その他の行為
四　旧中心市街地活性化法第三十六条第一項の規定の適用を受けて旧中心市街地活性化法の規定によりされた処分その他の行為
五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第一項の規定の適用を受けて旧沖縄振興特別措置法の規定によりされた処分その他の行為
六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第一項の規定の適用を受けて旧構造改革特別区域法の規定によりされた処分その他の行為
七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第一項の規定の適用を受けて旧福島復興再生特別措置法の規定によりされた処分その他の行為

8　前各項に規定するもののほか、この法律の施行の際現にされている次に掲げる申請その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされている申請その他の行為とみなす。

一　旧奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧奄美群島振興開発特別措置法の規定によりされている申請その他の行為
二　旧小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項の規定の適用を受けて旧小笠原諸島振興開発特別措置法の規定によりされている申請その他の行為
三　旧外客旅行容易化法第二十四条第二項の規定の適用を受けて旧外客旅行容易化法の規定によりされている申請その他の行為
四　旧中心市街地活性化法第三十六条第一項の規定の適用を受けて旧中心市街地活性化法の規定によりされている申請その他の行為
五　旧沖縄振興特別措置法第十四条第一項の規定の適用を受けて旧沖縄振興特別措置法の規定によりされている申請その他の行為
六　旧構造改革特別区域法第十九条の二第一項の規定の適用を受けて旧構造改革特別区域法の規定によりされている申請その他の行為
七　旧福島復興再生特別措置法第六十三条第一項の規定の適用を受けて旧福島復興再生特別措置法の規定によりされている申請その他の行為

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十二条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号の二を次のように改める。

二十二の二　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

附則第二条第一項の表平成三十一年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十一年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第二条第一項の表平成三十四年三月三十一日の項○を削る。

○中「沖縄特例通訳案内士に関すること。」

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、新通訳案内士法及び新旅行業法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

銀行法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

財政金融委員長　藤川　政人

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、情報通信技術の進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連ＩＴ企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　フィンテックが急速に進展する中で、ＩＴ企業等を含む多様な参加者による金融サービスのイノベーション促進を支援する観点から、電子決済等代行業者等に関する規制については、関係事業者等から十分に情報収集した上で、目的に照らして必要最小限とすること、新規参入に対する過度の障壁としないこと、報告徴求・検査等が関係事業者等の活動やイノベーションを阻害しないこと等に留意するとともに、利用者保護やシステムの安定性等にも配意し、関係省庁が適切かつ機動的な対応を進めること。

一　オープンＡＰＩによる金融機関と電子決済等代行業者との接続の推進が、イノベーション促進、利用者保護、システムの安定性等の観点から重要であることに鑑み、銀行代理業規制の適用範囲の適切な設定、金融機関及び関係事業者等によるオープンＡＰＩ普及に向けた取組の支援等の環境整備に努めること。

一　本法に基づく金融機関及び電子決済等代行業者等に対する規制については、金融機関及び電子決済等代行業者等において相応のシステム対応等が必要になることから、施行までに適切な準備期間を確保できるよう配意すること。

一　利用者保護の観点から、フィンテック等に係るシステム障害等によって利用者に損害が及ぶことのないよう、金融機関及び電子決済等代行業者等に対して適切な指導等を行うこと。

一　本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の急速な進展等を踏まえ、金融機関と金融関連ＩＴ企業等との適切な連携・協働の推進及び利用者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、中小・地域金融機関等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

銀行法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年五月十一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

銀行法等の一部を改正する法律案

銀行法等の一部を改正する法律

（銀行法の一部改正）

第一条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の五　指定紛争解決機関」を「第七章の五　電子決済等代行業　第一節　通則（第五十二条の六十一の二―第五十二条の六十一の八）　第二節　業務（第五十二条の六十一の九―第五十二条の六十一の十二）　第三節　監督（第五十二条の六十一の十三―第五十二条の六十一の十七）　第四節　認定電子決済等代行事業者協会（第五十二条の六十一の十八―第五十二条の六十一の二十）　第五節　雑則（第五十二条の六十一の二十一―第五十二条の六十一の三十）　第七章の六　指定紛争解決機関　第五十二条の六十一の七）」に改める。

第二条中第二十二項を第二十五項とし、第十七項から第二十一項までを三項ずつ繰り下げ、第十六項の次に次の三項を加える。

17　この法律において「電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　銀行に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の

伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該銀行に対して伝達すること。

二　銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

18　この法律において「電子決済等代行業者」とは、第五十二条の六十一の二の登録を受けて電子決済等代行業を営む者をいう。

19　この法律において「認定電子決済等代行事業者協会」とは、第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

第四十七条第二項中「より、」を「より」に改め、同項ただし書中「第八条」の下に「、第十二条の二第三項」を、「第二章の二」の下に「、第十七条」を加え、「第五項、」を「第六項、」に改める。

第四十七条の三の次に次の一条を加える。

（外国銀行支店の事業年度）

第四十七条の四　外国銀行支店の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までの期間又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の事業年度の期間と同一の期間（当該期間が一年であるものであつて、当該期間の開始の日が各月の初日であるものに限る。）とする。ただし、事業年度の開始の日を変更する場合における変更前の最後の事業年度については、変更後の最初の事業年度の開始の日の前日までとする。

第四十九条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　外国銀行支店の事業年度の変更をしようとするとき。

第五十二条の三十九第一項中「ときは」の下に「、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより」を加える。

第五十二条の六十二第一項第四号ハ中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

第七章の五を第七章の六とし、第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五　電子決済等代行業

第一節　通則

（登録）

第五十二条の六十一の二　電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

（登録の申請）

第五十二条の六十一の三　前条の登録を受けようとする者（次条第二項及び第五十二条の六十一の五において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員（外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。）の氏名

三　電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第五十二条の六十一の五第一項各号（第一号ロを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四　その他内閣府令で定める書類

（登録の実施）

第五十二条の六十一の四　内閣総理大臣は、第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第五十二条の六十一の五　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ　電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ　次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

(1)　第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による第五十二条の六十一の二の登録の取消し

(2)　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の五の九第一項において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十二条の五の二第一項の登録の取消し

(3)　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十一条の五の九第一項（特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第百二十一条の五の九第一項（特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第百二十一条の五の二第一項（登録）の登録の取消し

(4)　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十第一項（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第六条の五の二第一項（信用協同組合電子決済等代行業の登録）の登録の取消し

(5)　信用金庫法第八十九条第七項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十五条の四第一項（登録）の登録の取消し

(6)　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第五項（銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第八十九条の五第一項（登録）の登録の取消し

(7)　農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項（農林中央金庫電子決済等代行

業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第九十五条の五の二第一項（登録）の登録の取消し

(8)　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の十九第一項又は第二項（登録の取消し等）の規定による同法第六十条の三（登録）の登録の取消し

(9)　この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(8)までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

二　次に掲げる命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

(1)　農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(2)　水産業協同組合法第百二十一条の五の八第四項（電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業）の規定による同法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(3)　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項（電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業）の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

(4)　信用金庫法第八十五条の十一第四項（電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業）の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(5)　労働金庫法第八十九条の十二第四項（電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業）の規定による同法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(6)　農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項（電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業）の規定による同法第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(7)　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項（電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業）の規定による同法第六十条の二第一項（定義）に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(8)　農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による(1)から(7)までの業務と同種類の業務の廃止の命令

ホ　この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ヘ　法人である場合においては、次のいずれかに該当する者

(1)　外国法人であつて日本における代表者を定めていない者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3)　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4)　法人が前号ハ(1)から(9)までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

(5)　法人が前号ニ(1)から(8)までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

(6)　前号ハからホまでのいずれかに該当する者

三　個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

イ　外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者

ロ　前号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する者

2　内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第五十二条の六十一の六　電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

3　電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（廃業等の届出）

第五十二条の六十一の七　電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき　その電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二　電子決済等代行業者である個人が死亡したとき　その相続人

三　電子決済等代行業者である法人が合併に

より消滅したとき　その法人を代表する役員であつた者
四　電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人
五　電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人
2　電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。

第二節　業務

（利用者に対する説明等）
第五十二条の六十一の八　電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所
二　電子決済等代行業者の権限に関する事項
三　電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項
四　電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
五　その他内閣府令で定める事項
2　電子決済等代行業者は、電子決済等代行業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（電子決済等代行業者の誠実義務）
第五十二条の六十一の九　電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

（銀行との契約締結義務等）
第五十二条の六十一の十　電子決済等代行業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。
2　前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　電子決済等代行業の業務（当該銀行に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
二　当該電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該銀行が行うことができる措置に関する事項
三　その他電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項
3　銀行及び電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（銀行による基準の作成等）
第五十二条の六十一の十一　銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる電子決済等代行業者が電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。
3　銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第三節　監督

（電子決済等代行業に関する帳簿書類）
第五十二条の六十一の十二　電子決済等代行業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（電子決済等代行業に関する報告書）
第五十二条の六十一の十三　電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（報告又は資料の提出）
第五十二条の六十一の十四　内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
2　内閣総理大臣は、電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は当該電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
3　電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）
第五十二条の六十一の十五　内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5　前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（業務改善命令）

第五十二条の六十一の十六　内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十二条の六十一の十七　内閣総理大臣は、電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　電子決済等代行業者が第五十二条の六十一の五第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けたとき。

三　この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2　内閣総理大臣は、電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は電子決済等代行業者の所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等代行業者から申出がないときは、当該電子決済等代行業者の第五十二条の六十一の二の登録を取り消すことができる。

3　前項の規定による処分については、行政手続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第五十二条の六十一の十八　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

一　前条第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。

二　第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録がその効力を失つたとき。

第四節　認定電子決済等代行事業者協会

（認定電子決済等代行事業者協会の認定）

第五十二条の六十一の十九　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二　電子決済等代行業者を社員（以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定電子決済等代行事業者協会の業務）

第五十二条の六十一の二十　認定電子決済等代行事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　会員が電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二　会員の営む電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　会員の営む電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　会員の営む電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七　電子決済等代行業の利用者に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、電子決済等代行業の健全な発展及び電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

第五十二条の六十一の二十一　認定電子決済等代行事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2　認定電子決済等代行事業者協会でない者（信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3　認定電子決済等代行事業者協会の会員でない者（信用金庫法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定電子決済等代行事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（利用者の保護に資する情報の提供）

第五十二条の六十一の二十二　認定電子決済等代行事業者協会は、第五十二条の六十一の二十九の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等代行業の利用者の保護に資する情報について、電子決済等代行業の利用者に提供できるようにしなければならない。

（利用者からの苦情に関する対応）

第五十二条の六十一の二十三　認定電子決済等代行事業者協会は、電子決済等代行業の利用者から会員の営む電子決済等代行業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2　認定電子決済等代行事業者協会は、前項の

申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3　会員は、認定電子決済等代行事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4　認定電子決済等代行事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（認定電子決済等代行事業者協会への報告等）

第五十二条の六十一の二十四　会員は、電子決済等代行事業者が行つた利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等代行事業者協会に報告しなければならない。

2　認定電子決済等代行事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

（秘密保持義務等）

第五十二条の六十一の二十五　認定電子決済等代行事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　認定電子決済等代行事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務（当該認定電子決済等代行事業者協会が信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。）の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第五十二条の六十一の二十六　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号（定款の記載又は記録事項）に掲げる事項及び第五十二条の六十一の十九第二号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等代行事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条の六十一の二十第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（立入検査等）

第五十二条の六十一の二十七　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等）

第五十二条の六十一の二十八　内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、認定電子決済等代行事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（認定電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第五十二条の六十一の二十九　内閣総理大臣は、認定電子決済等代行事業者協会の求めに応じ、認定電子決済等代行事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等代行業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五節　雑則

第五十二条の六十一の三十　電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項第七号中「取得」を「取得され」に改め、同条第二項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同項第六号中「取得」を「取得され」に改め、同条第三項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同項第八号中「取得」を「取得され」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二条の六十一の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条中第十三号を第十九号とし、第十二号の次に次の六号を加える。

十三　第五十二条の六十一の七第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録が効力を失つたとき。

十四　第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業者の電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十五　第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定により第五十二条の六十一の二の登録を取り消したとき。

十六　第五十二条の六十一の十九の規定による認定をしたとき。

十七　第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により第五十二条の六十一の十九の認定を取り消したとき。

十八　第五十二条の六十一の二十八第二項の規定により認定電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

第五十八条中「又は」を「、登録、認定又は」に改める。

第六十一条に次の二号を加える。

八　第五十二条の六十一の二の規定に違反して、登録を受けないで電子決済等代行業を営んだ者

九　不正の手段により第五十二条の六十一の二の登録を受けた者

第六十二条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「第四項又は」を「第四項、」に、「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」

に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第六十三条第一号中「第五十二条の二十七又は」を「第五十二条の二十七、」に改め、「含む。」の下に「又は第五十二条の六十一の十三」を加え、同条第二号中「若しくは第五十二条の五十三」を「、第五十二条の五十三若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条の五十四第一項」を「、第五十二条の五十四第一項若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」に改め、同条第五号中「同条」を「同項」に改め、同条第八号中「又は」を「若しくは」に、「書類」を「書類又は第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」に改める。

第六十三条の二の六を第六十三条の二の七とし、第六十三条の二の五を第六十三条の二の六とする。

第六十三条の二の四に次の一号を加える。

五　第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十三条の二の四を第六十三条の二の五とする。

第六十三条の二の三の次に次の一条を加える。

第六十三条の二の四　第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十三条の三第二号中「第五十二条の五十二の下に「、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項」を加え、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第六十四条第一項第一号中「第六十二条」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第四号中「第六十一条の二」の下に「、第六十二条第三号」を加え、「第六十三条の二の四」を「第六十三条の二の五」に改める。

第六十五条中「又は銀行代理業者」を「、銀行代理業者若しくは電子決済等代行業者」に、「銀行代理業者が」を「銀行代理業者又は電子決済等代行業者が」に、「は、百万円」を「又は認定電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円」に改め、同条第四号中「第五十二条の六十一第三項」の下に「、第五十二条の六十一の六第一項」を加え、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第五号及び第六号中「又は」を「、又は」に改め、同条第十号中「若しくは第五十二条の五十五」を「、第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」に改め、同条第十一号の二中「、同条」を「同条」に改め、同条第十四号及び第十六号中「又は」を「、又は」に改め、同条第十七号中「若しくは」を「、若しくは」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第十九号中「含む。」の下に「若しくは第五十二条の六十一の二」を加える。

第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十六条の二　正当な理由がないのに第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条を次のように改める。

第六十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二　第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（農業協同組合法の一部改正）

第二条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　特定信用事業代理業（第九十二条の二―第九十二条の五）」を「第五章　特定信用事業代理業（第九十二条の二―第九十二条の五）　第五章の二　特定信用事業電子決済等代行業（第九十二条の五の二―第九十二条の五の九）」に改める。

第十一条の六第一項中「この項」の下に「及び第九十二条の五の二第二項第二号」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　特定信用事業電子決済等代行業

第九十二条の五の二　特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

前項の「特定信用事業電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　第十条第一項第三号の事業を行う組合に貯金の口座を開設している貯金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該組合に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該組合に対して伝達すること。

二　第十条第一項第三号の事業を行う組合に貯金又は定期積金の口座を開設している貯金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該組合から当該口座に係る情報を取得し、これを当該貯金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

第九十二条の五の三　特定信用事業電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業（同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特定信用事業電子決済等代行業の業務（当該組合に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場

合における当該損害についての当該組合と当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二　当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該組合が行うことができる措置に関する事項

三　その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

第十条第一項第三号の事業を行う組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第九十二条の五の四　第十条第一項第三号の事業を行う組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

第一項の組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

第九十二条の五の五　特定信用事業電子決済等代行業者は、農林中央金庫法第九十五条の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約（農林中央金庫の会員である第十条第一項第三号の事業を行う組合のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている組合に係るものに限る。）を締結した場合には、第九十二条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

第九十二条の五の六　主務大臣は、政令で定めるところにより、特定信用事業電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二　特定信用事業電子決済等代行業者を社員（次条及び第百条の五第五号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

第九十二条の五の七　認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　協会員が特定信用事業電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二　協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七　特定信用事業電子決済等代行業の利用者に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、特定信用事業電子決済等代行業の健全な発展及び特定信用事業電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

第九十二条の五の八　第九十二条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」という。）は、特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。

電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

主務大臣は、第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律若しくは農林中央金庫法又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反した場合その他特定信用事業電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第九十二条の五の三から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第五十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行法

第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の五の九　銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。）、第五十三条第五項及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあつては第十条第一項第三号の事業を行う組合について、それぞれ準用する。

前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農業協同組合等特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(2)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(1)又は(8)に」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(1)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(2)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(1)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農業協同組合法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の三第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第百三条第二号」を「第百三条第三号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第九十二条の九第一項中「第百三条第二号」を「第百三条第三号」に改める。

第九十七条の二中「承認」を「承認、登録、認定」に改める。

第九十八条第二項ただし書中「特定信用事業代理業者」の下に「、特定信用事業電子決済等代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会」を加え、同条第三項中「第五十二条の五十四第一項」の下に「、第九十二条の五の九において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項」を加える。

第九十九条の二に次の三号を加える。

六　第九十二条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業を営んだ者

七　不正の手段により第九十二条の五の二第一項の登録を受けた者

八　第九十二条の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十九条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九条の五中「第二項又は」を「第二項、」に、「の規定に違反して」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して」に、「組合又は」を「組合、」に、「に係る」を「又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る」に改める。

第九十九条の六第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加え、同条第四号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第五号中「第五十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を「これら」に改める。

第百条中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定」に改める。

第百条の二に次の一号を加える。

五　第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百条の五第二号中「第五十二条の五十二」の下に「、第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第百条の六第一項第一号中「第九十九条の三」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。）」の下に「、第九十九条の三第三号」を加える。

第百一条第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第九十七条又は」を「、第九十二条の五の八第二項若しくは第九十七条、」に、「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「若しくは第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十三号中「の規定」を「又は第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項中第五十五号を第五十六号とし、第五十四号を第五十五号とし、第五十三号の次に次の一号を加える。

五十四　第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

第百三条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（水産業協同組合法の一部改正）

第三条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章の三　指定紛争解決機関（第百二十一条の六―第百二十一条の九）」を「第七章　第七章の三　特定信用事業電子決済等代行業（第百二十一条の六―第百二十一条の九）　指定紛争解決機関（第百二十一条の五の二―第百二十一条の五の九）」に改める。

第十一条の十第一項中「この項」の下に「及び第百二十一条の五の二第二項第二号」を加える。

第百二十一条の六第一項第四号ハ中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

第百二十一条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第百三十一条第二号」を「第百三十一条第三号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第百二十一条の九第一項中「第百三十一条第二号」を「第百三十一条第三号」に改める。

第七章の三を第七章の四とし、第七章の二の次に次の一章を加える。

第七章の三　特定信用事業電子決済等代行業

（登録）

第百二十一条の五の二　特定信用事業電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項の「特定信用事業電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する貯金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　組合（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下この章において同じ。）に貯金の口座を開設している貯金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該組合から当該口座に係る情報を取得し、これを当該貯金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

（組合との契約締結義務等）

第百二十一条の五の三　特定信用事業電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業（同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の組合との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

2　前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特定信用事業電子決済等代行業の業務（当該組合に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該組合と当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二　当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な

（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、主務省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該組合に対して伝達すること。

二　組合に貯金又は定期積金の口座を開設している貯金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該組合から当該口座に係る情報を取得し、これを当該貯金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供することを含む。）。

取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該組合が行うことができる措置に関する事項

三　その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3　組合及び特定信用事業電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（組合による基準の作成等）

第百二十一条の五の四　組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3　組合は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（農林中央金庫と契約を締結する場合の特例）

第百二十一条の五の五　特定信用事業電子決済等代行業者は、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の五第一項の規定に基づき、農林中央金庫との間で、特定信用事業電子決済等代行業に係る契約（農林中央金庫の会員である組合のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該組合に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている組合に係るものに限る。）を締結した場合には、第百二十一条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定）

第百二十一条の五の六　主務大臣は、政令で定めるところにより、特定信用事業電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二　特定信用事業電子決済等代行業者を社員（次条及び第百二十九条の八第五号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の業務）

第百二十一条の五の七　認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　協会員が特定信用事業電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二　協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　特定信用事業電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　協会員の営む特定信用事業電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七　特定信用事業電子決済等代行業の利用者に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、特定信用事業電子決済等代行業の健全な発展及び特定信用事業電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（電子決済等代行業者による特定信用事業電子決済等代行業）

第百二十一条の五の八　第百二十一条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者（以下「電子決済等代行業者」という。）は、特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。

2　電子決済等代行業者は、特定信用事業電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4　主務大臣は、第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律若しくは農林中央金庫法又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反した場合その他特定信用事業電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5　前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を特定信用事業電子決済等代行業者とみなして、第百二十一条の五の三から前条までの規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第五十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定並びに農林中央金庫法第九十五条の五及び第九十五条の五の六の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する銀行

法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは一部」とあるのは「又は一部」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定信用事業電子決済等代行業に関する銀行法の準用）

第百二十一条の五の九　銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。）、第五十三条第五項及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者に係るものにあつては特定信用事業電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあつては組合について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一及び第五十二条の六十一の二十六を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「水産業協同組合特定信用事業電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「水産業協同組合法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項」と、同項第三号中「又は」とあるのは「若しくは農林中央金庫法又は」と、同条第二項及び同法第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（水産業協同組合法第百二十一条の五の六第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の五の六第二号」と、「この法律若しくはこの法律」とあるのは「同法若しくは農林中央金庫法若しくはこれらの法律」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の五の七第三号」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一条の五の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十七条第二項ただし書中「特定信用事業代理業者」の下に「、特定信用事業電子決済等代行業者、電子決済等代行業者、認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会」を加え、同条第三項中「第五十二条の五十四第一項」の下に「、第百二十一条の五において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項、第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項」を加える。

第百二十八条の二に次の三号を加える。

六　第百二十一条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで特定信用事業電子決済等代行業を営んだ者

七　不正の手段により第百二十一条の五の二第一項の登録を受けた者

八　第百二十一条の五の八第四項の規定による特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第百二十八条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百二十八条の五中「含む。）又は」を「含む。）」に、「の規定に違反して」を「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定に違反して」に、「組合又は」を「組合、」に、「に係る」を「又は特定信用事業電子決済等代行業者に係る」に改める。

第百二十八条の六第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加え、同条第四号中「の規定」を「若しくは第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第五号中「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第百二十九条の六中「の規定」を「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定」に改める。

第百二十九条の七に次の一号を加える。

五　第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百二十九条の八第二号中「第五十二条の五十二」の下に「、第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を加え、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第百二十九条の九第一項第一号中「第百二十八条の三」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第三号中「又は特定信用事業代理業者」を「、特定信用事業代理業者又は特定信用事業電子決済等代行業者」に改め、同項第六号中「第二号を除く。）」の下に「、第百二十八条の三第三号」を加える。

第百三十条第一項中「又は特定信用事業代理業者」を「、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人）」の下に「又は認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「若しくは第百二十一条の三第三項」を「、第百二十一条の三第三項若しくは第百二十一条の五の八第二項」に、「規定又は」を「規定、第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第五項の規定若しくは」に改め、同項第四十六号中「第五十三号」を「第五十四号」に改め、同項第五十一号中「の規定」を「若しくは第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同項第五十二号中「の規定」を「又は第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同項中第五十四号を第五十五号とし、第五十三号を第五十四号とし、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三　第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

第百三十一条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第四条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の九第六項第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四　会員である信用協同組合に係る協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の五第一項（信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等）の契約の締結及び当該契約に係る同法第六条の五の六第一項（信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）の基準の作成

第六十九条の二第一項第三号中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を削る。

第六十九条の五中「第七章の五」を「第七章の六」に、「（第十三号）」を「（第十九号）」に、「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第五条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

第六条の五第二項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に、「第十五条」を「第十七条」に改める。

第六条の五の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改め、同条を第六条の五の十一とする。

第六条の五の次に次の九条を加える。

（信用協同組合電子決済等代行業の登録）

第六条の五の二　信用協同組合電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項の「信用協同組合電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　信用協同組合等に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該信用協同組合等に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該信用協同組合等に対して伝達すること。

二　信用協同組合等に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該信用協同組合等から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

（信用協同組合等との契約締結義務等）

第六条の五の三　信用協同組合電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の信用協同組合等との間で、信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該信用協同組合等に係る信用協同組合電子決済等代行業を営まなければならない。

2　前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　信用協同組合電子決済等代行業の業務（当該信用協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合等と当該信用協同組合電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二　当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項

三　その他信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3　信用協同組合等及び信用協同組合電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（信用協同組合等による基準の作成等）

第六条の五の四　信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用協同組合電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3　信用協同組合等は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（信用協同組合連合会の会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等）

第六条の五の五　信用協同組合電子決済等代行業者は、第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、信用協同組合連合会との間で、信用協同組合電子決済等代行業に係る契約（当該信用協同組合連合会の会員である信用協同組合のうち、当該信用協同組合連合会が当該契約を締結する信用協同組合電子決済等代行業者が当該信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営むことについて同意をしている信用協同組合に係るものに限る。）を締結した場合には、第六条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該信用協同組合との間で同項の契約を締結することを要しない。

2　前項の場合において、信用協同組合電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業を営まなければならない。

3　第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる信用協同組合の名称

二　信用協同組合電子決済等代行業の業務（第一項の信用協同組合に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用協同組合、同項の契約を行つた信用協同組合連合会及び当該信用協同組合電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三　当該信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用協同組合及び同項の契約を行つた信用協同組合連合会が行うことができる措置に関する事項

四　その他信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

4　信用協同組合連合会は、信用協同組合電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用協同組合に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5　第一項の契約を締結した信用協同組合連合会及び信用協同組合電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用協同組合は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（信用協同組合連合会が会員である信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）

第六条の五の六　信用協同組合連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用協同組合電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の信用協同組合の名称その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用協同組合電子決済等代行業者が信用協同組合電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3　前条第一項の信用協同組合は、第六条の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該信用協同組合を会員とする信用協同組合連合会の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4　信用協同組合連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす信用協同組合電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定）

第六条の五の七　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　信用協同組合電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二　信用協同組合電子決済等代行業者を社員（次条及び第十条の三第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の業務）

第六条の五の八　認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　協会員が信用協同組合電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二　協会員の営む信用協同組合電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　協会員の営む信用協同組合電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　信用協同組合電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　協会員の営む信用協同組合電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七　信用協同組合電子決済等代行業の利用者に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、信用協同組合電子決済等代行業の健全な発展及び信用協同組合電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（電子決済等代行業者による信用協同組合電子決済等代行業）

第六条の五の九　第六条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項（定義等）に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第十二条第一項において「電子決済等代行業者」という。）は、信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる。

2　電子決済等代行業者は、信用協同組合電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反した場合その他信用協同組合電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5　前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用協同組合電子決済等代行業者とみなして、第六条の五の三から前条まで及び第七条の二第三項の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）並びに第五十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第八条の二から第十四条までの規定を適用する。この場合において、次条第一項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用）

第六条の五の十　銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二（登録）、第五十二条の六十一の十（銀行との契約締結義務等）、第五十二条の六十一の十一（銀行による基準の作成等）、第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行事業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の二十（認定電子決済等代行事業者協会の業務）を除く。）（電子決済等代行業）及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(4)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(4)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(3)又は(8)に」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協

同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(3)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(4)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第二項各号」と、同条第二項中「営む業務」とあるのは「行う事業」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の六第二号中「及び第六条の五第一項」を「、第六条の五第一項及び第六条の五の十第一項」に改める。

第七条の二第一項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条に次の一項を加える。

3　信用協同組合電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　信用協同組合電子決済等代行業を開始したとき。

二　信用協同組合等との間で第六条の五の三第一項の契約を締結したとき。

三　信用協同組合連合会との間で第六条の五の五第一項の契約を締結したとき。

四　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第七条の五中「又は」を「、登録、認定又は」に改める。

第八条の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十二」に改める。

第九条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　第六条の五の二第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用協同組合電子決済等代行業を営んだ者

四　不正の手段により第六条の五の二第一項の登録を受けた者

五　第六条の五の九第四項の規定による信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第二十七条又は」を「第二十七条、」に、「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第十条第一号中「又は第五十二条の五十第一項」を「、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三」に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項、」に、「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第十条の二の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十条の二の四を第十条の二の五とする。

第十条の二の三の次に次の一条を加える。

第十条の二の四　銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十条の三第一号中「若しくは第五十二条の五十二」を「、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一の六第三項若しくは第五十二条の六十一の七第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第十一条第一項第一号中「第九条の二」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第四号中「第九条」の下に「、第九条の二第三号」を加える。

第十二条第一項中「又は信用協同組合代理業者」を「、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第十三号中「第七条の二」を「第六条の五の九第二項若しくは第七条の二」に、「若しくは第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」を「、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第十六号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」を加え、同項第十九号中「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項中「第十五条」を「第十七条」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十三条　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第十四条　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者は、十万円以下の過料に処する。

（信用金庫法の一部改正）

第六条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の三　指定紛争解決機関（第八十五条の四・第八十五条の五）」を「第九章の第九章の三　信用金庫電子決済等代行業（第八十五条の四　指定紛争解決機関（第八十五条の十二・第八十五条の十三）」に改める。

第五十四条第四項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　会員である信用金庫に係る第八十五条の七第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十五条の八第一項の基準の作成

第九章の三中第八十五条の五を第八十五条の十三とする。

第八十五条の四第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号二中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同項第八号中「第九十四条」を「第九十四条第二号」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同条第二項及び第四項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同条を第八十五条の十二とする。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三　信用金庫電子決済等代行業

（登録）

第八十五条の四　信用金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項の「信用金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。

二　金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

（金庫との契約締結義務等）

第八十五条の五　信用金庫電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2　前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　信用金庫電子決済等代行業の業務（当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二　当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行うことができる措置に関する事項

三　その他信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

3　金庫及び信用金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（金庫による基準の作成等）

第八十五条の六　金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3　金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（信用金庫連合会の会員である信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等）

第八十五条の七　信用金庫電子決済等代行業者は、第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、信用金庫連合会との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る契約（当該信用金庫連合会の会員である信用金庫のうち、当該信用金庫連合会が当該契約を締結する信用金庫電子決済等代行業者が当該信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営むことについて同意をしている信用金庫に係るものに限る。）を締結した場合には、第八十五条の五第一項の規定にかかわらず、当該信用金庫との間で同項の契約を締結することを要しない。

2　前項の場合において、信用金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

3　第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業を営むことができる信用金庫の名称

二　信用金庫電子決済等代行業の業務（第一項の信用金庫に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該信用

金庫、同項の契約を行つた信用金庫連合会及び当該信用金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三　当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用金庫及び同項の契約を行つた信用金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四　その他信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

4　信用金庫連合会は、信用金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5　第一項の契約を締結した信用金庫連合会及び信用金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（信用金庫連合会が会員である信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）

第八十五条の八　信用金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の信用金庫の名称その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3　前条第一項の信用金庫は、第八十五条の六第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該信用金庫を会員とする信用金庫連合会の名称その他の内閣府令で定める事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4　信用金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）

第八十五条の九　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二　信用金庫電子決済等代行業者を社員（次条及び第九十条の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）

第八十五条の十　認定信用金庫電子決済等代行事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　協会員が信用金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二　協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　協会員の営む信用金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　信用金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　協会員の営む信用金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七　信用金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等代行業の健全な発展及び信用金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（電子決済等代行業者による信用金庫電子決済等代行業）

第八十五条の十一　第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項（定義等）に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第九十一条第一項において「電子決済等代行業者」という。）は、信用金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2　電子決済等代行業者は、信用金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　内閣総理大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反した場合その他信用金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、信用金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5　前項の規定により信用金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を信用金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十五条の五から前条まで及び第八十七条第三項の規定並びに第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第

一項（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）並びに第五十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第八十九条第七項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十六条中「及び第七項」を「、第七項及び第九項」に、「又は」を「、登録、認定又は」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

3　信用金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　信用金庫電子決済等代行業を開始したとき。

二　金庫との間で第八十五条の五第一項の契約を締結したとき。

三　信用金庫連合会との間で第八十五条の七第一項の契約を締結したとき。

四　その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第八十九条第二項中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第八項中「第八十五条の四第一項第八号」を「第八十五条の十二第一項第八号」に、「第八十五条の四第一項に」を「第八十五条の十二第一項に」に、「第八十五条の四第二項」を「第八十五条の十二第二項」に、「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に、「第八十五条の四第一項第三号」を「第八十五条の十二第一項第三号」に、「第八十五条の四第三項」を「第八十五条の十二第三項」に、「第八十五条の五第一号」を「第八十五条の十三第一号」に、「第八十五条の五第二号」を「第八十五条の十三第二号」に、「第八十五条の五第三号」を「第八十五条の十三第三号」に、「第八十五条の五第四号」を「第八十五条の十三第四号」に、「第八十五条の四第一項第五号」を「第八十五条の十二第一項第五号」に、「第八十五条の四第一項第二号」を「第八十五条の十二第一項第二号」に、「第八十五条の四第一項の」を「第八十五条の十二第一項の」に、「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二（登録）、第五十二条の六十一の十（銀行との契約締結義務等）、第五十二条の六十一の十一（銀行による基準の作成等）、第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行事業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の二十（認定電子決済等代行事業者協会の業務）を除く。）（電子決済等代行業）及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては認定信用金庫電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

8　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(5)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(5)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(4)又は(8)に」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「信用金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(4)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(5)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(4)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（信用金庫法第八十五条の九第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「信用金庫法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）に規定する認定信用金庫電子決済等代行事業者協会」とあるのは「第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十五第二項中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、「同法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）」とあるのは「第五十二条の六十一の二十」と、同法第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五

十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条中第六号を第九号とし、同条第五号中「又は第七項」を「、第七項又は第九項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五　第八十五条の四第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んだ者

六　不正の手段により第八十五条の四第一項の登録を受けた者

七　第八十五条の十一第四項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「第二十七条又は」を「第二十七条、」に、「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十条の三第一号中「又は第五十二条の五十第一項」を「、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三」に改め、同条第二号中「第二項若しくは」を「第二項、」に、「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十条の四の六を第九十条の四の七とし、第九十条の四の五を第九十条の四の六とする。

第九十条の四の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十条の四の四を第九十条の四の五とする。

第九十条の四の三の次に次の一条を加える。

第九十条の四の四　銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十条の五第一号中「第五十二条の五十二」の下に「、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十条の七第一項第一号中「第九十条の二」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第四号中「第九十条、」を「第九十条、第九十条の二第三号」に、「第九十条の四の四」を「第九十条の四の五」に改める。

第九十一条第一項中「又は信用金庫代理業者」を「、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「、会員」に改め、同項第七号中「採らなかつた」を「とらなかつた」に改め、同項第十四号中「第五十八条第三項」の下に「、第八十五条の十一第二項」を加え、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第二十六号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項」を加え、同項第二十八号中「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第九十四条を次のように改める。

第九十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二　銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（労働金庫法の一部改正）

第七条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の四　指定紛争解決機関（第八十九条の五・第八十九条の六）」を「第九章の四　労働金庫電子決済等代行業（第八十九条の五―第八十九条の十三・第八十九条の十四）」に改める。

第五十八条の二第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　会員である労働金庫に係る第八十九条の八第一項の契約の締結及び当該契約に係る第八十九条の九第一項の基準の作成

第九章の四中第八十九条の六を第八十九条の十四とする。

第八十九条の五第一項各号列記以外の部分及び同項第二号中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第四号ハ中「禁錮」を「禁錮に」に改め、同号ニ中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項第八号中「第百三条第二号」を「第百三条第三号」に、「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条第二項及び第四項中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条を第八十九条の十三とする。

第九章の四を第九章の五とし、第九章の三の次に次の一章を加える。

第九章の四　労働金庫電子決済等代行業

（登録）

第八十九条の五　労働金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項の「労働金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の

保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令・厚生労働省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。

二　金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

（金庫との契約締結義務等）

第八十九条の六　労働金庫電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ当該各号の金庫との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2　前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　労働金庫電子決済等代行業の業務（当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該金庫と当該労働金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二　当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行うことができる措置に関する事項

三　その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

3　金庫及び労働金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（金庫による基準の作成等）

第八十九条の七　金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3　金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（労働金庫連合会の会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等）

第八十九条の八　労働金庫電子決済等代行業者は、第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。）を行う前に、労働金庫連合会との間で、労働金庫電子決済等代行業に係る契約（当該労働金庫連合会の会員である労働金庫のうち、当該労働金庫連合会が当該契約を締結する労働金庫電子決済等代行業者が当該労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことについて同意をしている労働金庫に係るものに限る。）を締結した場合には、第八十九条の六第一項の規定にかかわらず、当該労働金庫との間で同項の契約を締結することを要しない。

2　前項の場合において、労働金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

3　第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業を営むことができる労働金庫の名称

二　労働金庫電子決済等代行業の業務（第一項の労働金庫に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該労働金庫、同項の契約を行つた労働金庫連合会及び当該労働金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三　当該労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の労働金庫及び同項の契約を行つた労働金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四　その他労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

4　労働金庫連合会は、労働金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の労働金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5　第一項の契約を締結した労働金庫連合会及び労働金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の労働金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（労働金庫連合会が会員である労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）

第八十九条の九　労働金庫連合会は、前条第一項の契約を締結するに当たつて労働金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の労働金庫の名称その他内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の

内閣府令・厚生労働省令で定める事項が含まれるものとする。

3　前条第一項の労働金庫は、第八十九条の七第一項に規定する基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨及び当該労働金庫を会員とする労働金庫連合会の名称その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事項を、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4　労働金庫連合会は、前条第一項の契約の締結に当たつて、第一項の基準を満たす労働金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行つてはならない。

（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定）

第八十九条の十　内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、労働金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　労働金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二　労働金庫電子決済等代行業者を社員（次条及び第百条の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の業務）

第八十九条の十一　認定労働金庫電子決済等代行事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　協会員が労働金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二　協会員の営む労働金庫電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他労働金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　協会員の営む労働金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　労働金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　協会員の営む労働金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七　労働金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、労働金庫電子決済等代行業の健全な発展及び労働金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（電子決済等代行業者による労働金庫電子決済等代行業）

第八十九条の十二　第八十九条の五第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項（定義等）に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第百一条第一項において「電子決済等代行業者」という。）は、労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2　電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号（登録の申請）に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

3　内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4　内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣及び厚生労働大臣の処分に違反した場合その他労働金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、労働金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5　前項の規定により労働金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を労働金庫電子決済等代行業者とみなして、第八十九条の六から前条まで及び第九十一条第三項の規定並びに第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）並びに第五十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第九十四条第五項において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条中「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に、「又は」を「、登録、認定又は」に改める。

第九十一条に次の一項を加える。

3　労働金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　労働金庫電子決済等代行業を開始したとき。

二　金庫との間で第八十九条の六第一項の契約を締結したとき。

三　労働金庫連合会との間で第八十九条の八第一項の契約を締結したとき。

四　その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

第九十四条第二項中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第六項中「第八十九条の五第一項第八号」を「第八十九条の十三第一項第八号」に、「第八十九条の五第一項に」を「第八十九条の十三第一項に」に、「第八十九条の五第二項」を「第八十九条の十三第二項」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に、「第八十九条の五第一項第三号」を「第八十九条の十三第一項第三号」に、「第八十九条の五第三項」を「第八十九条の十三第三項」に、「第八十九条の六第一号」を「第八十九条の十四第一号」に、「第八十九条の六第二号」を「第八十九条の十四第二号」に、「第八十九条の六第三号」を「第八十九条の十四第三号」に、「第八十九条の六第四号」を「第八十九条の十四第四号」に、「第八十九条の五第一項第五号」を「第八十九条の十三第一項第五号」に、「第八十九条の五第一項第二号」を「第八十九条の十三第一項第二号」に、「第八十九条の五第一項の」を「第八十九条の十三第一項の」に、「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に、「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二（登録）、第五十二条の六十一の十（銀行との契約締結義務等）、第五十二条の六十一の十一（銀行による基準の作成等）、第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行事業者協会の認定）及び第五十二条の六十一の二十（認定電子決済等代行事業者協会の業務）を除く。）（電子決済等代行業）及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては認定労働金庫電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

6　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「労働金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の二とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の二第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(6)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(6)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(5)又は(8)に」と、同号ニ(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(5)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(6)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号ニ(1)から(8)まで」とあるのは「前号ニ(5)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第二項各号」と、同条第二項中「営む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（労働金庫法第八十九条の十第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「同法第八十九条の十一第三号」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「労働金庫法第八十九条の五第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条の三第二号中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改める。

第九十七条第一項中「又は銀行法第五十二条の五十三」を「若しくは銀行法第五十二条の五十三」に、「の規定」を「若しくは銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項（報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項（立入検査）又は銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項（立入検査等）の規定」に改める。

第百条中第六号を第九号とし、同条第五号中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の次に次の三号を加える。

五　第八十九条の五第一項の規定に違反して、登録を受けないで労働金庫電子決済等代行業を営んだ者

六　不正の手段により第八十九条の五第一項の登録を受けた者

七　第八十九条の十二第四項の規定による労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第百条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「若しくは第五十二条の五十六第一項」を「、第五十二条の五十六第一項若しくは第五十二条の六十一の十七第一項」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百条の三第一号中「第二項若しくは」を「第二項、」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第二号中「又は第五十二条の五十第一項」を「、第五十二条の五十第一項又は第五十二条の六十一の十三」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、」に、「の規定」を「若しくは第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項（報告又は資料の提出）若しくは銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項（立入検査）又は銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項（立入検査等）の規定」に改める。

十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第四号中「第四十五条」を「第四十五条第三項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第百条の四の六を第百条の四の七とし、第百条の四の五を第百条の四の六とする。

第百条の四の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第百条の四の四を第百条の四の五とする。

第百条の四の三の次に次の一条を加える。

第百条の四の四　銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百条の五第一号中「第五十二条の五十二」の下に「、第五十二条の六十一の六第三項、第五十二条の六十一の七第一項」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第百条の七第一項第一号中「第百条の二」の下に「第三号を除く。」を加え、同項第四号中「第百条、」を「第百条、第百条の二第三号、」に、「第百条の四の四」を「第百条の四の五」に改める。

第百一条第一項中「又は労働金庫代理業者」を「、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第四号中「会員」を「、会員」に改め、同項第十四号中「第六十二条第三項」の下に「、第八十九条の十二第二項」を加え、「若しくは第五十二条の六十一第三項」を「、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項」に改め、同項第二十五号中「の規定による」を「、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による」に改め、同項第二十七号中「の規定」を「又は第五十二条の六十一の十二の規定」に改める。

第百二条の二の次に次の一条を加える。

第百二条の三　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第百三条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定労働金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（農林中央金庫法の一部改正）

第八条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の三　指定紛争解決機関（第九十五条の六―第九十五条の八）」を「第九章の三　農林中央金庫電子決済等代行業等（第九十五条の五の二―第九十五条の五の十）」に改める。

第五十四条第四項第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三　会員である第三条第五項各号に掲げる者（第九十五条の五の五及び第九十五条の五の六において「会員農水産業協同組合等」という。）に係る第九十五条の五の五第一項の契約の締結及び当該契約に係る第九十五条の五の六第一項の基準の作成

第五十七条第一項中「この項」の下に「及び第九十五条の五の二第二項第二号」を加える。

第八十二条第一項中「及び」を「、第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者、第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会、第九十五条の五の九第一項に規定する電子決済等代行業者及び」に改め、同条第三項中「並びに」を「、第九十五条の五の十において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の二十七第一項並びに」に改める。

第九十五条の六第一項第四号八中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改める。

第九十五条の七第三号中「第九十九条の二の六」を「第九十九条の二の七」に改める。

第九十五条の八第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三　農林中央金庫電子決済等代行業等

（登録）

第九十五条の五の二　農林中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2　前項の「農林中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　農林中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの農林中央金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあっては、主務省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを農林中央金庫に対して伝達すること。

二　農林中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、農林中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

（農林中央金庫との契約締結義務等）

第九十五条の五の三　農林中央金庫電子決済等代行業者（前条第一項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、同条第二項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）を行う前に、農林中央金庫との間で、農林中央金庫電

子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従って農林中央金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2　前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての農林中央金庫と当該農林中央金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

二　当該農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項

三　その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3　農林中央金庫及び農林中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（農林中央金庫による基準の作成等）

第九十五条の五の四　農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって農林中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる農林中央金庫電子決済等代行業者が農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3　農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって、第一項の基準を満たす農林中央金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

（特定信用事業電子決済等代行業者が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等）

第九十五条の五の五　農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者又は水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業者」と総称する。）は、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）又は水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）を行う前に、農林中央金庫との間で、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業（以下この条及び次条において「特定信用事業電子決済等代行業」と総称する。）に係る契約（農林中央金庫の会員農水産業協同組合等のうち、農林中央金庫が当該契約を締結する特定信用事業電子決済等代行業者が当該会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営むことについて同意をしている会員農水産業協同組合等に係るものに限る。）を締結した場合には、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項の規定にかかわらず、当該会員農水産業協同組合等との間で農業協同組合法第九十二条の五の三第一項又は水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項の契約を締結することを要しない。

2　前項の場合において、特定信用事業電子決済等代行業者は、同項の契約に従って、同項の会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業を営まなければならない。

3　第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる会員農水産業協同組合等の名称

二　特定信用事業電子決済等代行業の業務（第一項の会員農水産業協同組合等に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該会員農水産業協同組合等、農林中央金庫及び当該特定信用事業電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

三　当該特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の会員農水産業協同組合等及び農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項

四　その他特定信用事業電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

4　農林中央金庫は、特定信用事業電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

5　第一項の契約を締結した農林中央金庫及び特定信用事業電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の会員農水産業協同組合等は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（農林中央金庫が会員農水産業協同組合等に係る特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する場合の基準の作成等）

第九十五条の五の六　農林中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって特定信用事業電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、当該基準及び同項の会員農水産業協同組合等の名称その他主務省令で定める事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる特定信用事業電子決済等代行業者が特定信用事業電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3　前条第一項の会員農水産業協同組合等は、農業協同組合法第九十二条の五の四第一項又は水産業協同組合法第百二十一条の五の四第一項の基準に代えて、前条第一項の同意をしている旨その他の主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4　農林中央金庫は、前条第一項の契約の締結

に当たって、第一項の基準を満たす特定信用事業電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定）

第九十五条の五の七　主務大臣は、政令で定めるところにより、農林中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であって、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　農林中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二　農林中央金庫電子決済等代行業者を社員（次条及び第九十九条の三第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務）

第九十五条の五の八　認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　協会員が農林中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二　協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　協会員の営む農林中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七　農林中央金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫電子決済等代行業の健全な発展及び農林中央金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（電子決済等代行業者による農林中央金庫電子決済等代行業）

第九十五条の五の九　第九十五条の五の二第一項の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者（以下この条及び第百条第一項において「電子決済等代行業者」という。）は、農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2　電子決済等代行業者は、農林中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4　主務大臣は、第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反した場合その他農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5　前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じた場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

6　電子決済等代行業者が第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を農林中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第九十五条の五の三、第九十五条の五の四及び前二条の規定並びに次条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の六十一の八、第五十二条の六十一の九、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第五項並びに第五十六条（第十四号及び第十六号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、次条において読み替えて準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（農林中央金庫電子決済等代行業に関する銀行法の準用）

第九十五条の五の十　銀行法第七章の五（第五十二条の六十一の二、第五十二条の六十一の十、第五十二条の六十一の十一、第五十二条の六十一の十九及び第五十二条の六十一の二十を除く。）、第五十三条第五項及び第五十六条（第十三号から第十八号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等代行業に係るものにあっては農林中央金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行業者に係るものにあっては農林中央金庫電子決済等代行業者について、認定電子決済等代行事業者協会に係るものにあっては認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあっては農林中央金庫について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十一の二十一を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「農林中央金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十一の三第一項中「前条」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ中「次に」とあるのは「(7)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する」

とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(7)の」と、同号二中「次に」とあるのは「(6)又は(8)に」と、同号二(8)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法」とあるのは「農林中央金庫法」と、「(1)から(7)までの」とあるのは「(6)の」と、同項第二号ロ(4)中「前号八(1)から(9)まで」とあるのは「前号八(7)又は(9)」と、同号ロ(5)中「前号二(1)から(8)まで」とあるのは「前号二(6)又は(8)」と、同法第五十二条の六十一の八第一項中「第二条第十七項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第二項各号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項並びに第五十二条の六十一の十八中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の八第三号」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項又は第九十五条の五の五第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の二に次の三号を加える。

六　第九十五条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで農林中央金庫電子決済等代行業を営んだ者

七　不正の手段により第九十五条の五の二第一項の登録を受けた者

八　第九十五条の五の九第四項の規定による農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十八条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九条中「受けた者」の下に「若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者と農林中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者」を加え、同条第一号中「又は準用銀行法第五十二条の五十第一項」を「、準用銀行法第五十二条の五十第一項若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、」に、「の規定」を「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第四号中「第二項若しくは」を「第二項、」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十九条の二の六を第九十九条の二の七とし、第九十九条の二の五を第九十九条の二の六とする。

第九十九条の二の四に次の一号を加える。

五　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の二の四を第九十九条の二の五とする。

第九十九条の二の三の次に次の一条を加える。

第九十九条の二の四　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三第一号中「若しくは第九十五条の八第一項」を「、第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の七第一項若しくは第九十五条の八第一項」に、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十九条の四第一項第一号中「第九十八条の三」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第五号中「除く。）」の下に「、第九十八条の三第三号」を加え、「第九十九条の二の四」を「第九十九条の二の五」に改める。

第百条第一項中「又は農林中央金庫代理業者」を「、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第十九号の二中「若しくは第九十五条の三第三項若しくは」を「、第九十五条の三第三項若しくは第九十五条の五の九第二項、」に改め、「第五十二条の二の九、」を削り、「の規定」を「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六若しくは第五十三条第五項の規定」に改め、「、公告若しくは掲示」を削り、同項第十九号の六中「の規定」を「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同号を同項第十九号の七とし、同項第十九号の五中「の規定」を「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同号を同項第十九号の六とし、同項中

第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四　準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第百条の二の次に次の一条を加える。

第百条の三　正当な理由がないのに第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第百二条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第九条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　監督（第五十六条―第六十条）」を「第八章　監督（第五十六条―第六十条）　第八章の二　商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二―第六十条の三十四）」に改める。

第五十六条第一項中「及び代理組合等」を「、代理組合等、第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者、同条第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会及び第六十条の三十二第一項に規定する電子決済等代行業者」に改め、同条第二項ただし書中「から第六十一条まで」を「、第六十条、第六十条の三、第六十条の四第一項、第六十条の五から第六十条の八まで、第六十条の九第一項、第六十条の十五、第六十条の十六第一項及び第二項、第六十条の十八、第六十条の十九第一項及び第二項、第六十条の二十、第六十条の二十一、第六十条の二十四、第六十条の二十九第一項、第六十条の三十、第六十条の三十一、第六十条の三十二第二項から第四項まで、第六十条の三十三、第六十一条」に改め、同条第三項中「及び第五十八条」を「、第五十八条、第六十条の十七及び第六十条の二十九」に改め、同条第五項ただし書中「次条第二項」の下に「、第六十条の二第一項、第六十条の四、第六十条の六第一項、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六十条の十四、第六十条の十五、第六十条の十九第二項、第六十条の二十六第一項、第六十条の三十一」を加える。

第八章の次に次の一章を加える。

第八章の二　商工組合中央金庫電子決済等代行業

（定義）

第六十条の二　この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。）のいずれかを行う営業をいう。

一　商工組合中央金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの商工組合中央金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあっては、主務省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを商工組合中央金庫に対して伝達すること。

二　商工組合中央金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、商工組合中央金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）。

2　この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」とは、次条の登録を受けて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者をいう。

3　この章において「認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会」とは、第六十条の二十一の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

（登録）

第六十条の三　商工組合中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

（登録の申請）

第六十条の四　前条の登録を受けようとする者（次条第二項及び第六十条の六において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、その役員（外国法人にあっては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。）の氏名

三　商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

四　その他主務省令で定める事項

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十条の六第一項各号（第一号ロを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものを記載した書類

四　その他主務省令で定める書類

（登録の実施）

第六十条の五　主務大臣は、第六十条の三の登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第六十条の六　主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第六十条の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者
イ　商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者
ロ　商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者
ハ　第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
二　第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又はこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者
ホ　この法律、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）、信用金庫法、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、銀行法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
二　法人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ　外国法人であって日本における代表者を定めていない者
ロ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者
(1)　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者
(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者
(3)　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
(4)　法人が第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者
(5)　法人が第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定による同種類の業務の廃止の命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その命令の日から五年を経過しない者
(6)　前号ハからホまでのいずれかに該当する者
三　個人である場合においては、次のいずれかに該当する者
イ　外国に住所を有する個人であって日本における代理人を定めていない者
ロ　前号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する者
2　主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
（変更の届出）
第六十条の七　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
2　主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。
3　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の四第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
（開業等の届出）
第六十条の八　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を開始したとき、商工組合中央金庫との間で第六十条の十二第一項の契約を締結したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
（廃業等の届出）
第六十条の九　商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
一　商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき　その商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人
二　商工組合中央金庫電子決済等代行業者である個人が死亡したとき　その相続人
三　商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であった者
四　商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき　その破産管財人
五　商工組合中央金庫電子決済等代行業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人
2　商工組合中央金庫電子決済等代行業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録は、その効力を失う。
（利用者に対する説明等）
第六十条の十　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）を行うときは、主務省令で定める場合を除き、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商号、名称又は氏名及び住所

二　商工組合中央金庫電子決済等代行業者の権限に関する事項
三　商工組合中央金庫電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項
四　商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
五　その他主務省令で定める事項

2　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関し、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業と商工組合中央金庫が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業者の誠実義務）

第六十条の十一　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、利用者のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

（商工組合中央金庫との契約締結義務等）

第六十条の十二　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）を行う前に、商工組合中央金庫との間で、商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従って商工組合中央金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2　前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての商工組合中央金庫と当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項
二　当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に商工組合中央金庫が行うことができる措置に関する事項
三　その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3　商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（商工組合中央金庫による基準の作成等）

第六十条の十三　商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって商工組合中央金庫電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2　前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3　商工組合中央金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たって、第一項の基準を満たす商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類）

第六十条の十四　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書）

第六十条の十五　商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第六十条の十六　主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2　主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3　商工組合中央金庫電子決済等代行業者の業務に関し、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業者との取引に関して取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第六十条の十七　主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5　前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（業務改善命令）

第六十条の十八　主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（登録の取消し等）

第六十条の十九　主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　商工組合中央金庫電子決済等代行業者が第六十条の六第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二　不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

三　この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反したとき、その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2　主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者の所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）を確知できないときは、主務省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から申出がないときは、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の第六十条の三の登録を取り消すことができる。

3　前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第六十条の二十　主務大臣は、次に掲げる場合には、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録を抹消しなければならない。

一　前条第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。

二　第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録がその効力を失ったとき。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定）

第六十条の二十一　主務大臣は、政令で定めるところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が設立した一般社団法人であって、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この章において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とすること。

二　商工組合中央金庫電子決済等代行業者を社員（以下この章及び第七十四条の二第二号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務）

第六十条の二十二　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　会員が商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二　会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に関し、契約の内容の適正化その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する利用者からの苦情の処理

七　商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全な発展及び商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

第六十条の二十三　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会でない者（銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の会員でない者（銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（利用者の保護に資する情報の提供）

第六十条の二十四　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、第六十条の三十一の規定により主務大臣から提供を受けた情報のうち商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の保護に資する情報について、商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に提供できるようにしなければならない。

（利用者からの苦情に関する対応）

第六十条の二十五　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者から会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3　会員は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会への報告等）

第六十条の二十六　会員は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者が行った利用者の保護に欠ける行為に関する情報その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利益を保護するために必要な情報として主務省令で定めるものを取得したときは、これを認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に報告しなければならない。

2　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

（秘密保持義務等）

第六十条の二十七　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務（当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が銀行法第五十二条の六十一の十九の認定を受けた一般社団法人であって、当該役員等が当該一般社団法人の同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。）の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第六十条の二十八　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号に掲げる事項及び第六十条の二十一第二号に規定する定款の定めのほか、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第六十条の二十二第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（立入検査等）

第六十条の二十九　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等）

第六十条の三十　主務大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会への情報提供）

第六十条の三十一　主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の求めに応じ、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、商工組合中央金庫電子決済等代行業者に関する情報であって認定業務に資するものとして主務省令で定める情報を提供することができる。

（電子決済等代行業者による商工組合中央金庫電子決済等代行業）

第六十条の三十二　第六十条の三の規定にかかわらず、銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者（以下この条、次条第七号及び第七十六条において「電子決済等代行業者」という。）は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。

2　電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、第六十条の四第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、前項の規定による届出をした電子決済等代行業者に係る名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

4　主務大臣は、第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が、この法律又はこの法律に基づく主務大臣の処分に違反した場合その他商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、当該電子決済等代行業者に、商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

5　電子決済等代行業者が第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む場合においては、当該電子決済等代行業者を商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなして、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の九第一項、第六十条の十から第六十条の十八まで、第六十条の十九第一項、第六十条の二十一から前条まで、次条（第一号を除く。）並びに第六十条の三十四の規定並びにこれらの規定に係る第十章の規定を適用する。この場合において、第六十条の十九第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第六十条の三の登録を取り消し、又は六月」とあるのは「六月」と、「若しくは」とあるのは「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（主務大臣の告示）

第六十条の三十三　次に掲げる場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一　第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録が効力を失ったとき。

二　第六十条の十九第一項の規定により商工

組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

三　第六十条の十九第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。

四　第六十条の二十一の規定による認定をしたとき。

五　第六十条の三十第二項の規定により第六十条の二十一の認定を取り消したとき。

六　第六十条の三十第二項の規定により認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七　前条第四項の規定により電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

（外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等）

第六十条の三十四　商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条中「又は承認」を「、承認、登録又は認定」に改める。

第七十条に次の三号を加える。

三　第六十条の三の規定に違反して、同条の登録を受けないで商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。第五号において同じ。）を営んだとき。

四　不正の手段により第六十条の三の登録を受けたとき。

五　第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第五十九条、第六十条又は第六十条の十九第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二　第六十条の三十第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第七十二条第一号中「第十条若しくは」を「第十条、」に、「の規定」を「若しくは第六十条の十六第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第二号中「若しくは第五十八条第一項若しくは第二項」を「、第五十八条第一項若しくは第二項若しくは第六十条の十七第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第五十一条」の下に「若しくは第六十条の十五」を加え、「同条」を「これら」に改め、同条に次の一号を加える。

六　第六十条の四第一項の規定による登録申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二　第六十条の二十七の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十四条に次の一号を加える。

五　第六十条の二十九第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

第七十四条の次に次の一条を加える。

第七十四条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十条の七第三項若しくは第六十条の九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第六十条の二十三第三項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会（第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会をいう。第七十六条及び第七十七条第二号において同じ。）の会員と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

第七十五条第一項第一号中「第七十一条」を「第七十一条第一号」に改め、同項第四号中「第七十条第一号又は前条」を「第七十条（第二号を除く。）、第七十一条第二号又は前二条」に改める。

第七十六条中「又は株主」を「、株主」に改め、「清算人」の下に「、商工組合中央金庫電子決済等代行業者（第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）若しくは電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同条第二号中「又は第三十九条第七項」を「、第三十九条第七項、第六十条の七第一項、第六十条の八又は第六十条の三十二第二項」に改め、同条第八号中「又は第十三条第一項」を「、第十三条第一項、第六十条の三十第一項」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　第六十条の十四の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

第七十六条の次に次の一条を加える。

第七十六条の二　正当な理由がないのに第六十条の二十三第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の過料に処する。

一　第五条の規定に違反したとき。

二　第六十条の二十三第二項の規定に違反してその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条、第十一条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に電子決済等代行業（第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）第二条第十七項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月間（当該期間内に新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電

子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、当該電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を電子決済等代行業者（新銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新銀行法（第五十二条の六十一の十及び第五十二条の六十一の十一を除く。）の規定を適用する。この場合において、新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し」とあるのは、「電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を同項の規定により新銀行法第五十二条の六十一の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4　施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までにおける新銀行法第五十二条の六十一の十の規定の適用については、同条第一項中「は、第二条第十七項各号」とあるのは「（第二条第十七項第一号」と、「）を」とあるのは「以下この項において同じ。）を行うもの」に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、同号に掲げる行為を」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、「電子決済等代行業に」とあるのは「電子決済等代行業（同号に掲げる行為を行うものに限る。以下この項及び次項並びに次条第二項において同じ。）に」とする。

5　この法律の施行の際現にその名称中に認定電子決済等代行事業者協会又は認定電子決済等代行事業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に特定信用事業電子決済等代行業（第二条の規定による改正後の農業協同組合法（以下「新農業協同組合法」という。）第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の規定にかかわらず、当該特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を特定信用事業電子決済等代行業者（新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）とみなして、新農業協同組合法（第九十二条の五の三から第九十二条の五の五までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新農業協同組合法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新農業協同組合法第九十二条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4　施行日から前条第四項に規定する政令で定める日までにおける新農業協同組合法第九十二条の五の三及び第九十二条の五の六（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項中「同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う営業をいう。以下この条から第九十二条の五の五までにおいて」と、「同じ。）は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第九十二条の五の五までにおいて同じ。）は、同号」と、「行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新農業協同組合法第九十二条の五の六中「特定信用事業電子決済等代行業者が」とあるのは「特定信用事業電子決済等代行業者（第九十二条の五の二第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業（同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5　この法律の施行の際現にその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会又は認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に特定信用事業電子決済等代行業（第三条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下「新水産業協同組合法」という。）第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六

十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項の規定にかかわらず、当該特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を特定信用事業電子決済等代行業者（新水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。以下この条において同じ。）とみなして、新水産業協同組合法（第百二十一条の五の三から第百二十一条の五の五までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新水産業協同組合法第百二十一条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新水産業協同組合法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4　施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新水産業協同組合法第百二十一条の五の三及び第百二十一条の五の六（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項中「同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う営業をいう。以下この条から第百二十一条の五の五までにおいて」と、「同じ。）は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第百二十一条の五の五までにおいて同じ。）は、同号」と、「行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。）」とあるのは「同号」と、新水産業協同組合法第百二十一条の五の六中「特定信用事業電子決済等代行業者が」とあるのは「特定信用事業電子決済等代行業者（第百二十一条の五の二第一項の登録を受けて特定信用事業電子決済等代行業（同条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5　この法律の施行の際現にその名称中に認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会又は認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に信用協同組合電子決済等代行業（第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（以下「新協同組合金融事業法」という。）第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の規定にかかわらず、当該信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を信用協同組合電子決済等代行業者（新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新協同組合金融事業法（第六条の五の六までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新協同組合金融事業法第六条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「協同組合による金融事業に関する法律第五十二条の六十一の十七第一項中「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新協同組合金融事業法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新協同組合金融事業法第六条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4　施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新協同組合金融事業法第六条の五の三及び第六条の五の五並びに第六条の五の七（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項中「同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う営業をいう。以下この条から第六条の五の六までにおいて」と、「同じ。）は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第六条の五の六までにおいて同じ。）は、同号」と、「行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新協同組合金融事業法第六条の五の六中「信用協同組合電子決済等代行業者が」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者（第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

は「第六条の五の二第二項第一号」と、新協同組合金融事業法第六条の五の七中「信用協同組合電子決済等代行業者が」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業者（第六条の五の二第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5　この法律の施行の際現にその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に信用金庫電子決済等代行業（第六条の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新信用金庫法第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、当該信用金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を信用金庫電子決済等代行業者（新信用金庫法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新信用金庫法（第八十五条の五から第八十五条の八までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九条第七項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消し」とあるのは、「信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新信用金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4　施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新信用金庫法第八十五条の五及び第八十五条の七並びに第八十五条の九（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新信用金庫法第八十五条の五第一項中「同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う営業をいう。以下この条から第八十五条の八までにおいて」と、「同じ。）は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第八十五条の八までにおいて同じ。）は、同号」と、「行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新信用金庫法第八十五条の七第一項中「第八十五条の四第二項各号」とあるのは「第八十五条の四第二項第一号」と、新信用金庫法第八十五条の九中「信用金庫電子決済等代行業者が」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業者（第八十五条の四第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5　この法律の施行の際現にその名称中に認定信用金庫電子決済等代行事業者協会又は認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新信用金庫法第八十九条第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に労働金庫電子決済等代行業（第七条の規定による改正後の労働金庫法（以下「新労働金庫法」という。）第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新労働金庫法第八十九条の五第一項の規定にかかわらず、当該労働金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により労働金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を労働金庫電子決済等代行業者（新労働金庫法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新労働金庫法（第八十九条の六から第八十九条の九までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消し」とあるのは、「労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新労働金庫法第八十九条の五第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4　施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新労働金庫法第八十九条の六及び第八十九条の八並びに第八十九条の十（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新労働金庫法第八十九条の六第一項中「同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う営業をいう。以下この条から第八十九条の九までにおいて」と、「同じ。）は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第八十九条の九までにおいて同じ。）は、同号」と、「行為（同項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為を除く。）」とあるのは「行為」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、新労働金庫法第八十九条の八第一項中「第八十九条の五第二項各号」とあるのは「第八十九条の五第二項第一号」と、新労働金庫法第八十九条の十中「労働金庫電子決済等代行業者」とあるのは「労働金庫電子決済等代行業者（第八十九条の五第一項の登録を受けて労働金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）」とする。

5　この法律の施行の際現にその名称中に認定労働金庫電子決済等代行事業者協会又は認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この法律の施行の際現に農林中央金庫電子決済等代行業（第八条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下「新農林中央金庫法」という。）第九十五条の五の二第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同項又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に同項及び同条の登録の申請をした場合にあっては、同項の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を農林中央金庫電子決済等代行業者（新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新農林中央金庫法（第九十五条の五の三から第九十五条の五の六までを除く。）の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項中「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消し」とあるのは、「農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新農林中央金庫法及び新銀行法の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定により新農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4　施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新農林中央金庫法第九十五条の五の三及び第九十五条の五の五並びに第九十五条の五の七（第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項中「同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下」とあるのは「同条第二項第一号に掲げる行為（同項に規定する主務省令で定める行為を除く。以下この項において同じ。）を行う営業をいう。以下この条から第九十五条の五の六までにおいて」と、「同じ。）は、同条第二項各号」とあるのは「この条から第九十五条の五の六までにおいて同じ。）は、同号」と、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項中「第九十二条の五の二第二項各号」とあるのは「第九十二条の五の二第二項第一号」と、「第百二十一条の五の二第二項各号」とあるのは「第百二十一条の五の二第二項第一号」と、新農林中央金庫法第九十五条の五の七中「農林中央金庫電子決済等代行業者が」とあるのは「農林中央金庫電子決済等代行業者（第九十五条の五の二第一項の登録を受けて農林中央金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）が」とする。

5　この法律の施行の際現にその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の協会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この法律の施行の際現に商工組合中央金庫電子決済等代行業（第九条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（以下「新商工組合中央金庫法」という。）第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）を営んでいる者は、施行日から起算して六月間（当該期間内に新商工組合中央金庫法第六十条の六第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用される新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、新商工組合中央金庫法第六十条の三の規定にかかわらず、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。その者がその期間内に同条又は新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請（その者がその期間内に新商工組合中央金庫法第六十条の三及び新銀行法第五十二条の六十一の二の登録の申請をした場合にあっては、新商工組合中央金庫法第六十条の三の申請）について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2　前項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる場合においては、その者を商工組合中央金庫電子決済等代行業者

（新商工組合中央金庫法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）とみなして、新商工組合中央金庫法（第六十条の十二及び第六十条の十三を除く。）の規定を適用する。この場合において、新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項中「第六十条の三の登録を取り消し」とあるのは、「商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えて適用される新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ぜられた場合における新商工組合中央金庫法及び新銀行法の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新商工組合中央金庫法第六十条の十九第一項の規定により新商工組合中央金庫法第六十条の三の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を当該登録の取消しの日とみなす。

4　施行日から附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける新商工組合中央金庫法第六十条の十二の規定の適用については、同条第一項中「は、第六十条の二第一項各号」とあるのは「（第六十条の二第一項第一号」と、「）を」とあるのは「以下この項において同じ。）を行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、同号に掲げる行為を」と、「商工組合中央金庫電子決済等代行業に」とあるのは「商工組合中央金庫電子決済等代行業（同号に掲げる行為を行うものに限る。以下この項及び次項並びに次条第二項において同じ。）に」とする。

5　この法律の施行の際現にその名称中に認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の会員であると誤認されるおそれのある文字を使用している者については、新商工組合中央金庫法第六十条の二十三第二項及び第三項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

（銀行等による方針の決定等）

第十条　銀行等（銀行、農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫並びに株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）は、公布の日から起算して九月を経過する日までに、主務省令で定めるところにより、電子決済等代行業者等（電子決済等代行業者、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、新水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者、信用協同組合電子決済等代行業者、信用金庫電子決済等代行業者、労働金庫電子決済等代行業者、農林中央金庫電子決済等代行業者及び商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）との連携及び協働に係る方針を決定し、これを公表しなければならない。

2　前項に規定する主務省令は、次の各号に掲げる銀行等の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一　銀行　内閣総理大臣

二　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会　農林水産大臣及び内閣総理大臣

三　水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会　農林水産大臣及び内閣総理大臣

四　信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会　内閣総理大臣

五　信用金庫及び信用金庫連合会　内閣総理大臣

六　労働金庫及び労働金庫連合会　内閣総理大臣及び厚生労働大臣

七　農林中央金庫　農林水産大臣及び内閣総理大臣

八　株式会社商工組合中央金庫　経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣

（銀行等の努力義務）

第十一条　電子決済等代行業者等との間で新銀行法第五十二条の六十一の十第一項、新農業協同組合法第九十二条の五の三第一項、新水産業協同組合法第九十二条の五の三第一項、新協同組合法第百二十一条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六条の五の三第一項、新協同組合金融事業法第六条の五の五第一項、新信用金庫法第八十五条の五第一項、新信用金庫法第八十五条の七第一項、新労働金庫法第八十九条の六第一項、新労働金庫法第八十九条の八第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項、新農林中央金庫法第九十五条の五の五第一項又は新商工組合中央金庫法第六十条の十二第一項の契約を締結しようとする銀行等は、附則第二条第四項に規定する政令で定める日までに、当該電子決済等代行業者等が、その営む電子決済等代行業等（電子決済等代行業、新農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、新水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。）の利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

2　前項に規定する「識別符号等」とは、銀行等が、電子情報処理組織を利用して行う役務の提供に際し、その役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別するために用いる符号その他の情報をいう。

（無尽業法の一部改正）

第十二条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二の三第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号」を「第十九号」に改め、同条第二項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第十三条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十四条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「適用除外」の下に「、第七章の五（電子決済等代行業）」を、「業務規程」の下に「、第五十三条第五項（届出事項）」を、「第五十六条第四号」の下に「及び第十三号から第十八号まで」を加える。

（登録免許税法の一部改正）

第十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号の次に次のように加える。

三十六の二　電子決済等代行業者等の登録又は認定電子決済等代行事業者協会等の認定			
㈠　銀行法第五十二条の六十一の二（登録）の電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈡　信用金庫法第八十五条の四第一項（登録）の信用金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈢　労働金庫法第八十九条の五第一項（登録）の労働金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈣　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項（信用協同組合電子決済等代行業の登録）の信用協同組合電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈤　銀行法第五十二条の六十一の十九（認定電子決済等代行事業者協会の認定）の認定電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	
㈥　信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	
㈦　労働金庫法第八十九条の十（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	
㈧　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	

別表第一第九十三号の次に次のように加える。

九十三の二　農林中央金庫電子決済等代行業者等の登録又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会等の認定			
㈠　農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項（登録）の農林中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈡　農業協同組合法第九十二条の五の二第一項（登録）の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈢　水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項（登録）の特定信用事業電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈣　農林中央金庫法第九十五条の五の七（認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	
㈤　農業協同組合法第九十二条の五の六（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定）の認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	
㈥　水産業協同組合法第百二十一条の五の六（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定）の認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	

別表第一第九十六号の次に次のように加える。

九十六の二　商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定			
㈠　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の三（登録）の商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登録	登録件数	一件につき九万円	
㈡　株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一（認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定）の認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円	

（住民基本台帳法の一部改正）

第十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は同法第五十二条の六十一の二の登録若しくは同法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の五の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は信用金庫法第八十五条の四第一項の登録若しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の五の一の四の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は信用金庫法第八十五条の四第一項の登録若しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の六の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は労働金庫法第八十九条の五第一項の登録若しくは同法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の六の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録若しくは同法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の八の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は水産業協同組合法第百二十一条の五の二第一項の登録若しくは同法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同表の一の九の項中「又は同法」を「若しくは同法」に改め、「届出」の下に「又は農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項の登録若しくは同法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出」を加え、同項の次に次のように加える。

一の十　金融庁若しくは財務省又は経済産業省	株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）による同法第六十条の三の登録又は同法第六十条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第十七条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第十八条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「第二条第十九項から第二十二項まで」を「第二条第二十二項から第二十五項まで」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第十九条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「エ」を「ア」に改め、同項第三号中エをアとし、ホからコまでをトからテまでとし、二の次に次のように加える。

ホ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ヘ　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会又は認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条　附則第二条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十一条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（運用上の配慮）

第二十二条　電子決済等代行業等に関する改正後の各法律の規定の運用に当たっては、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）の趣旨を尊重するよう努めなければならない。

審査報告書

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

環境委員長　森　まさこ

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の適切な保存を図るため、国内希少野生動植物種に関する新たな類型の創設、希少野生動植物種の保全に取り組む動植物園等の認定制度の創設、国際希少野生動植物種に係る登録制度の強化等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、常設の「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」からなる科学委員会の委員については、野生動植物種の保全に関し専門の学識経験を有する科学者等国民の理解を得られる幅広い人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。また、科学委員会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。

二、生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定についても、現場で実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討するとともに、これら国民からの提案を踏まえ、科学委員会は、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護区などを適切に具申すること。

三、二次的自然に分布する絶滅危惧種については、自然への働きかけの縮小による生息・生育状況の悪化が主な減少要因とされていることから、特定第二種国内希少野生動植物種の指定と同時に、保護増殖事業や生息地等保護区の指定を推進し、生息環境の改善に取り組むこと。また、二次的自然については、厳格な行為規制よりも人の管理を継続することが重要となることから、農林水産業や市民活動を奨励するような生息地等保護区の指定の在り方について検討すること。

四、特定第二種国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的以外の捕獲及び譲渡し等が認められることから、種の分布や生息状況を定期的に把握すること。

五、国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、二〇三〇年度までに七百種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。

六、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を種の保存法第六条の「希少野生動植物種保存基本方針」や生物多様性基本法第十一条の「生物多様性国家戦略」に確実に反映させ、閣議決定すること。

七、海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価の透明性を高め、その評価を環境省と水産庁で連携して種の保存法の趣旨に沿って適切に行うこと。また、国内希少野生動植物種の指定に当たっては、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に対象とすること。

八、生物多様性基本法第二十四条、種の保存法第

五十三条第二項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。

九、生物多様性基本法第八条を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。

十、ワシントン条約附属書に掲載されている種については、その保全に国際的協力が不可欠であることを踏まえて、見直しを検討すること。また、違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国際希少野生動植物種の国内取引の規制強化や交雑種の取扱いについて検討すること。

十一、アフリカゾウの密猟を防ぐため、象牙の国内市場の閉鎖が世界的な潮流となる中、国内市場を存続させている我が国においては、違法取引が疑われることのないよう、全形牙の登録の在り方の検討を含め、象牙の管理の更なる強化に積極的に取り組むこと。

十二、輸入が差し止められた希少な野生動植物については、本来の生息地での保全が最も望ましいことから、原産国等へ返すための方策について検討すること。

十三、本法の実効性を確保するため、地方環境事務所等の現場における必要な人員を十分に確保し、予算の拡充を図るとともに、地方自治体を始めとする多様な主体との更なる連携の強化を図ること。

十四、動植物園等が行う希少野生動植物種の生息域外保全等に係る取組については、その役割の重要性に鑑み、財政措置を含む効果的な支援策を検討すること。

右決議する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月二十八日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び特定国際種事業」を「及び特定国際種事業等」に、「特定国際種事業の規制（」を「特定国際種事業等の規制（」に、「第三十三条の五」を「第三十三条の二十二」に、「第三十三条の六―第三十三条の十五」を「第三十三条の二十三―第三十三条の三十三」に、「第四章　保護増殖事業（第四十五条―第四十八条）」を「第四章　保護増殖事業　第五章　認定希少種保全動植物園等（第四十五条―第四十八条の三）　第六章　雑則（第四十八条の四―第四十八条の十一）」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　動物園、植物園、水族館その他野生動植物の飼養又は栽培（以下「飼養等」という。）及び展示を主たる目的とする施設として環境省令で定めるもの（以下「動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

第四条第五項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に、「次に掲げる要件」を「次の各号」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に、「中央環境審議会」を「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一　種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。

二　種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。

三　繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。

四　国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

第六条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第四十八条の五第一項に規定する認定希少種保全動植物園等に関する基本的な事項

第六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二項第三号に規定する提案の募集を行うものとする。

第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　販売又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合

第十条第一項中「国内希少野生動植物種等」の下に「（特定第二種国内希少野生動植物種を除く。第三項第二号及び第四項第一号並びに次条第三項第一号及び第四項第一号において同じ。）」を加え、同条第四項第二号及び第十項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第十一条の見出し中「捕獲等許可者に対する」を「捕獲等の規制に係る」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「執る」を「とる」に改め、同項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣は、第九条の規定に違反して国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をした者に対し、国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る国内希少野生動植物種等の生きている個体を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとると

ともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第十二条第一項第二号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「第二十条の三第一項本文」を「第二十条の四第一項本文」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　第三十三条の七第一項に規定する特別国際種事業者（第十七条第二号において単に「特別国際種事業者」という。）が、特別特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

第十二条第一項第四号中「第九条第二号に規定する」を「第九条第三号に掲げる」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」の下に「（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等（第七号及び第十七条各号において単に「特別特定器官等」という。）を、同項に規定する特別国際種事業（第十七条第二号において単に「特別国際種事業」という。）として譲り渡し、又は引き渡す場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　販売若しくは購入又は頒布をする目的以外の目的で特定第二種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合

第十二条第二項中「前項第六号又は第七号」を「前項第八号又は第九号」に改める。

第十三条第一項中「第七号」を「第九号」に改める。

第十四条の見出し中「譲渡し等許可者に対する」を「譲渡し等の規制に係る」に改め、同条中「執る」を「とる」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

環境大臣は、第十二条第一項の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者に対し、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、当該違反に係る希少野生動植物種の個体等を環境大臣又はその指定する者に譲り渡すことその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る措置をとらないときは、自ら措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

第十五条並びに第十六条第一項及び第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第十七条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　特定第一種国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等（特別特定器官等を除く。）、第九条第三号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

二　特別特定器官等の陳列又は広告をする場合（特別国際種事業者以外の者が特別国際種事業として陳列又は広告をする場合を除く。）

第十九条第一項第二号及び第三号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改める。

第二十条第二項中「次条第一項」を「第二十条の三第一項」に改め、「及び第五十八条第三号」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　個体等を識別するために特に措置を講ずることが必要な国際希少野生動植物種として環境省令で定めるものの個体等の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする個体等に講じた個体識別措置（個体等に割り当てられた番号（第四項第三号及び第二十一条第六項において「個体識別番号」という。）を識別するための措置であって、国際希少野生動植物種ごとに環境省令で定めるものに限る。第七項、第二十一条第六項及び第二十二条の二において同じ。）

第二十条第四項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　登録をした個体等に係る個体識別番号

四　登録年月日

五　次条第一項に規定する登録の有効期間がある場合にあっては、その満了の日

第二十条第十項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第四号に掲げる個体識別措置を変更したときは、環境省令で定めるところにより、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、変更登録を受けなければならない。

第二十条第四項の次に次の一項を加える。

5　環境大臣は、第二項の申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

第二十条の三を第二十条の四とする。

第二十条の二第二項中「、第五十八条第三号及び第五十九条第二号」を削り、同条第四項中「前条第十項」を「第二十条第十二項」に改め、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第二十条の二　登録のうち、定期的にその状態を確認する必要がある個体等として環境省令で定めるものに係るものは、五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごとに、当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、その更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第二十一条第一項ただし書中「第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「又は同条第七項」を「、同条第九項」に改め、「書換交付」の下に「又は第二十条の二第一項の登録の更新」を加え、同条に次の一項を加える。

6　登録に係る国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものを取り扱う者は、環境省令で定めるところにより、当該個体等の個体識別番号を識別できるよう取り扱わなければならない。

第二十二条第一項第二号中「同条第五項」を「同

条第六項」に改め、同項第三号中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の二第一項に規定する登録の有効期間が満了した場合

第二十二条第二項中「第二十条第八項」を「第二十条第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　返納すべき登録票の占有者がこれを保有することを希望するときは、返納を受けた環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その登録票に消印をしてこれを当該登録票の占有者に還付することができる。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（登録等の取消し）

第二十二条の二　環境大臣は、登録等、第二十条第六項若しくは第七項の変更登録、同条第九項の登録票の書換交付、同条第十項（前条第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付若しくは第二十条の二第一項の登録の更新が偽りその他不正の手段によりなされたことが判明したとき、登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者が第二十条第七項の規定に違反したとき、又は登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等のうち個体識別措置が講じられたものが第二十一条第六項の規定に違反して占有者に取り扱われたと認めるときは、当該登録等を取り消すことができる。

第二十三条の見出しを「（個体等登録機関）」に改め、同条第一項中「前条」を「第二十二条」に、「第二十条の三第四項」を「第二十条の四第四項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十一項とし、同条第九項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十五条中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十六条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「執る」を「とる」に改め、同条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に、「執る」を「とる」に改め、同条第三項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第四項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第五項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条第六項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務の」を「個体等登録関係事務の」に改め、同項第一号中「第五項まで、第七項又は第八項」を「第六項まで、第八項又は第九項」に改め、同項第二号中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項第三号中「第二十四条第六項各号」を「第二十四条第七項各号」に改める。

第二十七条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項第二号及び第三号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第五項中「第三項の」を「第三項及び前項の規定による届出について、第四項の」に改め、「、前項の規定は第二項の規定による届出について」及び「前項中」を削り、「命令」と」の下に「、第四項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第二十八条の見出し中「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同条中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十八条の二第三号中「第二十四条第八項」を「第二十四条第九項」に改め、同条第四号中「第二十四条第九項」を「第二十四条第十項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同条第五号中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改める。

第二十九条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項第二号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の二第一項の登録の更新を受けようとする者

第二十九条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に改める。

第二章第四節の節名中「特定国際種事業」を「特定国際種事業等」に改める。

第三十条第一項中「特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う」を「特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う」に改め、同項第二号及び第三号中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第五項中「第三項の」を「第三項及び前項の規定による届出について、第四項の」に改め、「、前項の規定は第二項の規定による届出について」及び「前項中」を削り、「命令」と」の下に「、第四項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「登録機関」を「個体等登録機関」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一

し、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　環境大臣及び農林水産大臣は、第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、その届出をした者の氏名又は名称及び住所並びにその番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十一条第一項及び第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の陳列又は広告をするときは、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、同条第三項の規定により通知された届出に係る番号その他環境省令、農林水産省令で定める事項を表示しなければならない。

第三十二条第一項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第二項中「特定国内希少野生動植物種」を「特定第一種国内希少野生動植物種」に改め、同条第三項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二章第四節第二款の款名中「特定国際種事業」を「特定国際種事業等」に改める。

第三十三条の二中「定める特定器官等」の下に「（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。以下この条から第三十三条の四までにおいて同じ。）」を加える。

第三十三条の三の見出し中「特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、同条第一項中「行う者」の下に「（以下「特定国際種事業者」という。）」を加え、「第三十三条の六第一項」を「第三十三条の二十三第二項」に改め、同条第二項中「前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に、「確認し」を「確認し、」に改める。

第三十三条の四の見出し中「特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、同条第一項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改め、「前条の規定」の下に「又は次条において準用する第三十一条第三項の規定」を加え、「同条」を「これら」に改め、同条第二項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特定国際種事業者」に改める。

第三十三条の五中「第三十条第三項の」を「第三十条第三項及び第五項の規定は第三十三条の二の規定による届出について、第三十条第四項及び第三十一条第三項の」に改め、「、第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定による届出について」を削り、「第三十条第三項中」の下に「「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣（第三十三条の二に規定する特定国際種関係大臣をいう。以下この項から第五項まで、次条第三項並びに第三十三条第一項において同じ。）」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、同条第四項中」を、「「特定国際種事業」の下に「（第三十三条の二に規定する特定国際種事業をいう。次条第三項において同じ。）」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、「命令」と」の下に「、第三十一条第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「特定第一種国内希少野生動植物種の個体等」とあるのは「特定器官等（第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等を除く。）であって第三十三条の二の政令で定める要件に該当するもの」と、「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と」を加える。

第三十三条の十五中「第二十四条第九項及び第十項」を「第二十四条第十項及び第十一項」に、「これらの規定」を「第二十三条第六項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等（第三十三条の二十三第二項に規定する環境大臣等をいう。第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」に改め、「第二十四条第十項中」の下に「「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と、」を加え、「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」を「環境大臣等の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」に改め、第二章第五節中同条を第三十三条の三十三とする。

第三十三条の十四第一項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同条を第三十三条の三十二とする。

第三十三条の十三中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」を「環境大臣等は」に改め、同条第二号中「第二十三条の九第三項」を「第三十三条の二十七第三項」に改め、同条第三号中「第三十三条の九第八項」を「第三十三条の二十七第九項」に改め、同条第四号中「第三十三条の十五」を「第三十三条の三十三」に、「第二十四条第九項」を「第二十四条第十項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第五号中「第三十三条の十一第四項」を「第三十三条の二十九第四項」に改め、同条を第三十三条の三十一とする。

第三十三条の十二中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条を第三十三条の三十とする。

第三十三条の十一第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の八第四項各号」を「第三十三条の二十六第四項各号」に、「執る」を「とる」に改め、同条第二項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の九第一項」を「第三十三条の二十七第一項」に、「執る」を「とる」に改め、同条第三項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の九第四項」を「第三十三条の二十七第五項」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「第三十三条の八第三項第一号」を「第三十三条の二十六第三項第一号」に改め、同条第五項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項第一号中「第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項」を「第三十三条の二十七第三項から第六項まで、第八項又は第九項」に改め、同項第二号中「第三十三条の九第四項」を「第三十三条の二十七第五項」に改め、同項第三号中「第三十三条の九第六項各号」を「第三十三条の二十七第七項各号」に改め、同条を第三十三条の二十九とする。

第三十三条の十を第三十三条の二十八とする。

第三十三条の九第二項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第三項中「認定関係事務を実施する事業所の所在地」を「前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項」に、「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、環境大臣等の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第三十三条の九第八項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、

同項第三号及び第四号中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　認定機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣等にその旨を届け出なければならない。

第三十三条の九を第三十三条の二十七とする。

第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第三項第一号中「であること。」を削り、同項第二号中「第三十三条の十一第四項」を「第三十三条の二十九第四項」に改め、「であること。」を削り、同項第三号中「こと。」を「もの」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同項第二号イ及びロ中「特定国際種事業」の下に「又は特別国際種事業」を加え、同条第五項第三号中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第六項中「同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」とあるのは、」を「同条第一項中「環境大臣等」とあるのは「認定機関（次条第一項に規定する認定機関をいう。第三項において同じ。）」と、同条第三項中「環境大臣等は」とあるのは「に改め、同条を第三十三条の二十六とする。

第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条第二項第一号中「前条第一項」を「第三十三条の二十三第一項又は第二項」に改め、同項第三号並びに同条第三項及び第五項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に改め、同条を第三十三条の二十五とする。

第三十三条の六第一項中「第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者」を「特別国際種事業者」に、「特定国際種事業」を「特別国際種事業」に、「、環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「、環境大臣及び特別国際種関係大臣」に、「、特定器官等」を「、特別特定器官等」に、「次条第一項の製品の原材料となる」を「政令で定める要件に該当する」に改め、「に限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「作成することができる」を「作成しなければならない」に改め、同項第一号中「得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする」を「特別特定器官等を得た」に改め、同項第二号中「その特定器官等」を「その特別特定器官等」に、「特定器官等の分割」を「特別特定器官等の分割」に、「得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする」を「新たに特別特定器官等を得た」に改め、同項第三号中「譲渡し又は引渡しをする特定器官等」を「適法に取得した特別特定器官等」に、「特定国際種関係大臣」を「特別国際種関係大臣」に改め、同条第四項中「環境大臣及び特定国際種関係大臣」を「環境大臣等」に、「特定国際種事業者が第一項各号」を「特定国際種事業者が第二項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、第一項又は第二項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しをした場合には、環境大臣等の発する命令で定めるところにより、第一項又は第二項の管理票の写しを保存しなければならない。

第三十三条の六第二項中「前項」を「前二項」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定国際種事業者又は特別国際種事業者は、その特定国際種事業又は特別国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合に限り、環境大臣、特定国際種関係大臣及び特別国際種関係大臣（以下この節において「環境大臣等」という。）の発する命令で定めるところにより、特定器官等（特別特定器官等のうち前項の政令で定める要件に該当するものを除き、第三十三条の二十五第一項の製品の原材料となるものに限る。以下この項において同じ。）の管理票を作成することができる。

一　その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二　その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

三　前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣等の発する命令で定める場合

第三十三条の六を第三十三条の二十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（管理票の作成の制限）

第三十三条の二十四　何人も、前条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する場合のほか、同条第一項又は第二項の管理票を作成してはならない。

第二章第四節第二款に次の十七条を加える。

（特別国際種事業者の登録）

第三十三条の六　譲渡し等の管理が特に必要なものとして政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下この章において「特別特定器官等」という。）の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章において「特別国際種事業」という。）を行おうとする者は、環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）の登録を受けなければならない。

2　前項の登録を受けようとする者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び特別国際種関係大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三　譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別

四　前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項

3　前項の申請書には、第一項の登録を受けようとする者が現に占有している原材料器官等であって特定器官等に該当しないもののうち環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものの全てが第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新又は第二十条の三第一項の事前登録を受けたものであることを証する書類を添付しなければならない。

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書の提出があったときは、第六項の規定により登録を拒否する場合を除き、第二項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

5　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、その旨

及び登録番号を申請者に通知しなければならない。

6　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくは第三項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三　第三十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五　法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

六　未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人であって、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

7　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（特別国際種事業者の変更の届出等）

第三十三条の七　前条第一項の登録を受けた者（以下「特別国際種事業者」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項について変更があったときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を前条第四項の特別国際種事業者登録簿に登録しなければならない。

（特別国際種事業者登録簿の記載事項の公表）

第三十三条の八　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第四項の特別国際種事業者登録簿に記載された事項のうち、氏名又は名称及び登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を公表しなければならない。

（特別国際種事業者の廃止の届出）

第三十三条の九　特別国際種事業者がその特別国際種事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過するまでの間に、その旨を環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。

（特別国際種事業者の登録の更新）

第三十三条の十　第三十三条の六第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第三十三条の六第二項から第七項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

3　第一項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（特別国際種事業者の遵守事項）

第三十三条の十一　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特別特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特別特定器官等に第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特別特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2　特別国際種事業者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し、又は聴取した事項その他特別特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3　特別国際種事業者は、その特別国際種事業に関し特別特定器官等の陳列又は広告をするときは、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六第五項の規定により通知された登録番号その他環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を表示しなければならない。

（特別国際種事業者に対する措置命令）

第三十三条の十二　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、その特別国際種事業を適正化させ希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、特別国際種事業者に対し、この法律の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特別国際種事業者の登録の取消し等）

第三十三条の十三　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、特別国際種事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　不正の手段により第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けたとき。

三　第三十三条の六第六項各号のいずれかに該当することとなったとき。

四　虚偽の事項を記載した第三十三条の二十三第一項又は第二項の管理票を作成したとき。

（報告徴収及び立入検査）

第三十三条の十四　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、特別国際種事業者と取引する者に対し、当該特別国際種事業者の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3　第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業登録機関）

第三十三条の十五　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、第三十三条の六から第三十三条の十までに規定する環境大臣及び特別国際種関係大臣の事務（以下「事業登録関係事務」という。）について、環境大臣及び特別国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「事業登録機関」という。）があるときは、事業登録機関に行わせるものとする。

2　前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、事業登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3　次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　第三十三条の十八第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、他に機関登録を受けた者がなく、かつ、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める。

一　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上特別特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが事業登録関係事務を実施し、その人数が四名以上であること。

二　機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　機関登録申請者が株式会社である場合にあっては、特別国際種事業を行う者がその親法人であること。

ロ　機関登録申請者の役員又は職員のうちに、特別国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特別国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。）があること。

5　機関登録は、事業登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　機関登録の年月日

二　機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項

6　事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合における第三十三条の六から第三十三条の九までの規定の適用については、第三十三条の六第一項中「環境大臣及び特別特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特別国際種関係大臣」という。）」とあるのは「事業登録機関（第三十三条の十五第一項に規定する事業登録機関をいう。以下この条から第三十三条の九までにおいて同じ。）」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第四項から第七項までの規定中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の七第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣に」とあるのは「事業登録機関に」と、同条第二項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」と、第三十三条の八第一項中「環境大臣及び特別国際種関係大臣は」とあるのは「事業登録機関は」と、第三十三条の九中「環境大臣及び特別国際種関係大臣」とあるのは「事業登録機関」とする。

（事業登録機関の遵守事項）

第三十三条の十六　事業登録機関は、事業登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、事業登録関係事務を実施しなければならない。

2　事業登録機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により事業登録関係事務を実施しなければならない。

3　事業登録機関は、前条第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特別国際種関係大臣に届け出なければならない。ただし、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

4　事業登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣及び特別国際種関係大臣にその旨を届け出なければならない。

5　事業登録機関は、事業登録関係事務の開始前に、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、事業登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特別国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

6　事業登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

7　第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者その他の利害関係人は、事業登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、事業登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

8　事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、事業登録関係事務に関し環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

9　事業登録機関は、環境大臣及び特別国際種関係大臣の許可を受けなければ、事業登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（秘密保持義務等）

第三十三条の十七　事業登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　事業登録関係事務に従事する事業登録機関の

役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（事業登録機関に対する適合命令等）

第三十三条の十八　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、事業登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、事業登録機関に対し、事業登録関係事務を実施すべきこと又は事業登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、第三十三条の十六第五項の規程が事業登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が第三十三条の十五第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、事業登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、機関登録を取り消し、又は期間を定めて事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十三条の十六第三項から第六項まで、第八項又は第九項の規定に違反したとき。

二　第三十三条の十六第五項の規程によらないで事業登録関係事務を実施したとき。

三　正当な理由がないのに第三十三条の十六第七項各号の規定による請求を拒んだとき。

四　第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により機関登録を受けたとき。

（事業登録機関がした処分等に係る審査請求）

第三十三条の十九　事業登録機関が行う事業登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特別国際種関係大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣及び特別国際種関係大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、事業登録機関の上級行政庁とみなす。

（公示）

第三十三条の二十　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一　機関登録をしたとき。

二　第三十三条の十六第三項の規定による届出があったとき。

三　第三十三条の十六第九項の規定による許可をしたとき。

四　第三十三条の二十二において準用する第二十四条第十項の規定により環境大臣及び特別国際種関係大臣が事業登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた事業登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五　第三十三条の十八第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により事業登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

（手数料）

第三十三条の二十一　第三十三条の六第一項の登録を受けようとする者又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（事業登録機関が事業登録関係事務を行う場合にあっては、事業登録機関）に納めなければならない。

2　前項の規定により事業登録機関に納められた手数料は、事業登録機関の収入とする。

（準用）

第三十三条の二十二　第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第十項及び第十一項並びに第二十七条の規定は事業登録関係事務について準用する。この場合において、第二十三条第六項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣（第三十三条の六第一項に規定する特別国際種関係大臣をいう。次条第十項及び第十一項並びに第二十七条第一項において同じ。）」と、第二十四条第十項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、同条第十一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、同条第十二項中「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣の発する命令」と、第二十七条第一項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特別国際種関係大臣」と、「この節」とあるのは「この款」と読み替えるものとする。

第三十六条第二項中「は、指定の区域、指定」を「又はその変更は、その区域及び名称、指定又はその変更」に、「及び指定の区域の」を「並びにその区域の」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三項、第七項及び第八項」を「第四項、第八項及び第九項」に、「第七項中」を「第八項中」に、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称、その」に改め、「指針」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、「、第八項」を「、第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「指定」の下に「又はその変更」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を加え、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称、その」に改め、「指針」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「その他指定」の下に「又はその変更」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「指定を」の下に「し、又はその変更を」を、「するとき」の下に「（指定の変更にあっては、区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合に限る。次項及び第七項において同じ。）」を加え、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の」を「その区域及び名称並びにその」に、「第六項」を「第七項」に改め、「という。）」の下に「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「指定」の下に「をし、又はその変更」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとする場合において、必要があると認めるときは、指定の期間を定めることができる。

第三十七条第三項を次のように改める。

3　前条第二項及び第四項から第九項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更について、同条第四項、第八項及び第九項の規定は前項の規定による指定の解除について、同条第八項の規定は次項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第二項中「その区域及び名称、指定又はその変更に係る国内希

少野生動植物種並びにその区域の保護に関する指針」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その区域」と、同条第五項中「区域を拡張し、又は指定の期間を定め、若しくは延長する場合」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「区域を拡張する場合」と、「並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）を公衆」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「を公衆」と、同条第八項中「その旨並びにその区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更については「その旨及びその区域」と、前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、次項の規定による指定については「その旨及びその区域並びにその区域ごとの期間」と、同条第九項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

第三十八条第二項中「指定」の下に「をし、又はその変更」を、「するとき」の下に「（指定の変更にあっては、区域の拡張に限る。）」を加え、同条第五項中「第三十六条第七項及び第八項」を「第三十六条第八項及び第九項」に改め、「は第一項の規定による指定及び」の下に「その変更並びに」を加え、「、第三十六条第七項」を「、第三十六条第八項」に、「指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第一項の規定による指定」を「その区域及び名称、その区域の保護に関する指針並びに指定の期間（第三項の規定により指定の期間が定められている場合に限る。）」とあるのは第一項の規定による指定及びその変更」に、「その旨及び指定の」を「その旨及びその」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「、「第三十八条第五項」を「、第三十八条第五項」に改める。

第三十九条第六項第三号中「指定」の下に「又はその変更」を加える。

第四十二条第一項中「指定」の下に「又はその変更」を加える。

第四十五条第一項中「第三項」の下に「及び第四十八条の二」を加える。

第五十七条の二中「第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者

二　偽りその他不正の手段により第十条第一項の許可、第十三条第一項の許可、第二十条第一項の登録、第二十条の二第一項の登録の更新、第二十条の三第一項の登録、第三十三条の六第一項の登録又は第三十三条の十第一項の登録の更新を受けた者

第五十八条第一号中「第十一条第一項、第十四条」を「第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項」に改め、「第十八条」の下に「、第三十三条の十二」を加え、同条第二号中「第十七条」の下に「、第二十条第七項」を加え、同条第三号中「登録、事前登録、第二十条第五項」を「第二十条第六項若しくは第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第五十九条第二号中「事前登録を」を「第二十条の三第一項の登録を」に、「第二十条の三第一項本文」を「第二十条の四第一項本文」に改め、同条第三号中「第二十条の三第四項」を「第二十条の四第四項」に、「又は第三十三条の六第四項」を「、第三十三条の十三又は第三十三条の二十三第六項」に改め、同条第四号中「第三十八条第四項」を「第三十三条の二十三第一項、第三十三条の二十四又は第三十八条第四項」に改め、同条に次の二号を加える。

五　第三十三条の二十三第一項の管理票に虚偽の事項を記載した特別国際種事業者

六　第三十三条の二十三第二項の管理票に虚偽の事項を記載した特定国際種事業者又は特別国際種事業者

第六十条中「又は第三十三条の十第一項」を「、第三十三条の十七第一項又は第三十三条の二十八第一項」に改める。

第六十一条中「又は第三十三条の十一第五項」を「、第三十三条の十八第五項又は第三十三条の二十九第五項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務、事業登録関係事務」に、「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改める。

第六十三条第三号中「第二十条第九項」を「第二十条第十一項」に改め、同条第四号中「第二十条の三第一項ただし書」を「第二十条の四第一項ただし書」に改め、同条第五号中「第二十条の三第二項」を「第二十条の四第二項」に改め、同条第六号中「又は第三十条第三項（同条第五項」を「、第三十条第四項（同条第六項」に改め、「含む。）」の下に「、第三十三条の七第一項、第三十三条の九又は第三十三条の二十三第三項から第五項まで」を加え、同条第七号中「同じ。）」の下に「若しくは第三十三条の十四第一項若しくは第二項」を、「又は第三十三条第一項」の下に「若しくは第三十三条の十四第一項」を加え、「した者」を「し、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者」に改め、同条第八号中「第三十三条の七第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同条第九号中「第三十三条の七第四項」を「第三十三条の二十五第四項」に改め、同条第十一号中「第四十二条第四項」の下に「又は第四十八条の二第四項」を加え、「同条第一項」を「第四十二条第一項又は第四十八条の二第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

十二　第四十八条の十一に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十四条中「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改め、同条第一号中「第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項」を「第二十四条第八項、第三十三条の十六第八項又は第三十三条の二十四第七項若しくは第三十三条の十六第八項若しくは第三十七条第八項」に改め、同条第二号中「第二十四条第九項、第三十三条の十六第九項」を「第二十四条第九項、第三十三条の二十七第九項」に、「第三十三条の九第八項」を「第三十三条の二十七第九項」に、「登録関係事務」を「個体等登録関係事務、事業登録関係事務」に改め、同条第三号中「第二十三条の三十三」を「第二十三条の十五」を「第三十三条の二十二及び第三十三条の三十三」に改める。

第六十五条第一項第二号中「第十七条」の下に「及び第二十条第七項」を加え、「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同項第三号中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改める。

第六十六条中「登録機関」を「個体等登録機関、事業登録機関」に改め、同条第一号中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項、第三十三条の十六第六項」に、「第三十三条の九第五項」を「第三十三条の二十七第六項」に改め、同条第二号中「第二十四条第六項各号」を「第二十四条第七項各号、第三十三条の十六第七項各号」に、「第三十三条の九第六項各号」を「第三十三条の二十七第七項各号」に改める。

第六章を第七章とする。

第五十条第一項中「第十一条第一項、第十四条」を「第十一条第一項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第三項」に改める。

第五十二条第一項中「環境大臣が」の下に「第十一条第二項、第十四条第二項若しくは」を加える。

第五十四条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「第七号」を「第九号」に改める。

第五章を第六章とする。

第四十八条の次に次の二条及び一章を加える。

（土地への立入り等）

第四十八条の二　環境大臣等は、保護増殖事業の実施に係る野生動植物の種の個体の捕獲等に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入り、立木竹を伐採させ、又は土地（水底を含む。以下この条において同じ。）の形質の軽微な変更をさせることができる。

2　環境大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせるときは、あらかじめ、土地の所有者若しくは占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

5　環境大臣等は、第二項の規定による通知をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不分明なときは、その通知に係る土地又は立木竹の所在地の属する市町村の事務所の掲示場にその通知の内容を掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、その掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知は、相手方に到達したものとみなす。

（損失の補償）

第四十八条の三　国は、前条第一項の規定による行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2　第四十四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第五章　認定希少種保全動植物園等

（希少種保全動植物園等の認定）

第四十八条の四　動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

一　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の目的が、第十三条第一項に規定する目的に適合すること。

二　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

三　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関する計画が、当該希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

四　前号の計画が確実に実施されると見込まれること。

五　当該動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の展示の方針その他の事項が、希少野生動植物種の保存に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

2　前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　認定を受けようとする動植物園等の名称及び所在地

三　前号の動植物園等において取り扱われる希少野生動植物種の種名

四　前号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の目的

五　第三号に掲げる希少野生動植物種ごとの飼養等及び譲渡し等の実施体制及び飼養栽培施設に関する事項

六　前項第三号の計画（第四十八条の十において「計画」という。）

七　前各号に掲げるもののほか、第三号に掲げる希少野生動植物種の展示の方針その他環境省令で定める事項

3　環境大臣は、第一項の認定の申請が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の認定を受けることができない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　第四十八条の九の規定により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三　その役員のうちに、第一号に該当する者がある者

5　環境大臣は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を公示しなければならない。次条第一項の規定により変更の認定をしたとき、同条第三項の規定による変更の届出があったとき、同条第四項の規定による廃止の届出があったとき、第四十八条の六第一項の規定により認定の更新をしたとき、又は第四十八条の九の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

（変更の認定等）

第四十八条の五　前条第一項の認定を受けた動植物園等（以下「認定希少種保全動植物園等」という。）を設置し、又は管理する者（以下「認定希少種保全動植物園等設置者等」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3　認定希少種保全動植物園等設置者等は、前条第二項第一号から第六号までに掲げる事項（同項第三号から第六号までに掲げる事項にあっては、第一項ただし書に規定する軽微な変更に係るものであって、環境省令で定めるものに限る。）を変更したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4　認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（認定の更新）

第四十八条の六　第四十八条の四第一項の認定

は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　第四十八条の四第二項から第四項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

3　第一項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（記録及び報告）

第四十八条の七　認定希少種保全動植物園等設置者等は、認定希少種保全動植物園等ごとに、希少野生動植物種の飼養等及び譲渡し等に関し環境省令で定める事項を記録し、これを保存するとともに、環境省令で定めるところにより、定期的に、これを環境大臣に報告しなければならない。

（適合命令）

第四十八条の八　環境大臣は、認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、これらの規定に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十八条の九　環境大臣は、認定希少種保全動植物園等設置者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第四十八条の四第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定希少種保全動植物園等設置者等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

二　認定希少種保全動植物園等設置者等が不正の手段により第四十八条の四第一項の認定、第四十八条の五第一項の変更の認定又は第四十八条の六第一項の認定の更新を受けたとき。

三　認定希少種保全動植物園等が第四十八条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

（譲渡し等の禁止等の特例）

第四十八条の十　認定希少種保全動植物園等設置者等が計画に従って行う希少野生動植物種の譲渡し等については、第十二条第一項及び第五十四条第二項の規定は、適用しない。

（報告徴収及び立入検査）

第四十八条の十一　環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、認定希少種保全動植物園等設置者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定希少種保全動植物園等若しくは認定希少種保全動植物園等設置者等の事務所に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　環境大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「新法」という。）第六条の規定の例により、同条第一項の希少野生動植物種の保存のための基本方針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた新法第六条第一項の希少野生動植物種の保存のための基本方針は、施行日において新法第六条の規定により定められたものとみなす。

（捕獲等又は譲渡し等に係る措置命令に関する経過措置）

第三条　施行日前にされたこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「旧法」という。）第十一条第一項又は第十四条の規定による命令は、それぞれ新法第十一条第三項又は第十四条第三項の規定による命令とみなす。

（個体等の登録に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の登録を受けている個体等は、施行日に新法第二十条第一項の登録を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法第二十条第三項の規定により交付されている登録票は、新法第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。この場合において、当該登録票については、同条第四項（第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3　第一項の規定により新法第二十条第一項の登録を受けたものとみなされた個体等（新法第二十条の二第一項に規定する環境省令で定めるものに係るものに限る。）の当該登録に係る施行日後の最初の更新については、新法第二十条の二第一項中「五年を超えない範囲内において環境省令で定める期間（第三項及び第四項において「登録の有効期間」という。）ごと」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）（以下この項において「改正法」という。）による改正前の第二十条第一項の登録（以下この項において「旧登録」という。）を受けた日から起算して五年（旧登録を受けた日が改正法の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の十年前から改正法施行日の前日の三年前の日までの間である場合にあっては改正法施行日から起算して二年、旧登録を受けた日が改正法施行日の前日の十年前の日以前である場合にあっては改正法施行日から起算して一年）を経過する日まで」とする。

（特定国内種事業及び特定国際種事業に関する経過措置）

第五条　施行日前に、新法第三十条第三項（同条第六項及び新法第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出に係る番号（以下この項において「届出番号」という。）に相当する番号が、旧法第三十条第一項若しくは第二項又は第三十三条の二の規定による届出をした者（次条第一項に規定する者を除く。）について通知がされているときは、当該番号は、届出番号とみなし、当該通知は、新法第三十条第三項の規定によりされた当該届出番号の通知とみなす。この場合において、同項中「第一項の規定による届出があったときは、届出に係る番号をその届出をした者に通知するとともに」とあるのは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）（以下この項において「改正法」という。）に」と、「その番号」とあるのは「改正法附則第五条の規定により同条に規定する届出番号とみなされた番号」とする。

（特別国際種事業者に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に旧法第三十三条の二の規定による届出をして新法第三十三条の

六第一項に規定する特別国際種事業に該当する事業を行っている者は、施行日に同項の登録を受けたものとみなす。

2　前項の規定により新法第三十三条の六第一項の登録を受けたものとみなされた者の当該登録に係る施行日後の最初の更新については、新法第三十三条の十第一項中「五年ごと」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）（以下この項において「改正法」という。）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）から起算して三年（改正法による改正前の第三十三条の二の規定による届出が行われた日が平成十一年三月十七日以前である場合にあっては改正法施行日から起算して一年六月）を経過する日まで」とする。

3　施行日前に、新法第三十三条の六第四項の登録番号に相当する番号が、旧法第三十三条の二の規定による届出をした者（第一項の規定により新法第三十三条の六第一項の登録を受けたものとみなされた者に限る。）に通知されているときは、当該番号は、新法第三十三条の六第四項の登録番号とみなし、当該通知は、同条第五項の規定によりされた当該登録番号の通知とみなす。

（事業登録機関に関する経過措置）

第七条　新法第三十三条の十五第四項第一号の規定の適用については、施行日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等（新法第三十三条の六第一項に規定する特別特定器官等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に相当する器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者は学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者と、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の施行日前における特別特定器官等に相当する器官等の識別に関する実務の経験は特別特定器官等の識別に関する実務の経験とみなす。

2　施行日前から引き続き学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等に相当する器官等の識別に関して必要な課程に在学する者であって、施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、同法に基づく大学又は高等専門学校において獣医学その他特別特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十九号中「国際希少野生動植物種」を「特別国際種事業者の登録又は国際希少野生動植物種」に、「登録機関又は」を「個体等登録機関、事業登録機関若しくは」に改め、同号㈡中「第三十三条の八第一項」を「第三十三条の二十六第一項」に改め、同号㈢を同号㈣とし、同号㈢の前に次のように加える。

㈢　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の十五第一項（事業登録機関の登録）の登録	登録件数　一件につき九万円

別表第一第百五十九号㈠中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「登録機関」を「個体等登録機関」に改め、同号㈠を同号㈡とし、同号㈡の前に次のように加える。

㈠　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十三条の六第一項（特別国際種事業者の登録）の特別国際種事業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第十二条　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「第五十七条の二」を「第五十七条の二第一号」に、「又は第三項」を「、第三項」に改め、「国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）」の下に「又は第六項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）」を加える。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十三条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十三号中「第六条第二項第五号」を「第六条第二項第六号」に改める。

（調整規定）

第十四条　施行日が農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第　　号）の施行の日前である場合には、前条の規定中「第四条第一項第八十三号」とあるのは、「第四条第一項第八十四号」とする。

審査報告書

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

経済産業委員長　小林　正夫

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　地域の特性や強みを生かした地域経済牽引事業を促進するため、成長が期待される地域の中核事業の特定等に必要な情報提供や助言のほか、海外展開等様々な分野の専門人材の育成・派遣を行う等地方公共団体に対する支援の一層の充実強化に努めること。また、業種横断的な取組が適切かつ円滑に実施されるよう、関係府省庁間において一層緊密に連携を図ること。

二　地方公共団体の基本計画において、地域の特性を生かした多様な事業分野が対象とされるよう周知するとともに、地域経済牽引事業促進協議会の枠組みが有効に機能するよう促すこと。あわせて、地方公共団体の計画立案負担の軽減を図ること。また、計画の実施による地域への経済的効果等について、適切な指標に基づく検証を継続的に実施し、必要に応じて各種支援策の強化等を行うことにより、計画の実効性確保に努めること。

三　重点促進区域の設定及び土地利用の調整に係る配慮事項として、国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること及び土地利用調整区域に農地が含まれる場合には農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることを明記すること。

四　地域における人材やノウハウが不足している中で、産学官金等が連携して支援することが重要であることに鑑み、地域経済牽引支援機関による連携支援事業が有効に活用されるよう、内外の優良事例の周知を始め支援の充実に努めること。また、創業及び新事業展開を含め、地域経済牽引事業に対する積極的な資金供給が行われるよう、地域金融機関等による地域密着型金融の取組等を一層推進すること。

右決議する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年五月十一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

（小字は衆議院修正）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

目次中「第四条」を「第三条」に、「地域における産業集積の形成等」を「地域経済牽引事業の促進」に、「第五条」を「第四条」に、「同意集積区域」を「促進区域」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第三節　承認企業立地計画等に係る措置（第十四条―第二十三条）」を「第三節　承認地域経済牽引事業計画に係る措置（第十三条―第二十六条）　第四節　承認連携支援計画に係る措置（第二十七条―第三十条）」に、「第二十四条―第二十九条」を「第三十一条―第三十九条」に改める。

第一条中「産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化」を「地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進」に改め、「地方公共団体が」の下に「その地域の経済社会情勢を踏まえつつ」を加え、「地域経済の自律的発展の基盤の強化」を「地域の成長発展の基盤強化」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律において「地域経済牽引事業」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。

2　この法律において「地域経済牽引支援機関」とは、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者をいう。

第三条第三項から第五項までを削り、同条第六項に次の一号を加える。

九　特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

第三条第六項を同条第三項とし、同条を第二条とする。

第四条第一項中「産業集積の形成及び産業集積の活性化（以下「産業集積の形成等」という。）」を「地域経済牽引事業」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　地域経済牽引事業の促進に関する次に掲げる事項

イ　地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項

ロ　次条第二項第一号に規定する促進区域及び同項第四号に規定する重点促進区域の設定に関する基本的な事項

ハ　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項

ニ　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

ホ　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項

ヘ　環境の保全、土地利用の調整（土地の利用に当たっての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分に係る調整をいう。次条第二項第九号及び第十一条において同じ。）その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

ト　その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項

二　地域経済牽引支援機関の連携に関する次に掲げる事項
イ　地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項
ロ　地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項
第四条第四項中「関係行政機関の長」の下に「（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）」を加え、同条を第三条とする。
第二章の章名を次のように改める。
第二章　地域経済牽引事業の促進のための措置
第五条第一項中「第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、同条第二項第一号から第九号までを次のように改める。
一　基本計画の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
二　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標
三　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項
四　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあっては、その区域
五　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項
六　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開（地方公共団体その他の公共機関が、地域経済牽引事業を行う者の電子計算機による情報処理の用に供するため、地域経済牽引事業に必要な情報をインターネットその他の方法により公開することをいう。第八条第三項において同じ。）の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項
七　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項
八　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項
九　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項
第五条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与する」を「により地域経済牽引事業が促進区域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、「方針」の下に「並びに農業振興地域整備計画」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3　市町村及び都道府県は、基本計画を作成しようとする場合において、第七条第一項に規定する地域経済牽引事業促進協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該地域経済牽引事業促進協議会における協議をしなければならない。
第二章第一節中第五条を第四条とする。
第六条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、「、次条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て」を削り、同条第三項中「前条第五項から第七項まで」を「前条第三項及び第六項から第八項まで」に、「同意」を「基本計画の変更」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。
（報告の徴収）
第六条　主務大臣は、市町村及び都道府県に対し、第四条第六項の規定による同意をした基本計画（前条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。
第七条の見出しを「（地域経済牽引事業促進協議会）」に改め、同条第一項中「第五条第五項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）」を「同意基本計画」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に、「第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備」を「地域経済牽引支援機関として第二条第二項に規定する支援」に改め、「実施し、又は」を削り、「地域産業活性化協議会」を「地域経済牽引事業促進協議会」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「集積区域として設定する区域」を「促進区域」に改め、同項第四号中「企業立地又は事業高度化」を「地域経済牽引事業」に改める。
第八条の見出しを「（市町村及び都道府県に対する情報の提供等）」に改め、同条第一項中「作成」の下に「及び同意基本計画の達成」を加え、「企業立地の動向」を「地域の経済動向」に改め、「情報」の下に「並びに当該市町村及び都道府県による地域経済牽引事業の促進を図るために必要な情報」を、「提供」の下に「並びに当該市町村及び都道府県によるこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供」を加え、同条に次の一項を加える。
3　独立行政法人情報処理推進機構は、同意基本計画を作成した市町村又は都道府県の依頼に応じて、その行う第四条第二項第六号に規定する事業環境の整備（公共データの民間公開その他の地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備に関するものに限る。）に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。
第二章第二節の節名を次のように改める。
第二節　促進区域における措置
第九条を削る。
第十条の前の見出しを削り、同条第一項中「（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）」を削り、「同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）」を「重点促進区域」に、「市町村は、同意企業立地重点促進区域における」を「市町村（以下「重点促進市町村」という。）は、工場立地特例対象区域（重点促進区域において当該重点促進区域の存する市町村が指定する、工場又は事業場の新増設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。）を促進する必要がある区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）における」に改め、「工場立地法」の下に「（昭和三十四年法律第二十四号）」を加え、「製造業等をいう。以下この条」を「製造業等をいう。次項」に、「緑地をいう。以下この条」を「緑地をいう。次項」に、「環境施設をいう。以下この条」を「環境施設をいう。次項」に、「事項（同項」を「事項（同項の」に改め、同条第二項中「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の」を「地域経済牽引事業の」に改め、同条第三項中「以下」の下に「この項及び次条第一項において」を加え、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項」に改め、第二章第二節中同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「（工場立地法の特例）」を付する。
第十一条第一項中「市町村」を「重点促進市町村」

に、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に改め、「。以下この条において同じ」を削り、「以下単に」を「次項において単に」に改め、同条第二項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一条第一項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（土地利用調整計画の作成）

第十一条　重点促進市町村は、重点促進区域（当該重点促進市町村内に係るものに限る。以下この項において同じ。）において地域の特性を生かした地域経済牽引事業の促進を図る観点から、重点促進区域における地域経済牽引事業に係る土地利用の調整に関する計画（以下「土地利用調整計画」という。）を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めることができる。

2　土地利用調整計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として設定する区域（以下この項及び第十七条において「土地利用調整区域」という。）

二　土地利用調整区域において地域経済牽引事業を行おうとする者に関する次に掲げる事項

イ　当該地域経済牽引事業の内容

ロ　当該地域経済牽引事業の用に供する施設の規模

三　土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

3　都道府県知事は、土地利用調整計画が基本方針（第三条第二項第一号ロ及びヘに規定する事項に限る。）及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、当該土地利用調整計画に同意するものとする。

4　土地利用調整計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針並びに農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

5　重点促進市町村は、土地利用調整計画を作成し、第三項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　地域経済牽引事業（土地利用の調整を要するものに限る。）を実施しようとする者は、当該地域経済牽引事業を行おうとする地域をその区域に含む重点促進市町村に対し、土地利用調整計画の作成についての提案をすることができる。

7　前項の重点促進市町村は、同項の提案を踏まえた土地利用調整計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

第十二条を次のように改める。

（土地利用調整計画の変更）

第十二条　重点促進市町村は、前条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画を変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

2　前条第三項及び第五項の規定は、前項の同意について準用する。

第二章第三節の節名を削り、第十二条の次に次の節名を付する。

第三節　承認地域経済牽引事業計画に係る措置

第十三条から第十七条までを次のように改める。

（地域経済牽引事業計画の承認）

第十三条　促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二十二条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項において同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2　地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　地域経済牽引事業の内容及び実施時期

二　地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

三　地域経済牽引事業の実施による経済的効果

3　地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

一　地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

二　地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三　地域経済牽引事業の実施に当たって、一般社団法人が第二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ　当該一般社団法人の名称及び所在地

ロ　当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）

ハ　第二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

四　地域経済牽引事業（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むものに限る。）の実施に当たっての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第二十二条に規定する財産をいう。以下この号及び第二十七条第三項において同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。第二十七条第三項において同じ。）に関する事項

4　都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5　都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第一号及び第二号に掲げる事項の記載があるときは、同号に規定する土地の所在その他の当該地域経済牽引事業計画に記載された内容が第十一条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画（前条第一項の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの。第九項及び第十七条において「同意土地利用調整計画」という。）に適合することを確認しなければならない。

6　都道府県知事は、第四項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

7　主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであって、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

8　主務大臣は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該地域経済牽引事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一　第三項第一号及び第二号に掲げる事項　都道府県知事

二　第三項第四号に掲げる事項　当該事項に係る関係行政機関の長

9　都道府県知事は、前項第一号に掲げる事項の記載がある地域経済牽引事業計画についての協議があった場合において、当該地域経済牽引事業計画が、同意土地利用調整計画に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。

10　主務大臣は、第七項の規定による承認をしたときは、関係市町村長及び都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（地域経済牽引事業計画の変更等）

第十四条　前条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）は、当該承認に係る地域経済牽引事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事は、承認地域経済牽引事業者が前条第四項又は第七項の承認に係る地域経済牽引事業計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3　前条第四項から第十項までの規定は、第一項の承認について準用する。

（事業環境の整備に係る措置の提案）

第十五条　承認地域経済牽引事業者（同意基本計画に基づき地域経済牽引事業を実施しようとする者（以下この項及び次項において「承認申請予定事業者」という。）を含む。）は、主務省令で定めるところにより、同意基本計画を作成した地方公共団体の長に対し、地域経済牽引事業の実施に当たって必要な事業環境の整備のために地方公共団体が講ずべき措置に関する提案をすることができる。この場合において、承認申請予定事業者が提案をしようとするときは、当該提案に係る地域経済牽引事業計画を添えなければならない。

2　前項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案が承認地域経済牽引事業計画の実施に資するものであると認める場合（当該提案が承認申請予定事業者による場合にあっては、当該提案及び当該提案に係る地域経済牽引事業計画が同意基本計画の実施に資するものであると認めるとき）であって、当該提案を踏まえた措置を講ずる必要があると認めるときはその旨及び内容を、当該提案に係る措置を講ずる必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該提案をした者に通知するよう努めるものとする。

3　前項の場合において、第一項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を講ずるときは、その内容を公表するものとする。

（国に対する確認）

第十六条　前条第一項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を行うに当たり、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該措置に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈の確認を求めることができる。

2　前項の求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした地方公共団体の長に回答をするものとする。

3　第一項の求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に回答をするものとする。

4　前項の回答を受けた主務大臣は、その回答の内容を、遅滞なく、当該回答に係る第一項の求めをした地方公共団体の長に通知するものとする。

（地域経済牽引事業の用に供する施設の整備についての配慮）

第十七条　国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認地域経済牽引事業（承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。）であって、同意土地利用調整計画に適合するとして第十三条第五項又は第九項の規定による確認又は同意がされたものの実施のため農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、土地利用調整区域における当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第十八条第一項中「普通保険（以下」を「普通保険（次項及び第三項において」に、「無担保保険（以下」を「無担保保険（第三項において」に、「特別小口保険（以下」を「特別小口保険（第三項において」に、「地域産業集積関連保証」を「地域経済牽引事業関連保証」に、「承認企業立地事業者が承認企業立地計画に従って企業立地のための措置を行うために必要な資金に係るもの又は承認事業高度化事業者が承認事業高度化計画に従って事業高度化のための措置」を「承認地域経済牽引事業」に、「以下同じ」を「次項及び第三項において同じ」に改め、同項の表第三条第一項の項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条第一項に規定する地域産業集積関連保証（以下「地域産業集積関連保証」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（以下「地域経済牽引事業関連保証」に改め、同表第三条の二第一項及び第三条の三第一項の項及び第三条の二第三項及び第三条の三第二項の項中「地域産業集積関連保証」を「地域経済牽引事業関連保証」に改め、同条第二項及び第三項中「地域産業集積関連保証」を「地域経済牽引事業関連保証」に改める。

第十八条の二を削る。

第十九条から第二十三条までを次のように改める。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十九条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が承認地域経済牽引事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認地域経済牽引事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。）の

引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第二十条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（地方公共団体を除く。次号から第四号までにおいて「食品製造業者等」という。）が行う承認地域経済牽引事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該承認地域経済牽引事業に参加すること。

三　承認地域経済牽引事業を行う食品製造業者等の委託を受けて、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備を行うこと。

四　承認地域経済牽引事業を行う食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務
第二十条第一項第三号	この章

前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第二十条第一項第一号に掲げる業務	
第十二条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務	
第十二条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務	
この章若しくは地域経済牽引事業促進法	

（特許法の特例）

第二十一条　特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る特許発明（承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2　特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明（承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

（商標法の特例）

第二十二条　承認地域経済牽引事業者に一般社団法人（その定款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）が含まれる場合であって、当該一般社団法人が第十三条第三項第三号ハに掲げる商品又は役務（以下この条において「承認地域経済牽引商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けようとするときは、当該地域団体商標の商標登録について、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、当該一般社団法人を同法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

2　前項の規定により組合等とみなされた一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けた場合であって、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画（以下この項において「現行計画」という。）の計画期間内に、当該承認地域経済牽引商品等に係る他の地域経済牽引事業計画（計画期間の開始日が現行計画の計画期間の終了日の翌日以前のものに限る。）について、第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたときは、当該地域団体商標の商標登録について、現行計画の計画期間の終了日の翌日から当該他の地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日までの間に限り、当該一般社団法人を商標法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

3　商標法第七条の二第一項に規定する組合等（前二項の規定により同条第一項に規定する組合等とみなされた者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日の三月前までに、その承認を行った都道府県知事に対し地域団体商標の商標登録を受けた承認地域経済牽引商品等に係る商標権の当該組合等への譲受けを申請することができる。

4　都道府県知事は、前項の規定により商標権の譲受けを申請した組合等（以下この項において

「申請組合等」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該申請を承認しなければならない。この場合において、商標法第二十四条の二第四項及び同法第三十五条において準用する特許法第九十八条第一項第一号の規定にかかわらず、当該商標権は、前項の計画期間の終了日の翌日に、当該申請組合等に譲渡されたものとみなす。

一　申請組合等の構成員の過半数が第一項に規定する一般社団法人の社員であると認められること。

二　申請組合等又はその構成員が促進区域において事業を行う者であると認められること。

三　申請組合等が、前項の規定により商標権の譲受けを申請することについて、当該一般社団法人の同意を得ていること。

5　都道府県知事は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに、当該商標権の譲渡の登録を特許庁に嘱託しなければならない。

6　都道府県知事が第四項の規定による承認をしなかった地域団体商標の商標登録については、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了後は、商標法第四十六条第一項第七号に該当するものとする。

第二十三条　特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該計画期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

2　特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

3　商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

4　商標登録出願により生じた権利が第二項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5　前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

第二十四条から第二十六条までを削る。

第二十九条第一項中「第二十三条」を「第三十六条第一項又は第二項」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十八条第一項中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、「第五項まで」の下に「、第四条第一項、同条第六項及び第七項（これらの規定を第五条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第二項並びに第六条」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　第十三条第一項、同条第七項、第八項及び第十項（これらの規定を第十四条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条、第二十四条、第三十三条並びに前条における主務大臣は、経済産業大臣及び承認地域経済牽引事業を所管する大臣とする。

第二十八条第三項中「前二条」を「第二十七条第一項、同条第四項及び第五項（これらの規定を第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項及び第二項並びに第三十六条第二項」に、「特定事業」を「承認連携支援事業」に改め、同条第四項中「第五条第一項、第六条第一項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

5　第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

6　第二十七条第一項及び第五項並びに第二十八条第一項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第二十八条を第三十八条とする。

第二十七条中「企業立地」を「承認地域経済牽引事業」に、「協力しなければならない」を「協力するものとする」に改め、同条を第三十七条とし、第三章中同条の前に次の六条を加える。

（関連する施策との連携）

第三十一条　国は、地域経済牽引事業の促進に関する施策の推進に当たっては、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、地域的な雇用構造の改善を図るために必要な施策、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化のための基盤の整備に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

（多様な主体の連携及び協力）

第三十二条　国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域経済牽引支援機関その他の関係者は、地域経済牽引事業の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（大学等との連携協力の円滑化等）

第三十三条　主務大臣及び文部科学大臣は、地域経済牽引事業を促進するため必要があると認めるときは、研究開発及び人材育成に関し、市町村及び都道府県と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関（以下この項において「大学等」という。）との連携及び協力並びに承認地域経済牽引事業者と大学等との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。この場合において、大学等における教育研究の特性に常に配慮するものとする。

2　主務大臣及び文部科学大臣は、地域経済牽引

事業に伴って新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

（資金の確保）

第三十四条　国及び地方公共団体は、承認地域経済牽引事業又は承認連携支援事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）

第三十五条　国及び都道府県は、承認地域経済牽引事業者又は承認地域経済牽引支援機関に対し、承認地域経済牽引事業又は承認連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第三十六条　都道府県知事は、その承認をした承認地域経済牽引事業者に対し、承認地域経済牽引事業の実施状況について報告を求めることができる。

2　主務大臣は、その承認をした承認地域経済牽引支援機関に対し、承認連携支援事業の実施状況について報告を求めることができる。

第二章に次の三条及び一節を加える。

（課税の特例）

第二十四条　承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。次条において同じ。）を行う承認地域経済牽引事業者であって、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、承認地域経済牽引事業のための施設のうち総務省令で定めるものを促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条に規定する当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条に規定する当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（財産の処分の制限に係る承認の手続の特例）

第二十六条　承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業計画（第十三条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に基づき承認地域経済牽引事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引事業者が同条第七項又は第十四条第一項の規定による承認を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第四節　承認連携支援計画に係る措置

（連携支援計画の承認）

第二十七条　地域経済牽引支援機関は、共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に対する連携による支援の事業（以下「連携支援事業」という。）に関する計画（以下この条及び次条において「連携支援計画」という。）を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

2　連携支援計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　連携支援事業の目標

二　連携支援事業の内容及び実施時期

三　連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

3　連携支援計画（連携支援事業を行おうとする者に地方公共団体を含むものに限る。）においては、連携支援事業の実施に当たっての補助金等交付財産の活用に関する事項を記載することができる。

4　主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その連携支援計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その承認をするものとする。ただし、連携支援計画に前項に規定する事項の記載がある場合にあっては、あらかじめ当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

一　当該連携支援計画が基本方針に照らし適切なものであること。

二　当該連携支援計画に係る連携支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5　主務大臣は、前項の規定による承認を行ったときは、主務省令で定めるところにより、当該承認に係る連携支援計画の内容を公表するものとする。

（連携支援計画の変更等）

第二十八条　前条第四項の承認を受けた地域経済牽引支援機関（以下「承認地域経済牽引支援機関」という。）は、当該承認に係る連携支援計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした主務大臣の承認を受けなければならない。

2　主務大臣は、承認地域経済牽引支援機関が前条第四項の承認に係る連携支援計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。次条において「承認連携支援計画」という。）に従って連携支援事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3　前条第四項及び第五項の規定は、第一項の承認について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第二十九条　承認地域経済牽引支援機関に一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。以下この条において同じ。）又は一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において同じ。）が含まれる場合には、承認連携支援事業（承認連携支援計画に従って行われる連携支援事業をいう。以下同じ。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けた承認地域経済牽引支援機関である一般社団法人及び一般財団法人（以下この条において「承認一般社団法人等」という。）については、当該承認一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同

法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十九条に規定する承認一般社団法人等が行う同法第二十七条第一項に規定する連携支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（財産の処分の制限に係る承認の手続の特例）

第三十条　承認地域経済牽引支援機関が承認連携支援計画（第二十七条第三項に規定する事項の記載があるものに限る。）に基づき承認連携支援事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引支援機関が同条第四項又は第二十八条第一項の規定による承認を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三条　削除

附則第四条に見出しとして「（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例）」を付し、同条中「独立行政法人中小企業基盤整備機構法」の下に「（平成十四年法律第百四十七号）」を加え、「同意集積区域」を「促進区域」に、「第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者」を「地域経済牽引支援機関」に、「特定事業者が行う特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に改める。

附則第八条第二項中「（昭和三十八年法律第百一号）」を削る。

附則第十五条第一項中「同意集積区域」を「促進区域」に、「第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者」を「地域経済牽引支援機関」に、「特定事業者が行う特定事業」を「承認地域経済牽引事業」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（基本計画に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「旧法」という。）第五条第五項の規定による同意（旧法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。）を得た旧法第五条第一項に規定する基本計画（以下この条において「旧同意基本計画」という。）は、なおその効力を有するものとし、当該旧同意基本計画に関する旧法第十条及び第十一条に規定する工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の特例については、なお従前の例による。

（企業立地計画に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に旧法第十四条第一項の規定による承認の申請がされた同項の企業立地計画であってこの法律の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第十四条第三項の規定による承認（旧法第十五条第一項の規定による変更の承認を含む。）を受けた企業立地計画については、なおその効力を有するものとし、当該企業立地計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画に関する変更の承認及び承認の取消し、旧法第十八条に規定する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、旧法第十八条の二に規定する食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の特例及び旧法第二十条に規定する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置並びに旧法第二十三条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

（事業高度化計画に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規定による承認の申請がされた同項の事業高度化計画であってこの法律の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第十六条第三項の規定による承認（旧法第十七条第一項の規定による変更の承認を含む。）を受けた事業高度化計画については、なおその効力を有するものとし、当該事業高度化計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた事業高度化計画に関する変更の承認及び承認の取消し、旧法第十八条に規定する中小企業信用保険法の特例及び旧法第十八条の二に規定する食品流通構造改善促進法の特例並びに旧法第二十三条に規定する報告の徴収については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（○次項において「新法」という。）の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、土地利用の調整（新法第三条第二項第一号ハに規定する土地利用の調整をいう。）の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（小規模企業共済法の一部改正）

第八条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第九号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第九条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「同項第八号」を「同項第七号」に、「からニまで」を「及びハ」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第十条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八条第三項に規定する業務を行うこと。

（地域雇用開発促進法の一部改正）

第十一条　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「（地域の活性化に資する措置との総合的な実施）」に改め、同条中「地域

における産業集積の形成及び活性化」を「地域の特性を生かして地域における経済活動を牽引する事業」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号の二を第十号とし、同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第四項中「第二項第九号」を「第二項第八号」に改め、同条第五項中「並びに第一項第十一号及び第十三号」を「及び第一項第十三号」に改める。

第十七条第一項第三号中「第九号の二」を「第十号」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第九号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

第十八条第一項第一号中「同項第十号」を「同項第十一号」に、「、第七号及び第八号」を「及び第七号」に改め、同項第二号中「同項第九号の二」を「同項第十号」に改め、同項第四号中「同条第二項第九号」を「同条第二項第八号」に改める。

第二十一条第一項中「第九号の二」を「第十号」に改める。

第二十二条第一項中「並びに第十五条第一項第十一号及び第十七号」を「及び第十五条第一項第十七号」に改める。

附則第五条第一項第五号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

附則第八条の二第二項中「地域産業集積形成法」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。附則第八条の四において「地域経済牽引事業促進法」という。）」に改める。

附則第八条の四中「地域産業集積形成法」を「地域経済牽引事業促進法」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第十三条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第十二号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業」を「第四条第二項第七号に規定する支援の事業」に、「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める。

第十七条の三十一の見出しを「（地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例）」に改め、同条中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第六項」に、「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

（調整規定）

第十四条　この法律の施行の日が農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日前である場合には、前条中「第五条第四項第十二号」とあるのは「第五条第四項第十三号」と、「第十七条の三十一」とあるのは「第十七条の三十二」とする。

（総合特別区域法の一部改正）

第十五条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第十六条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

審査報告書

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

厚生労働委員長　羽生田　俊

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立支援等施策等の追加、当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、介護医療院の創設、利用者負担の見直し、被用者保険等保険者に係る介護納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行により、平成二十九年度一般会計予算における全国健康保険協会が拠出すべき介護納付金の納付に要する費用に対する国庫補助の額は、約五百三十億円減少することが見込まれている。また、介護納付金に係る総報酬割の導入に伴い負担増となる一定の被用者保険者に対する軽減措置に要する経費として、平成二十九年度一般会計予算に約九十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、利用者負担の更なる増加に対する国民の不安を払拭するため、政令で定める利用者負担割合が三割となる所得の額については、医療保険の現役並み所得者と同等の水準とすること。

二、利用者負担割合が二割となる所得の額を定める政令の改正を行おうとする場合には、所得に対して過大な負担とならないよう十分配慮するとともに、あらかじめ、当該改正による影響に関する予測及び評価を行うこと。

三、利用者負担割合の三割への引上げが施行されるまでの間に、平成二十七年に施行された利用者負担割合の二割への引上げに関する影響について、施行前後における介護サービスの利用の変化や、介護施設からの退所者数の状況、家計への負担、高齢者の地域における生活等に関する実態調査を十分に行った上で、その分析及び評価を行い、必要な措置を講ずること。また、利用者負担割合の三割への引上げの施行の状況

について適切に把握し、分析及び評価を行い、必要な措置を講ずること。

四、軽度要介護者・要支援者に対する介護給付・予防給付等が地域で自立した生活を営み、生活の質を維持向上させること及び介護離職を防止する等家族の負担軽減に重要であることに鑑み、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行後の状況を把握し、検証を行うこと。また、介護保険の被保険者に対するサービスについては、介護又は支援の必要の程度の高低のみならず、それぞれの被保険者の心身の状況等に応じて、適切かつ必要なサービスが確保されるよう必要な措置を講ずること。

五、共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けていたサービスの量・質の確保に留意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定すること。

六、介護職員の処遇が著しく低いことに鑑み、優れた人材を介護の現場に確保し、要介護者等に対するサービスの水準を向上させるため、平成二十九年度から実施している介護職員の処遇改善の効果の把握を行うとともに、雇用管理及び勤務環境の改善を強力に進め、必要な措置を講ずること。

右決議する。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月十八日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

（介護保険法の一部改正）

第一条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　介護老人保健施設（第九十四条―第百十五条）」を「第二款　介護老人保健施設（第九十四条―第百十五条）　第三款　介護医療院（第百七条―第百十五条）」に、「第百二十条」を「第百二十条の二」に改める。

第五条に次の一項を加える。

4　国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならない。

第五条の二の見出し中「調査研究の」を「施策の総合的な」に改め、同条中「（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）」を削り、「応じた」の下に「リハビリテーション及び」を、「ともに、」の下に「認知症である者を現に介護する者の支援並びに」を加え、「講ずるよう」を「講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国及び地方公共団体は、認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

第五条の二に次の一項を加える。

3　国及び地方公共団体は、前項の施策の推進に当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなければならない。

第八条第八項及び第十項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同条第二十五項中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、同条第二十六項中「及び介護保健施設サービス」を「、介護保健施設サービス及び介護医療院サービス」に、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同条第二十八項中「、要介護者」の下に「であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者」を加え、「同じ」を「単に「要介護者」という」に改め、同条に次の一項を加える。

29　この法律において「介護医療院」とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第百七条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

第八条の二第六項及び第八項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第四十八条第一項に次の一号を加える。

三　介護医療院サービス

第四十八条第六項中「又は」を「、」に、「に照らして」を「又は第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして」に改める。

第四十九条の二の見出し中「第一号被保険者」を「要介護被保険者」に改め、同条中「要介護被保険者」の下に「（次項に規定する要介護被保険者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第五十条第一項中「次項」及び「同項」を「以下この条」に、「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第二項の規定により読み替えて適用する場

合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

第五十一条の三第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　介護医療院サービス

第五十九条の二の見出し中「第一号被保険者」を「居宅要支援被保険者」に改め、同条中「居宅要支援被保険者」の下に「（次項に規定する居宅要支援被保険者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける同項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第六十条第一項中「次項」及び「同項」を「以下この条」に、「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

第六十九条第三項中「次項及び第五項」を「以下この条」に改め、同条第四項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「第五十九条の二」を「第五十九条の二第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る第三項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の六十」とする。

第七十条第二項第五号の三中「第九十四条第三項第五号の三」の下に「、第百七条第三項第七号」を加え、同条第四項及び第五項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改め、同条中第八項を第十一項とし、第七項を第十項とし、第六項の次に次の三項を加える。

7　関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第四十一条第一項本文の指定（前項の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものを除く。次項において同じ。）について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

8　関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、第四十一条第一項本文の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

9　都道府県知事は、第六項又は前項の意見を勘案し、第四十一条第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第七十二条第一項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を、「第九十四条第一項」の下に「又は第百七条第一項」を加え、同条第二項中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を、「第九十四条の二第一項」の下に「若しくは第百八条第一項」を、「第百四条第一項」の下に「、第百十四条の六第一項」を加える。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（共生型居宅サービス事業者の特例）

第七十二条の二　訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（以下「障害児通所支援」という。）に係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る第七十条第一項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第七十条第二項（第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第七十条第二項第二号中「第七十四条第一項の」とあるのは「第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第七十四条第二項」とあるのは「第七十二条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

二　申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができると認められること。

2　都道府県が前項各号の条例を定めるに当

たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定居宅サービスの事業に係る居室の床面積

三　指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　指定居宅サービスの事業に係る利用定員

3　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4　第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第四十一条第一項本文の指定を受けたときは、その者に対しては、第七十四条第二項から第四項までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十一条第九項	第七十四条第二項	第七十二条の二第一項第二号
第七十三条第一項	次条第二項	前条第一項第二号
第七十四条第一項	都道府県の条例で定める基準に従い	第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準に従い同号の
第七十六条の二第一項第二号	第七十四条第一項の	第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る
	同項	同号
第七十六条の二第一項第三号	第七十四条第二項	第七十二条の二第一項第二号
第七十七条第一項第三号	第七十四条第一項の	第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る
	同項	同号
第七十七条第一項第四号	第七十四条第二項	第七十二条の二第一項第二号

5　第一項に規定する者であって、同項の申請に係る第四十一条第一項本文の指定を受けたものから、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業について、第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

第七十六条の二第一項第一号及び第七十七条第一項第二号中「第七十条第八項」を「第七十条第九項又は第十一項」に改める。

第七十八条の二第三項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改め、同条第六項中「、第三号の四及び第四号」を「及び第三号の四から第五号まで」に改め、同項第四号中「この号」の下に「及び次号イ」を加え、「日常生活圏域の」を「日常生活圏域における」に改め、同項に次の一号を加える。

五　地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第一項の申請があった場合において、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（イにおいて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。

イ　当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス（地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の種類ごとの量が、第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

ロ　その他第百十七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。

第七十八条の二第七項中「前項第四号」の下に「若しくは第五号」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（共生型地域密着型サービス事業者の特例）

第七十八条の二の二　地域密着型通所介護その他厚生労働省令で定める地域密着型サービスに係る事業所について、児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる地域密着型サービスの種類に応じて

厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる地域密着型サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る前条第一項（第七十八条の十二において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける前条第四項（第七十八条の十二において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、前条第四項第二号中「第七十八条の四第一項の」とあるのは「次条第一項第一号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る」と、「若しくは同項」とあるのは「又は同号」と、「員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準」とあるのは「員数」と、同項第三号中「第七十八条の四第二項又は第五項」とあるのは「次条第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしていること。

二　申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができると認められること。

2　市町村が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三　小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四　指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五　指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

3　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4　第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第四十二条の二第一項本文の指定を受けたときは、その者に対しては、第七十八条の四第二項から第六項までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十二条の二第八項	第七十八条の四第二項又は第五項	第七十八条の二の二第一項第二号
第七十八条の三第一項	次条第二項又は第五項	前条第一項第二号
第七十八条の四第一項	市町村の条例で定める基準に従い	第七十八条の二の二第一項第一号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準に従い同号の
第七十八条の九第一項第二号	第七十八条の四第一項の	第七十八条の二の二第一項第一号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る
	若しくは同項	又は同号
	員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準	員数
	若しくは当該市町村	又は当該市町村
	員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準	員数
第七十八条の九第一項第三号	第七十八条の四第二項又は第五項	第七十八条の二の二第一項第二号
第七十八条の十第四号	第七十八条の四第一項の	第七十八条の二の二第一項第一号の指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る
	若しくは同項	又は同号
	員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準	員数
第七十八条の十第五号	第七十八条の四第二項又は第五項	第七十八条の二の二第一項第二号

5　第一項に規定する者であって、同項の申請に係る第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規

定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該届出があったときは、当該指定に係る指定地域密着型サービスの事業について、第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

第七十八条の十第七号中「及び第百四条」を「、第百四条及び第百十四条の六」に改め、同条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十六項の規定による通知を受けたとき。

第七十八条の十二中「これらの規定に関し」を「第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第七十八条の二」と読み替えるものとするほか、」に改める。

第七十八条の十四第三項中「、第三号の四及び第四号」を「及び第三号の四から第五号まで」に改める。

第九十四条第二項中「（以下「介護老人保健施設の開設者」という。）」を削り、同条第三項第六号中「を管理する者（以下「介護老人保健施設の管理者」という。）」を「の管理者」に改め、同条第五項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

第百条第三項中「第百二条」を「第百二条第一項」に改める。

第百四条第一項第八号ただし書中「当該介護老人保健施設の従業者」を「介護老人保健施設の従業者」に、「当該介護老人保健施設の管理者」を「管理者」に改める。

第百四条の二中「当該介護老人保健施設の開設者」を「介護老人保健施設の開設者」に改める。

第百五条中「から第百四条までの規定に基づく」を「、第百二条第一項、第百三条第三項及び第百四条第一項の規定による」に改める。

第百六条ただし書中「医療法」を「同法」に改める。

第百七条から第百十五条までを削る。

第五章第五節に次の一款を加える。

第三款　介護医療院

（開設許可）

第百七条　介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　介護医療院を開設した者が、当該介護医療院の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3　都道府県知事は、前二項の許可の申請があった場合において、次の各号（前項の申請にあっては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一　当該介護医療院を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。

二　当該介護医療院が第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設又は同条第二項の厚生労働省令及び都道府県の条例で定める人員を有しないとき。

三　第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護医療院の運営をすることができないと認められるとき。

四　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

七　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

八　申請者が、第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した介護医療院の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該許可を取り消された者が第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の開設した介護医療院の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該許可の取消しが、介護医療院の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護医療院の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護医療院の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

九　申請者が、第百十四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十三条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十　申請者が、第百十四条の二第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十四条の六第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定め

るところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十三条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一　第九号に規定する期間内に第百十三条第二項の規定による廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した介護医療院の管理者又は当該届出に係る第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもの（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の開設した介護医療院の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二　申請者が、許可の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三　申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四　申請者が、第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないもので、その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに第四号から第十二号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

4　都道府県知事は、営利を目的として、介護医療院を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

5　都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可（入所定員の増加に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の申請があった場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における介護医療院の入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護医療院の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の開設若しくは入所定員の増加によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

6　都道府県知事は、第一項の許可又は第二項の許可をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

（許可の更新）

第百八条　前条第一項の許可は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4　前条の規定は、第一項の許可の更新について準用する。

（介護医療院の管理）

第百九条　介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護医療院を管理させなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、介護医療院の開設者は、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該介護医療院を管理させることができる。

（介護医療院の基準）

第百十条　介護医療院の開設者は、次条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護医療院サービスを提供するとともに、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護医療院サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2　介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

第百十一条　介護医療院は、厚生労働省令で定めるところにより療養室、診察室、処置室及び機能訓練室を有するほか、都道府県の条例で定める施設を有しなければならない。

2　介護医療院は、厚生労働省令で定める員数の医師及び看護師のほか、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、介護医療院の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

4　都道府県が前三項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

二　介護医療院の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

5　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

6　介護医療院の開設者は、第百十三条第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前日に当該介護医療院サービスを受けていた者であって、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護医療院サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護医療院の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

7　介護医療院の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に

基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（広告制限）

第百十二条　介護医療院に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一　介護医療院の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

二　介護医療院に勤務する医師及び看護師の氏名

三　前二号に掲げる事項のほか、厚生労働大臣の定める事項

2　厚生労働大臣は、前項第三号に掲げる事項の広告の方法について、厚生労働省令で定めるところにより、必要な定めをすることができる。

（変更の届出等）

第百十三条　介護医療院の開設者は、第百七条第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護医療院の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護医療院を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　介護医療院の開設者は、当該介護医療院を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第百十四条　都道府県知事又は市町村長は、介護医療院の開設者による第百十一条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護医療院の開設者及び他の介護医療院の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護医療院の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、同一の介護医療院の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護医療院の開設者による第百十一条第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護医療院の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

（報告等）

第百十四条の二　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者（以下「介護医療院の開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、介護医療院の開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、介護医療院の開設者等に対して質問させ、若しくは介護医療院、介護医療院の開設者の事務所その他介護医療院の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

3　第一項の規定により、介護医療院の開設者等に対し報告若しくは提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に介護医療院の開設者等に対し質問させ、若しくは介護医療院に立入検査をさせた市町村長は、当該介護医療院につき次条、第百十四条の四第一項、第百十四条の五第三項又は第百十四条の六第一項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（設備の使用制限等）

第百十四条の三　都道府県知事は、介護医療院が、第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室並びに都道府県の条例で定める施設を有しなくなったとき、又は同条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（設備に関する部分に限る。）に適合しなくなったときは、当該介護医療院の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

（変更命令）

第百十四条の四　都道府県知事は、介護医療院の管理者が介護医療院の管理者として不適当であると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、介護医療院の管理者の変更を命ずることができる。

2　厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護医療院に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

（業務運営の勧告、命令等）

第百十四条の五　都道府県知事は、介護医療院が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　その業務に従事する従業者の人員について第百十一条第二項の厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令又は都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二　第百十一条第三項に規定する介護医療院の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していない場合　当該介護医療院の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三　第百十一条第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護医療院の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた介護医療院の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護医療院の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5　市町村は、保険給付に係る介護医療院サー

ビスを行った介護医療院について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護医療院の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

（許可の取消し等）

第百十四条の六　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護医療院に係る第百七条第一項の許可（以下この条において「許可」という。）を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　介護医療院の開設者が、許可を受けた後正当な理由がなく、六月以上その業務を開始しないとき。

二　介護医療院が、第百七条第三項第四号から第六号まで、第十三号（第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十四号（第七号に該当する者のあるものであるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

三　介護医療院の開設者が、第百十一条第七項に規定する義務に違反したと認められるとき。

四　介護医療院の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき。

五　第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

六　施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七　介護医療院の開設者等が、第百十四条の二第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八　介護医療院の開設者等が、第百十四条の二第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、介護医療院の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該介護医療院の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九　前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、介護医療院の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一　介護医療院の開設者が法人である場合において、その役員又は当該介護医療院の管理者のうちに許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二　介護医療院の開設者が第百七条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者のうち法人でないものである場合において、その管理者が許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2　市町村は、第二十八条第五項の規定により委託した調査又は保険給付に係る介護医療院サービスを行った介護医療院について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該介護医療院の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、介護医療院に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

（公示）

第百十四条の七　都道府県知事は、次に掲げる場合には、介護医療院の開設者の名称又は氏名、当該介護医療院の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一　第百七条第一項の規定による許可をしたとき。

二　第百十三条第二項の規定による廃止の届出があったとき。

三　前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第百七条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（医療法の準用）

第百十四条の八　医療法第九条第二項の規定は、介護医療院の開設者について、同法第十五条第一項及び第三項の規定は、介護医療院の管理者について、同法第三十条の規定は、第百十四条の三、第百十四条の四第一項、第百十四条の五第三項及び第百十四条の六第一項の規定による処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（医療法との関係等）

第百十五条　介護医療院は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、同法及びこれに基づく命令以外の法令の規定（健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。）において「病院」又は「診療所」とあるのは、介護医療院（政令で定める法令の規定にあっては、政令で定めるものを除く。）を含むものとする。

2　介護医療院の開設者は、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることができる。

第百十五条の二に次の三項を加える。

4　関係市町村長は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第五十三条第一項本文の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

5　関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、第五十三条第一項本文の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

6　都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第五十三条第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第百十五条の二の次に次の一条を加える。

（共生型介護予防サービス事業者の特例）

第百十五条の二の二　介護予防短期入所生活介護その他厚生労働省令で定める介護予防サービスに係る事業所について、児童福祉法第二

十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る前条第一項（第百十五条の十一において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける前条第二項（第百十五条の十一において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、前条第二項第二号中「第百十五条の四第一項の」とあるのは「次条第一項第一号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同号」と、同項第三号中「第百十五条の四第二項」とあるのは「次条第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定介護予防サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

二　申請者が、都道府県の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができると認められること。

2　都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三　指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

3　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4　第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第五十三条第一項本文の指定を受けたときは、その者に対しては、第百十五条の四第二項から第四項までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第六項	第百十五条の四第二項	第百十五条の二の二第一項第二号
第百十五条の三第一項	次条第二項	前条第一項第二号
第百十五条の四第一項	都道府県の条例で定める基準に従い	第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準に従い同号の
第百十五条の八第一項第二号	第百十五条の四第一項の	第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る
	同項	同号
第百十五条の八第一項第三号	第百十五条の四第二項	第百十五条の二の二第一項第二号
第百十五条の九第一項第三号	第百十五条の四第一項の	第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る
	同項	同号
第百十五条の九第一項第四号	第百十五条の四第二項	第百十五条の二の二第一項第二号

5　第一項に規定する者であって、同項の申請に係る第五十三条第一項本文の指定を受けたものから、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったときは、当該指定に係る指定介護予防サービスの事業について、第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

第百十五条の二の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該指定介護予防サービスに従事する従業者の知識及び技能並びに人員が、指定介護予防サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

二　申請者が、都道府県の条例で定める指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができると認められること。

2　都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三　指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

3　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4　第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第五十三条第一項本文の指定を受けたときは、その者に対しては、第百十五条の四第二項から第四項までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第六項	第百十五条の四第二項	第百十五条の二の二第一項第二号
第百十五条の三第一項	次条第二項	前条第一項第二号
第百十五条の四第一項	都道府県の条例で定める基準に従い	第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準に従い同号の
第百十五条の八第一項第二号	第百十五条の四第一項の	第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る
	同項	同号
第百十五条の八第一項第三号	第百十五条の四第二項	第百十五条の二の二第一項第二号
第百十五条の九第一項第三号	第百十五条の四第一項の	第百十五条の二の二第一項第一号の指定介護予防サービスに従事する従業者に係る
	同項	同号
第百十五条の九第一項第四号	第百十五条の四第二項	第百十五条の二の二第一項第二号

5　第一項に規定する者であって、同項の申請に係る第五十三条第一項本文の指定を受けたものから、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったときは、当該指定に係る指定介護予防サービスの事業について、第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

第百十五条の八第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第百十五条の二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

第百十五条の九第一項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定介護予防サービス事業者が、第百十五条の二第六項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

第百十五条の十一中「これらの規定に関し」を

「第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第百十五条の二」と読み替えるものとするほか、」に改める。

第百十五条の十二の次に次の一条を加える。

（共生型地域密着型介護予防サービス事業者の特例）

第百十五条の十二の二　厚生労働省令で定める地域密着型介護予防サービスに係る事業所について、児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定（当該事業所により行われる地域密着型介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害児通所支援に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該事業所により行われる地域密着型介護予防サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該事業所に係る前条第一項（第百十五条の二十一において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける前条第二項（第百十五条の二十一において準用する第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、前条第二項第二号中「第百十五条の十四第一項の」とあるのは「次条第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る」と、「若しくは同項」とあるのは「又は同号」と、「員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準」とあるのは「員数」と、同項第三号中「第百十五条の十四第二項又は第五項」とあるのは「次条第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準及び市町村の条例で定める員数を満たしていること。

二　申請者が、市町村の条例で定める指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができると認められること。

2　市町村が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二　指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三　介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四　指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五　指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

3　厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4　第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第五十四条の二第一項本文の指定を受けたときは、その者に対しては、第百十五条の十四第二項から第六項までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四条の二第八項	第百十五条の十四第二項又は第五項	第百十五条の十二の二第一項第二号
第百十五条の十三第一項	次条第二項又は第五項	前条第一項第二号
第百十五条の十四第一項	市町村の条例で定める基準に従い	第百十五条の十二の二第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る市町村の条例で定める基準に従い同号の
第百十五条の十八第一項第二号	第百十五条の十四第一項の	第百十五条の十二の二第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る
	若しくは同項	又は同号
	員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準	員数
	若しくは当該市町村	又は当該市町村
	員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準	員数
第百十五条の十八第一項第三号	第百十五条の十四第二項又は第五項	第百十五条の十二の二第一項第二号
第百十五条の十九第四号	第百十五条の十四第一項の	第百十五条の十二の二第一項第一号の指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る

若しくは同項	又は同号	
員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準	員数	
第百十五条の十四第二項又は第五項	第百十五条の十二の二第一項第二号	第百十五条の十九第五号

5　第一項に規定する者であって、同項の申請に係る第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）又は障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該届出があったときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

第百十五条の二十一中「において」の下に「、第七十条の二第四項中「前条」とあるのは、「第百十五条の十二」と読み替えるものとするほか」を加える。

第百十五条の三十二第一項中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、「第九十七条第七項」の下に「、第百十一条第七項」を加える。

第百十五条の三十五第一項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第六項中「若しくは介護老人保健施設の開設者」を「、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者」に、「の許可」を「若しくは介護医療院の許可」に改める。

第百十五条の四十五の十第一項及び第二項中「第百十五条の四十五第二項第四号」を「介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号」に改め、同条第三項中「第百十五条の四十五第二項第四号」を「介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号」に、「必要な協力をすることができる」を「支援に努めるものとする」に改める。

第百十五条の四十六第四項中「その他の」を「その他必要な」に、「に努めなければ」を「を図らなければ」に改め、同条第九項中「点検を行うよう努める」を「評価を行う」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第百十五条の四十八第二項中「会議は」の下に「、厚生労働省令で定めるところにより」を加える。

第百十七条第二項に次の二号を加える。

三　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四　前号に掲げる事項の目標に関する事項

第百十七条第五項中「把握した上で、これらの事情」を「把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項各号」を「第二項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8　市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

第百十八条第二項を次のように改める。

2　都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二　都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三　前号に掲げる事項の目標に関する事項

第百十八条第三項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第五号中「第百十五条の四十五第二項第四号」を「介護予防・日常生活支援総合事業及び第百十五条の四十五第二項各号」に改め、同条第四項中「第二項に規定する」を「第二項各号に掲げる」に、「第二項の」を「第二項第一号の」に改め、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　都道府県は、第二項第二号に規定する施策の実施状況及び同項第三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。

8　都道府県は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第七項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

第百十八条第四項の次に次の一項を加える。

5　都道府県は、次条第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。

第百十八条の次に次の一条を加える。

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等）

第百十八条の二　厚生労働大臣は、市町村介護

保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一　介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二　被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

2　市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

3　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

第七章中第百二十条の次に次の一条を加える。

（都道府県の支援）

第百二十条の二　都道府県は、第百十七条第五項の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものとする。

2　都道府県は、都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第百二十二条の二の次に次の一条を加える。

第百二十二条の三　国は、前二条に定めるもののほか、市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、政令で定めるところにより、市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

2　国は、都道府県による第百二十条の二第一項の規定による支援及び同条第二項の規定による事業に係る取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

第百二十七条中「、第百二十二条、第百二十二条の二」を「から第百二十二条の三まで」に改める。

第百五十二条及び第百五十三条を次のように改める。

（概算納付金）

第百五十二条　前条第一項の概算納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額

二　被用者保険等保険者以外の医療保険者　当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額

2　前項第一号イの第二号被保険者標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

一　全国健康保険協会及び健康保険組合　第二号被保険者である被保険者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

二　共済組合　第二号被保険者である組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

三　日本私立学校振興・共済事業団　第二号被保険者である加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

四　国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）　第二号被保険者である組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

（確定納付金）

第百五十三条　第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

イ　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第二号被保険者標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額

ロ　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

二　被用者保険等保険者以外の医療保険者　当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

イ　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（前条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額

ロ　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額

二　被用者保険等保険者以外の医療保険者　前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を厚生労

働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額

第二百二条第一項中「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。

第二百三条第一項中「第一号被保険者」を「被保険者」に改め、同条第二項中「第九十四条第一項」の下に「若しくは第百七条第一項」を加え、「同条第三項第十一号」を「第九十四条第三項第十一号若しくは第百七条第三項第十四号」に改める。

第二百三条の三第一項中「第百条第一項」の下に「又は第百十四条の二第一項」を、「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第二百六条第二号中「第百二条」を「第百二条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

三　第百十二条第一項各号に掲げる事項以外の事項を広告し、同項各号に掲げる事項に関し虚偽の広告をし、又は同項第三号に掲げる事項の広告の方法が同条第二項の規定による定めに違反したとき。

四　第百十四条の三又は第百十四条の四第一項の規定に基づく命令に違反したとき。

第二百九条第一号を削り、同条第二号中「第百条第一項」の下に「、第百十四条の二第一項」を加え、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第九十五条の規定に違反したとき。

第二百九条に次の二号を加える。

四　第百九条の規定に違反したとき。

五　第百十三条第二項又は第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項の規定に違反したとき。

第二百十四条第三項中「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第七条中「介護保険施設その他」を「介護医療院その他の」に改める。

附則第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項を次のように改める。

平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、第百五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　概算負担調整基準超過保険者（概算総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。）　概算総報酬割納付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

二　概算負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者　概算総報酬割納付金の額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

附則第十一条第四項を同条第九項とし、同条第三項中「第一項」を「第五項及び第六項」に改め、「この条及び次条において」を削り、「各年度ごと」を「年度ごと」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項各号の概算総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第百五十二条第一項第一号イに規定する第二号被保険者標準報酬総額の見込額をいう。次号及び次項並びに附則第十三条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

3　第一項第一号の概算負担調整基準額は、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

4　第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5　第一項各号の負担調整見込額は、当該各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

6　第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

附則第十二条に見出しとして「（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項を次のように改める。

平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第百五十三条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　確定負担調整基準超過保険者（確定総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。）　確定総報酬

割納付金の額から負担調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

二　確定負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者　確定総報酬割納付金の額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

附則第十二条第三項中「第一項」を「第五項及び第六項」に、「各年度」を「年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項各号の確定総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（第百五十二条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。次号及び次項並びに附則第十四条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額

3　第一項第一号の確定負担調整基準額は、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

4　第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5　第一項各号の負担調整額は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6　第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

附則第十三条を附則第十五条とし、附則第十二条の次に次の二条を加える。

（平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例）

第十三条　平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、第百五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　概算負担調整基準超過保険者（概算総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。）　概算総報酬割納付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

二　概算負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者　概算総報酬割納付金の額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

2　前項各号の概算総報酬割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額（附則第十一条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額

二　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

3　第一項第一号の概算負担調整基準額は、平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。

4　第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5　第一項各号の負担調整見込額は、平成三十一年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する概算負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

6　第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

（平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例）

第十四条　平成三十一年度における被用者保険

等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第百五十三条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　確定負担調整基準超過保険者（確定総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。）　確定総報酬割納付金の額から負担調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

二　確定負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者　確定総報酬割納付金の額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

2　前項各号の確定総報酬割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額（附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額

二　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額

3　第一項第一号の確定負担調整基準額は、平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。

4　第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5　第一項各号の負担調整額は、平成三十一年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数（附則第十二条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6　第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第四十九条の二の見出し中「第一号被保険者」を「要介護被保険者」に改め、同条中「要介護被保険者」の下に「（次項に規定する要介護被保険者を除く。）」を加え、同条第二号中「第四十二条第三項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第三号中「第四十二条の二第二項各号」を「第四十二条の二第二項第一号及び第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第一号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

第五十条第一項中「次項」及び「同項」を「以下この条」に、「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項中「前条各号」を「前条第一項各号」に、「同条」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

第六十九条第三項中「次項及び第五項」を「以下この条」に改め、同条第四項中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る第三項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第二項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の六十」とする。

第百七条第四項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

第百十七条第二項に次の二号を加える。

三　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四　前号に掲げる事項の目標に関する事項

第百十七条第五項中「把握した上で、これら

の事情」を「把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項各号」を「第二項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8　市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

第百十八条第二項を次のように改める。

2　都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあっては、その療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二　都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三　前号に掲げる事項の目標に関する事項

第百十八条第三項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同条第四項中「第二項に規定する」を「第二項各号に掲げる」に、「第二項の」を「第二項第一号の」に改め、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　都道府県は、第二項第二号に規定する施策の実施状況及び同項第三号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、都道府県介護保険事業支援計画の実績に関する評価を行うものとする。

8　都道府県は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、当該結果及び都道府県内の市町村の前条第七項の評価の結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

第百十八条第四項の次に次の一項を加える。

5　都道府県は、次条第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県介護保険事業支援計画を作成するよう努めるものとする。

第百十八条の次に次の一条を加える。

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等）

第百十八条の二　厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

一　介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

二　被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項

2　市町村は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

3　厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

第七章中第百二十条の次に次の一条を加える。

（都道府県の支援）

第百二十条の二　都道府県は、第百十七条第五項の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものとする。

2　都道府県は、都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第百五十二条及び第百五十三条を次のように改める。

（概算納付金）

第百五十二条　前条第一項の概算納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）　当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

イ　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第二号被保険者標準報酬総額の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額

ロ　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

二　被用者保険等保険者以外の医療保険者　当該年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度

における当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額

2　前項第一号イの第二号被保険者標準報酬総額は、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、各年度の当該各号に定める額の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより補正して得た額とする。

一　全国健康保険協会及び健康保険組合　第二号被保険者である被保険者ごとの健康保険法又は船員保険法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

二　共済組合　第二号被保険者である組合員ごとの国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額

三　日本私立学校振興・共済事業団　第二号被保険者である加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額

四　国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。）　第二号被保険者である組合員ごとの前三号に定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額

（確定納付金）

第百五十三条　第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、次の各号に掲げる医療保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　被用者保険等保険者　前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額を同年度におけるイに掲げる額で除して得た数に、同年度におけるロに掲げる額を乗じて得た額

イ　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（前条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。ロにおいて同じ。）の合計額

ロ　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額

二　被用者保険等保険者以外の医療保険者　前々年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該医療保険者に係る第二号被保険者の数を乗じて得た額

第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百十四条第三項中「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項を次のように改める。

平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、第百五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　概算負担調整基準超過保険者（概算総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者の見込数で除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。）　概算総報酬割納付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

二　概算負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者　概算総報酬割納付金の額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

附則第九条第四項中「国民健康保険法附則第十条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「第一項」を「第五項及び第六項」に改め、「この条及び次条において」を削り、「各年度ごと」を「年度ごと」に改め、同項第六号中「国民健康保険法附則第十条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項各号の概算総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額（第百五十二条第一項第一号イに規定する第二号被保険者標準報酬総額の見込額をいう。次号及び次項並びに附則第十一条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

保険者標準報酬総額の見込額

3　第一項第一号の概算負担調整基準額は、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

4　第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5　第一項各号の負担調整見込額は、当該各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

6　第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年

度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

附則第十条に見出しとして「（平成二十九年度及び平成三十年度の各年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例）」を付し、同条第一項を次のように改める。

平成二十九年度及び平成三十年度の各年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第百五十三条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　確定負担調整基準超過保険者（確定総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。）　確定総報酬割納付金の額から負担調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

二　確定負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者　確定総報酬割納付金の額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

附則第十条第三項中「第一項」を「第五項及び第六項」に、「各年度」を「年度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項各号の確定総報酬割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、当該各年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額（第百五十二条第二項に規定する第二号被保険者標準報酬総額をいう。次号及び次項並びに附則第十二条第二項各号及び第三項において同じ。）の合計額

二　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額

3　第一項第一号の確定負担調整基準額は、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、年度ごとに政令で定める額とする。

4　第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5　第一項各号の負担調整額は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6　第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、当該各年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

附則に次の二条を加える。

（平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定の特例）

第十一条　平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、第百五十二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　概算負担調整基準超過保険者（概算総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。）　概算総報酬割納付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

二　概算負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者　概算総報酬割納付金の額と負担調整見込額との合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額

2　前項各号の概算総報酬割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額（附則第九条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額

二　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額

3　第一項第一号の概算負担調整基準額は、平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。

4　第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得た額とする。

5　第一項各号の負担調整見込額は、平成三十一年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数（附則第九条第八項に規定する補正後第二号被保険者見込数をいう。以下この項及び次

項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

6　第一項各号の補正後概算加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

（平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定の特例）

第十二条　平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第百五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第百五十三条第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　確定負担調整基準超過保険者（確定総報酬割納付金の額を厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者をいう。次号及び第五項において同じ。）　確定総報酬割納付金の額から負担調整対象額を控除して得た額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

二　確定負担調整基準超過保険者以外の被用者保険等保険者　確定総報酬割納付金の額と負担調整額との合計額と補正後確定加入者割納付金の額との合計額

2　前項各号の確定総報酬割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額（附則第十条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額をいう。第六項において同じ。）に四分の三を乗じて得た額を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度における第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一　全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額

二　当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額

3　第一項第一号の確定負担調整基準額は、平成三十一年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。

4　第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控除して得た額とする。

5　第一項各号の負担調整額は、平成三十一年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数（附則第十条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

6　第一項各号の補正後確定加入者割納付金の額は、平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額に四分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第百三十条の二第一項及び第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第四条　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「係るものに限る」の下に「。第三項において「支給決定」という」を、「指定障害者支援施設」の下に「（第三項において「指定障害者支援施設」という。）」を、「行うものに限る」の下に「。第三項において「障害者支援施設」という」を加え、同条に次の一項を加える。

3　当分の間、第一項の規定により介護保険の被保険者としないこととされた者（支給決定を受けて指定障害者支援施設に入所している者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。）であった介護保険の被保険者に係る介護保険法第十三条及び附則第九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、同法の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条第一項ただし書	二以上の住所地特例対象施設に継続して

住所地特例対象施設又は特定適用除外施設（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十一条第一項の規定により介護保険の被保険者としないこととされた者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護及び同条第十項に規定する施設入所支援に係るものに限る。以下「支給決定」という。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している者又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障

		害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものに限る。）の入所する指定障害者支援施設及び障害者支援施設その他厚生労働省令で定める施設をいう。以下同じ。）（以下「住所地特例対象施設等」という。）から継続して他の住所地特例対象施設等
第十三条第二項	していた住所地特例対象施設	していた住所地特例対象施設等
	とする。 一　継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所地特例対象被保険者であって、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村 二　継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすること	とする。 一　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村 二　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすること（以下この項において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この項において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有し

		（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる住所地特例対象被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村
第十三条第三項	定める当該他の市町村	定める当該他の市町村又は最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村
		三　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、特定適用除外施設に入所することにより当該特定適用除外施設の所在する場所以外の場所から当該特定適用除外施設の所在する場所への住所の変更（以下「適用除外施設住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った適用除外施設住所変更に係る特定適用除外施設への入所に係る支給決定等（当該特定適用除外施設が指定障害者支援施設である場合にあっては支給決定をいい、当該特定適用除外施設が障害者支援施設である場合にあっては身体障害者福祉法第十八条の規定による措置をいい、当該特定適用除外施設が指定障害者支援施設又は障害者支援施設以外の施設である場合にあっては厚生労働省令で定める手続をいう。）を行った市町村（以下「最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村」という。）が現入所施設が所在する市町村以外の市町村であるもの（最後に行った適用除外施設住所変更後に特定住所変更を行ったと認められる者を除く。）　最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村
		四　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）のうち、適用除外施設住所変更及び特定住所変更（最後に行った適用除外施設住所変更後に行ったと認められるものに限る。以下この号において同じ。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村
	定める当該他の市町村又は最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村	

附則第九条第一項ただし書	住所地特例対象施設	住所地特例対象施設等
附則第九条第二項	とする。 一　継続して入所等をしていた二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であって、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村 二　継続して入所等をしていた二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすること（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村 三　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしていた被保険者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、適用除外施設住所変更を行ったと認められる者であって、最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村が変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村であるもの（最後に行った適用除外施設住所変更後に特定住所変更を行ったと認められる者を除く。）　最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村 四　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしていた被保険者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）のうち、適用除外施設住所変更及び特定住所変更（最後に行った適用除外施設住所変更後に行ったと認められるものに限る。以下この号において同じ。）を行ったと認められる者であって、最後に行ったと認められる特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村	とする。 一　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をすることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村 二　二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしていた被保険者のうち、当該二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をすること（以下この項において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この項において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村 三　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしていた被保険者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、適用除外施設住所変更を行ったと認められる者であって、最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村が変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村であるもの（最後に行った適用除外施設住所変更後に特定住所変更を行ったと認められる者を除く。）　最終適用除外施設住所変更時支給決定等実施市町村 四　二以上の住所地特例対象施設等に継続して入所等をしていた被保険者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）のうち、適用除外施設住所変更及び特定住所変更（最後に行った適用除外施設住所変更後に行ったと認められるものに限る。以下この号において同じ。）を行ったと認められる者であって、最後に行ったと認められる特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの　当該他の市町村

（健康保険法の一部改正）

第五条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

第百五十三条第二項を削る。

第百五十四条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項中「拠出すべき」の下に「前期高齢者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに」を、「費用の額」の下に「の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）」を加え、「同条第一項」を「同条」に改める。

第百六十条第三項第一号中「第百五十三条第一項」を「第百五十三条」に改め、同条第十六項中「（協会が管掌する健康保険においては、その額から第百五十三条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）」を削る。

附則第四条の四中「、次条の規定により読み替えられた第百五十三条第二項中「介護納付金」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び介護納付金」と、「額に」とあるのは「額の合算額に」と」を削り、「介護納付金」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律附則第七条第一項に規定する病床転換支援金及び介護納付金」と、「費用の額」とあるのは「費用の額の合算額」を「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金」に改める。

附則第五条中「第百五十三条第一項」を「第百五十三条」に改め、「、同条第二項中「同項の政令で定める割合」とあり」を削り、「前条第一項」を「前条」に、「及び同条第二項中「同条第一項」を「同条第二項中「同条に規定する政令で定める割合」とあり、及び次条から附則第五条の四までの規定中「第百五十三条」に改める。

附則第五条の三を附則第五条の八とし、附則

第五条の二の前の見出しを削り、同条中「平成二十九年度以降」を「平成二十九年度及び平成三十年度」に、「及び前条」を「から第五条の三まで」に、「同条」を「附則第五条」に、「第百五十三条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される前条の規定により読み替えられた第百五十三条第二項、前条の規定により読み替えて適用される第百五十四条第一項及び」を「第百五十三条及び第百五十四条第一項、」に、「前条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項」を「附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二及び第五条の三」に改め、同条第一号中「次号ロにおいて」を「以下」に改め、同条第二号ロ中「次号において」を「以下」に改め、同条を附則第五条の五とし、同条の次に次の二条を加える。

第五条の六　平成三十一年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四、第五条、第五条の二及び第五条の四の規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えて適用される附則第五条の規定により読み替えられた第百五十四条第二項並びに附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二及び第五条の四の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十七年度から平成三十年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から平成二十九年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

二　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　前条第二号イに掲げる額

ロ　平成二十七年度から平成二十九年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から平成二十九年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三　平成二十七年度から平成三十年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

第五条の七　平成三十二年度以降の一の事業年度においては、第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の二までの規定にかかわらず、国庫は、附則第五条の規定により読み替えて適用される第百五十三条及び第百五十四条第一項、附則第四条の四の規定により読み替えられた第百五十四条の規定により読み替えて適用される附則第五条の二の規定により算定される額から、第一号に掲げる額（第三号に掲げる額がある場合には、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除して得た額）から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に千分の百六十四を乗じて得た額を控除して得た額を補助する。

一　平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる当該一の事業年度の前事業年度末における協会の準備金の額

二　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　附則第五条の五第二号イに掲げる額

ロ　平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間において毎年度継続して協会の一般保険料率を千分の百とし、かつ、国保法等一部改正法第六条の規定による改正前の附則第五条の四から第五条の六までの規定を適用しないとしたならば積み立てられることとなる平成二十七年度から当該一の事業年度の前々事業年度までの間の各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額（平成二十七年度から当該各事業年度までの間において納付額を原資として、協会に対して交付された額がある場合には、当該各事業年度の事業年度末における協会の準備金の額から、平成二十七年度から当該各事業年度までの間における当該交付された額の累計額を控除して得た額）のうち最も高い額

三　平成二十七年度から当該一の事業年度の前事業年度までの間における納付額を原資として、協会に対して交付された額の累計額

附則第五条の次に次の見出し及び三条を加える。

（国庫補助の特例）

第五条の二　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、国庫は、第百五十一条、第百五十三条及び第百五十四条に規定する費用のほか、協会が拠出すべき同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の納付に要する費用の額に第百五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

第五条の三　平成二十九年度及び平成三十年度の各年度において、国庫は、第百五十一条、第百五十三条、第百五十四条及び前条に規定する費用のほか、協会が拠出すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。次条において同じ。）の納付に要する費用の額に介護保険法附則第十一条第一項に規定する概算納付金の額に対する同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額の割合を乗じて得た額に第百五十三条に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。この場合において、第百六十条第十六項中「の額」とあるのは、「の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から附則第五条の三の規定による国庫補助の額を控除した額）」とする。

第五条の四　平成三十一年度において、国庫は、第百五十一条、第百五十三条、第百五十四条及び附則第五条の二に規定する費用のほか、協会が拠出すべき介護納付金の納付に要する費用の額に介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に対する同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額の割合を乗じて得た額に第百五十三条に規

定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。この場合において、第百六十条第十六項中「の額」とあるのは、「の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から附則第五条の四の規定による国庫補助の額を控除した額）」とする。

（児童福祉法の一部改正）

第六条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条の五の二十四」を「第二十一条の五の二十五」に、「第二十一条の五の二十五―第二十一条の五の二十七」を「第二十一条の五の二十六―第二十一条の五の二十八」に、「第二十一条の五の二十八―第二十一条の五の三十一」を「第二十一条の五の二十九―第二十一条の五の三十二」に改める。

第十九条の二第二項第一号中「第二十一条の五の二十八第二項」を「第二十一条の五の二十九第二項」に改める。

第二十一条の五の四第一項第二号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改める。

第二十一条の五の七第十三項中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改める。

第二十一条の五の十五第二項中「第二十一条の五の十九第一項」を「第二十一条の五の二十第一項」に改め、同条第三項第二号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同項第六号中「第二十一条の五の二十三第一項又は」を「第二十一条の五の二十四第一項又は」に、「第二十一条の五の二十三第一項第十一号」を「第二十一条の五の二十四第一項第十一号」に改め、同項第七号中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同項第九号中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同項第十号中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に、「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同項第十一号中「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改める。

第二章第二節第四款中第二十一条の五の三十一を第二十一条の五の三十二とし、第二十一条の五の二十八から第二十一条の五の三十までを一条ずつ繰り下げる。

第二十一条の五の二十七第一項中「第二十一条の五の二十五第二項」を「第二十一条の五の二十六第二項」に改め、第二章第二節第三款中同条を第二十一条の五の二十八とし、第二十一条の五の二十六を第二十一条の五の二十七とする。

第二十一条の五の二十五第一項中「第二十一条の五の十七第三項」を「第二十一条の五の十八第三項」に改め、同条を第二十一条の五の二十六とする。

第二十一条の五の二十四第二号中「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十一条の五の二十五とする。

第二十一条の五の二十三第一項第二号中「第二十一条の五の十七第三項」を「第二十一条の五の十八第三項」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同項第四号中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同項第六号及び第七号中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同項第十号中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に、「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に、「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改め、同項第十一号中「第二十一条の五の十九第四項」を「第二十一条の五の二十第四項」に改める。

第二十一条の五の三十一を第二十一条の五の三十二とし、第二十一条の五の二十八から第二十一条の五の三十までを一条ずつ繰り下げる。

第二十一条の五の二十二第一項第一号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改め、同項第二号中「第二十一条の五の十八第二項」を「第二十一条の五の十九第二項」に改め、同項第三号中「第二十一条の五の十八第四項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同条を第二十一条の五の二十三とし、第二十一条の五の二十二を第二十一条の五の二十四とする。

第二十一条の五の二十中「第二十一条の五の十八第四項」を「第二十一条の五の十九第四項」に改め、同条を第二十一条の五の二十一とし、第二十一条の五の十九を第二十一条の五の二十とし、第二十一条の五の十八を第二十一条の五の十九とし、第二十一条の五の十七を第二十一条の五の十八とし、第二十一条の五の十六の次に次の一条を加える。

（共生型障害児通所支援事業者の特例）

第二十一条の五の十七　児童発達支援その他厚生労働省令で定める障害児通所支援に係る障害児通所支援事業所について、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第四十二条の二第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第五十三条第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは同法第五十四条の二第一項本文の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定（当該障害児通所支援事業所により行われる障害児通所支援の種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該障害児通所支援事業所に係る第二十一条の五の十五第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第二十一条の五の十五第三項（前条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十一条の五の十五第三項第二号中「第二十一条の五の十九第一項の」とあるのは「第二十一条の五の十七第一項第一号の指定通所支援に従事する従業者に係る」と、同項第三号中「第二十一条の五の十九第二項」とあるのは「第二十一条の五の十七第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一　当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定通所支援に従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。

二　申請者が、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基

準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができると認められること。

都道府県が前項各号の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二　指定通所支援の事業に係る居室の床面積

その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三　指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　指定通所支援の事業に係る利用定員

第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたときは、その者に対しては、第二十一条の五の十九第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条の五の七第十三項	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の十七第一項第二号
第二十一条の五の十九第一項	都道府県	第二十一条の五の十七第一項第一号の指定通所支援に従事する従業者に係る都道府県
第二十一条の五の十九第二項	指定通所支援の事業	第二十一条の五の十七第一項第二号の指定通所支援の事業
第二十一条の五の二十三第一項第一号	第二十一条の五の十九第一項の	第二十一条の五の十七第一項第一号の指定通所支援に従事する従業者に係る
第二十一条の五の二十三第一項第二号	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の十七第一項第二号
第二十一条の五の二十四第一項第三号	第二十一条の五の十九第一項の	第二十一条の五の十七第一項第一号の指定通所支援に従事する従業者に係る
第二十一条の五の二十四第一項第四号	第二十一条の五の十九第二項	第二十一条の五の十七第一項第二号

第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものから、次の各号のいずれかの届出があつたときは、当該指定に係る指定通所支援の事業について、第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

一　介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

二　介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第三十条の十二第一項中「から第六項」を「から第五項」に、「同条第五項中「第一項から第三項まで」とあり、及び同条第六項」を「同条第五項」に改め、「同項中」を削る。

第三十九条第一項、第四十二条、第四十二条の二第一項及び第三項、第四十四条第二項第三号、第四十六条の四第一項第二号、第四十六条の五第六項並びに第六十四条の二第一項第三号及び第四号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六十五条中「すべて」を「全て」に、「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に、「正当の理由がないのに」を「正当な理由がなく」に、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六十六条の三及び第七十条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第八条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　地域福祉計画（第百七条・第百八条）
第二節　社会福祉協議会（第百九条―第百十一条）
第三節　共同募金（第百十二条―第百二十四条）」を「第一節　包括的な支援体制の整備（第百六条の二・第百六条の三）
第二節　地域福祉計画（第百七条・第百八条）
第三節　社会福祉協議会（第百九条―第百十一条）
第四節　共同募金（第百十二条―第百二十四条）」に改める。

第二条第三項第十号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第四条中「行う者」の下に「（以下「地域住民等」という。）」を加え、「与えられる」を「確保される」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第五条中「尊重し」の下に「、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り」を加える。

第六条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第十章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とする。

第百七条及び第百八条を次のように改める。

（市町村地域福祉計画）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五　市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第十章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第百六条の二　社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生

活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三　生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（老人福祉法の一部改正）

第九条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第五号中「第五条の二に」を「第五条の二第一項に」に改める。

第十五条第六項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

第二十条の八第八項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改める。

第二十条の九第二項及び第四項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改め、同条第六項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「含む」の下に「。第十一項を除き、以下この条において同じ」を加え、同項第六号中「供与される」を「供与をされる」に改め、同条第五項中「供与する」を「供与をする」に改め、同条第十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「採る」を「とる」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「供与」の下に「（将来において供与をすることを含む。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。

10　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

第二十九条に次の二項を加える。

16　都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十四項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

17　都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十四項の規定による命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第九項及び第十一項」を「第二十九条第十一項、第十三項及び第十四項」に改める。

第三十八条中「規定」の下に「又は第二十九条第十四項の規定による命令」を加える。

第三十九条中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改める。

第四十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第二十九条第十一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十一条中「関し、」の下に「第三十八条（第二十九条第十四項に係る部分に限る。）又は」を加える。

附則第七条第一項中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

（介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　介護保険法等の一部を改正する法律（平

成十七年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「及び第十七条第二項」を「並びに第十七条第二項及び第三項」に改める。

附則第十七条に次の一項を加える。

3　老人福祉法第二十九条第七項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホーム（施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九条第一項の届出がされたものその他の前項に規定する厚生労働省令で定めるものに限る。）に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日から起算して三年を経過した日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十一条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第八条第二十五項」を「第八条第二十九項」に、「介護保険施設その他」を「介護医療院その他の」に改める。

附則第七条第一項中「都道府県。」の下に「附則第九条の二第四項を除き、」を加える。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（支払基金の納付等）

第九条の二　支払基金は、政令で定める年度（以下この条において「対象年度」という。）の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、支払基金が平成二十年度から対象年度までの間（以下この条において「対象期間」という。）において附則第七条第一項の規定により保険者から徴収した病床転換支援金等の額（以下この条において「病床転換支援金等徴収額」という。）から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務に要した費用の額を控除して得た額（第三項において「国庫納付等算定対象額」という。）の範囲内において、対象期間における健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての補助金並びに国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての国庫負担金、調整交付金及び補助金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合並びに病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が国庫に納付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を国庫に納付しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定により支払基金が国庫に納付すべき額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、国庫納付等算定対象額の範囲内において、対象期間における国民健康保険法の規定による病床転換支援金の納付に要する費用についての都道府県調整交付金の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が都道府県に交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を都道府県に交付しなければならない。

4　支払基金は、対象年度の翌年度の末日までの間において、厚生労働大臣が、病床転換支援金等徴収額から対象期間において附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要した費用の額並びに第一項の規定により支払基金が国庫に納付する額及び前項の規定により支払基金が都道府県に交付する額を控除して得た額の範囲内において、対象期間における各保険者（国民健康保険にあつては、市町村。以下この項において同じ。）の負担の額の病床転換支援金等徴収額に対する割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合及び病床転換支援金等徴収額に係る利子を勘案して支払基金が各保険者に対し交付すべき額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該額を各保険者に交付しなければならない。

附則第十条中「から第百六十一条まで」を「、第百六十条の二及び第百六十一条」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第十二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（共生型障害福祉サービス事業者の特例）

第四十一条の二　居宅介護、生活介護その他厚生労働省令で定める障害福祉サービスに係るサービス事業所について、児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係るものに限る。）又は介護保険法第四十一条第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第一項に規定する居宅サービスに係るものに限る。）、同法第四十二条の二第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスに係るものに限る。）、同法第五十三条第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは同法第五十四条の二第一項本文の指定（当該サービス事業所により行われる障害福祉サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第八条の二第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）を受けている者から当該サービス事業所に係る第三十六条第一項（前条第四項において準用する場合を含む。）の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときにおける第三十六条第三項（前条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第三十六条第三項第二号中「第四十三条第一項の」とあるのは「第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る」と、同項第三号中「第四十三条第二項」とあるのは「第四十一条の二第一項第二号」とする。ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一　当該申請に係るサービス事業所の従業者

の知識及び技能並びに人員が、指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準を満たしていること。

二　申請者が、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができると認められること。

2　都道府県が前項各号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数

二　指定障害福祉サービスの事業に係る居室の床面積

三　指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

四　指定障害福祉サービスの事業に係る利用定員

3　第一項の場合において、同項に規定する者が同項の申請に係る第二十九条第一項の指定を受けたときは、その者に対しては、第四十三条第三項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第六項	第四十三条第二項	第四十一条の二第一項第二号
第四十三条第一項	都道府県	第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る都道府県
第四十三条第二項	指定障害福祉サービスの事業	第四十一条の二第一項第二号の指定障害福祉サービスの事業
第四十九条第一項第一号	第四十三条第一項の	第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る
第四十九条第一項第二号	第四十三条第二項	第四十一条の二第一項第二号
第五十条第一項第三号	第四十三条第一項の	第四十一条の二第一項第一号の指定障害福祉サービスに従事する従業者に係る
第五十条第一項第四号	第四十三条第二項	第四十一条の二第一項第二号

4　第一項に規定する者であって、同項の申請に係る第二十九条第一項の指定を受けたものから、次の各号のいずれかの届出があったときは、当該指定に係る指定障害福祉サービスの事業について、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

一　児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）に係る同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出

二　介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）に係る同法第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

三　介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）に係る同法第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

5　第一項に規定する者であって、同項の申請に係る第二十九条第一項の指定を受けたものは、介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出があったときは、当該指定に係る指定障害福祉サービスの事業について、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。

第八十八条第七項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改める。

第八十九条第五項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定　公布の日

二　第一条中介護保険法第百五十二条及び第百五十三条の改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百十四条第三項の改正規定、同法附則第十一条及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十三条を同法附則第十五条とし、同法附則第十二条の次に二条を加える改正規定、第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第百五十二条及び第百五十三条の改正規定、平成十八年旧介護保険法第二百

二条第一項、第二百三条第一項及び第二百十四条第三項の改正規定、平成十八年旧介護保険法附則第九条及び第十条の改正規定並びに平成十八年旧介護保険法附則に二条を加える改正規定並びに第五条の規定（健康保険法第八十八条第一項の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四条の規定　平成二十九年七月一日

三　第一条中介護保険法第四十九条の二、第五十条、第五十九条の二、第六十条及び第六十九条の改正規定並びに第二条中平成十八年旧介護保険法第四十九条の二、第五十条及び第六十九条の改正規定並びに附則第十七条及び第二十二条の規定　平成三十年八月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第百六条の三第一項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（被用者保険等保険者等に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金に関する経過措置）

第三条　平成二十八年度以前の各年度における被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）及び健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会（以下「日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会」という。）に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第四条　平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の介護保険法（以下「第二号新介護保険法」という。）第百五十二条第一項第一号及び附則第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第一条の規定による改正前の介護保険法（以下「第二号旧介護保険法」という。）附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2　平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二号新介護保険法第百五十二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第五条　平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第百五十三条第一号及び附則第十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2　平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第百五十三条第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十二条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第六条　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（附則第二十一条第一項において「支払基金」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年度における各被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2　介護保険法第百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

（介護老人保健施設に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に存する第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（次条において「旧介護老人保健施設」という。）は、第一条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（次条及び附則第二十八条において「新介護老人保健施設」という。）とみなす。

第八条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧介護老人保健施設に入所し、旧介護保険法第四十八条第一項の施設介護サービス費を受けていた介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者（以下この条において「要介護旧入所者」という。）については、施行日以後引き続き前条の規定により新介護老人保健施設とみなされた当該旧介護老人保健施設に入所している間（当該旧介護老人保健施設に係る介護保険法第百四条第一項の規定による許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧介護老人保健施設から継続して一以上の他の新介護老人保健施設に入所した要介護旧入所者にあっては、当該他の新介護老人保健施設に継続して入所している間を含む。）は、新介護保険法第八条第二十八項の要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者である要介護被保険者とみなして、新介護保険法第四十八条の規定を適用する。

（共生型居宅サービス事業者等に関する経過措置）

第九条　施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十二条の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十条　施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十八条の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

第十一条　施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十五条の二の二

第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十二条　施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十五条の十二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

（介護医療院に関する経過措置）

第十三条　施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十一条第二項及び第三項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十四条　施行日の前日において現に病院又は診療所を開設しており、かつ、当該病院又は診療所の名称中に病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他これらに類する文字（以下この条において「病院等に類する文字」という。）を用いている者が、当該病院若しくは診療所を廃止して新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）を開設した場合又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることその他厚生労働省令で定める要件に該当するものである間は、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字（当該病院若しくは診療所を廃止した際又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させた際に当該病院又は診療所の名称中に用いていたものに限る。）を引き続き用いることができる。

（準備行為）

第十五条　厚生労働大臣は、新介護保険法第七十二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第七十八条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第百十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第百十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準（新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第百十五条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）及び新介護保険法第百十五条の十二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、施行日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第十六条　前条に規定するもののほか、新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第七十条第一項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定（新介護保険法第七十二条の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続、介護保険法第七十八条の二第一項の規定による同法第百十二条の二第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続、新介護保険法第百七条第一項の許可の手続、介護保険法第百十五条の二第一項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続、介護保険法第百十五条の十二第一項の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の十二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（保険給付に関する経過措置）

第十七条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第二十二条において「第三号施行日」という。）前に行われた第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に係る保険給付については、なお従前の例による。

（平成十八年旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　平成二十八年度以前の各年度における被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第十九条　平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る平成十八年旧介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の平成十八年旧介護保険法（次項及び次条において「第二号新平成十八年旧介護保険法」という。）第百五十二条第一項第一号及び附則第九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二条の規定による改正前の平成十八年旧介護保険法（次項及び次条において「第二号旧平成十八年旧介護保険法」という。）附則第九条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2　平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二号新平成十八年旧介護保険法第百五十二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧平成十八年旧介護保険法附則第九条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第二十条　平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る平成十八年旧介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新平成十八年旧介護保険法第百五十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧平成十八年旧介護保険法附則第十条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2　平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新平成十八年旧介護保険法第百五十三条第

二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧平成十八年旧介護保険法附則第十条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第二十一条　支払基金は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年度における各被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2　平成十八年旧介護保険法第百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

第二十二条　第三号施行日前に行われた第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の平成十八年旧介護保険法の規定による施設サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

（介護保険法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第四条の規定による改正後の介護保険法施行法第十一条第三項の規定は、同項に規定する介護保険の被保険者としないこととされた者であった介護保険の被保険者のうち、施行日以後に特定適用除外施設（同項の規定により読み替えられた介護保険法第十三条第一項ただし書に規定する特定適用除外施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して住所地特例対象施設（介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者について適用し、施行日前に特定適用除外施設に該当する施設から継続して住所地特例対象施設に該当する施設に入所等をしたことにより当該住所地特例対象施設に該当する施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第五条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の健康保険法（次条において「第二号新健康保険法」という。）第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の三まで及び第五条の五の規定は、平成二十九年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、平成二十八年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

第二十五条　平成二十九年度における第二号新健康保険法附則第五条の規定により読み替えて適用される第二号新健康保険法附則第五条の三の規定による全国健康保険協会に対する国庫補助の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第五条の規定による改正前の健康保険法（以下この項において「第二号旧健康保険法」という。）附則第五条の規定により読み替えられた第二号旧健康保険法第百五十三条第二項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2　平成二十九年度における第二号新健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えて適用される第二号新健康保険法附則第五条の規定により読み替えられた第二号新健康保険法第百五十四条第二項の規定による全国健康保険協会に対する国庫補助の額の算定に用いられる全国健康保険協会が拠出すべき健康保険法第七条の二第三項に規定する介護納付金のうち同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者に係るもの（介護保険法の規定による概算納付金に係る部分に限る。）の納付に要する費用の額は、第二号新介護保険法第百五十二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧介護保険法附則第十一条第一項の規定により算定される額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　施行日から起算して一年を超えない期間内において第六条の規定による改正後の児童福祉法（次条において「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の十七第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第二十七条　新児童福祉法第二十一条の五の十七の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正、児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定による同法第二十一条の五の三第一項の指定（新児童福祉法第二十一条の五の十七第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（療養病床に係る既存の病床数の算定に関する措置）

第二十八条　都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条において「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の病床数とみなす。

（医療法人の設立等に関する準備行為）

第二十九条　医療法第四十四条第一項の規定による認可の手続（医療法人を設立しようとする者が、定款又は寄附行為をもって、新医療法第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）及び医療法第五十四条の九第三項の規定による認可の手続（医療法人の定款又は寄附行為をもって、同号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　施行日から起算して一年を超えない期間内において第十二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（次条において「新障害者総合支援

法」という。）第四十一条の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第三十一条　新障害者総合支援法第四十一条の二の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定による同法第二十九条第一項の指定（新障害者総合支援法第四十一条の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（地域保健法及び構造改革特別区域法の一部改正）

第三十二条　次に掲げる法律の規定中「第百十八条第二項」を「第百十八条第二項第一号」に改める。

一　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第二項

二　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項

（農業協同組合法の一部改正）

第三十三条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設をいう。）」に改め、「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第三十四条　社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第二十一条の五の二十九」を「第二十一条の五の三十」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第三十五条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第四項中「及び同条第二十八項」を「、同条第二十八項」に改め、「介護保健施設サービス」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービス」を加える。

第三十一条第四項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設」に改め、「介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の下に「又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を、「当該介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第三十四条の二第二項中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、「）をいう。以下同じ」を削り、「者をいう。以下同じ。）」の下に「をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十四条の二第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、「若しくは介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

別表第二介護老人保健施設の項の次に次のように加える。

介護医療院	介護保険法第百七条第一項の許可

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正）

第三十七条　次に掲げる法律の規定中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

一　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の三及び第五条第一項第三号

二　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第一項第一号の二及び第九十七条の二第一項第三号イ

三　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十七条第二項

四　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ロ

（登録免許税法の一部改正）

第三十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十四の項の第一欄中「農業協同組合及び」を削り、同項の第三欄中「介護老人保健施設」の下に「若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の二の項及び別表第四の四の二の項中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改める。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第四十条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）」の下に「、介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「及び介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設及び介護医療院」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第四十一条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第四項第四号中「第八項」を「第十項」に改め、同項第五号中「第九項」を「第十一項」に改め、同項第六号中「第十項」を「第十四項」に改め、同項第八号中「第十二項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第七十条第二項」の下に「（同法第七十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第七項中「第十三項」を「以下この条」に改め、同条中第十五項を第十九項とし、第十一項から第十四項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十項中「第百十五条の十二第二項」の下に「（同法第百十五条の十二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第百十五条の二第二項」の下に「（同法第百十五条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　都道府県知事は、介護保険法第百十五条の二第四項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、前項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

13　前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第十一項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業

	同法第百十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。

計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

第十七条の十四第八項中「第七十八条の二第四項」の下に「（同法第七十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　都道府県知事は、介護保険法第七十条第七項の規定により関係市町村の長から通知を求められた場合において、第六項の同意をしようとするときは、当該関係市町村の長に対し、その旨を通知しなければならない。

9　前項の規定により通知を受けた関係市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、第六項の同意に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

第十七条の二十二第一項中「同条第十四項（同条第十五項」を「同条第十八項（同条第十九項」に改める。

第十七条の二十三及び第十七条の二十四中「同条第十四項」を「同条第十八項」に改める。

第十七条の二十五第一項中「、第七項及び第九項」を「から第九項まで及び第十一項から第十三項まで」に、「同条第九項」を「同条第八項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第九項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」と、同条第十一項」に改め、「できる」と」の下に「、同条第十二項中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、「同意」とあるのは「規定による記載」と、同条第十三項中「同意に関し、都道府県知事」とあるのは「規定による記載に関し、認定市町村」と」を加え、同条第二項中「第十七条の十四第十二項」を「第十七条の十四第十六項」に改める。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第四十二条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「介護老人保健施設」の下に「、同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第四十三条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に、「介護老人保健施設」を「介護医療院」に改め、同条第三項中「又は同条第二十八項」を「、同条第二十八項」に改め、「介護老人保健施設」の下に「又は同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第四十四条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第百五十三条第一項」を「第百五十三条」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第四十五条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第六項中「第百七条」を「第百七条第一項」に改める。

第六十二条第四項中「第百八条」を「第百八条第一項」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十二の項中「第二十一条の五の三十」を「第二十一条の五の三十一」に改める。

（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十七条　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十二条の改正規定中「並びに」を「、第七十五条の七第一項、」に改め、「同条第二項」に」の下に「、」中「及び後期高齢者支援金等」を」並びに第八十一条の二第九項第四号及び第五号中「及び後期高齢者支援金等」に」を加える。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

審査報告書

民法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

法務委員長　秋野　公造

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化による契約被害が増加している状況を踏まえ、他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し、著しく過当な利益を獲得することを目的とする法律行為、いわゆる「暴利行為」は公序良俗に反し無効であると規定することについて、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

二　職業別の短期消滅時効等を廃止することに伴い、書面によらない契約により生じた少額債権に係る消滅時効について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

三　法定利率が変動した場合における変動後の法

定利率の周知方法について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じた対応を検討すること。

四　中間利息控除に用いる利率の在り方について、本法施行後の市中金利の動向等を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

五　個人保証人の保護の観点から、以下の取組を行うこと。

1　いわゆる経営者等以外の第三者による保証契約について、公証人による保証人になろうとする者の意思確認の手続を求めることとした趣旨を踏まえ、保証契約における軽率性や情義性を排除することができるよう、公証人に対しその趣旨の周知徹底を図るとともに、契約締結時の情報提供義務を実効的なものとする観点から、保証意思宣明公正証書に記載すること等が適切な事項についての実務上の対応について検討すること。

2　保証意思宣明公正証書に執行認諾文言を付し、執行証書とすることはできないことについて、公証人に対し十分に注意するよう周知徹底するよう努めること。

3　個人保証の制限に関する規定の適用が除外されるいわゆる経営者等のうち、代表権のない取締役等及び「主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」については、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

4　我が国社会において、個人保証に依存し過ぎない融資慣行の確立は極めて重要なものであることを踏まえ、個人保証の一部について禁止をする、保証人の責任制限の明文化をする等の方策を含め、事業用融資に係る保証の在り方について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

六　譲渡禁止特約付債権の譲渡を認めることについては、資金調達の拡充にはつながらないのではないかという懸念や、想定外の結果が生じ得る可能性があることを踏まえ、更に幅広い議論を行い、懸念等を解消するよう努めること。

七　定型約款について、以下の事項について留意すること。

1　定型約款に関する規定のうち、いわゆる不当条項及び不意打ち条項の規制の在り方について、本法施行後の取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。

2　定型約款準備者が定型約款における契約条項を変更することができる場合の合理性の要件について、取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、適切に解釈、運用されるよう努めること。

八　諾成的消費貸借における交付前解除又は消費貸借における期限前弁済の際に損害賠償請求をすることができる旨の規定は、損害が現実に認められる場合についての規定であるところ、金銭消費貸借を業として行う者については、資金を他へ転用する可能性が高いことを踏まえれば、基本的に損害は発生し難いと考えられるから、その適用場面は限定的であることを、弱者が不当に被害を受けることを防止する観点から、借手側への手厚い周知はもちろん、貸手側にも十分に周知徹底を図ること。

九　諾成的消費貸借における交付前解除又は消費貸借における期限前弁済の際に損害賠償請求をすることができる旨の規定については、本法施行後の状況を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。

十　消滅時効制度の見直し、法定利率の引下げ、定型約款規定の創設、また、個人保証契約に係る実務の大幅な変更など、今回の改正が、国民各層のあらゆる場面と密接に関連し、重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般、事業者、各種関係公的機関、各種の裁判外紛争処理機関及び各種関係団体に早期に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、その周知徹底に努めること。

十一　公証人の果たす役割が今後更に重要となることに鑑み、本法施行後の状況も踏まえつつ、公証人及び公証役場の透明化及び配置の適正化、公証役場の経営状況の把握、民間等多様な人材の登用等、公証制度が国民に更に身近で利用しやすいものとなるよう努めること。

十二　消費者契約法その他の消費者保護に関する法律について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案（第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成二十九年四月十四日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

（小字及び――は衆議院修正）

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　行為能力（第四条―第二十一条）　第三節　住所（第二十二条―第二十四条）　第四節　不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）　第五節　同時死亡の推定（第三十二条の二）」を「第二節　意思能力（第三条の二）　第三節　行為能力（第四条―第二十一条）　第四節　住所（第二十二条―第二十四条）　第五節　不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）　第六節　同時死亡の推定（第三十二条の二）」に改める。

第三十一条に、「第百七十四条の二」を「第百七十四条の二」に、「第四百二十二条」を「第四百二十二条の二」に、「第二款　債権者代位権及び詐害行為取消権（第四百二十三条―第四百二十六条）」を「第二款　債権者代位権（第四百二十三条―第四百二十三条の七）　第三款　詐害行為取消権（第四百二十四条―第四百二十六条）」に改める。

第四百二十四条の五）に、「第四百二十四条の九）」を「第四百二十四条の六―第四百二十四条の九）」に改める。

第三款　連帯債権（第四百二十七条―第四百二十九条）　第四款　連帯債務（第四百三十条―第四百三十五条）　第五款　保証債務　第一目　総則（第四百四十六条―第四百六十五条の二）　第二目　個人根保証契約（第四百六十五条の三）　第三目　事業に係る貸金等根保証契約（第四百六十五条の四―第四百六十五条の五）」を「第四節　保証債務　第一款　総則（第四百四十六条―第四百六十五条）　第二款　連帯債務（第四百三十八条―第四百四十一条）　第三款　保証債務（第四百四十二条―第四百四十五条）」に改める。

第百三十二条―第四百三十五条の二）を「第百三十二条―第四百三十五条）」に改める。

第四百六十五条の五）」を「第四百六十五条）」に改める。

第四百六十五条の六―第四百六十五条の十）」を「第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）」に改める。

第四百七十三条の二）を「第四百七十三条）」に、「第五節　債権の消

「第五節　債務の引受け（第四百七十五条・第四百七十六条）
第一款　併存的債務引受（第四百七十七条）
第二款　免責的債務引受（第四百七十八条―第四百七十二条の四）」に、「第四百七十三条」を「第四百七十三条の二」に、「第五款　混同（第五百二十条）」を「第七節　有価証券
第一款　指図証券（第五百二十条の二―第五百二十条の十二）
第二款　記名式所持人払証券（第五百二十条の十三―第五百二十条の十八）
第三款　その他の記名証券（第五百二十条の十九）
第四款　無記名証券（第五百二十一条―第五百二十一条の三）」に、「第三款　賃貸借の終了（第六百十七条―第六百二十二条）」を「第三款　第四款　賃貸借の終了（第六百十七条―第六百二十二条）」に、「第七百二十四条」を「第七百二十四条の二」に改める。

第一編第二章第五節を同章第六節とする。

第一編第二章第四節の節名中「失踪」を「失踪」に改め、同節を同章第五節とし、同章第三節を同章第四節とする。

第十三条第一項に次の一号を加える。

十　前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

第二十条第一項中「（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）」を削る。

第一編第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　意思能力

第三条の二　法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

第八十六条第三項を削る。

第九十条中「事項を目的とする」を削る。

第九十三条ただし書中「表意者の真意」を「その意思表示が表意者の真意ではないこと」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

第九十五条を次のように改める。

（錯誤）

第九十五条　意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一　意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

2　前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

3　錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一　相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二　相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

4　第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

第九十六条第二項中「知っていた」を「知り、又は知ることができた」に改め、同条第三項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

第九十七条の見出しを「（意思表示の効力発生時期等）」に改め、同条第一項中「隔地者に対する」を削り、同条第二項中「隔地者に対する」を削り、「死亡し」の下に「、意思能力を喪失し」を加え、「を喪失した」を「の制限を受けた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

第九十八条の二中「未成年者又は」を「意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは」に改め、同条ただし書中「その法定代理人」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　相手方の法定代理人

二　意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

第百一条第一項中「意思表示」を「代理人が相手方に対してした意思表示」に改め、「不存在」の下に「、錯誤」を加え、同条第二項中「場合において」及び「本人の指図に従って」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

第百二条を次のように改める。

（代理人の行為能力）

第百二条　制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

第百五条を削る。

第百六条中「前条第一項」を「本人に対してその選任及び監督について」に改め、同条を第百五条とする。

第百七条第二項中「対して」の下に「、その権限の範囲内において」を加え、同条を第百六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（代理権の濫用）

第百七条　代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

第百八条の見出しを「（自己契約及び双方代理等）」に改め、同条中「法律行為については」を「法律行為について」に、「となり」を「として」に、「となることはできない」を「としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

第百九条の見出しを「（代理権授与の表示による表見代理等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範

囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

第百十条中「前条本文」を「前条第一項本文」に改める。

第百十二条を次のように改める。

（代理権消滅後の表見代理等）

第百十二条　他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

第百十七条第一項中「証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは」を「証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。

二　他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。

三　他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

第百二十条第一項中「制限行為能力者」の下に「（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。）」を加え、同条第二項中「詐欺」を「錯誤、詐欺」に改める。

第百二十一条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

（原状回復の義務）

第百二十一条の二　無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2　前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3　第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

第百二十二条ただし書を削る。

第百二十四条第一項中「追認」を「取り消すことができる行為の追認」に、「消滅した」を「消滅し、かつ、取消権を有することを知った」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。

一　法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

二　制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

第百二十四条第三項を削る。

第百二十五条中「前条の規定により」を削る。

第百三十条の見出しを「（条件の成就の妨害等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件を成就させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

第百四十五条中「当事者」の下に「（消滅時効にあっては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）」を加える。

第百四十七条から第百五十七条までを次のように改める。

（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）

第百四十七条　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一　裁判上の請求

二　支払督促

三　民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停

四　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2　前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

（強制執行等による時効の完成猶予及び更新）

第百四十八条　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一　強制執行

二　担保権の実行

三　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百九十五条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

四　民事執行法第百九十六条に規定する財産開示手続

2　前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

（仮差押え等による時効の完成猶予）

第百四十九条　次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

一　仮差押え

二　仮処分

（催告による時効の完成猶予）

第百五十条　催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2　催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

（協議を行う旨の合意による時効の完成猶予）

第百五十一条　権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

一　その合意があった時から一年を経過した時
二　その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時
三　当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経過した時

2　前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができない。

3　催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4　第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5　前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。

（承認による時効の更新）

第百五十二条　時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

2　前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

（時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲）

第百五十三条　第百四十七条又は第百四十八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

2　第百四十九条から第百五十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

3　前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

第百五十四条　第百四十八条第一項各号又は第百四十九条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第百四十八条又は第百四十九条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

第百五十五条から第百五十七条まで　削除

第百五十八条の見出し、第百五十九条の見出し及び第百六十条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

第百六十一条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改め、同条中「時効を中断する」を「第百四十七条第一項各号又は第百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行う」に、「二週間」を「三箇月」に改める。

第百六十六条の見出しを「（債権等の消滅時効）」に改め、同条第一項を次のように改める。

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二　権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

第百六十六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項ただし書中「中断する」を「更新する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第百六十七条を次のように改める。

（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

第百六十七条　人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。

第百六十八条第一項を次のように改める。

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から十年間行使しないとき。

二　前号に規定する各債権を行使することができる時から二十年間行使しないとき。

第百六十八条第二項中「中断」を「更新」に改める。

第百六十九条を次のように改める。

（判決で確定した権利の消滅時効）

第百六十九条　確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。

2　前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第百七十条の前の見出しを削り、同条から第百七十四条までを次のように改める。

第百七十条から第百七十四条まで　削除

第百七十四条の二を削る。

第二百八十四条第二項中「中断」を「更新」に改め、同条第三項中「停止の原因」を「完成猶予の事由」に改める。

第二百九十一条中「第百六十七条第二項」を「第百六十六条第二項」に改める。

第二百九十二条中「中断又は停止」を「完成猶予又は更新」に改める。

第三百十六条中「賃貸人は、」の下に「第六百二十二条の二第一項に規定する」を加える。

第三百五十九条中「（昭和五十四年法律第四号）」を削る。

第三百六十三条を次のように改める。

第三百六十三条　削除

第三百六十四条の見出し中「指名債権」を「債権」に改め、同条中「指名債権を質権の目的としたとき」を「債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）」に改め、「第三債務者に」の下に「その」を加える。

第三百六十五条を次のように改める。

第三百六十五条　削除

第三百七十条ただし書中「第四百二十四条の規定により債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

第三百九十八条の二第三項中「債権又は」を「債権」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。次条第二項において同じ。）」を加える。

第三百九十八条の三第二項中「手形上又は」を「手形上若しくは」に改め、「請求権」の下に「又は電子記録債権」を加える。

第三百九十八条の七第三項中「又は債務者」を削り、「ときは、その当事者は、第五百十八条」を「場合における更改前の債権者は、第五百十八条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とする。

第三百九十八条の七中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　元本の確定前に免責的債務引受があった場合

における債権者は、第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根抵当権を引受人が負担する債務に移すことができない。

第四百条中「するまで、」の下に「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる」を加える。

第四百四条中「年五分とする」を「その利息が生じた最初の時点における法定利率による」に改め、同条に次の四項を加える。

2　法定利率は、年三パーセントとする。

3　前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4　各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5　前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の一月から前々年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を六十で除して計算した割合（その割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

第四百十条第一項中「、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがある」を「不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものである」に改め、同条第二項を削る。

第四百十二条第二項中「債務者は、」の下に「その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又は」を、「知った時」の下に「のいずれか早い時」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（履行不能）

第四百十二条の二　債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

2　契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第四百十五条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

第四百十三条を次のように改める。

（受領遅滞）

第四百十三条　債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。

2　債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことによって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

第四百十三条の次に次の一条を加える。

（履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由）

第四百十三条の二　債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

2　債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

第四百十四条第一項中「その強制履行」を「民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四百十五条を次のように改める。

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条　債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一　債務の履行が不能であるとき。

二　債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第四百十六条第二項中「予見し、又は予見することができた」を「予見すべきであった」に改める。

第四百十七条の次に次の一条を加える。

（中間利息の控除）

第四百十七条の二　将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2　将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

第四百十八条中「不履行」の下に「又はこれによる損害の発生若しくは拡大」を加える。

第四百十九条第一項中「額は、」の下に「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における」を加える。

第四百二十条第一項後段を削る。

第三編第一章第二節第一款中第四百二十二条の次に次の一条を加える。

（代償請求権）

第四百二十二条の二　債務者が、その債務の履行が不能となったのと同一の原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。

第三編第一章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款　債権者代位権

第四百二十三条の見出しを「（債権者代位権の要件）」に改め、同条第一項中「保全するため」の下に「必要があるときは」を、「に属する権利」の下に「（以下「被代位権利」という。）」を加え、同項ただし書中「権利」の下に「及び差押えを禁じられた権利」を加え、同条第二項中「裁判上の代位によらなければ、前項の権利」を「被代位権利」に改め、同条に次の一項を加える。

3　債権者は、その債権が強制執行により実現す

ることのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。

第四百二十三条の次に次の六条、款名及び目名を加える。

（代位行使の範囲）

第四百二十三条の二　債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。

（債権者への支払又は引渡し）

第四百二十三条の三　債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

（相手方の抗弁）

第四百二十三条の四　債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

（債務者の取立てその他の処分の権限等）

第四百二十三条の五　債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

（被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知）

第四百二十三条の六　債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

（登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権）

第四百二十三条の七　登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、前三条の規定を準用する。

第三款　詐害行為取消権

第一目　詐害行為取消権の要件

第四百二十四条の見出しを「（詐害行為取消請求）」に改め、同条第一項中「法律行為」を「行為」に改め、同項ただし書中「又は転得者がその行為又は転得」を「（以下この款において「受益者」という。）がその行為」に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「法律行為」を「行為」に改め、同条に次の二項を加える。

3　債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求（以下「詐害行為取消請求」という。）をすることができる。

4　債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。

第四百二十四条の次に次の四条、一目及び目名を加える。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の特則）

第四百二十四条の二　債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一　その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下この条において「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二　債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三　受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

（特定の債権者に対する担保の供与等の特則）

第四百二十四条の三　債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。

一　その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第一号において同じ。）の時に行われたものであること。

二　その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

2　前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一　その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。

二　その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

（過大な代物弁済等の特則）

第四百二十四条の四　債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。

（転得者に対する詐害行為取消請求）

第四百二十四条の五　債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

一　その転得者が受益者から転得した者である場合　その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

二　その転得者が他の転得者から転得した者である場合　その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

第二目　詐害行為取消権の行使の方法等

（財産の返還又は価額の償還の請求）

第四百二十四条の六　債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

2　債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

（被告及び訴訟告知）

第四百二十四条の七　詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

一　受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え　受益者

二　転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え　その詐害行為取消請求の相手方である転得者

2　債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

（詐害行為の取消しの範囲）

第四百二十四条の八　債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

2　債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

（債権者への支払又は引渡し）

第四百二十四条の九　債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は第二項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。

2　債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

第三目　詐害行為取消権の行使の効果

第四百二十五条を次のように改める。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

第四百二十五条　詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

第四百二十五条の次に次の三条及び目名を加える。

（債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利）

第四百二十五条の二　債務者がした財産の処分に関する行為（債務の消滅に関する行為を除く。）が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

（受益者の債権の回復）

第四百二十五条の三　債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

（詐害行為取消請求を受けた転得者の権利）

第四百二十五条の四　債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

一　第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合　その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権

二　前条に規定する行為が取り消された場合（第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。）　その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

第四目　詐害行為取消権の期間の制限

第四百二十六条を次のように改める。

第四百二十六条　詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

第四百二十八条を次のように改める。

（不可分債権）

第四百二十八条　次款（連帯債権）の規定（第四百三十三条及び第四百三十五条の規定を除く。）は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用する。

第四百二十九条の見出しを「（不可分債権者の一人との間の更改又は免除）」に改め、同条第一項中「分与される」を「分与されるべき」に改め、同条第二項を削る。

第四百三十条を次のように改める。

（不可分債務）

第四百三十条　第四款（連帯債務）の規定（第四百四十条の規定を除く。）は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用する。

第四百四十六条第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第四百四十八条の見出しを「（保証人の負担と主たる債務の目的又は態様）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

第四百五十七条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第二項中「の債権による相殺」を「が主張することができる抗弁」に改め、同条に次の一項を加える。

3　主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第四百五十八条を次のように改める。

（連帯保証人について生じた事由の効力）

第四百五十八条　第四百三十八条、第四百三十九条第一項、第四百四十条及び第四百四十一条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。

第四百五十八条の次に次の二条を加える。

（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）

第四百五十八条の二　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

（主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務）

第四百五十八条の三　主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

2　前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。

3　前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

第四百五十九条第一項中「過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は」及び「をし、」を削り、「消滅させるべき行為」を「消滅させる行為（以下「債務の消滅行為」という。）」に、「対して」を「対し、そのために支出した財産の額（その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあっては、その消滅した額）の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権）

第四百五十九条の二　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2　前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。

3　第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使することができない。

第四百六十条第三号を次のように改める。

三　保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。

第四百六十一条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第四百六十二条第一項を次のように改める。

第四百五十九条の二第一項の規定は、主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。

第四百六十二条に次の一項を加える。

3　第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。

第四百六十三条を次のように改める。

（通知を怠った保証人の求償の制限等）

第四百六十三条　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。

3　保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。

第三編第一章第三節第四款第二目の目名を次のように改める。

第二目　個人根保証契約

第四百六十五条の二の見出しを「（個人根保証契約の保証人の責任等）」に改め、同条第一項中「その債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」を「保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項及び第三項中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改める。

第四百六十五条の三の見出しを「（個人貸金等根保証契約の元本確定期日）」に改め、同条第一項中「貸金等根保証契約に」を「個人根保証契約であってその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（以下「個人貸金等根保証契約」という。）に」に、「貸金等根保証契約の」を「個人貸金等根保証契約の」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「貸金等根保証契約」を「個人貸金等根保証契約」に改める。

第四百六十五条の四の見出しを「（個人根保証契約の元本の確定事由）」に改め、同条中「貸金等根保証契約」を「個人根保証契約」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

第四百六十五条の四第一号中「主たる債務者又は」を削り、ただし書を削り、同条第二号中「主たる債務者又は」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

一　債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

二　主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

第四百六十五条の五を次のように改める。

（保証人が法人である根保証契約の求償権）

第四百六十五条の五　保証人が法人である根保証契約において、第四百六十五条の二第一項に規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。

2　保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定めがしくはその変更が第四百六十五条の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

3　前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。

第三編第一章第三節第四款に次の一目を加える。

第三目　事業に係る債務についての保証契約の特則

（公正証書の作成と保証の効力）

第四百六十五条の六　事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。

2　前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一　保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ　保証契約（ロに掲げるものを除く。）　主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

ロ　根保証契約　主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思）を有していること。

二　公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

三　保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

四　公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

3　前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

（保証に係る公正証書の方式の特則）

第四百六十五条の七　前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、同条第二項第一号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならない。この場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

2　前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第二項第二号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

3　公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

（公正証書の作成と求償権についての保証の効力）

第四百六十五条の八　第四百六十五条の六第一項及び第二項並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

2　前項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

（公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外）

第四百六十五条の九　前三条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

一　主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

二　主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者

イ　主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者

ロ　主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ　主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ　株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者

三　主たる債務者（法人であるものを除く。以下この号において同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

（契約締結時の情報の提供義務）

第四百六十五条の十　主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

一　財産及び収支の状況

二　主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

三　主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

2　主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず

又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

3　前二項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

第三編第一章第三節第四款を同節第五款とする。

第四百四十一条を削る。

第四百四十条中「第四百三十四条から前条まで」を「第四百三十八条、第四百三十九条第一項及び前条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

第四百四十条を第四百四十一条とし、第四百三十九条を削り、第四百三十八条を第四百四十条とし、第四百三十七条を削る。

第四百三十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用する」を「の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒む」に改め、同条を第四百三十九条とする。

第四百三十五条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第四百三十八条とし、第四百三十四条を削り、第四百三十三条を第四百三十七条とする。

第四百三十二条の見出しを「（連帯債務者に対する履行の請求）」に改め、同条中「数人が連帯債務」を「債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務」に、「すべて」を「全て」に改め、同条を第四百三十六条とする。

第四百四十二条第一項中「連帯債務者は」の下に「、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず」を加え、「各自の負担部分について」を「その免責を得るために支出した財産の額（その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額）のうち各自の負担部分に応じた額の」に改める。

第四百四十三条第一項中「連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けた」を「他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得る」に、「過失のある」を「その」に改め、同条第二項中「連帯債務者の一人が」を削り、「共同の免責を得た」の下に「連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得た」を加え、「弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得た」を「弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をした」に、「その免責を得た」を「当該他の」に、「自己の弁済その他免責のためにした」を「その免責を得るための」に改める。

第四百四十四条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担する。

3　前二項の規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

第四百四十五条を次のように改める。

（連帯債務者の一人との間の免除等と求償権）

第四百四十五条　連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第四百四十二条第一項の求償権を行使することができる。

第三編第一章第三節中第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える。

第三款　連帯債権

（連帯債権者による履行の請求等）

第四百三十二条　債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

（連帯債権者の一人との間の更改又は免除）

第四百三十三条　連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。

（連帯債権者の一人との間の相殺）

第四百三十四条　債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ずる。

（連帯債権者の一人との間の混同）

第四百三十五条　連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。

（相対的効力の原則）

第四百三十五条の二　第四百三十二条から前条までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。

第四百六十六条第二項を次のように改める。

2　当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示（以下「譲渡制限の意思表示」という。）をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

第四百六十六条に次の二項を加える。

3　前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

4　前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

第四百六十六条の次に次の見出し及び五条を加える。

（譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託）

第四百六十六条の二　債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地（債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。）の供託所に供託することができる。

2　前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。

3　第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

第四百六十六条の三　前条第一項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人（同項の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。）は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

（譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え）

第四百六十六条の四　第四百六十六条第三項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

2　前項の規定にかかわらず、譲受人その他の第三者が譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった場合において、その債権者が同項の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。

（預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力）

第四百六十六条の五　預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権（以下「預貯金債権」という。）について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第四百六十六条第二項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

2　前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

（将来債権の譲渡性）

第四百六十六条の六　債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

2　債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。

3　前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第四百六十六条第三項（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第一項）の規定を適用する。

第四百六十七条の見出し中「指名債権」を「債権」に改め、同条第一項中「指名債権の譲渡」を「債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）」に改める。

第四百六十八条及び第四百六十九条を次のように改める。

（債権の譲渡における債務者の抗弁）

第四百六十八条　債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

2　第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

（債権の譲渡における相殺権）

第四百六十九条　債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

2　債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

一　対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

二　前号に掲げるもののほか、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権

3　第四百六十六条第四項の場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

第四百七十条から第四百七十三条までを削る。

第四百七十四条第一項ただし書を削り、同条第二項中「利害関係を有しない」を「弁済をするについて正当な利益を有する者でない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。

第四百七十四条に次の二項を加える。

3　前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。

4　前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

第三編第一章第五節第一款第一目中第四百七十四条の前に次の一条を加える。

（弁済）

第四百七十三条　債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

第四百七十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（弁済として引き渡した物の取戻し）」を付する。

第四百七十六条を削る。

第四百七十七条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第四百七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済）

第四百七十七条　債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。

第四百七十八条の見出しを「（受領権者としての外観を有する者に対する弁済）」に改め、同条中「債権の準占有者」を「受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」に改める。

第四百七十九条の見出しを「（受領権者以外の者に対する弁済）」に改め、同条中「弁済を受領する権限を有しない者」を「受領権者以外の者」に改める。

第四百八十条を次のように改める。

第四百八十条　削除

第四百八十一条の見出しを「（差押えを受けた債権の第三債務者の弁済）」に改め、同条第一項中「支払の差止めを受けた」を「差押えを受けた債権の」に改める。

第四百八十二条中「債務者が、債権者の承諾を得て、その」を「弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の」に改め、「給付を」の下に「することにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付を」を加える。

第四百八十三条中「である」の下に「場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができない」を加える。

第四百八十四条の見出しを「（弁済の場所及び時間）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法令又は慣習により取引時間の定めがあると

きは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。

第四百八十六条中「した者は」を「する者は、弁済と引換えに」に、「受領した」を「受領する」に改める。

第四百八十八条の見出しを「（同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当）」に改め、同条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「とき」の下に「（次条第一項に規定する場合を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一　債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二　全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三　債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四　前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

第四百八十九条を次のように改める。

（元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当）

第四百八十九条　債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合（債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。）において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

2　前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。

第四百九十一条を削る。

第四百九十条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第四百九十一条とし、第四百八十九条の次に次の一条を加える。

（合意による弁済の充当）

第四百九十条　前二条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。

第四百九十二条中「の不履行」を「を履行しないこと」に改め、「一切の」を削る。

第四百九十四条を次のように改める。

（供託）

第四百九十四条　弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

一　弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。

二　債権者が弁済を受領することができないとき。

2　弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

第四百九十七条を次のように改める。

（供託に適しない物等）

第四百九十七条　弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

一　その物が供託に適しないとき。

二　その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。

三　その物の保存について過分の費用を要するとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

第四百九十八条の見出しを「（供託物の還付請求等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

弁済の目的物又は前条の代金が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

第四百九十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（弁済による代位の要件）」を付し、同条第一項中「、その弁済と同時に債権者の承諾を得て」及び「ことができる」を削り、同条第二項を削る。

第五百条を次のように改める。

第五百条　第四百六十七条の規定は、前条の場合（弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。）について準用する。

第五百一条中「、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において」を削り、後段及び各号を削り、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができる。

3　第一項の場合には、前項の規定によるほか、次に掲げるところによる。

一　第三取得者（債務者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者をいう。以下この項において同じ。）は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。

二　第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。

三　前号の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。

四　保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。

五　第三取得者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、第三取得者とみなして第一号及び第二号の規定を適用し、物上保証人から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして第一号、第三号及び前号の規定を適用する。

第五百二条第一項中「代位者は」の下に「、債権者の同意を得て」を、「行使する」の下に「ことができる」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。

3　前二項の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となっている財産の売却代金その他の当該権利の行使によって得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。

第五百四条中「第五百条の規定により代位をすることができる者」を「弁済をするについて正当な利益を有する者（以下この項において「代位権者」という。）」に、「その代位をすることができる者は、その」を「その代位権者は、代位をするに当たって担保の」に、「できなくなった」を「できなくなる」に改め、同条に後段として次のように加える。

その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となっている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。

第五百四条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。

第五百五条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。

第五百九条を次のように改める。

（不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止）

第五百九条　次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。

一　悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務

二　人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（前号に掲げるものを除く。）

第五百十一条の見出し中「支払の差止め」を「差押え」に改め、同条中「支払の差止めを受けた」を「差押えを受けた債権の」に、「その」を「差押え」に、「ができない」を「はできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。

第五百十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（相殺の充当）」を付し、同条を次のように改める。

第五百十二条　債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかったときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。

2　前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであって、当事者が別段の合意をしなかったときは、次に掲げるところによる。

一　債権者が数個の債務を負担するとき（次号に規定する場合を除く。）は、第四百八十八条第四項第二号から第四号までの規定を準用する。

二　債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第四百八十九条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「前条第四項第二号から第四号まで」と読み替えるものとする。

3　第一項の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、前項の規定を準用する。

第三編第一章第五節第二款中第五百十二条の次に次の一条を加える。

第五百十二条の二　債権者が債務者に対して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺については、前条の規定を準用する。債権者が債務者に対して負担する債務に、一個の債務の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。

第五百十三条第一項中「債務の要素を変更する」を「従前の債務に代えて、新たな債務であって次に掲げるものを発生させる」に、「その」を「従前の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　従前の給付の内容について重要な変更をするもの

二　従前の債務者が第三者と交替するもの

三　従前の債権者が第三者と交替するもの

第五百十三条第二項を削る。

第五百十四条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

　この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。

第五百十四条に次の一項を加える。

2　債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。

第五百十五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（債権者の交替による更改）」を付し、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

　債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によってすることができる。

第五百十六条及び第五百十七条を次のように改める。

第五百十六条及び第五百十七条　削除

第五百十八条中「更改の当事者」を「債権者（債権者の交替による更改にあっては、更改前の債権者）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方（債権者の交替による更改にあっては、債務者）に対してする意思表示によってしなければならない。

第三編第一章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節　債務の引受け

第一款　併存的債務引受

（併存的債務引受の要件及び効果）

第四百七十条　併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。

2　併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。

3　併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。

4　前項の規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う。

（併存的債務引受における引受人の抗弁等）

第四百七十一条　引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。

2　債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務を免れるべき限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第二款　免責的債務引受

（免責的債務引受の要件及び効果）

第四百七十二条　免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。

2　免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。

3　免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる。

（免責的債務引受における引受人の抗弁等）

第四百七十二条の二　引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力

が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。

2　債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

（免責的債務引受における引受人の求償権）

第四百七十二条の三　免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。

（免責的債務引受による担保の移転）

第四百七十二条の四　債権者は、第四百七十二条第一項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

2　前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によってしなければならない。

3　前二項の規定は、第四百七十二条第一項の規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。

4　前項の場合において、同項において準用する第一項の承諾は、書面でしなければ、その効力を生じない。

5　前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。

第三編第一章に次の一節を加える。

第七節　有価証券

第一款　指図証券

（指図証券の譲渡）

第五百二十条の二　指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。

（指図証券の裏書の方式）

第五百二十条の三　指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法（昭和七年法律第二十号）中裏書の方式に関する規定を準用する。

（指図証券の所持人の権利の推定）

第五百二十条の四　指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

（指図証券の善意取得）

第五百二十条の五　何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

（指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限）

第五百二十条の六　指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

（指図証券の質入れ）

第五百二十条の七　第五百二十条の二から前条までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。

（指図証券の弁済の場所）

第五百二十条の八　指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。

（指図証券の提示と履行遅滞）

第五百二十条の九　指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

（指図証券の債務者の調査の権利等）

第五百二十条の十　指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

（指図証券の喪失）

第五百二十条の十一　指図証券は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

（指図証券喪失の場合の権利行使方法）

第五百二十条の十二　金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

第二款　記名式所持人払証券

（記名式所持人払証券の譲渡）

第五百二十条の十三　記名式所持人払証券（債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ。）の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。

（記名式所持人払証券の所持人の権利の推定）

第五百二十条の十四　記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

（記名式所持人払証券の善意取得）

第五百二十条の十五　何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

（記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の制限）

第五百二十条の十六　記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

（記名式所持人払証券の質入れ）

第五百二十条の十七　第五百二十条の十三から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。

（指図証券の規定の準用）

第五百二十条の十八　第五百二十条の八から第五百二十条の十二までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。

第三款　その他の記名証券

第五百二十条の十九　債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

2　第五百二十条の十一及び第五百二十条の十二の規定は、前項の証券について準用する。

第四款　無記名証券

第五百二十条の二十　第二款（記名式所持人払証券）の規定は、無記名証券について準用する。

第五百二十五条を削る。

第五百二十四条中「隔地者に対して」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

第五百二十四条に次の二項を加える。

2　対話者に対してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。

3　対話者に対してした第一項の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。

第五百二十四条を第五百二十五条とし、第五百二十三条を第五百二十四条とし、第五百二十二条を削る。

第五百二十一条第一項中「契約の」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

第五百二十一条を第五百二十三条とし、第三編第二章第一節第一款中同条の前に次の二条を加える。

（契約の締結及び内容の自由）

第五百二十一条　何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。

2　契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

（契約の成立と方式）

第五百二十二条　契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2　契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

第五百二十六条及び第五百二十七条を次のように改める。

（申込者の死亡等）

第五百二十六条　申込者が申込みの通知を発した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を発するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。

（承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期）

第五百二十七条　申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。

第五百二十九条中「この款において」を削り、「その行為をした者」の下に「がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（指定した行為をする期間の定めのある懸賞広告）

第五百二十九条の二　懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めてした広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

2　前項の広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。

（指定した行為をする期間の定めのない懸賞広告）

第五百二十九条の三　懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がない間は、その指定した行為をする期間を定めないでした広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

第五百三十条を次のように改める。

（懸賞広告の撤回の方法）

第五百三十条　前の広告と同一の方法による広告の撤回は、これを知らない者に対しても、その効力を有する。

2　広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができる。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。

第五百三十三条中「その債務の履行」の下に「（債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。）」を加える。

第五百三十四条及び第五百三十五条を次のように改める。

第五百三十四条及び第五百三十五条　削除

第五百三十六条第一項中「前二条に規定する場合を除き、」を削り、「債務者」を「債権者」に、「を受ける権利を有しない」を「の履行を拒むことができる」に改め、同条第二項中「債務者」を「債権者」に、「を受ける権利を失わない」を「の履行を拒むことができない」に改め、「において」の下に「、債務者は」を加える。

第五百三十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。

第五百三十八条に次の一項を加える。

2　前条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。

第五百四十一条の見出しを「（催告による解除）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第五百四十二条及び第五百四十三条を次のように改める。

（催告によらない解除）

第五百四十二条　次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一　債務の全部の履行が不能であるとき。

二　債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2　次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一　債務の一部の履行が不能であるとき。

二　債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（債権者の責めに帰すべき事由による場合）

第五百四十三条　債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第五百四十五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。

第五百四十八条の見出し中「行為等」を「故意に

よる目的物の損傷等」に改め、同条第一項中「自己の行為」を「故意」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

第五百四十八条第二項を削る。

第三編第二章第一節中第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える。

第三款　契約上の地位の移転

第五百三十九条の二　契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

第三編第二章第一節に次の一款を加える。

第五款　定型約款

（定型約款の合意）

第五百四十八条の二　定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一　定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二　定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2　前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

（定型約款の内容の表示）

第五百四十八条の三　定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

2　定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

（定型約款の変更）

第五百四十八条の四　定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一　定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二　定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2　定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3　第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4　第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

第五百四十九条中「自己の」を「ある」に改める。

第五百五十条の見出し中「撤回」を「解除」に改め、同条中「撤回する」を「解除をする」に改める。

第五百五十一条の見出しを「（贈与者の引渡義務等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

第五百五十七条第一項中「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して」を「買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第五百五十七条第二項中「第五百四十五条第三項」を「第五百四十五条第四項」に改める。

第五百六十条から第五百六十二条までを次のように改める。

（権利移転の対抗要件に係る売主の義務）

第五百六十条　売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。

（他人の権利の売買における売主の義務）

第五百六十一条　他人の権利（権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。）を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

（買主の追完請求権）

第五百六十二条　引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2　前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

第五百六十三条の前の見出しを削り、同条から第五百六十七条までを次のように改める。

（買主の代金減額請求権）

第五百六十三条　前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3　第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

（買主の損害賠償請求及び解除権の行使）

第五百六十四条　前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

（移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任）

第五百六十五条　前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。

（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

第五百六十六条　売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（目的物の滅失等についての危険の移転）

第五百六十七条　売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。

2　売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

第五百六十八条の見出しを「（競売における担保責任等）」に改め、同条第一項中「強制競売」を「民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この条において単に「競売」という。）」に、「第五百六十一条から前条まで」を「第五百四十一条及び第五百四十二条の規定並びに第五百六十三条（第五百六十五条において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。

第五百七十条及び第五百七十一条を次のように改める。

（抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求）

第五百七十条　買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

第五百七十一条　削除

第五百七十二条中「第五百六十条から前条までの規定による」を「第五百六十二条第一項本文又は第五百六十五条に規定する場合における」に改める。

第五百七十六条の見出し中「失う」を「取得することができない等の」に改め、同条中「ために」を「ことその他の事由により、」に、「又は一部を」を「若しくは一部を取得することができず、又は」に、「限度」を「程度」に改める。

第五百七十七条中「不動産について」の下に「契約の内容に適合しない」を加える。

第五百七十九条中「支払った代金」の下に「（別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。）」を加える。

第五百八十一条第一項中「対しても、その効力を生ずる」を「対抗することができる」に改め、同条第二項中「登記をした」を「前項の登記がされた後に第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた」に改める。

第五百八十七条の次に次の一条を加える。

（書面でする消費貸借等）

第五百八十七条の二　前条の規定にかかわらず、書面でする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。

2　書面でする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

3　書面でする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

4　消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

第五百八十八条中「消費貸借によらないで」を削る。

第五百八十九条及び第五百九十条を次のように改める。

（利息）

第五百八十九条　貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。

2　前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

（貸主の引渡義務等）

第五百九十条　第五百五十一条の規定は、前条第一項の特約のない消費貸借について準用する。

2　前条第一項の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。

第五百九十一条第二項中「借主は」の下に「、返還の時期の定めの有無にかかわらず」を加え、同条に次の一項を加える。

3　当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

第五百九十三条中「一方が」の下に「ある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について」を加え、「した後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取る」を「して契約が終了したときに返還をすることを約する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除）

第五百九十三条の二　貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。

第五百九十六条の見出しを「（貸主の引渡義務等）」に改める。

第五百九十七条から第五百九十九条までを次のように改める。

（期間満了等による使用貸借の終了）

第五百九十七条　当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。

2　当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。

3　使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

（使用貸借の解除）

第五百九十八条　貸主は、前条第二項に規定する場合において、同項の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、契約の解除をすることができる。

2　当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。

3　借主は、いつでも契約の解除をすることができる。

（借主による収去等）

第五百九十九条　借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。

2　借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。

3　借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第六百条に次の一項を加える。

2　前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第六百一条中「支払うこと」の下に「及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還すること」を加える。

第六百二条中「処分につき行為能力の制限を受けた者又は」を削り、同条に後段として次のように加える。

契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

第六百四条中「二十年」を「五十年」に改める。

第六百五条中「その後」を削り、「に対しても、その効力を生ずる」を「その他の第三者に対抗することができる」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（不動産の賃貸人たる地位の移転）

第六百五条の二　前条、借地借家法（平成三年法律第九十号）第十条又は第三十一条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。

2　前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。

3　第一項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。

4　第一項又は第二項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第六百八条の規定による費用の償還に係る債務及び第六百二十二条の二第一項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。

（合意による不動産の賃貸人たる地位の移転）

第六百五条の三　不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

（不動産の賃借人による妨害の停止の請求等）

第六百五条の四　不動産の賃借人は、第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

一　その不動産の占有を第三者が妨害しているとき　その第三者に対する妨害の停止の請求

二　その不動産を第三者が占有しているとき　その第三者に対する返還の請求

第六百六条の見出しを「（賃貸借による修繕等）」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

第六百七条の次に次の一条を加える。

（賃借人による修繕）

第六百七条の二　賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一　賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二　急迫の事情があるとき。

第六百九条中「収益を目的」を「耕作又は牧畜を目的」に改め、ただし書を削る。

第六百十一条の見出しを「（賃借物の一部滅失等による賃料の減額等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。

第六百十一条第二項中「前項の」を「賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった」に改める。

第六百十三条第一項中「に対して直接に」を「と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する」に改め、同条に次の一項を加える。

3　賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。

第六百十六条の見出しを「（賃借人による使用及び収益）」に改め、同条中「、第五百九十七条第一項及び第五百九十八条」を削る。

第三編第二章第七節第三款中第六百十七条の前に次の一条を加える。

（賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了）

第六百十六条の二　賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。

第六百十九条第二項ただし書中「ただし、」の下に「第六百二十二条の二第一項に規定する」を加える。

第六百二十条中「おいて、当事者の一方に過失

があったときは、その者に対する」を「おいては、」に改める。

第六百二十一条及び第六百二十二条を次のように改める。

（賃借人の原状回復義務）

第六百二十一条　賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（使用貸借の規定の準用）

第六百二十二条　第五百九十七条第一項、第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百条の規定は、賃貸借について準用する。

第三編第二章第七節に次の一款を加える。

第四款　敷金

第六百二十二条の二　賃貸人は、敷金（いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。）を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

一　賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

二　賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

2　賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第六百二十四条の次に次の一条を加える。

（履行の割合に応じた報酬）

第六百二十四条の二　労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一　使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき。

二　雇用が履行の中途で終了したとき。

第六百二十六条第一項中「雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべき」を「その終期が不確定である」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「ときは、三箇月前に」を「者は、それが使用者であるときは三箇月前、労働者であるときは二週間前に、」に改める。

第六百二十七条第二項中「には、」の下に「使用者からの」を加える。

第六百三十四条の前の見出しを削り、同条から第六百三十六条までを次のように改める。

（注文者が受ける利益の割合に応じた報酬）

第六百三十四条　次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一　注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

二　請負が仕事の完成前に解除されたとき。

第六百三十五条　削除

（請負人の担保責任の制限）

第六百三十六条　請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

第六百三十七条の前の見出しを削り、同条から第六百四十条までを次のように改める。

（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

第六百三十七条　前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2　前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時）において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

第六百三十八条から第六百四十条まで　削除

第六百四十二条第一項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。

第六百四十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。

第六百四十四条の次に次の一条を加える。

（復受任者の選任等）

第六百四十四条の二　受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

2　代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う。

第六百四十八条第三項を次のように改める。

3　受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一　委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。

二　委任が履行の中途で終了したとき。

第六百四十八条の次に次の一条を加える。

（成果等に対する報酬）

第六百四十八条の二　委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2　第六百三十四条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

第六百五十一条第二項を次のように改める。

2　前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

一　相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

二　委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

第六百五十七条中「相手方のために保管をすることを約してある物を受け取る」を「ある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（寄託物受取り前の寄託者による寄託の解除等）

第六百五十七条の二　寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、受寄者は、その契約の解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

2　無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。

3　受寄者（無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面による寄託の受寄者に限る。）は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。

第六百五十八条第一項中「使用し、又は第三者にこれを保管させる」を「使用する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。

第六百五十八条に次の一項を加える。

3　再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。

第六百五十九条の見出しを「（無報酬の受寄者の注意義務）」に改め、同条中「で寄託を受けた者」を「の受寄者」に改める。

第六百六十条の見出しを「（受寄者の通知義務等）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

第六百六十条に次の二項を加える。

2　第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）があったときであって、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。

3　受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

第六百六十二条の見出しを「（寄託者による返還請求等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

第六百六十四条の次に次の一条を加える。

（損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限）

第六百六十四条の二　寄託物の一部滅失又は損傷によって生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。

2　前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第六百六十五条中「第六百五十条まで（同条第三項を除く。）」を「第六百四十八条まで、第六百四十九条並びに第六百五十条第一項及び第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（混合寄託）

第六百六十五条の二　複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。

2　前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。

3　前項に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

第六百六十六条を次のように改める。

（消費寄託）

第六百六十六条　受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。

2　第五百九十条及び第五百九十二条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

3　第五百九十一条第二項及び第三項の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。

第六百六十七条の次に次の二条を加える。

（他の組合員の債務不履行）

第六百六十七条の二　第五百三十三条及び第五百三十六条の規定は、組合契約については、適用しない。

2　組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができない。

（組合員の一人についての意思表示の無効等）

第六百六十七条の三　組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。

第六百七十条の見出し中「業務の」の下に「決定及び」を加え、同条第一項中「の執行」を削り、「で決する」を「をもって決定し、各組合員がこれを執行する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。

第六百七十条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の委任を受けた者（以下「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。

4　前項の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げない。

第六百七十条の次に次の一条を加える。

（組合の代理）

第六百七十条の二　各組合員は、組合の業務を執行する場合において、組合員の過半数の同意を得たときは、他の組合員を代理することができる。

2　前項の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理することができる。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。

3　前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

第六百七十一条中「業務を」の下に「決定し、又は」を加える。

第六百七十二条第一項中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改め、「業務の」の下に「決定及び」を加える。

第六百七十三条中「を執行する」を「の決定及び執行をする」に改める。

第六百七十五条の見出しを「（組合の債権者の権利の行使）」に改め、同条中「その債権の発生の時に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合で」を「組合財産について」に改め、同条に次の一項を加える。

2　組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の時に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。

第六百七十六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。

第六百七十七条を次のように改める。

（組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止）

第六百七十七条　組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。

第六百七十七条の次に次の一条を加える。

（組合員の加入）

第六百七十七条の二　組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。

2　前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

第六百八十条の次に次の一条を加える。

（脱退した組合員の責任等）

第六百八十条の二　脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。

2　脱退した組合員は、前項に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有する。

第六百八十二条中「その目的である事業の成功又はその成功の不能」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合の目的である事業の成功又はその成功の不能

二　組合契約で定めた存続期間の満了

三　組合契約で定めた解散の事由の発生

四　総組合員の同意

第六百八十五条第二項中「総組合員」を「組合員」に改める。

第六百八十六条を次のように改める。

（清算人の業務の決定及び執行の方法）

第六百八十六条　第六百七十条第三項から第五項まで並びに第六百七十条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。

第六百八十七条中「組合契約で」を「組合契約の定めるところにより」に改める。

第七百二十二条の見出し中「方法」の下に「、中間利息の控除」を加え、同条第一項中「第四百十七条」の下に「及び第四百十七条の二」を加える。

第七百二十四条を次のように改める。

（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第七百二十四条　不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。

二　不法行為の時から二十年間行使しないとき。

第三編第五章中第七百二十四条の次に次の一条を加える。

（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第七百二十四条の二　人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

第千十二条第二項中「第六百四十四条」の下に「、第六百四十五条」を加える。

第千十六条第二項を削る。

第千十八条第二項中「第三項」の下に「並びに第六百四十八条の二」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十七条の規定　公布の日

二　附則第三十三条第三項の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三　附則第二十一条第二項及び第三項の規定　公布の日から起算して二年九月を超えない範囲内において政令で定める日

（意思能力に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）第三条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた意思表示については、適用しない。

（行為能力に関する経過措置）

第三条　施行日前に制限行為能力者（新法第十三条第一項第十号に規定する制限行為能力者をいう。以下この条において同じ。）が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、同項及び新法第百二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（無記名債権に関する経過措置）

第四条　施行日前に生じたこの法律による改正前の民法（以下「旧法」という。）第八十六条第三項に規定する無記名債権（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）については、なお従前の例による。

（公序良俗に関する経過措置）

第五条　施行日前にされた法律行為については、新法第九十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（意思表示に関する経過措置）

第六条　施行日前にされた意思表示については、新法第九十三条、第九十五条、第九十六条第二項及び第三項並びに第九十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に通知が発せられた意思表示については、新法第九十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（代理に関する経過措置）

第七条　施行日前に代理権の発生原因が生じた場合（代理権授与の表示がされた場合を含む。）におけるその代理については、附則第三条に規定するもののほか、なお従前の例による。

2　施行日前に無権代理人が代理人として行為をした場合におけるその無権代理人の責任については、新法第百十七条（新法第百十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（無効及び取消しに関する経過措置）

第八条　施行日前に無効な行為に基づく債務の履行として給付がされた場合におけるその給付を受けた者の原状回復の義務については、新法第百二十一条の二（新法第八百七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に取り消すことができる行為がされた場合におけるその行為の追認（法定追認を含む。）については、新法第百二十二条、第百二十四条及び第百二十五条（これらの規定を新法第八百七十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（条件に関する経過措置）

第九条　新法第百三十条第二項の規定は、施行日前にされた法律行為については、適用しない。

（時効に関する経過措置）

第十条　施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に旧法第百四十七条に規定する時効の中断の事由又は旧法第百五十八条から第百六十一条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3　新法第百五十一条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（新法第百五十一条第四項に規定する電磁的記録をいう。附則第三十三条第二項において同じ。）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

4　施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

（債権を目的とする質権の対抗要件に関する経過措置）

第十一条　施行日前に設定契約が締結された債権を目的とする質権の対抗要件については、新法第三百六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（指図債権に関する経過措置）

第十二条　施行日前に生じた旧法第三百六十五条に規定する指図債権（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）については、なお従前の例による。

（根抵当権に関する経過措置）

第十三条　施行日前に設定契約が締結された根抵当権の被担保債権の範囲については、新法第三百九十八条の二第三項及び第三百九十八条の三第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新法第三百九十八条の七第三項の規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

3　施行日前に締結された更改の契約に係る根抵当権の移転については、新法第三百九十八条の七第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（債権の目的に関する経過措置）

第十四条　施行日前に債権が生じた場合におけるその債務者の注意義務については、新法第四百条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十五条　施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第四百四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新法第四百四条第四項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）」とあるのは「民法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行後最初の期」と、「直近変動期における法定利率」とあるのは「年三パーセント」とする。

第十六条　施行日前に債権が生じた場合における選択債権の不能による特定については、新法第四百十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（債務不履行の責任等に関する経過措置）

第十七条　施行日前に債務が生じた場合（施行日以後に債務が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。附則第二十五条第一項において同じ。）におけるその債務不履行の責任等については、新法第四百十二条第二項、第四百十二条の二から第四百十三条の二まで、第四百十五条、第四百十六条第二項、第四百十八条及び第四百二十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　新法第四百十七条の二（新法第七百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に生じた将来において取得すべき利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権については、適用しない。

3　施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第四百十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前にされた旧法第四百二十条第一項に規定する損害賠償の額の予定に係る合意及び旧法第四百二十一条に規定する金銭でないものを損害の賠償に充てるべき旨の予定に係る合意については、なお従前の例による。

（債権者代位権に関する経過措置）

第十八条　施行日前に旧法第四百二十三条第一項に規定する債務者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る債権者代位権については、なお従前の例による。

2　新法第四百二十三条の七の規定は、施行日前に生じた同条に規定する譲渡人が第三者に対して有する権利については、適用しない。

（詐害行為取消権に関する経過措置）

第十九条　施行日前に旧法第四百二十四条第一項に規定する債務者が債権者を害することを知ってした法律行為がされた場合におけるその行為に係る詐害行為取消権については、なお従前の例による。

（不可分債権、不可分債務、連帯債権及び連帯債務に関する経過措置）

第二十条　施行日前に生じた旧法第四百二十八条に規定する不可分債権（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）については、なお従前の例による。

2　施行日前に生じた旧法第四百三十条に規定する不可分債務及び旧法第四百三十二条に規定する連帯債務（これらの原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）については、なお従前の例による。

3　新法第四百三十二条から第四百三十五条の二までの規定は、施行日前に生じた新法第四百三十二条に規定する債権（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）については、適用しない。

（保証債務に関する経過措置）

第二十一条　施行日前に締結された保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

2　保証人になろうとする者は、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第一項（新法第

四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。）の公正証書の作成を嘱託することができる。

3　公証人は、前項の規定による公正証書の作成の嘱託があった場合には、施行日前においても、新法第四百六十五条の六第二項及び第四百六十五条の七（これらの規定を新法第四百六十五条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定の例により、その作成をすることができる。

（債権の譲渡に関する経過措置）

第二十二条　施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、新法第四百六十六条から第四百六十九条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（債務の引受けに関する経過措置）

第二十三条　新法第四百七十条から第四百七十二条の四までの規定は、施行日前に締結された債務の引受けに関する契約については、適用しない。

（記名式所持人払債権に関する経過措置）

第二十四条　施行日前に生じた旧法第四百七十一条に規定する記名式所持人払債権（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）については、なお従前の例による。

（弁済に関する経過措置）

第二十五条　施行日前に債務が生じた場合におけるその債務の弁済については、次項に規定するもののほか、なお従前の例による。

2　施行日前に弁済がされた場合におけるその弁済の充当については、新法第四百八十八条から第四百九十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（相殺に関する経過措置）

第二十六条　施行日前にされた旧法第五百五条第二項に規定する意思表示については、なお従前の例による。

2　施行日前に債権が生じた場合におけるその債権を受働債権とする相殺については、新法第五百九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を自働債権とする相殺（差押えを受けた債権を受働債権とするものに限る。）については、新法第五百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に相殺の意思表示がされた場合におけるその相殺の充当については、新法第五百十二条及び第五百十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（更改に関する経過措置）

第二十七条　施行日前に旧法第五百十三条に規定する更改の契約が締結された更改については、なお従前の例による。

（有価証券に関する経過措置）

第二十八条　新法第五百二十条の二から第五百二十条の二十までの規定は、施行日前に発行された証券については、適用しない。

（契約の成立に関する経過措置）

第二十九条　施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込み及びこれに対する承諾については、なお従前の例による。

2　施行日前に通知が発せられた契約の申込みについては、新法第五百二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前にされた懸賞広告については、新法第五百二十九条から第五百三十条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（契約の効力に関する経過措置）

第三十条　施行日前に締結された契約に係る同時履行の抗弁及び危険負担については、なお従前の例による。

2　新法第五百三十七条第二項及び第五百三十八条第二項の規定は、施行日前に締結された第三者のためにする契約については、適用しない。

（契約上の地位の移転に関する経過措置）

第三十一条　新法第五百三十九条の二の規定は、施行日前にされた契約上の地位を譲渡する旨の合意については、適用しない。

（契約の解除に関する経過措置）

第三十二条　施行日前に契約が締結された場合におけるその契約の解除については、新法第五百四十一条から第五百四十三条まで、第五百四十五条第三項及び第五百四十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（定型約款に関する経過措置）

第三十三条　新法第五百四十八条の二から第五百四十八条の四までの規定は、施行日前に締結された定型取引（新法第五百四十八条の二第一項に規定する定型取引をいう。）に係る契約についても、適用する。ただし、旧法の規定によって生じた効力を妨げない。

2　前項の規定は、同項に規定する契約の当事者の一方（契約又は法律の規定により解除権を現に行使することができる者を除く。）により反対の意思の表示が書面でされた場合（その内容を記録した電磁的記録によってされた場合を含む。）には、適用しない。

3　前項に規定する反対の意思の表示は、施行日前にしなければならない。

（贈与等に関する経過措置）

第三十四条　施行日前に贈与、売買、消費貸借（旧法第五百八十九条に規定する消費貸借の予約を含む。）、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託又は組合の各契約が締結された場合におけるこれらの契約及びこれらの契約に付随する買戻しその他の特約については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、新法第六百四条第二項の規定は、施行日前に賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその契約の更新に係る合意がされるときにも適用する。

3　第一項の規定にかかわらず、新法第六百五条の四の規定は、施行日前に不動産の賃貸借契約が締結された場合において施行日以後にその不動産の占有を第三者が妨害し、又はその不動産を第三者が占有しているときにも適用する。

（不法行為等に関する経過措置）

第三十五条　旧法第七百二十四条後段（旧法第九百三十四条第三項、第九百四十七条第三項、第九百五十条第二項及び第九百五十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する旧法第七百二十四条第三項（旧法第九百三十六条第三項、第九百四十七条第三項、第九百五十条第二項及び第九百五十七条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2　新法第七百二十四条の二の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

（遺言執行者の復任権及び報酬に関する経過措置）

第三十六条　施行日前に遺言執行者となった者の旧法第千十六条第二項において準用する旧法第百五条に規定する責任については、なお従前の例による。

2　施行日前に遺言執行者となった者の報酬については、新法第千十八条第二項において準用する新法第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

法務委員長　秋野　公造

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第百八十九回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よってこれを送付する。

平成二十九年四月十四日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

（小字及び――は衆議院修正）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章　法務省関係（第一条―第五十九条）
第二章　内閣官房関係（第六十条・第六十一条）
第三章　内閣府関係
第一節　本府関係（第六十二条―第六十五条）
第二節　国家公安委員会関係（第六十六条―第六十九条）
第三節　金融庁関係（第七十条―第九十三条）
第四節　消費者庁関係（第九十四条―第百三条の三）
第四章　復興庁関係（第百四条・第百五条）
第五章　総務省関係（第百六条―第百十八条）
第六章　財務省関係（第百十九条―第百四十二条）
第七章　文部科学省関係（第百四十三条―第百五十九条）
第八章　厚生労働省関係（第百六十条―第二百三十八条）
第九章　農林水産省関係（第二百三十九条―第二百六十七条の三）
第十章　経済産業省関係（第二百六十八条―第三百二条）
第十一章　国土交通省関係（第三百三条―第三百四十九条）
第十二章　環境省関係（第三百五十条―第三百五十八条）
第十三章　防衛省関係（第三百五十九条・第三百六十条）
第十四章　罰則に関する経過措置及び政令への委任（第三百六十一条・第三百六十二条）
附則

第一章　法務省関係

（民法施行法の一部改正）

第一条　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五十七条を次のように改める。

第五十七条　削除

（民法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に作成された前条の規定による改正前の民法施行法第四条に規定する証書の証拠力については、なお従前の例による。

2　施行日前に発行された指図証券、無記名証券及び民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号。以下「民法改正法」という。）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。）第四百七十二条に規定する証券に係る権利の失権については、なお従前の例による。

（商法の一部改正）

第三条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五百九十二条」を「第五百九十二条ノ二」に改める。

第十八条の二第一項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「二十年」を「十年」に改める。

第五百七条を次のように改める。

第五百七条　削除

第五百八条第二項中「第五百二十三条」を「第五百二十四条」に改める。

第五百十三条第一項中「（次条の法定利率による利息をいう。以下同じ。）」を削る。

第五百十四条を次のように改める。

第五百十四条　削除

第五百十六条第二項を削る。

第五百十七条から第五百二十条までを次のように改める。

第五百十七条から第五百二十条まで　削除

第五百二十二条及び第五百二十三条を次のように改める。

第五百二十二条及び第五百二十三条　削除

第五百二十六条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなければ、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、買主が六箇月以内にその不適合を発見したときも、同様とする。

第五百二十六条第三項中「売主がその瑕疵又は数量の不足につき」を「売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が」に改める。

第五百六十七条中「債権ハ」の下に「之ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

第五百七十六条を次のように改める。

第五百七十六条　運送品ノ全部又ハ一部ガ其性質又ハ瑕疵ニ因リテ滅失シタルトキハ荷送人ハ運送賃ノ支払ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二編第八章第三節中第五百九十二条の次に次の一条を加える。

第五百九十二条ノ二　第五百六十七条ノ規定ハ旅客ノ運送人ニ之ヲ準用ス

第六百十三条第二項中「手形法」の下に「（昭和七年法律第二十号）」を加える。

第七百六十五条中「債権ハ」の下に「之ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

第七百九十八条第二項中「ヨリ」の下に「、船舶ノ衝突ニ付テハ損害及ビ加害者ヲ知リタル時ヨリ」を加える。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日前に商人の他の商人に対する営業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその営業譲渡については、前条の規定による改正

後の商法（以下この条において「新商法」という。）第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前にされた前条の規定による改正前の商法（以下この条において「旧商法」という。）第五百七条に規定する契約の申込みについては、なお従前の例による。

3　施行日前に旧商法第五百十四条に規定する商事法定利率による利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権（商行為によって生じたものに限る。）に係る法定利率については、なお従前の例による。施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権（商行為によって生じたものに限る。）に係る法定利率についても、同様とする。

4　施行日前に生じた指図債権及び無記名債権（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む。）に係る弁済の場所及びその証券の提示については、なお従前の例による。

5　施行日前に発行された旧商法第五百十八条に規定する有価証券に係るその喪失の場合の権利行使方法並びにその譲渡方法及び善意取得については、なお従前の例による。

6　施行日前にされた商行為によって生じた債務に係る取引時間については、なお従前の例による。

7　施行日前にされた商行為によって生じた債権に係る消滅時効の期間については、なお従前の例による。

8　施行日前に締結された売買契約に係る買主による目的物の検査及び通知については、新商法第五百二十六条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　施行日前に締結された運送契約に係る運送賃については、新商法第五百七十六条（新商法第七百六十六条（新商法第七百八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10　新商法第五百九十二条ノ二の規定は、施行日前に締結された運送契約に係る旅客の運送人の債権については、適用しない。

11　施行日前に船舶の衝突による債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、新商法第七百九十八条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（工場抵当法の一部改正）

第五条　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「民法第四百二十四条ノ規定ニ依リ債権者ガ債務者ノ行為ヲ取消ス」を「債務者ノ行為ニ付キ民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項ニ規定スル詐害行為取消請求ヲスル」に改める。

（漁業財団抵当法の一部改正）

第六条　漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「民法第四百二十四条ノ規定ニ依リ債権者ガ債務者ノ行為ヲ取消ス」を「債務者ノ行為ニ付キ民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項ニ規定スル詐害行為取消請求ヲスル」に改める。

第三条ノ二第二項中「前条第四項」を「第二条第四項」に改める。

（抵当証券法の一部改正）

第七条　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「ニシテ其ノ弁済期ガ抵当権者ノ債権ノ弁済期以前ニ到来スルモノ」を削る。

第四十条中「民法第四百七十条、第四百七十二条、商法第五百十六条第二項、第五百十七条、第五百十八条」を削り、「、第六十九条及民法施行法第五十七条」を「及第六十九条」に改める。

（抵当証券法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を理由とする抵当証券の交付又は再交付に関する異議については、前条の規定による改正後の抵当証券法（以下この条において「新抵当証券法」という。）第七条第一項第四号（新抵当証券法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に発行された抵当証券については、新抵当証券法第四十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（手形法の一部改正）

第九条　手形法（昭和七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「指名債権」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第二十条第一項ただし書中「指名債権」を「民法第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第四十八条第一項第二号中「年六分ノ率」を「法定利率（国内ニ於テ振出シ且支払フベキ為替手形以外ノ為替手形ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ）」に改める。

第四十九条第二号中「年六分ノ率」を「法定利率」に改める。

第七十一条中「中断ハ」を「完成猶予又ハ更新ハ」に改め、「中断ノ」を削る。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条　裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル為替手形上及約束手形上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル）迄ノ間ハ完成セズ

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

（手形法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に満期が到来した為替手形又は約束手形の所持人の遡求権については、前条の規定による改正後の手形法（以下この条において「新手形法」という。）第四十八条第一項（新手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に支払をした為替手形又は約束手形を受け戻した者のその前者に対する請求権については、新手形法第四十九条（新手形法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十六条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（小切手法の一部改正）

第十一条　小切手法（昭和八年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「指名債権」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第二十四条第一項中「指名債権」を「民法第三編第一章第四節ノ規定ニ依ル債権」に改める。

第三十三条中「又ハ行為能力ヲ失フモ」を「意思能力ヲ喪失シ又ハ行為能力ノ制限ヲ受クルモ」に改める。

第四十四条第二号中「年六分ノ率」を「法定利率（国内ニ於テ振出シ且支払フベキ小切手以外ノ小切手ニ在リテハ年六分ノ率次条第二号ニ於テ同ジ）」に改める。

第四十五条第二号中「年六分ノ率」を「法定利率」に改める。

第五十二条中「中断ハ」を「完成猶予又ハ更新ハ」に改め、「中断ノ」を削る。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル小切手上ノ請求権ノ消滅時効ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル場合ニ於テ前者ニ対シ訴訟告知ヲ為シタルトキハ訴訟ガ終了スル（確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定セズシテ訴訟ガ終了シタル場合ニ在リテハ其ノ終了ノ時ヨリ六月ガ経過スル）迄ノ間ハ完成セズ

前項ノ場合ニ於テ確定判決又ハ確定判決ト同一ノ効力ヲ有スルモノニ依リテ其ノ訴ニ係ル権利ガ確定シタルトキハ時効ハ訴訟ノ終了ノ時ヨリ更ニ其ノ進行ヲ始ム

（小切手法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　施行日前に振り出された小切手の効力については、前条の規定による改正後の小切手法（以下この条において「新小切手法」という。）第三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に小切手を提示したその所持人の遡求権については、新小切手法第四十四条（新小切手法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に支払をした小切手を受け戻した者のその前者に対する請求権については、新小切手法第四十五条（新小切手法第五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　施行日前に前条の規定による改正前の小切手法第五十二条又は第七十三条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（刑事補償法の一部改正）

第十三条　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「すでに」を「既に」に、「年五分の割合」を「徴収の日の翌日の法定利率」に改め、同条第六項中「すでに」を「既に」に、「、又」を「、また」に、「年五分の割合」を「徴収の日の翌日の法定利率」に改める。

（刑事補償法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　施行日前にされた罰金、科料又は追徴の執行による補償については、前条の規定による改正後の刑事補償法第四条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車抵当法の一部改正）

第十五条　自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

（航空機抵当法の一部改正）

第十六条　航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「附加して」を「付加して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

（航空機抵当法の一部改正）

第十七条　航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「附加して」を「付加して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

（建設機械抵当法の一部改正）

第十七条　建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「附加して」を「付加して」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定により他の債権者が債務者の行為を取り消す」を「債務者の行為について民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改める。

（企業担保法の一部改正）

第十八条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出しを「（債権の譲渡の通知）」に改め、同条第一項中「指名債権」を「債権（民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。）」に改め、同条第二項中「指名債権」を「その債権」に改める。

（企業担保法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　施行日前に売却された指名債権の譲渡の通知については、前条の規定による改正後の企業担保法第四十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（執行官法の一部改正）

第二十条　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第二十一条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改める。

第二十二条第一項中「年六パーセントの割合」を「指定日の翌日における法定利率」に改める。

第三十条第一項中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率」に、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。

第五十四条を次のように改める。

（時効の完成猶予）

第五十四条　責任制限手続への参加がある場合には、責任制限手続終結の決定によらないで責任制限手続への参加が終了した場合にあつては、その終了の時から六月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　施行日前に発生した事故に係る責任制限事件における供託命令及び受託者が供託しなかった場合の義務については、前条の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下この項において「新責任制限法」という。）第十九条第一項（新責任制限法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項（新責任制限法第三十条第二項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条第一項（新責任制限法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十四条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（民事執行法の一部改正）

第二十三条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四号の二中「若しくは家事事件」を「、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件」に改める。

第八十八条第二項中「までの」の下に「配当等の日における」を加える。

第百七十一条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。

一　作為を目的とする債務についての強制執行　債務者の費用で第三者に当該作為をさせること。

二　不作為を目的とする債務についての強制執行　債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。

第百七十一条第三項、第四項及び第六項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　施行日前に配当等（前条の規定による改正前の民事執行法第八十四条第三項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。）の日がある場合におけるその配当等の額については、前条の規定による改正後の民事執行法（以下この条において「新民事執行法」という。）第八十八条第二項（新民事執行法第百十一条（新民事執行法第百八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十九条第四項及び第百四十二条第二項（これらの規定を新民事執行法第百九十二条において準用する場合を含む。）、第百六十一条第六項及び第百六十六条第二項（これらの規定を新民事執行法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十七条の十一第七項並びに第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（借地借家法の一部改正）

第二十五条　借地借家法（平成三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（借地権の対抗力）」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十九条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第三十一条の見出しを「（建物賃貸借の対抗力）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

（借地借家法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　施行日前に前条の規定による改正前の借地借家法（次項において「旧借地借家法」という。）第十条第一項又は第二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧借地借家法第三十一条第一項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正）

第二十七条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出し中「中断等」を「完成猶予等」に改め、同条中「主張して、」を「主張する者が」に、「その参加は、」を「時効の完成猶予に関しては、当該」に、「さかのぼって時効の中断又は法律上の期間の遵守の効力を生ずる」を「、裁判上の請求があったものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合には、その参加は、訴訟の係属の初めに遡って法律上の期間の遵守の効力を生ずる。

第百四十七条を次のように改める。

（裁判上の請求による時効の完成猶予等）

第百四十七条　訴えが提起されたとき、又は第百四十三条第二項（第百四十四条第三項及び第百四十五条第四項において準用する場合を含む。）の書面が裁判所に提出されたときは、その時に時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求があったものとする。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日前に前条の規定による改正前の民事訴訟法（以下この条において「旧民事訴訟法」という。）第四十九条（旧民事訴訟法第五十条第三項（旧民事訴訟法第五十一条において準用する場合を含む。）及び第五十一条において準用する場合を含む。）又は第百四十七条（旧民事訴訟法第二百九十七条（旧民事訴訟法第三百二十七条第二項（旧民事訴訟法第三百四十一条及び第三百八十条第二項において準用する場合を含む。）及び第三百四十一条において準用する場合を含む。）及び第三百四十一条及び第三百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十九条　動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「指名債権であって」を削り、「とするもの」の下に「であって、民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるもの」を加え、「民法」を「同法」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　債権譲渡登記がされた場合においては、民法第四百六十六条の六第三項、第四百六十八条第一項並びに第四百六十九条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する場合に限り適用する。この場合において、同法第四百六十六条の六第三項中「譲渡人が次条」とあるのは「譲渡人若しくは譲受人が動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第四条第二項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

4　第一項及び第二項の規定は当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記の抹消登記について、民法第四百六十六条第一項並びに第四百六十九条第一項及び第二項の規定はこの項において準用する第二項に規定する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百六十八条第一項中「対抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四条第四項において準用する同条第二項に規定する通知又は承諾がされた時（以下「対抗要件具備時」という。）」と、同項並びに同法第四百六十九条第一項及び第二項中「譲渡人」とあるのは「譲受人」と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と読み替えるものとする。

第十四条第一項中「第四条及び」を「第四条（第三項を除く。）及び」に、「、法人」を「法人」に、「、当該質権」を「当該質権」に改め、「について」の下に「、民法第四百六十八条第一項の規定はこの項において準用する第四条第二項に規定する場合について、それぞれ」を加え、「から同条第三項まで」を「及び同条第二項」に、「民法第四百六十七条」を「同法第四百六十七条」に、「民法第三百六十四条」を「同法第三百六十四条」に、「から同条第四項まで」を「及び同条第四項」に改め、「第十二条第三項」の下に「並びに民法第四百六十八条第一項」を加え、「第四条第二項から第四項まで」を「第四条第二項及び第四項」に改

め、「第十条第一項並びに第十一条第二項第一号」の下に「並びに民法第四百六十八条第一項」を、「質権者」と」の下に「、第四条第四項中「民法第四百六十八条第一項及び第二項」とあるのは「民法第四百六十八条第一項」と」を加え、「「同法第四百六十七条」を「民法第四百六十七条」に、「同法第三百六十四条」を「民法第三百六十四条」に改め、「設定に」と」の下に「、民法第四百六十八条第一項中「対抗要件具備時」とあるのは「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十四条第一項において準用する同法第四条第二項に規定する通知又は承諾がされた時」と」を加え、同条第二項中「規定は、」を「規定は」に、「設定し、」を「設定し」に、「ついて準用する」を「ついて、それぞれ準用する」に改める。

（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四条第一項、第三項及び第四項並びに第十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法の一部改正）

第三十一条　特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法（平成十一年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「特定破産法人がした行為が破産債権者を害する」に改める。

第五条の見出しを「（否認権行使の期間の特例）」に改める。

（特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　施行日前にされた破産手続開始の申立て又は施行日前に職権でされた破産手続開始の決定に係る破産事件における否認及び施行日前に特定破産法人（前条の規定による改正前の特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法第二条第二項に規定する特定破産法人をいう。）によりされた行為の破産事件における否認については、なお従前の例による。

（民事再生法の一部改正）

第三十三条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号、第十六条第四項第一号及び第三十二条中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十四条の四第一項」に改める。

第四十条の二第一項中「第四百二十三条若しくは第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項」に改め、同条第二項中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に改める。

第八十七条第一項第一号中「法定利息」を「再生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「再生手続開始の時における」を加える。

第百二十七条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第百二十七条の二第一項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加え、「この条並びに第百三十二条の二第二項及び第三項において」を削る。

第百二十七条の三第一項第二号ただし書及び第百三十二条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第百三十四条第一項中「次に掲げる場合には」を「次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は、」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

第百三十四条第一項第一号及び第二号ただし書中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「再生債務者がした行為が再生債権者を害する」に改め、同項第三号中「場合において、それぞれその前者に対して否認の原因が」を「者で」に改める。

第百三十四条の三を第百三十四条の五とし、第百三十四条の二を第百三十四条の四とし、第百三十四条の次に次の二条を加える。

（再生債務者の受けた反対給付に関する転得者の権利等）

第百三十四条の二　再生債務者がした第百二十七条第一項若しくは第三項又は第百二十七条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第百三十二条の二第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、再生債務者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、共益債権者として再生債務者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2　前項の規定にかかわらず、第百三十二条の二第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、再生債務者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が再生債務者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百二十七条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、再生債務者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5　否認権限を有する監督委員又は管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第百三十二条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額（第百三十二条の二第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあっては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権に関する転得者の権利）

第百三十四条の三　再生債務者がした第百二十七条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、

当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第百三十三条の規定により原状に復すべき当該行為の相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

第百三十九条中「二十年」を「十年」に改める。

第百四十条第一項中「第四百二十四条」を「第四百二十四条第一項」に改める。

第百四十三条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十八条中「第四百二十三条」を「第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七」に改める。

（民事再生法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　施行日前に再生手続開始の決定があった再生事件における再生債権者の議決権については、前条の規定による改正後の民事再生法（第二項において「新民事再生法」という。）第八十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における否認及び施行日前にされた行為の再生事件における否認については、なお従前の例による。

3　施行日前にされた再生手続開始の申立てに係る再生事件における再生債務者（前条の規定による改正前の民事再生法（次項において「旧民事再生法」という。）第二条第一号に規定する再生債務者をいう。）について施行日以後に新民事再生法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧民事再生法第百四十三条第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第三十五条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

（時効の完成猶予）

第二十八条　損害賠償命令の申立てについて、前条第一項の決定（同項第一号に該当することを理由とするものを除く。）の告知があったときは、当該告知を受けた時から六月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　施行日前に前条の規定による改正前の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十三条第一項に規定する損害賠償命令の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（会社更生法の一部改正）

第三十七条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の二第一項中「第四百二十三条若しくは第四百二十四条」を「第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項」に改める。

第八十六条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第八十六条の二第一項第一号中「害する」の下に「ことを加え、「この条並びに第九十一条の二第二項及び第三項において」を削る。

第八十六条の三第一項第二号ただし書及び第九十一条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第九十三条第一項中「次に掲げる場合には」を「次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は、」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

第九十三条第一項第一号及び第二号ただし書中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「更生会社がした行為が更生債権者等を害する」に改め、同項第三号中「場合において、それぞれその前者に対して否認の原因が」を「者で」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（更生会社の受けた反対給付に関する転得者の権利等）

第九十三条の二　更生会社がした第八十六条第一項若しくは第三項又は第八十六条の二第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第九十一条の二第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、更生会社の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、共益債権者として更生会社の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2　前項の規定にかかわらず、第九十一条の二第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、更生会社が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が更生会社がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第八十六条の二第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、更生会社が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5　管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第九十一条第一項の規定により更生会社財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額（第九十一条の二第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあっては、更生会社の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権に関する転得者の権利）

第九十三条の三　更生会社がした第八十六条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第九十二条の規定

により原状に復すべき相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

第九十八条中「二十年」を「十年」に改める。

第百条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百三十六条第一項第一号中「法定利息」を「更生手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第二号中「額が」の下に「更生手続開始の時における」を加える。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件（前条の規定による改正前の会社更生法（以下この条において「旧会社更生法」という。）第二条第三項に規定する更生事件をいう。以下この条において同じ。）における否認及び施行日前にされた行為の更生事件における否認については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生会社（旧会社更生法第二条第七項に規定する更生会社をいう。）又は開始前会社（同条第六項に規定する開始前会社をいう。）について施行日以後に前条の規定による改正後の会社更生法（第四項において「新会社更生法」という。）第二百五十四条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧会社更生法第百条第四項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

4　施行日前に更生手続開始の決定があった更生事件における更生債権者等（旧会社更生法第二条第十三項に規定する更生債権者等をいう。）の議決権については、新会社更生法第百三十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（仲裁法の一部改正）

第三十九条　仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「（仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び更新）」に改め、同条第二項中「時効中断」を「時効の完成猶予及び更新」に改める。

（仲裁法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　施行日前に前条の規定による改正前の仲裁法第二十九条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（破産法の一部改正）

第四十一条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「第四百二十三条又は第四百二十四条」を「第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七又は第四百二十四条第一項」に改める。

第九十九条第一項第二号中「法定利息」を「破産手続開始の時における法定利率による利息」に改め、同項第四号中「額が」の下に「破産手続開始の時における」を加える。

第百六十条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第百六十一条第一項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加え、「この条並びに第百六十八条第二項及び第三項において」を削る。

第百六十二条第一項第二号ただし書及び第百六十七条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第百七十条第一項中「次に掲げる場合には」を「次の各号に掲げる場合において、否認しようとする行為の相手方に対して否認の原因があるときは」に改め、「否認権は、」の下に「当該各号に規定する」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該転得者が他の転得者から転得した者である場合においては、当該転得者の前に転得した全ての転得者に対しても否認の原因があるときに限る。

第百七十条第一項第一号及び第二号ただし書中「それぞれその前者に対する否認の原因のある」を「破産者がした行為が破産債権者を害する」に改め、同項第三号中「場合において、それぞれその前者に対して否認の原因が」を「者で」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（破産者の受けた反対給付に関する転得者の権利等）

第百七十条の二　破産者がした第百六十条第一項若しくは第三項又は第六十一条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認されたときは、転得者は、第百六十八条第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、同項第一号に掲げる場合において、破産者の受けた反対給付の価額が、第四項に規定する転得者がした反対給付又は消滅した転得者の債権の価額を超えるときは、転得者は、財団債権者として破産者の受けた反対給付の価額の償還を請求する権利を行使することができる。

2　前項の規定にかかわらず、第百六十八条第一項第二号に掲げる場合において、当該行為の当時、破産者が対価として取得した財産について隠匿等の処分をする意思を有し、かつ、当該行為の相手方が破産者がその意思を有していたことを知っていたときは、転得者は、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。

3　前項の規定の適用については、当該行為の相手方が第百六十一条第二項各号に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が前項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

4　第一項及び第二項の規定による権利の行使は、転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

5　破産管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第百六十七条第一項の規定により破産財団に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により財団債権となる額（第百六十八条第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあっては、破産者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。

（相手方の債権に関する転得者の権利）

第百七十条の三　破産者がした第百六十二条第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第百六十九条の規定により原状に復すべき相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。

第百七十六条中「二十年」を「十年」に改める。

第百七十八条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百三十五条第二項中「害する事実」を「害すること」に改める。

第二百四十四条の十第四項中「第百六十八条第二項」の下に「及び第百七十条の二第二項」を

加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改める。

（破産法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　施行日前に破産手続開始の決定があった破産事件における劣後的破産債権（前条の規定による改正前の破産法（第三項において「旧破産法」という。）第九十九条第一項に規定する劣後的破産債権をいう。）については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた破産手続開始の申立て又は施行日前に職権でされた破産手続開始の決定に係る破産事件における否認及び施行日前にされた行為の破産事件における否認については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧破産法第百七十八条第四項（旧破産法第二百四十四条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（不動産登記法の一部改正）

第四十三条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条中「代金」の下に「（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）」を加える。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第四十四条　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「中断等」を「完成猶予等」に改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　施行日前に認証紛争解決手続（前条の規定による改正前の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（会社法の一部改正）

第四十六条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「二十年」を「十年」に改める。

第五十一条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第百二条第五項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第六項中「を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第百十七条第四項、第百十九条第四項、第百七十二条第四項、第百七十九条の八第二項及び第百八十二条の五第四項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第二百十一条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第三百五十六条第二項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第四百七十条第四項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第五百四十五条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第五百八十一条第二項中「ときは」の下に「、これらの権利の行使によって持分会社がその債務を免れるべき限度において」を加える。

第五百九十三条第四項中「第六百四十八条第二項」の下に「、第六百四十八条の二を加え、「第六百四十八条第三項」を「第六百四十八条第三項第一号中「委任事務」とあり、及び同項第二号」に改める。

第五百九十五条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第六百十一条第六項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第七百一条第一項中「償還請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「請求権は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第七百五条第三項中「請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第七百五十九条第四項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百六十一条第四項ただし書中「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百六十四条第六項及び第七百六十六条第六項中「二十年」を「十年」に改める。

第七百七十八条第四項、第七百八十六条第四項、第七百八十八条第四項、第七百九十八条第四項、第八百七条第四項及び第八百九条第四項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

第八百六十三条第二項中「第四百二十五条及び第四百二十六条」を「第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条まで」に、「会社法」を「、同法第四百二十四条の五第一号中「債務者」とあるのは「清算持分会社（会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。）」と、同条第二号並びに同法第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定中「債務者」とあるのは「清算持分会社」と」を加える。

第八百六十五条第四項中「及び第四百二十五条」を「、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十五条の四まで」に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、「であること」と」の下に「、同法第四百二十四条の五各号中「債権者を害すること」とあるのは「著しく不公正であること」と」を加える。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　施行日前に会社の他の会社に対する事業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡については、前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第二十三条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前にされた意思表示に係る設立時発行株式（前条の規定による改正前の会社法（以下この条において「旧会社法」という。）第二十五条第一項第一号に規定する設立時発行株式をいう。）の引受けについては、新会社法第五十一条並びに第百二条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　次の各号に掲げる裁判所が決定した価格に対する利息については、当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　施行日前に旧会社法第百十六条第一項各号の行為に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合（同項各号の行為を

するために株主総会の決議を要しない場合にあっては、当該行為に係る取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定が行われたとき）におけるその行為に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格　新会社法第百十七条第四項

二　施行日前に旧会社法第百十八条第一項各号に掲げる定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更に係る新株予約権買取請求について裁判所が決定した価格　新会社法第百十九条第四項

三　施行日前に旧会社法第百七十一条第一項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得について裁判所が決定した価格　新会社法第百七十二条第四項

四　施行日前に旧会社法第百七十九条の三第一項の規定による通知がされた場合におけるその株式等売渡請求について裁判所が決定した価格　新会社法第百七十九条の八第二項

五　施行日前に旧会社法第百八十条第二項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格　新会社法第百八十二条の五第四項

六　施行日前に事業譲渡等（旧会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。以下この号において同じ。）に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡等に係る株式買取請求について裁判所が決定した価格　新会社法第四百七十条第四項

4　施行日前にされた意思表示に係る募集株式（旧会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。）の引受けについては、新会社法第二百十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日前に取締役、執行役又は清算株式会社（旧会社法第四百七十六条に規定する清算株式会社をいう。）の清算人となった者の利益相反取引については、新会社法第三百五十六条第二項（新会社法第四百十九条第二項及び第四百八十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　施行日前に旧会社法第五百四十五条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

7　施行日前に持分会社（旧会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）の社員となった者の当該持分会社の債務を弁済する責任については、新会社法第五百八十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　施行日前に持分会社の業務を執行する社員又は旧会社法第五百九十八条第一項の規定により選任された社員の職務を行うべき者（次項において単に「社員の職務を行うべき者」という。）となった者の報酬については、新会社法第五百九十三条第四項（新会社法第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する民法改正法による改正後の民法（以下「新民法」という。）第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9　施行日前に持分会社の業務を執行する社員、社員の職務を行うべき者又は清算持分会社（旧会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいう。）の清算人となった者の利益相反取引については、新会社法第五百九十五条第二項（新会社法第五百九十八条第二項及び第六百五十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10　施行日前に提起された除名の訴えに係る退社に伴う持分の払戻しについては、新会社法第六百十一条第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11　施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは株式交換契約が締結され、又は組織変更計画、新設分割計画若しくは株式移転計画が作成された組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

12　施行日前に旧会社法第八百六十三条第一項各号に掲げる行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13　施行日前に旧会社法第八百六十五条第一項に規定する行為がされた場合におけるその行為に係る取消しの請求については、新会社法第八百六十五条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四十八条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十条第三項第二号を次のように改める。

二　金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。）

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第四十九条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第百四十条第一項中「第九十三条ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として基金の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第百六十五条の見出し中「無効又は」を削り、同条中「を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十条　施行日前に理事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下この条において「新一般社団・財団法人法」という。）第八十四条第二項（新一般社団・財団法人法第百九十七条及び第二百十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前にされた意思表示に係る基金（前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十一条に規定する基金をいう。）の引受けについては、新一般社団・財団法人法第百四十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前にされた意思表示に係る財産の拠出については、新一般社団・財団法人法第百六十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（信託法の一部改正）

第五十一条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「害すべき事実を知って」を「害することを知って」に、「第四百二十四条第

一項の規定による取消しを裁判所に請求する」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、受益者が現に存する場合においては、当該受益者（当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者）の全部が、受益者としての指定（信託行為の定めにより又は第八十九条第一項に規定する受益者指定権等の行使により受益者又は変更後の受益者として指定されることをいう。以下同じ。）を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあっては、当該受益権を譲り受けた時）において債権者を害することを知っていたときに限る。

第十一条第二項中「請求」を「詐害行為取消請求」に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、同項ただし書中「取消し」を「詐害行為取消請求」に改め、同条第四項中「第四百二十四条第一項の規定による取消しを裁判所に請求する」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をする」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、当該受益者（当該受益者が受益権を譲り受けた者である場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者）が、受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあっては、受益権を譲り受けた時）において債権者を害することを知っていたときに限る。

第十一条第七項中「害すべき事実」を「害すること」に改める。

第十二条第一項中「受けた者」の下に「が、その行為の当時」を加え、「、「これによって利益を受けた受益者が現に存する場合においては、当該受益者（当該受益者の中に受益権を譲り受けた者がある場合にあっては、当該受益者及びその前に受益権を譲り渡した全ての者）の全部が信託法（平成十八年法律第百八号）第十一条第一項に規定する受益者としての指定を受けたことを知った時（受益権を譲り受けた者にあっては、受益権を譲り受けた時）において」と、「知らなかったときは、この限りでない」とあるのは「知っていたときに限る」に改める。

第二十三条第二項ただし書を削り、同条第三項中「第十一条第七項」を「第十一条第一項ただし書、第七項」に改める。

第四十三条の見出し中「損失てん補責任等」を「損失塡補責任等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第四十一条の規定による責任に係る債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　受益者が当該債権を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

二　当該債権を行使することができる時から十年間行使しないとき。

第五十四条第四項中「第三項」の下に「並びに第六百四十八条の二」を加える。

第九十三条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、受益権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め（以下この項において「譲渡制限の定め」という。）は、その譲渡制限の定めがされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

第九十六条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、受益権の質入れを禁止し、又は制限する旨の信託行為の定め（以下この項において「質入制限の定め」という。）は、その質入制限の定めがされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった質権者その他の第三者に対抗することができる。

（信託法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条　施行日前にされた信託の詐害行為取消請求、否認並びに受益権の譲渡し及び返還の請求については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた信託に係る信託財産に属する財産に対する強制執行等の制限等については、前条の規定による改正後の信託法（第四項において「新信託法」という。）第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に前条の規定による改正前の信託法（以下この条において「旧信託法」という。）第四十一条又は第二百五十四条第一項の規定による責任に係る債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

4　施行日前にされた信託に係る受託者の信託報酬については、新信託法第五十四条第四項において準用する新民法第六百四十八条第三項及び第六百四十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　施行日前に旧信託法第九十三条第二項に規定する別段の定めがされた場合における受益権の譲渡については、なお従前の例による。

6　施行日前に旧信託法第九十六条第二項に規定する別段の定めがされた場合における受益権の質入れについては、なお従前の例による。

（電子記録債権法の一部改正）

第五十三条　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「無効又は」を削り、同条第一項中「第九十三条ただし書若しくは第九十五条の規定による無効又は同法」を「第九十五条第一項又は」に改め、「及び第二項」を削り、「取消しに」を「強迫による意思表示の取消しに」に改め、同条第二項第二号中「無効又は」を削る。

第十三条中「第百十七条第二項」を「第百十七条第二項第二号」に、「同項」を「同号」に改める。

第十六条第一項第四号中「不可分債権」の下に「又は連帯債権」を加える。

第二十三条中「電子記録債権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第三十四条第二項中「の債権による相殺」を「が主張することができる抗弁」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、当該電子記録保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第三十五条第一項中「第四百五十九条」の下に「、第四百五十九条の二」を加える。

第七十七条第二項及び第三項中「指名債権」を「債権」に改める。

（電子記録債権法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条　施行日前に電子記録（前条の規定による改正前の電子記録債権法（第三項において「旧電子記録債権法」という。）第二条第一項に規

定する電子記録をいう。）の請求における相手方にされた意思表示については、前条の規定による改正後の電子記録債権法（以下この条において「新電子記録債権法」という。）第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に無権代理人が代理人として行為をした場合におけるその無権代理人の責任については、新電子記録債権法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前にされた電子記録保証（旧電子記録債権法第二条第九項に規定する電子記録保証をいう。）については、新電子記録債権法第三十四条第二項及び第三項並びに第三十五条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険法の一部改正）

第五十五条　保険法（平成二十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「三年間行わない」を「これらを行使することができる時から三年間行使しない」に改め、同条第二項中「一年間行わない」を「これを行使することができる時から一年間行使しない」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正）

第五十六条　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「裁判上の代位に関する事件（第八十五条―第九十一条）」を「削除」に改める。

第三編第一章を次のように改める。

第一章　削除

第八十五条から第九十一条まで　削除

第九十二条第一項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第九十四条第五項中「第六百五十八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（非訟事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　民法改正法附則第十八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権者代位権に関する非訟事件の手続については、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の非訟事件手続法第九十四条第二項の規定により選任され、又は同条第三項の規定により改任された保管者の寄託物の保管については、なお従前の例による。

（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の一部改正）

第五十八条　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第四項を削る。

（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条　施行日前に前条の規定による改正前の大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第四条第一項又は第二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

第二章　内閣官房関係

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第六十条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二十八条中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条　施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員災害補償法第二十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第三章　内閣府関係

第一節　本府関係

（子ども・子育て支援法の一部改正）

第六十二条　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（子ども・子育て支援法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条　施行日前に前条の規定による改正前の子ども・子育て支援法第七十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第六十四条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の五中「第四百九十四条後段」を「第四百九十四条第二項ただし書」に、「同条後段中「過失なく」を「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十五条　施行日前に前条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律第三十六条の五に規定する損失補償額の払渡しの義務が生じた場合におけるその損失補償額の供託については、なお従前の例による。

第二節　国家公安委員会関係

（古物営業法の一部改正）

第六十六条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百十九条に規定する有価証券」を「指図証券、記名式所持人払証券（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百二十条の十三に規定する記名式所持人払証券をいう。）及び無記名証券」に改める。

（古物営業法の一部改正に伴う経過措置）

第六十七条　施行日前に発行された有価証券に係る回復の求めについては、前条の規定による改正後の古物営業法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律等の一部改正）

第六十八条　次に掲げる法律の規定中「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

一　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第九条

二　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十六条

三　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十三条

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第六十九条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二十号中「に瑕疵がない」を「が契約の内容に適合している」に、「瑕疵」を「不適合」に改める。

第三節　金融庁関係

（金融商品取引法の一部改正）

第七十条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

（虚偽記載のある届出書の届出者等に対する賠償請求権の時効）

第二十条　第十八条の規定による賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から三年間行使しないとき。

二　当該有価証券の募集又は売出しに係る第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）行使しないとき。

第二十一条の三中「「有価証券届出書若しくは」を「同条第一号中「有価証券届出書又は」に、「当該有価証券の募集若しくは」を「同条第二号中「当該有価証券の募集又は」に改める。

第二十三条の二中「第二十条前段」を「第二十条第一号」に改める。

第二十三条の十二第五項中「第二十条」を「第二十条第一号」に、「「第四条第一項」を「「同条第二号中「第四条第一項」に改める。

第二十七条の十二第一項中「第二十七条の二十一第一項及び第二項」を「第二十七条の二十一第一項第二号及び第二項第二号」に改める。

第二十七条の二十一を次のように改める。

（公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効）

第二十七条の二十一　第二十七条の十七第一項の規定による請求権及び第二十七条の十八第二項の規定の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行使しないとき。

二　当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行使しないとき。

2　前条第二項の規定の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

一　請求権者が公開買付開始公告等、公開買付届出書、公開買付説明書又は対質問回答報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間行使しないとき。

二　当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間行使しないとき。

第二十七条の三十三中「第十八条」と、「有価証券届出書若しくは」を「第十八条第一項」と、同条第一号中「有価証券届出書又は」に、「有価証券の募集若しくは」を「同条第二号中「有価証券の募集又は」に改める。

第百一条の十五第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第百五十六条の五十一の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第七十一条　前条の規定による改正前の金融商品取引法（以下この条において「旧金融商品取引法」という。）第二十条後段（旧金融商品取引法第二十一条の三（旧金融商品取引法第二十七条及び第二十七条の三十四において準用する場合を含む。）、第二十三条の十二第五項（旧金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条及び第二十七条の三十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十一第一項後段（旧金融商品取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十一第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（旧金融商品取引法第百一条の九第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、前条の規定による改正後の金融商品取引法（次項において「新金融商品取引法」という。）第百一条の十五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に紛争解決手続（旧金融商品取引法第百五十六条の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となつた請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新金融商品取引法第百五十六条の五十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第七十二条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「双方代理」を「双方代理等」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第七十三条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条の九第三項中「請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第七十四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第二項中「双方代理」を「双方代理等」に、「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第五十三条第三項第五号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定するその他の記名証券及び無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第五十四条の十七中「消滅時効は」の下に「、その権利を行使することができる時から」を加える。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第七十五条　施行日前に理事又は清算人となつた者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の信用金庫法（以下この条において「新信用金庫法」という。）第三十五条の五第二項（新

信用金庫法第六十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（長期信用銀行法の一部改正）

第七十六条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「消滅時効は」の下に「、その権利を行使することができる時から」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第七十七条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第二項中「双方代理」を「双方代理等」に、「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第五十八条第二項第十一号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法第三編第二章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第七十八条　施行日前に理事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の労働金庫法（以下この条において「新労働金庫法」という。）第三十七条の三第二項（新労働金庫法第六十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（預金保険法の一部改正）

第七十九条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条第一項中「譲渡禁止の特約のある債権の譲渡（第六項において「債務の引受け等」という。）」を「契約上の地位の移転」に、「譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者（第六項において「移転債権者等」という。）」を「契約上の地位に係る契約の相手方」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「移転債権者等が第三項」を「第一項の決定があった場合における当該決定に係る特定事業譲渡等により救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受ける債務に係る債権者、救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方（以下この項において「移転債権者等」という。）が第四項」に、「債務の引受け等は」を「当該特定事業譲渡等に係る債務の引受け、譲渡制限の意思表示がされた債権の譲渡及び契約上の地位の移転（以下この項において「債務の引受け等」という。）は、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「及び譲渡禁止の特約のある」を「、譲渡制限の意思表示がされた」に改め、「債務者」の下に「及び契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　民法第四百六十六条第三項及び第四百六十六条の五第一項の規定は、前項の決定があった場合における当該決定に係る特定事業譲渡等に係る譲渡制限の意思表示（同法第四百六十六条第二項に規定する譲渡制限の意思表示をいう。第四項及び第七項において同じ。）がされた債権の譲渡については、適用しない。

第百五十一条第一項第八号中「第百三十一条第八項」を「第百三十一条第九項」に改める。

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　施行日前に債権の譲渡の原因である法律行為がされた場合におけるその債権の譲渡については、前条の規定による改正後の預金保険法第百三十一条第二項、第四項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（銀行法の一部改正）

第八十一条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第五号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第三十六条第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、「指名債権」を「債権」に改める。

第五十二条の五十九第五項中「期間の制限」を「消滅時効）及び第七百二十四条の二（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）に改める。

第五十二条の七十四の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　前条の規定による改正前の銀行法（以下この条において「旧銀行法」という。）第五十二条の五十九第五項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の銀行法（次項において「新銀行法」という。）第五十二条の五十九第五項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧銀行法第五十二条の五十九第一項及び第三項の請求権の同条第五項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

3　施行日前に紛争解決手続（旧銀行法第二条第二十項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、新銀行法第五十二条の七十四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（貸金業法の一部改正）

第八十三条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の五十一の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（貸金業法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条　施行日前に紛争解決手続（前条の規定による改正前の貸金業法第二条第二十一項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の貸金業法第四十一条の五十一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険業法の一部改正）

第八十五条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（会社法等の準用）」に改め、同条第二項中「及び第五百二十三条」を削る。

第三十条の五第二項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第三項中「を理由として設立時に募集をする基金の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第三十六条中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第六十一条の七第三項中「請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第九十六条の三第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第九十八条第一項第四号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第百四十条第三項及び第百七十三条の七第三項中「指名債権」を「債権」に改める。

第百九十八条第二項中「及び第五百二十三条」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第二百四十七条の五第一項中「双方代理」を「双方代理等」に改める。

第二百八十三条第五項中「期間の制限」を「消滅時効」及び第七百二十四条の二（人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）に改める。

第三百八条の十四の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条　施行日前にされた意思表示に係る相互会社（前条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第二条第五項に規定する相互会社をいう。）の設立時若しくは成立後に募集をする基金の拠出又は旧保険業法第七十八条第一項の募集に係る基金の拠出については、前条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」という。）第三十条の五第二項及び第三項（これらの規定を新保険業法第六十条の二第四項及び第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（旧保険業法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、新保険業法第九十六条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　旧保険業法第二百八十三条第五項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

4　新保険業法第二百八十三条第五項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧保険業法第二百八十三条第一項及び第三項の請求権の同条第五項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

5　施行日前に紛争解決手続（旧保険業法第二条第三十九項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合における その請求に係る時効の例については、新保険業法第三百八条の十四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第八十七条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「第四百二十三条若しくは第四百二十四条」を「第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項」に改める。

第五十七条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第五十七条の二第一項第一号中「害する」の下に「こととなる」を加える。

第五十七条の三第一項第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第六十条中「第二項及び第四項」の下に「、第九十三条の二第五項」を、「第九十一条の二第一項及び第四項」の下に「並びに第九十三条の二第一項」を加え、「同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号」を「同法第九十一条の二第三項、第九十三条第一項第二号及び第九十三条の二第三項」に改め、「第九十二条」の下に「及び第九十三条の三」を加える。

第二百二条の二第一項中「第四百二十三条若しくは第四百二十四条」を「第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項」に改める。

第二百二十三条第一項第一号ただし書及び第二号ただし書中「害する事実」を「害すること」に改める。

第二百二十六条中「及び第四項」の下に「並びに第九十三条の二第一項」を加え、「同条第三項及び同法第九十三条第一項第二号」を「同法第九十一条の二第三項、第九十三条第一項第二号及び第九十三条の二第三項」に改め、「第九十二条の下に「及び第九十三条の三」を加える。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十八条　施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件（前条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この条において「旧更生特例法」という。）第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

2　施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生協同組織金融機関（旧更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）又は開始前協同組織金融機関（同条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。）について施行日以後に前条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（第四項において「新更生特例法」という。）第百五十八条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

3　施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件（旧更生特例法第百六十九条第三項に規定する更生事件をいう。以下この項及び次項において同じ。）における否認及び施行日前にされた行為の更生事件における否認については、なお従前の例による。

4　施行日前にされた更生手続開始の申立てに係る更生事件における更生会社（旧更生特例法第

百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）又は開始前会社（同条第六項に規定する開始前会社をいう。）について施行日以後に新更生特例法第三百三十一条の十第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定がされた場合における当該決定に係る破産事件における否認については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第八十九条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「双方代理」を「双方代理等」に改め、「同項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第百二十七条第三項中「請求権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第二百条第二項第二号を次のように改める。

二　債権（民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権を除く。第二百二条において同じ。）

第二百条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第二百二条中「指名債権」を「債権」に改め、「又は電子記録債権（」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条　施行日前に取締役又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下この条において「新資産流動化法」という。）第八十条第二項（新資産流動化法第百七十条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第九十一条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の見出し中「停止」を「完成猶予」に改める。

（信託業法の一部改正）

第九十二条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の十四の見出し及び同条第一項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（信託業法の一部改正に伴う経過措置）

第九十三条　施行日前に紛争解決手続（前条の規定による改正前の信託業法第二条第十三項に規定する紛争解決手続をいう。）においてその目的となった請求がされた場合におけるその請求に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の信託業法第八十五条の十四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四節　消費者庁関係

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第九十四条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

第十五条の二第一項ただし書中「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」を「電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律」に改める。

（特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条　施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「新特定商取引法」という。）第九条の三第二項（新特定商取引法第二十四条の二第二項、第四十条の三第二項、第四十九条の二第二項及び第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（製造物責任法の一部改正）

第九十六条　製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（消滅時効）

第五条　第三条に規定する損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。

二　その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したとき。

2　人の生命又は身体を侵害した場合における損害賠償の請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

3　第一項第二号の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

（製造物責任法の一部改正に伴う経過措置）

第九十七条　前条の規定による改正前の製造物責任法（次項において「旧製造物責任法」という。）第五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の製造物責任法第五条第二項の規定は、旧製造物責任法第三条に規定する損害賠償の請求権の旧製造物責任法第五条第一項前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

（消費者契約法の一部改正）

第九十八条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

第八条第一項第五号を削り、同条第二項中「前項第五号」を「前項第一号又は第二号」に改め、「条項」の下に「のうち、消費者契約が有償契約である場合において、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合には、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）。以下この項において同じ。）に、これにより消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を免除するもの」を加え、同項第一号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」に、「瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する」を「履行の追完をする責任又は不適合の程度に応じた代金若しくは報酬の減額をする」に改め、同項第二号中「当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵がある」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」に、「当該瑕疵」を「その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと」に、「瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する」を「又は履行の追完をする」に改める。

第十二条第三項中「第八条第一項第五号」を「第八条第一項第一号又は第二号」に、「同条第二項各号に掲げる場合」を「同条第二項の場合」に改める。

（消費者契約法の一部改正に伴う経過措置）

第九十九条　施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の消費者契約法（以下この条において「新消費者契約法」という。）第四条第五項（新消費者契約法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に締結された消費者契約（前条の規定による改正前の消費者契約法第二条第三項に規定する消費者契約をいう。）の条項については、新消費者契約法第八条及び第十二条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第百条　独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正に伴う経過措置）

第百一条　施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人国民生活センター法第十九条第一項の規定により和解の仲介の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の独立行政法人国民生活センター法第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第百二条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項中「から第五号まで」を「及び第四号」に改め、同項第一号中「、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの（役務を除く。以下この号及び次号において同じ。）の瑕疵」を削り、「、消費者契約の目的となるもの」を「、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの（役務を除く。次号において同じ。）」に改め、同項第三号中「、消費者契約の目的となる役務の瑕疵」を削り、同条第三項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「第四号」に改める。

第六条第二項第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号中「第三条第一項第五号」を「第三条第一項第四号」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三条　施行日前に締結された消費者契約（前条の規定による改正前の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下この条において「旧消費者裁判手続法」という。）第二条第三号に規定する消費者契約をいう。）に関する請求（旧消費者裁判手続法第三条第一項第五号に掲げる請求については、施行日前に行われた加害行為に係る請求）に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴え（旧消費者裁判手続法第二条第四号に規定する共通義務確認の訴えをいう。）については、前条の規定による改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（次項において「新消費者裁判手続法」という。）第三条及び第六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に債権届出（旧消費者裁判手続法第三十条第二項に規定する債権届出をいう。以下この項において同じ。）がされた場合におけるその債権届出に係る時効の特例については、新消費者裁判手続法第三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第百三条の二　特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十八年法律第　号」を「平成二十九年法律第　号」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第百三条の三　消費者契約法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十八年法律第　号」を「平成二十九年法律第　号」に改め、同条第三号中「平成二十八年法律第　号」を「平成二十九年法律第　号」に改める。

第四章　復興庁関係

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第百四条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の五中「第四百九十四条後段」を「第四百九十四条第二項ただし書」に、「同条後段中「過失なく」を「同項ただし書中「過失」に、「重大な過失なく」を「重大な過失」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第百五条　施行日前に前条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第七十三条の五に規定する損失補償額の払渡しの義務が生じた場合におけるその損失補償額の供託については、なお従前の例による。

第五章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第百六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条第一項中「五年間これを行なわない」を「これを行使することができる時から五年間行使しない」に、「より」を「よつて」に改め、同条第三項中「中断、停止」を「完成猶予、更新」に改め、同条第四項中「民法第百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二百四十二条の二第八項及び第九項を次のように改める。

8　前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。

9　民法第百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第百七条　施行日前に前条の規定による改正前の地方自治法第二百三十六条第四項又は第二百四十二条の二第八項若しくは第九項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（当せん金付証票法の一部改正）

第百八条　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一年間これを行わない」を「これを行使することができる時から一年間行使しない」に、「因つて」を「よつて」に改める。

（旧簡易生命保険法の一部改正）

第百九条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「返還義務は」を「返還義務に係る請求権はこれらを行使することができる時から」に、「払込義務は」を「払込義務に係る請求権はこれを行使することができる時から」に改める。

（地方税法の一部改正）

第百十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「の連帯納付義務又は連帯納入義務」を「を連帯して納付し、又は納入する義務」に、「第四百三十二条から第四百三十四条まで」を「第四百三十六条」に、「第四百三十九条から第四百四十四条まで」を「第四百四十一条から第四百四十五条まで」に改める。

第十八条第三項中「定が」を「定めが」に改める。

第十八条の二の見出しを「（時効の完成猶予及び更新）」に改め、同条第一項中「つき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める」を「ついては、当該各号に定める期間は完成せず、その」に、「更に進行する」を「新たにその進行を始める」に改め、同条第二項中「の規定により時効が中断された場合には、その」を「に掲げる」に、「とき」を「場合」に、「なお時効中断の効力は、失われない」を「同項の規定による時効の完成猶予及び更新は、その効力を妨げられない」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、同条第五項中「中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された」を「完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める」に、「につき、その時効が中断する」を「の時効は、完成せず、又は新たにその進行を始める」に改め、同条に次の一項を加える。

6　地方税が納付されたときは、その納付された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権の時効は、その納付の時から新たに進行を始める。

第二十条の七の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第四百二十三条及び第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第二款及び第三款」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第百十一条　施行日前に生じた前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第十条に規定する地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧地方税法第十八条の二第一項又は第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3　施行日前に納税者又は特別徴収義務者（旧地方税法第一条第一項第十号に規定する特別徴収義務者をいう。次項において同じ。）に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る旧地方税法第二十条の七において準用する旧民法第四百二十三条の規定による債権者代位権については、なお従前の例による。

4　施行日前に納税者又は特別徴収義務者が地方団体を害することを知ってした法律行為がされた場合におけるその行為に係る旧地方税法第二十条の七において準用する旧民法第四百二十四条の規定による詐害行為取消権については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第百十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百四十四条の二十三第一項中「行わない」を「行使しない」に改め、同条第二項中「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百十三条　施行日前に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百十七条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第百十四条　地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第六十三条中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「行なわない」を「行使しない」に改める。

第七十条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第百十五条　施行日前に前条の規定による改正前の地方公務員災害補償法第五十一条第四項又は第七十条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（公害紛争処理法の一部改正）

第百十六条　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二の見出しを「（時効の完成猶予等）」に改め、同条中「中断」を「完成猶予」に改める。

第四十二条の二十五の見出しを「（時効の完成猶予等）」に改め、同条第一項中「中断及び」を「完成猶予及び更新並びに」に改め、同条第二項中「中断」を「完成猶予」に改める。

（公害紛争処理法の一部改正に伴う経過措置）

第百十七条　施行日前に前条の規定による改正前の公害紛争処理法（以下この条において「旧公害紛争処理法」という。）第三十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に旧公害紛争処理法第四十二条の二十五第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

3　施行日前に責任裁定（旧公害紛争処理法第四十二条の十二第一項に規定する責任裁定をいう。）の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新公害紛争処理法第四十二条の二十五第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（電気通信事業法の一部改正）

第百十八条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条の次に次の一条を加える。

（民法の特例）

第百六十七条の二　電気通信事業による電気通信役務の提供に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

第六章　財務省関係

（国債に関する法律の一部改正）

第百十九条　国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「民法施行法第五十七条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百二十条の十一（同法第五百二十条の十八（同法第五百二十条の二十二において準用スル場合ヲ含ム）及び第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」に改める。

第九条第一項中「消滅時効ハ」の下に「其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加え、同条第二項中「消滅時効ハ」の下に「其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ」を加える。

（企業再建整備法の一部改正）

第百二十条　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款」に改める。

（会計法の一部改正）

第百二十一条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「五年間これを行わない」を「これを行使することができる時から五年間行使しない」に、「因り」を「よつて」に改める。

第三十一条第二項中「中断、停止」を「完成猶予、更新」に改める。

第三十二条中「民法第百五十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（会計法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十二条　施行日前に前条の規定による改正前の会計法第三十二条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（閉鎖機関令の一部改正）

第百二十三条　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四百二十四条の規定による取消し」を「第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求」に改める。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第百二十四条　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款」に改める。

（相続税法の一部改正）

第百二十五条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改める。

（国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正）

第百二十六条　国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和二十五年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第百六十七条第一項」を「第百六十六条第一項」に改める。

（関税法の一部改正）

第百二十七条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「中断及び停止」を「完成猶予及び更新」に改め、「同条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「、「当該国税」とあるのは「当該関税」と」を削る。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第百二十八条　施行日前に前条の規定による改正前の関税法第十四条の二第二項において準用する第百三十五条の規定による改正前の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号。第百三十六条において「旧国税通則法」という。）第七十三条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第百二十九条　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「中断する」を「更新する」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第百三十条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の二第二十四項の表第七十三条第五項の項を次のように改める。

第七十三条第五項	国税（	特別還付金（
	国税の徴収権	特別還付金を徴収する権利
	国税に	特別還付金に

第九十七条の二第二十四項の表第七十三条第五項の項の次に次のように加える。

第七十三条第六項	国税（	特別還付金（
	国税に	特別還付金に
	国税の徴収権	特別還付金を徴収する権利

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第百三十一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百三条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百十一条第一項中「行わない」を「行使しない」に改め、同条第二項中「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

附則第二十条の八第三項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十二条　施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第百三条第三項又は附則第二十条の八第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正）

第百三十三条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五項第一号中「及び無記名債権」を削る。

第百二十六条の見出しを「（担保責任等）」に改め、同条中「強制競売における担保責任」を「競売における担保責任等」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十四条　施行日前に前条の規定による改正前の国税徴収法第百二十六条に規定する差押財産の換価に係る売却決定を行った場合におけるその差押財産の換価については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第百三十五条　国税通則法の一部を次のように改正する。

第八条中「第四百三十二条から第四百三十四条まで」を「第四百三十六条」に、「第四百三十九条から第四百四十四条まで」を「第四百四十一条から第四百四十五条まで」に改める。

第四十二条中「第四百二十三条」を「第三編第一章第二節第二款」に、「第四百二十四条」を「第三款」に改める。

第七十三条の見出しを「（時効の完成猶予及び更新）」に改め、同条第一項中「その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる」を「当該各号に定める期間は完成せず、その」に、「更に進行する」を「新たにその進行を始める」に改め、同条第二項中「規定により時効が中断された場合には、その」を削り、「ときにおいても、その時効中断の効力は、失われない」を「場合においても、同項の規定による時効の完成猶予及び更新は、その効力を妨げられない」に改め、

同条第五項中「中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された」を「完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める」に、「につき、その時効が中断する」を「の時効は、完成せず、又は新たにその進行を始める」に改め、同条に次の一項を加える。

6　国税（附帯税、過怠税及び国税の滞納処分費を除く。）が納付されたときは、その納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権の時効は、その納付の時から新たにその進行を始める。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第百三十六条　施行日前に生じた旧国税通則法第八条に規定する国税の連帯納付義務については、なお従前の例による。

2　施行日前に納税者に属する権利が生じた場合におけるその権利に係る旧国税通則法第四十二条において準用する旧民法第四百二十三条の規定による債権者代位権については、なお従前の例による。

3　施行日前に納税者が国を害することを知ってした法律行為がされた場合におけるその行為に係る旧国税通則法第四十二条において準用する旧民法第四百二十四条の規定による詐害行為取消権については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧国税通則法第七十三条第一項又は第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第百三十七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号の二中「、指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。）」を削る。

（地震保険に関する法律の一部改正）

第百三十八条　地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（地震保険に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十九条　施行日前に前条の規定による改正前の地震保険に関する法律第六条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第百四十条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「中断し」を「完成せず、若しくは新たにその進行を始め」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百四十一条　施行日前に前条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条の二第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第百四十二条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「特定短期社債を除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これら」を「特定社債又は優先出資証券」に改める。

第七条中「消滅時効は」の下に「、その権利を行使することができる時から」を加える。

第七章　文部科学省関係

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第百四十三条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「のなす」を「が行う」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（私立学校教職員共済法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十四条　施行日前に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第三十四条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）

第百四十五条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九条中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行使しない」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百四十六条　施行日前に前条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第五条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

第百四十七条　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「てん補」を「塡補」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百四十八条　施行日前に原子力損害（前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律第二条第二項に規定する原子力損害をいう。）の発生の原因となった事実が生じた場合における他の法律による給付との調整については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律附則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

第百四十九条　原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（著作権法の一部改正）

第百五十条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号を次のように改める。

一　補償金の提供をした場合において、著作権者がその受領を拒んだとき。

第七十四条第一項第四号中「場合（」を「とき（に、「除く。）」を「除く。）。」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」を「とき。」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、「場合」を「とき（その者に過失があるときを除く。）。」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　著作権者が補償金を受領することができないとき。

第七十四条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十一条　施行日前に前条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という。）第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の補償金、旧著作権法第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項の二次使用料、旧著作権法第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬又は旧著作権法第九十五条の三第五項若しくは第九十七条の三第六項に規定する使用料の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金、二次使用料、報酬又は使用料の供託については、なお従前の例による。

（スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部改正）

第百五十二条　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「一年間行わない」を「これを行使することができる時から一年間行使しない」に改める。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の一部改正）

第百五十三条　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第七百二十四条」の下に「及び第七百二十四条の二」を加える。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の一部改正に伴う経過措置）

第百五十四条　前条の規定による改正前のＰＴＡ・青少年教育団体共済法（次項において「旧ＰＴＡ・青少年教育団体共済法」という。）第九条第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後のＰＴＡ・青少年教育団体共済法第九条第四項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧ＰＴＡ・青少年教育団体共済法第九条第一項の規定による損害賠償の請求権の同条第四項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

（展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正）

第百五十五条　展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

（東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律の一部改正）

第百五十六条　東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律

第一条中「消滅時効等」を「消滅時効」に改める。

第三条の見出しを「（消滅時効の特例）」に改め、同条中「同条前段」を「同条第一号」に、「同条後段」を「同条第二号」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、同法第七百二十四条の二の規定は、適用しない。

（東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十九条　前条の規定による改正後の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律第三条の規定は、施行日前に生じた特定原子力損害（前条の規定による改正前の東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律第一条に規定する特定原子力損害をいう。）に係る賠償請求権についても適用する。

第八章　厚生労働省関係

（健康保険法の一部改正）

第百六十条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第百八十九条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百九十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百九十四条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十一条　施行日前に前条の規定による改正前の健康保険法第百八十九条第三項又は第百九十三条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正）

第百六十二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百四十二条第一項中「権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百四十三条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百五十二条第一項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

附則第五条第五項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

附則第六条第一項中「てん補される」を「塡補される」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十三条　施行日前に前条の規定による改正前の船員保険法（次項において「旧船員保険法」という。）第百三十八条第三項、第百四十二条第二項又は第百五十二条第一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧船員保険法附則第六条第一項に規定する損害賠償の請求権が生じた場合におけるその損害賠償については、なお従前の例による。

（労働基準法の一部改正）

第百六十四条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十五条　施行日前に前条の規定による改正前の労働基準法第八十五条第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第百六十六条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十二条中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第五十八条第三項、第五十九条第四項及び第六十条第五項中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

第六十四条第一項中「てん補される」を「塡補される」に、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項各号中「時までの」の下に「その損害の発生時における」を加える。

（労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十七条　施行日前に前条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（次項において「旧労働者災害補償保険法」という。）第三十八条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧労働者災害補償保険法第六十四条第一項に規定する損害賠償の請求権が生じた場合におけるその損害賠償については、なお従前の例による。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第百六十八条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第百六十九条　施行日前に理事となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の消費生活協同組合法第三十一条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（生活保護法の一部改正）

第百七十条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の三中「権利は、」の下に「これを行うことができる時から」を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第百七十一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第四十五条中「七年間行わない」を「これらを行使することができる時から七年間行使しない」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十二条　施行日前に前条の規定による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第四十二条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法の一部改正）

第百七十三条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第九十条第四項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第九十二条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。）」を削り、「五年を経過したとき」を「その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該保険給付の支給に係る第三十六条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」に改め、同条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改め、同条第四項中「保険給付を受ける権利」を「第一項に規定する保険給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利」に改める。

第九十三条中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十四条　施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この項において「旧厚生年金保険法」という。）第九十条第四項（旧厚生年金保険法附則第七条の二第三項及び第二十九条第八項において準用する場合を含む。）又は第九十二条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に保険給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払

うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第百七十五条　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十六条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第十八条中「六年間行わない」を「これらを行使することができる時から六年間行使しない」に改める。

（引揚者給付金等支給法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十六条　施行日前に前条の規定による改正前の引揚者給付金等支給法第十六条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第百七十七条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「（理事の自己契約等）」に改め、同条中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に、「双方代理」を「双方代理等」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百七十八条　施行日前に行われた理事と組合（前条の規定による改正前の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第三条に規定する組合をいう。）との利益相反行為については、前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下この条において「新生活衛生法」という。）第三十三条（新生活衛生法第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国民健康保険法の一部改正）

第百七十九条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百十条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百十一条中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十条　施行日前に前条の規定による改正前の国民健康保険法第九十一条第二項又は第百十条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第百八十一条　未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「三年間行わない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第百八十二条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第百一条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百二条第一項中「当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第三項において同じ。）」を削り、「支給事由」を「支給すべき事由」に改め、「経過したとき」の下に「、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る第十八条第三項本文に規定する支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき」を加え、同条第三項中「給付を受ける権利」を「第一項に規定する年金給付を受ける権利又は当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利」に改め、同条第四項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第五項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第百三条中「基く」を「基づく」に改め、「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十三条　施行日前に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「旧国民年金法」という。）第百一条第三項（旧国民年金法第百三十八条及び附則第九条の三の二第六項において準用する場合を含む。）又は第百二条第五項（旧国民年金法第百三十八条において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の国民年金法（以下この項において「新国民年金法」という。）第百二条第一項（新国民年金法第百三十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（中小企業退職金共済法の一部改正）

第百八十四条　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「支給を受ける権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

第八十四条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十五条　施行日前に前条の規定による改正前の中小企業退職金共済法第八十四条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（じん肺法及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正）

第百八十六条　次に掲げる法律の規定中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

一　じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第三十八条

二　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十一条

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第百八十七条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八十八条　施行日前に前条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第六十三条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（社会福祉施設職員等退職手当共済法等の一部改正）

第百八十九条　次に掲げる法律の規定中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

一　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二十条

二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十四条

三　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十条

（児童扶養手当法の一部改正）

第百九十条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二十二条中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加える。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十一条　施行日前に前条の規定による改正前の児童扶養手当法第十九条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第百九十二条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十三条　施行日前に前条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第七条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第百九十四条　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「二年間行なわない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第百九十五条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百九十六条　施行日前に前条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十一条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正）

第百九十七条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第百九十八条　施行日前に前条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第九条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第百九十九条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二百条　施行日前に前条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第七条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二百一条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二条　施行日前に前条の規定による改正前の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第九条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第二百三条　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四条　施行日前に前条の規定による改正前の石炭鉱業年金基金法第三十四条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二百五条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百六条　施行日前に前条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四

十一条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（児童手当法の一部改正）

第二百七条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十四条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八条　施行日前に前条の規定による改正前の児童手当法（以下この条において「旧児童手当法」という。）第二十三条第二項又は第三項（これらの規定を旧児童手当法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正）

第二百九条　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百十条　施行日前に前条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下この条において「新男女雇用機会均等法」という。）第二十四条（新男女雇用機会均等法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（雇用保険法の一部改正）

第二百十一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第七十四条中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二百十二条　施行日前に前条の規定による改正前の雇用保険法第六十九条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（賃金の支払の確保等に関する法律の一部改正）

第二百十三条　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第四百七十四条第一項ただし書及び第二項」を「第四百七十四条第二項から第四項まで」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第二百十四条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百六十条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百十五条　施行日前に前条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第百二十八条第二項又は第百六十条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正）

第二百十六条　水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第二百十七条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百八十三条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二百十八条　施行日前に前条の規定による改正前の介護保険法第八十三条第二項又は第二百条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（平成十八年改正前介護保険法の一部改正）

第二百十九条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部を次のように改正する。

第百八十三条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二百条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（平成十八年改正前介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十条　施行日前に前条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第百八十三条第二項又は第二百条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第二百二十一条　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十二条　施行日前に前条の規定による改正前の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第五条第一項に規定するあっせんの申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、前条の規定による改正後の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（以下この条において「新個別労働関係紛争解決法」という。）第十六条（新個別労働関係紛争解決法第二十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第二百二十三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十四条　施行日前に前条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正）

第二百二十五条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第十三条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十六条　施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十二条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正）

第二百二十七条　特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「三年」を「五年」に改める。

（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二百二十八条　前条の規定による改正前の特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第九条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正）

第二百二十九条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第十三条第一項第二号中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十条　施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「旧年金給付遅延加算金支給法」という。）第十二条第二項（旧年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正）

第二百三十一条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十五条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十二条　施行日前に前条の規定による改正前の平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十四条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第二百三十三条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第三項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第二十九条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十四条　施行日前に前条の規定による改正前の平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十八条第二項又は第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正）

第二百三十五条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「三年」を「五年」に改める。

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十六条　前条の規定による改正前の特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十条に規定する請求期限がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその請求期限については、なお従前の例による。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百三十七条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百四十六条の二、第百四十七条の五第二項並びに第百四十八条第一項、第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百七十条第一項	二年	これらを行使することができる時から二年
	五年を経過したとき	その支給すべき事由が生じた日から五年を経過したとき、当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以降に到来する当該年金たる給付の支給に係る支払期月の翌月の初日から五年を経過したとき
改正前厚生年金保険法第百七十条第三項	民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断	時効の更新

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百三十八条　施行日前に年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利又は当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付を受ける権利が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第百七十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百七十条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第九章　農林水産省関係

（農業協同組合法の一部改正）

第二百三十九条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第六号の二中「指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ。」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第十一条の十一第四項中「（明治二十九年法律第八十九号）第七百二十四条」を「第七百二十四条及び第七百二十四条の二」に改める。

第三十五条の二第二項中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に改める。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十条　前条の規定による改正前の農業協同組合法（次項において「旧農業協同組合法」という。）第十一条の十一第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の農業協同組合法（次項において「新農業協同組合法」という。）第十一条の十一第四項において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧農業協同組合法第十一条の十一第一項の規定による損害賠償の請求権の同条第四項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

3　施行日前に行われた理事、経営管理委員又は清算人と農業協同組合又は農業協同組合連合会との利益相反行為については、新農業協同組合法第三十五条の二第二項（新農業協同組合法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（農業災害補償法の一部改正）

第二百四十一条　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第六項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第八十八条中「払戻」を「払戻し」に、「三年間これを行わない」を「これらを行使することができる時から三年間行使しない」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第百三十一条第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（農業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十二条　施行日前に前条の規定による改正前の農業災害補償法（以下この条において「旧農業災害補償法」という。）第八十七条の二第六項（旧農業災害補償法第百三十二条第一項及び第百四十一条の二において準用する場合を含む。）又は第百三十一条第二項（旧農業災害補償法第百四十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（競馬法の一部改正）

第二百四十三条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

第二十三条の六第五項中「、第二項の規定による」を「、当該」に、「年五分の割合で」を「当該同意を得た日における法定利率により」に改める。

附則第五条第四項中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

（競馬法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十四条　施行日前に都道府県又は指定市町村（前条の規定による改正前の競馬法（以下この条において「旧競馬法」という。）第一条の二第二項に規定する指定市町村をいう。）が旧競馬法第二十三条の六第二項の規定による同意を得ていた場合における前条の規定による改正後の競馬法第二十三条の六第五項の規定により交付しなければならない金額については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二百四十五条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の八第四項中「第七百二十四条」の下に「及び第七百二十四条の二」を加える。

第三十九条の二第二項中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十六条　前条の規定による改正前の水産業協同組合法（以下この条において「旧水産業協同組合法」という。）第十五条の八第四項（旧水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の水産業協同組合法（以下この条において「新水産業協同組合法」という。）第十五条の八第四項（新水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）において準用する新民法第七百二十四条の二の規定は、旧水産業協同組合法第十五条の八第一項（旧水産業協同組合法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定による損害賠償の請求権の旧水産業協同組合法第十五条の八第四項において準用する旧民法第七百二十四条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

3　施行日前に行われた理事、経営管理委員又は清算人と水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）との利益相反行為については、新水産業協同組合法第三十九条の二第二項（新水産業協同組合法第七十七条（新水産業協同組合法第九十二条第五項、第九十六条第五項、第百条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（土地改良法の一部改正）

第二百四十七条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第八項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第五十九条中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第八十九条の三第四項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）

第二百四十八条　施行日前に前条の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第三十九条第八項又は第八十九条の三第四項（旧土地改良法第九十条の二第九項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（森林法の一部改正）

第二百四十九条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「を受ける」を「の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、同条第二号中「過失がなく」を削り、「受ける」を「受けるべき」に改め、「とき」の下に「（土地を使用し、又は収用する者に過失があるときを除く。）」を加え、同条第三号中「補償金払渡の差押又は仮差押を受けた」を「差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられた」に改める。

（森林法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十条　施行日前に前条の規定による改正前の森林法（以下この条において「旧森林法」という。）第五十八条第一項から第四項まで（これらの規定を旧森林法第六十五条及び第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第二百五十一条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の十七中「支払義務は」を「支払義務に係る請求権はこれらを行使することができる時から」に改める。

第百三十八条の二十二第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十二条　施行日前に前条の規定による改正前の漁船損害等補償法第百三十八条の二十二第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（農地法の一部改正）

第二百五十三条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項中「使用貸借の解除をし、」の下に「若しくは」を加え、「、若しくは返還の請求をし」を削る。

第十条第三項第一号中「対価」を「対価の支払の提供をした場合において、対価」に、「受領を拒み、又は受領することができない場合」を「その受領を拒んだとき。」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　対価の支払を受けるべき者が対価を受領することができない場合

第十六条第二項及び第三項を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第四十三条第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。

（農地法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十四条　施行日前に締結された農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る返還の請求については、前条の規定による改正後の農地法第七条第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に登記をしてない賃貸借の目的である農地又は採草放牧地の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

3　施行日前に締結された農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る前条の規定による改正前の農地法第十九条の規定により読み替えて適用される旧民法第六百四条第一項に規定する賃貸借の存続期間については、なお従前の例による。

（旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二百五十五条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第六項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（旧農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十六条　施行日前に前条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員

共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法第六十六条第六項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（漁業災害補償法の一部改正）

第二百五十七条　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第九十六条中「払いもどし」を「払戻し」に、「三年間これを行なわない」を「これらを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

第百四十七条の十三第三項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（漁業災害補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十八条　施行日前に前条の規定による改正前の漁業災害補償法第百四十七条の十三第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第二百五十九条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第一項中「引受け」の下に「及び契約上の地位の移転（第六項において「債務の引受け等」という。）」を、「係る債権者」の下に「及び救済農水産業協同組合が譲り受ける契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、「移転債権者」を「移転債権者等」に改め、同条第三項中「要旨及び」を「要旨並びに」に改め、「ある債権者」及び「知れている債権者」の下に「及び契約上の地位に係る契約の相手方」を加え、同条第六項中「移転債権者」を「移転債権者等」に、「債務の引受け」を「債務の引受け等」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第二百六十条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「契約する」を「契約をし、又は当該理事と組合との利益が相反する行為をする」に改める。

（森林組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百六十一条　施行日前に行われた理事又は清算人と森林組合又は森林組合連合会との利益相反行為については、前条の規定による改正後の森林組合法（以下この条において「新森林組合法」という。）第四十七条第二項（新森林組合法第九十二条（新森林組合法第百九条第五項において準用する場合を含む。）及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（種苗法の一部改正）

第二百六十二条　種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中「同条」を「同条第一号」に改める。

（種苗法の一部改正に伴う経過措置）

第二百六十三条　前条の規定による改正前の種苗法第十四条第五項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二百六十四条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第五百二十二条まで」を「第五百六条まで、第五百八条から第五百十三条まで、第五百十五条、第五百十六条及び第五百二十一条」に改める。

第三十条第三項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第五十四条第四項第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ。」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第六十九条中「消滅時効は」の下に「、その権利を行使することができる時から」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第二百六十五条　第四条第二項から第八項までの規定は、前条の規定による改正前の農林中央金庫法第七条に規定する農林中央金庫の行う行為について準用する。

2　施行日前に理事、経営管理委員又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の農林中央金庫法（以下この項において「新農林中央金庫法」という。）第三十条第三項（新農林中央金庫法第九十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第二百六十六条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第五十八条第一項中「還付を受ける権利は、」の下に「これらを行使することができる時から」を、「給付を受ける権利は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正に伴う経過措置）

第二百六十七条　施行日前に前条の規定による改正前の独立行政法人農業者年金基金法第五十二条第五項又は第五十八条第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第二百六十七条の二　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成二十七年法律第　号」を「平成二十九年法律第　号」に改める。

（漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律及び森林法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二百六十七条の三　次に掲げる法律の規定中「平成二十八年法律第　号」を「平成二十九年法律第　号」に改める。

一　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第三号

二　森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）附則第一条第二号

第十章　経済産業省関係

（自転車競技法の一部改正）

第二百六十八条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二百六十九条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十号の二中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第

一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第三十八条第二項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十条　施行日前に理事、清算人又は会長となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第三十八条第二項（新中小企業等協同組合法第六十九条、第八十二条の八及び第八十二条の十八において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（小型自動車競走法の一部改正）

第二百七十一条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第二百七十二条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十一条の五第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

（商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十三条　施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（前条の規定による改正前の商品先物取引法第百二十九条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、前条の規定による改正後の商品先物取引法第百三十一条の五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（鉱業法の一部改正）

第二百七十四条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項第一号中「対価」の下に「を提供した場合において、対価」を加え、「、又はこれを受領することができないとき」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「訴が」を「訴えが」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　対価を受けるべき者が対価を受領することができないとき。

第九十八条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第百十三条の見出し中「しんしやく」を「しん酌」に改め、同条中「発生」の下に「又は拡大」を加え、「しんしやく」を「しん酌」に改める。

第百十五条第一項を次のように改める。

損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　被害者が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。

二　損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

第百十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十五条　施行日前に前条の規定による改正前の鉱業法（以下この条において「旧鉱業法」という。）第九十三条の規定により対価の支払義務が生じた場合におけるその対価の供託については、なお従前の例による。

2　施行日前に損害を賠償する義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲については、前条の規定による改正後の鉱業法（第四項において「新鉱業法」という。）第百十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　旧鉱業法第百十五条第一項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

4　新鉱業法第百十五条第二項及び第三項の規定は、損害賠償請求権の旧鉱業法第百十五条第一項前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

（信用保証協会法の一部改正）

第二百七十六条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「取引」を「取引等」に改め、同条第一項中「取引」の下に「をし、又は当該理事と協会との利益が相反する行為」を加え、「双方代理」を「双方代理等」に改める。

（信用保証協会法の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十七条　施行日前に行われた理事と協会（前条の規定による改正前の信用保証協会法第二条に規定する協会をいう。）との利益相反行為については、前条の規定による改正後の信用保証協会法第十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水洗炭業に関する法律の一部改正）

第二百七十八条　水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「しんしやく」を「しん酌」に改め、同条中「発生」の下に「又は拡大」を加え、「しんしやく」を「しん酌」に改める。

第二十条を次のように改める。

（消滅時効）

第二十条　第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　被害者が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき。

二　損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

2　人の生命又は身体を害した場合における損害賠償請求権の消滅時効についての前項第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

（水洗炭業に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百七十九条　施行日前に損害を賠償する義務が生じた場合におけるその損害賠償の責任及び範囲については、前条の規定による改正後の水洗炭業に関する法律（第三項において「新水洗炭業法」という。）第十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正前の水洗炭業に関する法律（次項において「旧水洗炭業法」という。）第二十条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

3　新水洗炭業法第二十条第二項の規定は、旧水洗炭業法第十六条第一項に規定する損害の賠償請求権の旧水洗炭業法第二十条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

（特許法の一部改正）

第二百八十条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第六項中「同条」を「同条第一号」に改める。

第八十八条第一号中「その対価」を「対価の弁済の提供をした場合において、その対価」に改め、「、又はこれを受領することができないとき」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「訴の」を「訴えの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　その対価を受けるべき者がこれを受領することができないとき。

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十一条　前条の規定による改正前の特許法（以下この条において「旧特許法」という。）第六十五条第六項（旧特許法第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧特許法第八十六条第二項第二号（旧特許法第九十二条第七項及び第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により対価を支払う義務が生じた場合におけるその対価の供託については、なお従前の例による。

（商標法の一部改正）

第二百八十二条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第五項中「同条」を「同条第一号」に改める。

（商標法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十三条　前条の規定による改正前の商標法（以下この条において「旧商標法」という。）第十三条の二第五項（旧商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（技術研究組合法の一部改正）

第二百八十四条　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

第七十四条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として組織変更時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

第百二十九条第一項中「第九十三条ただし書」を「第九十三条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「を理由として新設分割時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは」を「、詐欺又は」に改める。

（技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十五条　施行日前に理事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の技術研究組合法（以下この条において「新技術研究組合法」という。）第三十三条第二項（新技術研究組合法第六十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前にされた意思表示に係る組織変更時発行株式（前条の規定による改正前の技術研究組合法（次項において「旧技術研究組合法」という。）第六十七条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けについては、新技術研究組合法第七十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前にされた意思表示に係る新設分割時発行株式（旧技術研究組合法第百二十二条第一号に規定する新設分割時発行株式をいう。）の引受けについては、新技術研究組合法第百二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（割賦販売法の一部改正）

第二百八十六条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三の十三第五項中「善意の」を「善意でかつ過失がない」に改める。

（割賦販売法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十七条　施行日前にされた意思表示については、前条の規定による改正後の割賦販売法（以下この条において「新割賦販売法」という。）第三十五条の三の十三第五項（新割賦販売法第三十五条の三の十四第三項、第三十五条の三の十五第三項及び第三十五条の三の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（商店街振興組合法の一部改正）

第二百八十八条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二百八十九条　施行日前に理事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の商店街振興組合法（以下この条において「新商店街振興組合法」という。）第五十条第二項（新商店街振興組合法第七十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（小規模企業共済法の一部改正）

第二百九十条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「支給を受ける権利は」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「二年間行わない」を「これらを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正）

第二百九十一条　中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「支給を受ける権利は」の下に「これらを行使することができる時から」を加え、「二年間行わない」を「これを行使することができる時から二年間行使しない」に改める。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

第二百九十二条　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「民法第七百二十四条」を「民法第七百二十四条第一号」に改める。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十三条　前条の規定による改正前の半導体集積回路の回路配置に関する法律第二十七条第四項において準用する旧民法第七百二十四条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（不正競争防止法の一部改正）

第二百九十四条　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（消滅時効）

第十五条　第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　その行為を行う者がその行為を継続する

場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から三年間行わないとき。

二　その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

（不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十五条　前条の規定による改正前の不正競争防止法第十五条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第二百九十六条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「業務執行」を「業務の決定及び執行」に改め、同条第一項中「無限責任組合員が」の下に「決定し、」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

（組合の代理）

第七条の二　無限責任組合員は、組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2　無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は、無限責任組合員の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理することができる。

3　前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

第十六条中「第六百六十八条（組合財産の共有）、第六百六十九条（を「第六百六十七条の二から第六百六十九条まで（他の組合員の債務不履行、組合員の一人についての意思表示の無効等、組合財産の共有及び」に改め、「割合」の下に「、第六百七十五条第一項（組合の債権者の権利の行使）」を、「第六百七十六条」の下に「から第六百七十七条の二まで」を、「組合財産の分割」の下に「、組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止並びに組合員の加入」を加え、「、第六百七十七条（組合の債務者による相殺の禁止）」を削り、「第六百八十条」の下に「から第六百八十一条まで」を加え、「、第六百八十一条（を「、脱退した組合員の責任等及び」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十七条　施行日前に締結された前条の規定による改正前の投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約については、なお従前の例による。

（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の一部改正）

第二百九十八条　電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律

第一条中「要素に」を「申込み又はその承諾の意思表示について」に改め、「及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合」を削る。

第二条第四項を削る。

第三条中「第九十五条ただし書」を「第九十五条第三項」に、「電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、当該錯誤が」を「意思表示が同条第一項第一号に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであり、かつ、」に改める。

第四条を削る。

（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十九条　施行日前にされた電子消費者契約（前条の規定による改正前の電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（次項において「旧電子契約法」という。）第二条第一項に規定する電子消費者契約をいう。）の申込み又はその承諾の意思表示については、前条の規定による改正後の電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に契約の申込みがされた場合におけるその申込みに係る旧電子契約法第四条に規定する電子承諾通知に関する民法の特例については、なお従前の例による。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第三百条　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「一部のみを」の下に「一人又は数人の他の組合員又は第三者に」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（組合の代理）

第十四条の二　各組合員及び第十三条第二項の規定による委任を受けた第三者は、第十二条第一項の規定による決定に基づき組合の業務を執行する場合において、他の組合員を代理することができる。

2　前項の規定にかかわらず、各組合員は、組合の常務を行うときは、単独で組合員を代理することができる。

第二十四条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

第五十六条中「第六百六十八条、第六百六十九条」を「第六百六十七条の二から第六百六十九条まで」に改め、「第六百七十四条第二項」の下に「、第六百七十五条第一項」を、「第六百七十七条」の下に「、第六百八十条の二」を加える。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百一条　施行日前に締結された前条の規定による改正前の有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約については、なお従前の例による。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第三百二条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項第六号中「指名金銭債権又は指名金銭債権」を「金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権」に改め、「限る」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「これ」を「特定社債」に改める。

第三十七条中「消滅時効は」の下に「、その権利を行使することができる時から」を加える。

第十一章　国土交通省関係

（鉄道営業法の一部改正）

第三百三条　鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「一年間之ヲ行ハザル」を「之ヲ行使スルコトヲ得ベキ時ヨリ一年間行使セザル」に改める。

第一章中第十八条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第十八条ノ四とする。

第十八条ノ二中「第十八条」を「前二条」に改め、同条を第十八条ノ三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条ノ二　鉄道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ関スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中「表示していた」トアルハ「表示し、又は公表していた」トス

（軌道法の一部改正）

第三百四条　軌道法（大正十年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条ノ二第九号中「前条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第二十七条ノ三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条ノ二　軌道ニ依ル旅客ノ運送ニ係ル取引ニ関スル民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項第二号中表示していたトアルハ表示し、又は公表していたトス

（船員法の一部改正）

第三百五条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第五項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第百十七条中「債権は、」の下に「これを行使することができる時から」を加え、「これを行わない」を「行使しない」に改める。

（船員法の一部改正に伴う経過措置）

第三百六条　施行日前に前条の規定による改正前の船員法第九十六条第五項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（建設業法の一部改正）

第三百七条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十二号中「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第二十五条の十六（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第三百八条　施行日前に建設工事（前条の規定による改正前の建設業法（次項において「旧建設業法」という。）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、前条の規定による改正後の建設業法（次項において「新建設業法」という。）第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に旧建設業法第二十五条の十一第一号に規定するあっせん又は調停の申請がされた場合におけるその申請に係る時効の特例については、新建設業法第二十五条の十六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（海上運送法の一部改正）

第三百九条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第十九条の六の二中「次条第二項」の下に「及び第三十二条の二」を加える。

第二章中第三十二条の次に次の一条を加える。

（民法の特例）

第三十二条の二　一般旅客定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業又は人の運送をする不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業を除く。）による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

第四十二条第一項中「及び第三十条」を「、第三十条」に改め、「除く。」の下に「及び第三十二条の二」を加える。

（道路運送法の一部改正）

第三百十条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第八十七条を次のように改める。

（民法の特例）

第八十七条　次に掲げる取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

一　一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業による旅客の運送又は自家用有償旅客運送に係る取引

二　一般自動車道の通行に係る取引

（公営住宅法の一部改正）

第三百十一条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

（公営住宅法の一部改正に伴う経過措置）

第三百十二条　施行日前に到来した支払期に係る前条の規定による改正前の公営住宅法第三十二条第三項に規定する利息については、なお従前の例による。

（土地収用法の一部改正）

第三百十三条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の四第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第九十五条の見出し中「払渡」を「払渡し」に改め、同条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「補償金等を受けるべき」を「補償金等の提供をした場合において、補償金等を受けるべき」に改め、「、又は補償金等を受領することができないとき」を削り、同項第四号中「差押又は仮差押」を「差押え又は仮差押え」に、「払渡」を「払渡し」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、起業者に過失があるときは、この限りでない。

第九十五条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第九十五条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同条第五項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「替地を」を「替地の提供をした場合において、替地を」に改め、「、又は替地の譲渡若しくは引渡を受けることができないとき」を削り、同項第二号中「差押又は仮差押」を「差押え又は仮差押え」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　替地を受けるべき者が替地の譲渡又は引渡しを受けることができないとき。

（土地収用法の一部改正に伴う経過措置）

第三百十四条　施行日前に前条の規定による改正前の土地収用法（以下この条において「旧土地収用法」という。）第四十六条の四第一項（旧土地収用法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する補償金の支払義務、旧土地収用法第九十五条第一項（旧土地収用法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する補償金等の払渡し若しくは替地の譲渡

及び引渡しの義務又は旧土地収用法第九十七条第一項（旧土地収用法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する補償金の払渡しの義務が生じた場合におけるこれらの補償金、補償金等又は替地の供託については、なお従前の例による。

（モーターボート競走法の一部改正）

第三百十五条　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「六十日間行わない」を「これらを行使することができる時から六十日間行使しない」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第三百十六条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第十三号中「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十七条第一項第十一号中「の瑕疵」を「が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に改める。

第三十九条の見出し中「手附」を「手付」に改め、同条第一項中「みずから」を「自ら」に、「こえる」を「超える」に、「手附」を「手付」に改め、同条第二項中「みずから」を「自ら」に、「手附」を「手付」に改め、「、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは」を削り、「償還して」を「現実に提供して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第四十条の見出し中「瑕疵担保責任」を「担保責任」に改め、同条第一項中「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合」に、「第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第三項」を「第五百六十六条」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）

第三百十七条　施行日前に宅地（前条の規定による改正前の宅地建物取引業法（次項において「旧宅地建物取引業法」という。）第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この条において同じ。）又は建物の売買又は交換の契約が締結され又は成立した場合におけるその契約に係る書面の交付については、前条の規定による改正後の宅地建物取引業法（以下この条において「新宅地建物取引業法」という。）第三十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に宅地建物取引業者（旧宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。次項において同じ。）が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約が締結された場合におけるその契約の解除については、新宅地建物取引業法第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　施行日前に宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る担保責任についての特約の制限については、新宅地建物取引業法第四十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（道路法の一部改正）

第三百十八条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第五項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に、「因り」を「より」に改める。

第九十四条第三項中「過失がなくて」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該管理者に過失があるときは、この限りでない。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第三百十九条　施行日前に前条の規定による改正前の道路法（以下この条において「旧道路法」という。）第九十四条第一項（旧道路法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の返還義務が生じた場合におけるその不用物件の供託については、なお従前の例による。

（航空法の一部改正）

第三百二十条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三十四条の二の次に次の一条を加える。

（民法の特例）

第百三十四条の三　航空運送事業による旅客の運送に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

（土地区画整理法の一部改正）

第三百二十一条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十二条　施行日前に前条の規定による改正前の土地区画整理法（以下この条において「旧土地区画整理法」という。）第四十二条第二項（旧土地区画整理法第百十条第八項において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第三百二十三条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「請求権は、」の下に「被害者又はその法定代理人が損害及び保有者を知つた時から」を加える。

第七十五条中「請求権は、」の下に「これらを行使することができる時から」を加える。

第八十条第三項中「民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十四条　施行日前に前条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下この条において「旧自動車損害賠償保障法」という。）第十六条第一項又は第十七条第一項（これらの規定を旧自動車損害賠償保障法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求権が生じた場合におけるこれらの請求権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧自動車損害賠償保障法第八十条第三項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第三百二十五条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（民法の特例）

第五十五条の二　道路の通行又は利用に係る取引に関して民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十八条の二第一項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「表示していた」とあるのは、「表示し、又は公表していた」とする。

（海岸法等の一部改正）

第三百二十六条　次に掲げる法律の規定中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

一　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十五条第五項

二　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二十六条第五項

三　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条第五項

四　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第四十七条第五項

（内航海運組合法の一部改正）

第三百二十七条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十八条　施行日前に理事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の内航海運組合法（以下この条において「新内航海運組合法」という。）第三十四条の三第二項（新内航海運組合法第五十五条（新内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第三百二十九条　次に掲げる法律の規定中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

一　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十五条第五項

二　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二十六条第五項

三　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条第五項

四　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第四十七条第五項

（内航海運組合法の一部改正）

第三百二十七条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十八条　施行日前に理事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の内航海運組合法（以下この条において「新内航海運組合法」という。）第三十四条の三第二項（新内航海運組合法第五十五条（新内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第三百二十九条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十三条第二項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十条　施行日前に緊急裁決で定められた権利取得の時期又は明渡しの期限が到来した場合における前条の規定による改正前の公共用地の取得に関する特別措置法（以下この条において「旧公共用地取得特別措置法」という。）第三十三条第二項（旧公共用地取得特別措置法第四十五条において準用する場合を含む。）に規定する利息については、なお従前の例による。

（河川法の一部改正）

第三百三十一条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「補償金を受けるべき」を「補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、「、又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、水利使用の許可を受けた者に過失があるときは、この限りでない。

第四十三条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第四十三条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

（河川法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十二条　施行日前に前条の規定による改正前の河川法（以下この条において「旧河川法」という。）第四十一条（旧河川法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

（都市計画法の一部改正）

第三百三十三条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第七項中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第三百三十四条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第九十一条第一項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第九十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「補償金等を受けるべき」を「補償金等の提供をした場合において、補償金等を受けるべき」に改め、「、又は補償金等を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、施行者に過失があるときは、この限りでない。

第九十二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第九十二条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第百七条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百十八条の十五第一項中「年六パーセントの割合により算出した」を「法定利率による」に改める。

（都市再開発法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十五条　施行日前に前条の規定による改正前の都市再開発法（以下この条において「旧都市再開発法」という。）第四十二条第二項（旧都市再開発法第五十条の十一第三項、第五十六条の三第五項（旧都市再開発法第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第百六条第八項（旧都市再開発法第百十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に権利変換計画の認可の公告がされた場合におけるその権利変換計画に係る旧都市再開発法第九十一条第一項に規定する補償金については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧都市再開発法第九十一条（旧都市再開発法第九十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により補償金等又は損失の補償額の支払義務が生じた場合におけるその補償金等又は損失の補償額の供託については、なお従前の例による。

4　施行日前に譲受け希望の申出の撤回がされた場合におけるその申出の撤回に伴う対償の支払については、前条の規定による改正後の都市再開発法第百十八条の十五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百三十六条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十六第十項中「五年間行わない」を「これを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第十一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十七条　施行日前に前条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の十六第十一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第三百三十八条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「行なう」を「行う」に、「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときにおけるその不適合」に、「第六百三十八条第一項に規定する期間につき」を「第六百三十七条第一項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十九条　施行日前に建設業者である積立式宅地建物販売業者（前条の規定による改正前の積立式宅地建物販売業法第二条第四号に規定する積立式宅地建物販売業者をいう。）が行う積立式宅地建物販売（同条第二号に規定する積立式宅地建物販売をいう。）の契約であって旧民法の請負に関する規定が適用されるものが締結された場合におけるその契約に係る特約については、前条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（船舶油濁損害賠償保障法の一部改正）

第三百四十条　船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の表第十九条第一項の項中欄中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改め、同表第三十条第一項の項中欄中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率」に、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第三百四十一条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「の特例」を削る。

第二条に次の一項を加える。

5　この法律において「瑕疵」とは、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　瑕疵担保責任

第九十四条の見出し中「の特例」を削り、同条第一項中「第六百三十四条第一項及び第二項前段」を「第四百十五条、第五百四十一条及び第五百四十二条並びに同法第五百五十九条において準用する同法第五百六十二条及び第五百六十三条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の場合における民法第六百三十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条本文に規定する」とあるのは「請負人が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する瑕疵がある目的物を注文者に引き渡した」と、同項及び同条第二項中「不適合」とあるのは「瑕疵」とする。

第九十五条の見出し中「の特例」を削り、同条第一項中「隠れた」を削り、「第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項並びに同法第六百三十四条第一項及び第二項前段」を「第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条」に改め、後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の場合における民法第五百六十六条の規定の適用については、同条中「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」とあるのは「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十五条第一項に規定する瑕疵がある」と、「不適合」とあるのは「瑕疵」とする。

第九十七条の見出し中「の特例」を削り、同条中「隠れた」を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百四十二条　施行日前に住宅新築請負契約（前条の規定による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律（次項において「旧住宅品質確保法」という。）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約をいう。）が締結された場合におけるその契約に係る同項に規定する担保の責任については、なお従前の例による。

2　施行日前に新築住宅（旧住宅品質確保法第二条第二項に規定する新築住宅をいう。）の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る旧住宅品質確保法第九十五条第一項に規定する担保の責任については、なお従前の例による。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正）

第三百四十三条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「補償金を受けるべき」を「補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、「、又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、認可事業者に過失があるときは、この限りでない。

第三十三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第三十三条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三百四十四条　施行日前に前条の規定による改正前の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第三十二条第一項の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第三百四十五条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「補償金を受けるべき」を「補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、「、又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、施行者に過失があるときは、この限りでない。

第七十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第百五十二条及び第百五十四条中「同項第二号及び第三号」を「同項第三号及び第四号」に改める。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百四十六条　施行日前に前条の規定による改

正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下この条において「旧円滑化法」という。）第七十五条若しくは第百五十三条の規定により補償金の支払義務が生じた場合又は旧円滑化法第百五十一条の規定により分配金の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金又は分配金の供託については、なお従前の例による。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正）

第三百四十七条　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第二号イ及びロ中「隠れた」を削り、「てん補する」を「塡補する」に改め、同項第三号中「てん補する」を「塡補する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号イ及びロ並びに第三号中「てん補する」を「塡補する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「瑕疵」とは、住宅品質確保法第二条第五項に規定する瑕疵をいう。

第六条第一項中「損害賠償請求権」を「瑕疵を理由とする報酬の返還請求権又は損害賠償請求権（次項において「報酬返還請求権等」という。）」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「損害賠償請求権」を「報酬返還請求権等」に改め、同項第三号中「損害」を「報酬返還請求権等に係る報酬の返還の義務又は損害」に改める。

第十一条第二項中「隠れた」を削る。

第十四条第一項中「隠れた」を削り、「損害賠償請求権」を「瑕疵を理由とする代金の返還請求権又は損害賠償請求権（次項において「代金返還請求権等」という。）」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「損害賠償請求権」を「代金返還請求権等に係る代金の返還の義務又は損害」に改める。

第十六条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第十七条第一項中「第六百三十四条第一項若しくは第二項前段又は同法第五百七十条において準用する同法第五百六十六条第一項」を「第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条又は第五百六十二条若しくは第五百六十三条（これらの規定を同法第五百五十九条において準用する場合を含む。）」に改める。

第十九条第二号

た場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（土壌汚染対策法の一部改正）

第三百五十六条　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

一　当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行使しないとき。

二　当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したとき。

（土壌汚染対策法の一部改正に伴う経過措置）

第三百五十七条　前条の規定による改正前の土壌汚染対策法第八条第二項後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正）

第三百五十八条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第四百二十四条」を「第三編第一章第二節第三款第一目」に改める。

第十三章　防衛省関係

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正）

第三百五十九条　連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（審査請求による時効の完成猶予及び更新）」に改め、同条中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

第二十二条中「三年間行なわない」を「これを行使することができる時から三年間行使しない」に改める。

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百六十条　施行日前に前条の規定による改正前の連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律第十六条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

第十四章　罰則に関する経過措置及び政令への委任

（罰則に関する経過措置）

第三百六十一条　施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百六十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、○第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び○第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

審査報告書

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年五月二十五日

農林水産委員長　渡辺　猛之

参議院議長　伊達　忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

農村の高齢化・人口減少が進む中で、優良農地を確保しつつ、農業の持続的な発展を図るとともに、農村地域における就業の場を確保し、農村の機能を維持していくことが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　国が策定する基本方針において、既存の産業導入地区内に造成済みの遊休地がある場合にはその活用を優先させることを明記すること。また、農業と導入産業との土地利用調整を行う際には、農用地区域外での開発を優先させるとともに、農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることを明記し、優良農地の確保に努めること。加えて、今国会で改正された土地改良法に基づく農地中間管理機構関連事業で費用負担を求めずに事業を実施した農地については、少なくとも農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区に含めないことを明記すること。

二　都道府県の基本計画の策定及び市町村の実施計画の策定に当たっては、産業の施設用地と農用地等の利用調整が適切に行われるよう、必要な指導・助言を行うこと。

三　法施行後の土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できなくなるおそれがあると認めるときは、所要の措置を講ずること。

四　農村地域へ導入される産業の業種が拡大されることに鑑み、農地法に基づく農地転用許可の特例や、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域からの除外の特例については、その厳格な運用に努めること。

五　農業・農村の維持発展のため、新規就農者の確保や農業の多面的機能の発揮に努めるとともに、産業を導入するに当たっては、六次産業化など地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業の導入を推進し、農業と導入される産業の均衡ある発展及び雇用構造の高度化に資するものとなるよう、また、農村地域の自然環境や生活環境の保全に十分配慮するよう、都道府県及び市町村に対して指導・助言を行うこと。

六　農村地域に導入される産業に地元住民及び地域への移住者が円滑に就業できるよう、雇用情報の収集・提供等の必要な支援を行うよう努めること。

右決議する。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年五月十六日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　伊達　忠一殿

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案

農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

第一条中「工業等の」を「産業の」に、「従つて」を「従って」に、「工業等に」を「産業に」に、「相まつて」を「相まって農地の集団化その他」に改め、「改善」の下に「（以下「農業構造の改善」という。）」を加え、「工業等と」を「その導入される産業と」に改める。

第二条第一項第二号及び第三号中「であつて」を「であって」に改め、同条第二項を削る。

第三条の見出しを「（基本方針）」に改め、同条第一項中「工業等」を「産業」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「工業等」を「産業」に改め、同項第三号中「工業等」を「産業」に、「相まつて」を「相まって」に改め、同項第五号中「工業等」を「産業」に改める。

第四条の見出しを「（基本計画）」に改め、同条第一項中「工業等」を「産業」に改め、同条第二項中「、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに」を削り、同項第一号中「工業等」を「産業」に改め、同項第三号から第六号までを削り、同項第二号中「工業等の導入に伴う工場用地等（工場用地その他の工業等」を「産業の導入に伴う施設用地（工場、事業場その他の施設」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

三　農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

第四条第三項各号を次のように改める。

一　農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

二　労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

三　農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

四　その他必要な事項

第五条の見出しを「（実施計画）」に改め、同条第一項中「都道府県又は」及び「、次に掲げる要件に該当する場合には」を削り、「工業等の導入に」を「産業の導入に」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「工業等を」を「産業を」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改め、同項第二号中「工業等」を「産業」に改め、同項第四号から第七号までを削り、同項第三号中「工業等」を「産業」に、「工場用地等」を「施設用地」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　導入される産業への農業従事者の就業の目標

四　産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

第五条第三項を同条第二項とし、同条第四項各号を次のように改める。

一　導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

二　労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項

三　産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

四　その他必要な事項

第五条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　実施計画は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

一　産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること。

二　産業の導入と相まって農村地域における農業構造の改善を促進すると認められること。

三　産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整が行われることにより、農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。

第五条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、同条第十項中「都道府県又は」及び「都道府県にあつては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては」を削り、「あつては、」を「あっては、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「あつた」を「あった」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「変更した場合にあつては」を「変更した場合にあっては」に改め、「都道府県又は」を削り、「それぞれ、同法第七条第一項の都道府県計画又は」を「当該市町村の議会の議決を経て」に改め、ただし書を削り、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「都道府県又は」及び「第七条第一項の都道府県計画又は同法」を削り、「同法第七条又は同法第六条」を「同条第七項」に、「同法第七条第五項において準用する同条第四項中「これを総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出する」とあるのは「その旨を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に報告する」と、同条第五項及び同法第六条第七項において準用する同条第六項」を「同項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第五項中「これを提出しなければ」とあるのは「その旨を報告しなければ」と、前項に」、「、同条第七項において準用する同条第五項中「これを提出し」とあるのは「その旨を報告し」を「読み替えるものとする」に改め、同項を同条第十項とする。

第六条中「行なう」を「行う」に改める。

第七条中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「工場用地等」を「施設用地」に改める。

第八条から第十条までを削る。

第十一条中「工業等導入地区」を「産業導入地区」に、「工業等の」を「導入される産業の」に改め、同条を第八条とする。

第十二条中「工場用地等」を「施設用地」に改め、同条を第九条とする。

第十三条を削る。

第十四条中「工業等」を「産業」に、「工場用地等、共同流通業務施設」を「施設用地」に改め、同条を第十条とする。

第十五条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十一条とし、第十六条を第十二条とする。

第十七条中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条第一項中「及び実施計画」を削り、「工業等」を「産業」に改め、同条第二項中「工業等」を「産業」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条中「、厚生労働大臣及び国土交通大臣」を「及び厚生労働大臣」に改め、同条を第十五条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業等導入促進法（以下この条において「旧法」という。）の規定により定められ、又は変更された旧法第三条第一項の基本方針、旧法第四条第一項の基本計画及び旧法第五条第一項の実施計画（市町村が定め、又は変更したものに限る。）については、それぞれこの法律による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下この条において「新法」とい

う。）の規定により定められ、又は変更された新法第三条第一項の基本方針、新法第四条第一項の基本計画及び新法第五条第一項の実施計画とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（農地法及び沖縄振興特別措置法の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改める。

一　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）附則第二項第一号

二　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第百十五号）第百十五条第一項

（地域再生法の一部改正）

第五条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十節　遊休工場用地等に導入する地域農林水産業振興施設整備計画等の認定等の手続の特例（第十七条の二十六―第十七条の三十二）」を「第十一節　地域農林水産業振興施設整備計画の作成等（第十七条の二十六―第十七条の三十）　第十二節　構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例（第十七条の二十八―第十七条の三十一）　第十三節　財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第十八条）」に改める。

第十七条の二十六第一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十七条の二十七第一項中「第十七条の二十六第一項」を「第十七条の二十六」に改める。

第十七条の二十八第一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十一」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十七条の三十第一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十一」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第三十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第四十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第五十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第六十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第七十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第八十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第九十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百二十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百三十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百四十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百五十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百六十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百七十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百八十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第百九十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百二十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百三十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百四十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百五十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百六十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十六項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十七項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十八項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百七十九項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百八十項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百八十一項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百八十二項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百八十三項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百八十四項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―第十七条の三十」に改める。

第十八条第二百八十五項中「第十七条の二十六―第十七条の三十二」を「第十七条の二十六―

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話　03
(3587)
4294

定価　本号一部
七〇八円
（本体
六六〇円）